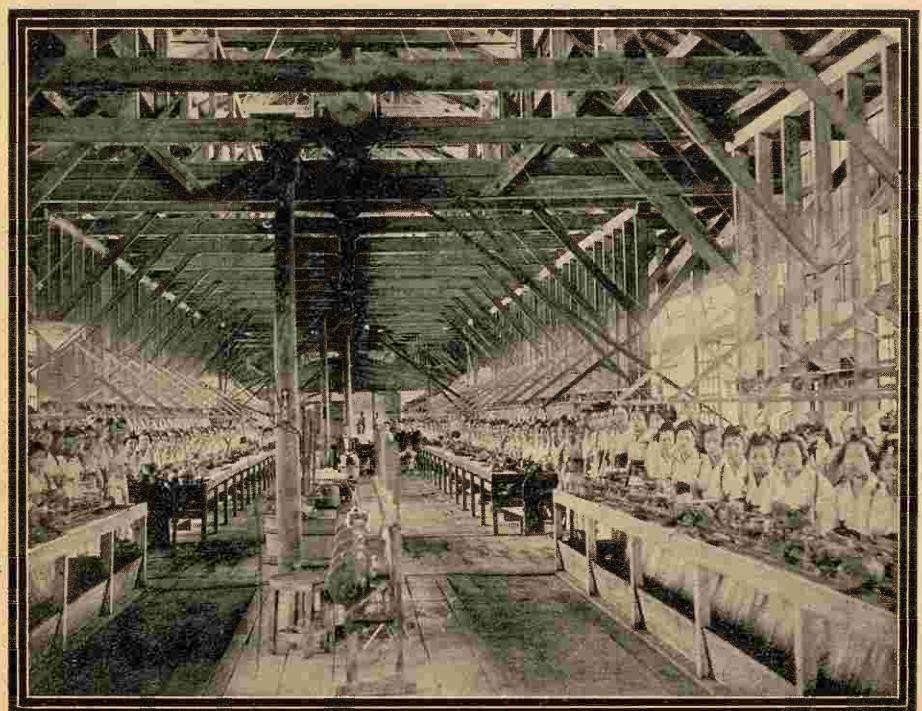




大嶠製絲所



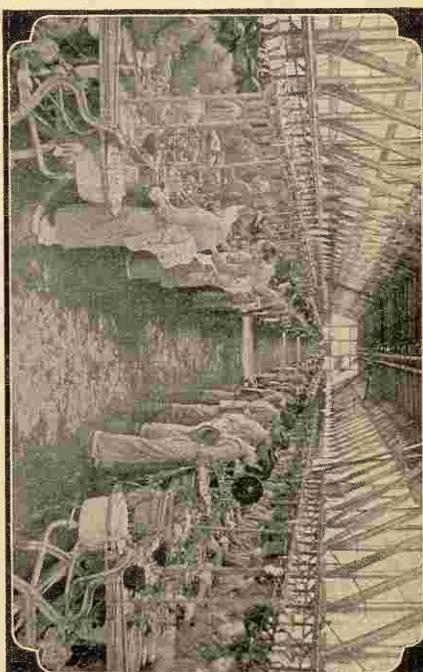
轉 線 場



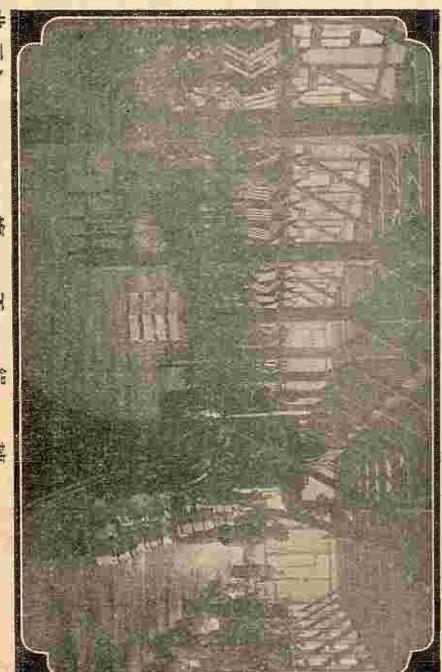
(三井工井工業部)

三重製糸所

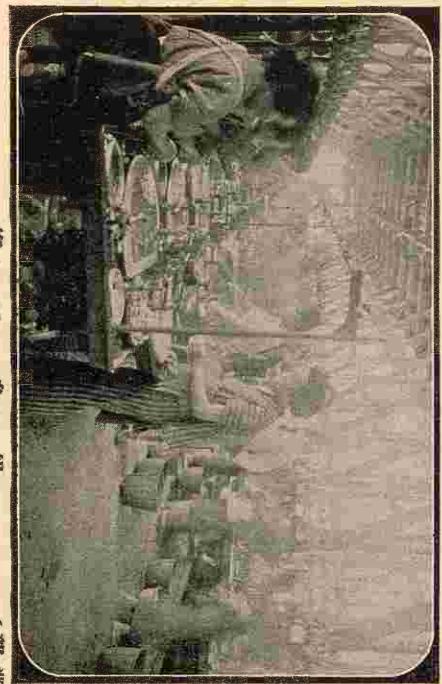
機器糸締式佛



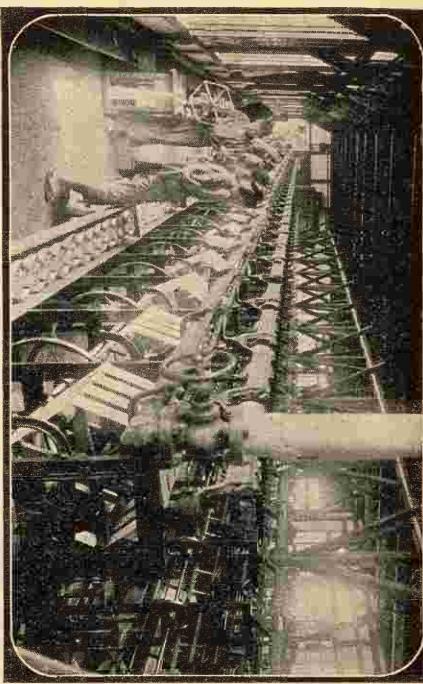
場工糸締（邵業工井三）



場工糸締



場工糸締再



名古尾製糸所



もに中の繭のこふわい殿むらの籠や宮の國御きあり限
歌詠御下殿子節

養 蟹 實 景

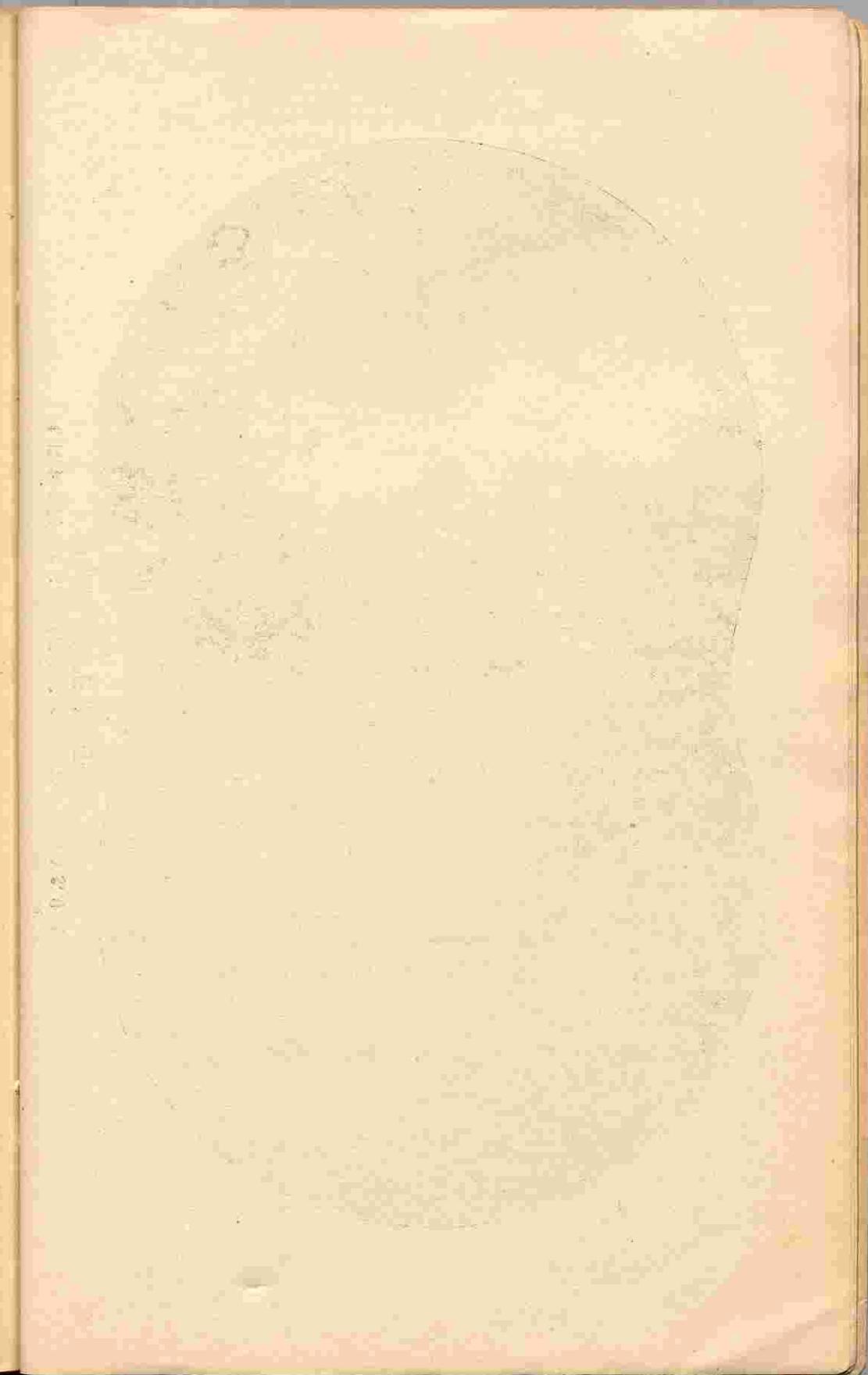
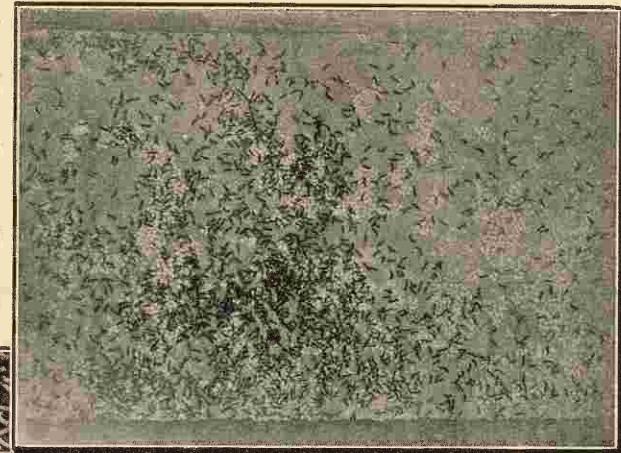
其一 蟹兒



其二



其三



養 蟲 實 景

其 四



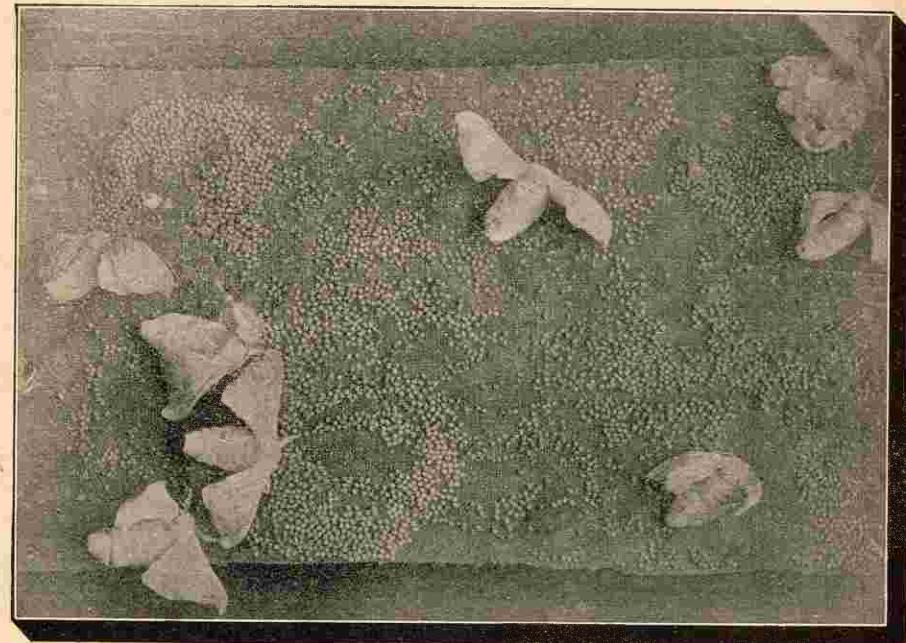
其 五



其 六 上 簇



養 蟻 實 景



其七 產卵



其八 器具

猶興舍印行

例　　言

一博文館の依囑に應じ本書を編纂したるは、今より二年前、恰も「日本之下層社會」の材料蒐集に從事せる時なりき、今日に至りて之を見れば、意に満ざるもの甚だ多し、然れども本書編纂の主意は、學者に供せん爲にもあらざれば、専門家の参考に資せん爲にもあらず、一般養蠶者、若くは生絲家の爲に、平易に養蠶と生絲との方法を記述せるに過ぎざれば、其の帳簿と算盤との配列せる傍ら、當業者の参考と爲るを得ば、編者の望即ち足る。

一本書齧頭に本邦養蠶史、及び諸外國の養蠶生絲の状況を審にせり、編者は一般營業者が佛伊諸國の現狀に顧みて、深く意を致さんとを欲す。

一實業者たるべし、虛業家たるべからず、我が實業社會を見るに細心なる實業者少くして、唯だ一時を胡麻化して虛利を貪らんとする者多きは、慨嘆に堪へざるなり、養蠶と言はじ、生絲と言はじ、機業に於ても、紡績業に於て

も、若くは燐寸業に於ても時々恐慌來りて、折角發達せる有利の事業を中途に挫折せんとするが如きは、概ね營業者が其の本分を逸して虛業家たらんとするに原く、余輩は本書の讀者に對し、深く兩者の區別を守らんとを望む者也。

明治三十三年六月

故郷越中魚津に於て

横山源之助識

日用百科全書

第十四編 養蠶と製絲目次

緒言	一
第一氣候	二
第二土地	八
第三資金	九
養蠶編	
第一章 蠶種	一四
第一節 蠶種の製造	一五
第一款種籬の撰別	一五
第二款補蘭の保護	二二
第三款發蛾の注意	三四
第四款產卵の際の注意	三〇
第五款採種法	三二
第二節 蠶種の選擇	三七
第一款蠶種検査法	三八
第二款蠶種鑑別法	四一
第三款蠶種の保護	四五
第一款產生後の取扱及運搬	四六
第二款蠶種貯藏法	五〇
第三款浴種及浴後の注意	五六
第一章 蠶兒	五八
第一節 蠶兒の發生	一一
生絲編	
第五章 蠶兒の疾病	一二
第四章 上糸	一六
第一章 蘭種の撰定	一五五

第一款催青法	六〇
第二款孵化の早晚	六一
第三款發生抑止の害	六二
第三章 飼育法	六四
第一款寒暖の斟酌	六八
第二款濕氣の調和	七〇
第三款空氣の流通	七四
第一節 握立	八〇
第一款歐州握立法	八二
第二款支那握立法	八三
第三款本邦握立法	八三
第二節 紙桑	八六
第一款桑花を用ひの得失	八七
第二款桑葉穢軟の度	八九
第三款割桑の必要	九一
第四款給桑の加減	九二
第五款貯桑の必要	一〇二
第三節 分搗	一〇四
第四節 除沙	一一二
第五節 眼起に於ける注意	一一四
第四章 上糸	一一六
第八蠶蛹と洋燈	一五三

- 第一節繭種の來歴 五八
 第二節撰別の第一要件 七一
 第三節撰別の第二要件 七五
 第四節撰別の第三要件 七八
 第五節繭種一定の方法 八二
 第二章繭の取扱 八二
 第一節繭の買入 八三
 第二節繭の撰別 八六
 第三節殺蛹法 八八
 第四節貯藏法 一九四
 第五節カツホ虫の防除 一九四
 第六節防除法 一九六
 第一節繭の渡方 一九六
 第二節繭の貢加減 一九七
 第三節緒立等の取扱并に湯加減 一九八
 第四節織絲湯の溫度 一九九
 第五節集繕器の取扱 二〇九
 第六節絲線の添足 二一〇
 第七節燃の作用 二一四
 第八節絡糸の作用 二一六
 第四章束裝及荷作法 二一八
 第五章製絲家注意の諸件 二二四
 第一節製絲場の位置 二二四

- 第二節建築上の注意 二二六
 第三節製絲機械の構造 二二九
 第四節製絲釜の構造 二三一
 第五節製絲汽罐の事 二三二
 第六節製絲汽罐取扱心得 二三四

繭頭目次

日本蠶業史

其一 古代の蠶業狀態

一四六

第七生絲検査所

一四七

第八人造絹絲

一四五

第九桑樹仕立法

一五九

第十蠶絲業奨励保護

一五六

第五蠶業教育

一四五

第六蠶種の検査

一四五

第四製絲業

一三九

第三養蠶業、附蠶の種類

一三九

第二繭、生絲生產の有様

一三九

第一本邦主絲需用の有様

一三〇

歐米蠶絲業復命大要

一二九

- 第三節建築上の注意 二二六
 第三節製絲機械の構造 二二九
 第四節製絲釜の構造 二三一
 第二繭、生絲生產の有様 一三九
 第三養蠶業、附蠶の種類 一三九
 第一繭、生絲需用の有様 一三〇
 第五節製絲汽罐の事 二三二
 第六節製絲汽罐取扱心得 二三四

- 其二 中世の蠶業狀態 一八
 其三 德川時代の蠶業狀態 一二
 其四 維新後の蠶業沿革 二〇
 其五 蠶業沿革補遺 二〇
 支那蠶業の沿革(甲) 四八
 支那蠶業の沿革(乙) 五六
 支那養蠶現業の狀 六六
 支那生絲業の現狀 九二
 伊太利蠶業の沿革 一〇四
 佛蘭西蠶業の沿革 一二三

- 高山社の由來(清温育元祖) 一七四
 伊藤小左衛門(機械製絲鼻祖) 一五〇
 生絲賣捌 一九〇
 地遣賣 一九〇
 橫濱賣 一九三
 直輸出 二一九
 伊藤小左衛門(機械製絲鼻祖) 一五〇
 第九桑樹仕立法 一四五
 第十蠶絲業奨励保護 一五六
 第八人造絹絲 一四五
 第七生絲検査所 一四五
 第六蠶種の検査 一四五
 第五蠶業教育 一四五
 第四製絲業 一三九
 第三養蠶業、附蠶の種類 一三九
 第二繭、生絲生產の有様 一三九
 第一繭、生絲需用の有様 一三〇

- 其一 古代の蠶業狀態 一八
 其二 中世の蠶業狀態 一八
 其三 德川時代の蠶業狀態 一二
 其四 維新後の蠶業沿革 二〇
 其五 蠶業沿革補遺 二〇
 支那蠶業の沿革(甲) 四八
 支那蠶業の沿革(乙) 五六
 支那養蠶現業の狀 六六
 支那生絲業の現狀 九二
 伊太利蠶業の沿革 一〇四
 佛蘭西蠶業の沿革 一二三

養蠶と製絲目次 終

日本蠶業史

第十四編 養蠶と製絲

横山源之助編

日本蠶業史

其一 古代の蠶業狀態

或は本邦の蠶業は支那より傳はれりといふ者あり、誤れり。大日本農史に依れば、皇祖天照大御神月讀神に詔はく、人は物を食つて生く朕の大八洲國に保食神ありよど、尊因て保食神の許に到る、保食神首を廻らして國に嚮へば飯口より出で、海に嚮へば魚類口より出で、山に嚮へば獸類口より出づ、其出でたる所の物を以て尊に饗す、尊其口より出でたるを以て穢れたりと爲し、大に怒つて保食神を斬る、大御神は尊の殘忍の所爲を惡みて相見たまはず、尊因て夜見國につき玉へり、大御神は天熊人をして往て看せしむるに保食神既に死せり、其神の體に牛、馬、

或は本邦の蠶業は支那より傳はれりといふ者あり、誤れり。大日本農史に依れば、皇祖天照大御神月讀神に詔はく、人は物を食つて生く朕の大八洲國に保食神ありよど、尊因て保食神の許に到る、保食神首を廻らして國に嚮へば飯口より出で、海に嚮へば魚類口より出で、山に嚮へば獸類口より出づ、其出でたる所の物を以て尊に饗す、尊其口より出でたるを以て穢れたりと爲し、大に怒つて保食神を斬る、大御神は尊の殘忍の所爲を惡みて相見たまはず、尊因て夜見國につき玉へり、大御神は天熊人をして往て看せしむるに保食神既に死せり、其神の體に牛、馬、

粟、稗、稻、麥、大豆、小豆及び蠶生れり、天熊人是を取りて進獻す、大御神甚だ喜びて曰く、是の物は蒼生の食つて活くべき者なりと、乃ち粟、稗、稻、麥、大豆を以て陸田種子と爲し稻を以て水田種子と爲す、是に於て五穀牛馬蠶あり、

既にして大御神は天邑君を定め其稻種子を天狹田及び長田に播種せしめしに、其の秋に至り、垂穗八握莫々然て甚だ快し、又た口に蠶を含みて絲を抽くとを得たり、乃ち天御杵命をして織神服司となし天八千々姫命を織姫となす、天八千々姫命は桑葉を天香山に植えて蠶を養ひ其絲を以て神衣を織りて供進す、是に於て始めて農桑の業ありと云ふ、舊記の示すところ斯くの如し、本邦の蠶業神代よりありたるを知るべし。

人皇十四年仲哀帝の御宇に當り功滿王歸化して珍寶蠶種を奉獻せり、功滿王は實に秦の始皇十一世の孫にして、其の奉獻せしは支那の蠶種なり、支那の蠶種此時を以て初めて日本に渡來せしならん。應神天皇即位十四年に功滿王の男融通王（一に弓月王と稱す）百廿七縣の民を率いて歸化し、金銀玉帛其他種々の寶物を獻す、帝之を嘉納し大和朝津間腋上地と與へて之に居らしむ、此等の民は蠶を養ひ絹を織るとを職とせりと云へば、古代、蠶業千上に新面目を開きたるは方に此時に於てす、今より千六百餘年の事なり。仁德帝の御宇彼の融通王が率へ來りし百二十七縣の秦民を諸郡に分置し、蠶を養ひ帛を織りて貢獻せしめ、帝親ら其の絹帛を纏はれしに、肌膚に觸るゝ柔軟にして而かも溫暖なりしを以て、敕して波多の姓を賜ふ、波多は機織の義なり、帝、民を見ると子の如く六年の課役を觸き自ら節儉を旨とし、大に德を施こし産業を勵め、嘗て皇后をして調達の祖努理能美が山脊の筒木の家に行啓して親しく養蠶の實況を觀られしとあり、帝室の蠶業に意を盡くし玉はる斯くの如きものありき。

第一 氣候

態にして之を迎ふるとあらざれば、たどひ政府は保護を厚うし、國民亦た斯業に熱心なるも、到底蠶業は熱心の域に進むとを得ざらん先づ養蠶生絲の詳細に入る前に、所謂蠶業上の三大要素と稱せらるゝ氣候、土地、資銀に就き少しく述ぶる所あるべし。

文化の進歩と共に蠶兒の飼育術も著しき發達をなし、蠶兒の生育をして、全く氣候の關係を絶たしむるのに或は違するとあるも、蠶兒の生命を保護する桑葉にして、田野に生育し、氣候の操作を受くるには、氣候の良否は、蠶業上に關係を及ぼすと將來に至るも永く今日と同様かるべし。まして現今の處は人力ば唯だ造化の欠乏を補ふに止まり、未だ全く人爲によりて之を飼育するものあらず、たゞひ人力によりてのみ之を飼育するとを得べしといふも、收支相償はづして、竟に之を以て營利の事業と爲す能はざるの状あるに於てをや。知るべし、蠶兒の衛生に關係あるの氣候は、蠶業の消長に最も重大の關係を有する所を。

先づ蠶兒の餌料たる桑樹に就きて見れば、桑樹は素と亞細亞の原產にして温帶地方の植物なれども、寒氣に耐ゆるの力つよく、能く瑞日本の内地にては四國、九州、本島等は勿論、琉球の暖地より北海の寒地に至るまで、野生の桑樹は鬱蒼として繁茂するを觀れば、日本全國到る處として、桑樹に適せざる地なしといふも不可なかるべし。我が蠶絲の勁敵たる支那、佛蘭西、伊太利共に温帶閻内にあれは、此點にて彼の優劣俄判すべからざるに似たり。

否によりて現出するの結果なり、然りど雖も技術の進歩學理の應用等は、人工をして漸く天然の力を制御するに至らしめ、蠶業界は漸次氣候の制裁を脱するに至るべしと雖も、天然の氣候の適良なるの土地は手數を要すること鮮くして真作を收め、氣候あしき土地は勞力を要すると多きを思へば、氣候の蠶業上の消長に關係あると決し

允恭帝の朝には漢之速日命十二世孫麻羅宿禰より出づる者あるを織部の司に任じ、諸國の織部を總領せしめたり、服部連と稱す、雄略帝の六年后妃をして躬ら桑を探り蠶を養はしめ、以て天下の民に此業を獎勵せんと欲し、螺巻に敕して蠶を集めしむ。十五年秦の民分散して他族に寄隸するもの九十二部、一萬八千六百人あり、之を集めて酒君に賜ひ相率ひて蠶を養ひ絹を織りて献貢せしめ、十六年國縣に敕して桑に適するの地を撰みて之を植へしめ、秦の民を分徙して庸調を献せしむ、帝又た勵精して大に蠶業を勧めたるを以て成績大に舉がる、我國の蠶業推古帝十二年、聖德太子の制定せる憲法十七條の中に

使民以時古之良典也、從冬至春、不レ桑何食、

農家之節、不可レ使民、其不レ農何食、不レ桑何食、

の一節あり、上古蠶業の我國に振ひしは

宜なりと謂ふべし、又た養蠶の教に温ならず冷ならずの語あり、既に此時養蠶上に火力を用て氣候の變化を幫補せしめたるものゝ如し、孝德帝大化二年新制の令を施き國郡の制を改め、五十戸を以て里となし里毎に長一人を置き、戸口を檢し、農業を獎め、非違を警しめ、郷土の產出に依り絹綿絲綿を貢獻せしむ、其の制田一町に絹一丈、四町に一匹とし、四の長さ四丈廣さ二尺五寸、純は二丈二町を四とし長さ廣さ共に絹と同じとす、當時蠶業の大に進歩せし狀見るべし。

文武帝大寶元年織部の司に敕して、河内國廣絹織人三百五十戸を管し機五十枚一機に七匹を織らしめ貢租となし、徭役を免ず、又大化の令を左の如く改む

綿	壹	匹	長五丈二寸	六丁以	壹丁は八尺
美濃綿壹匹	長五尺二寸	八丁以	壹丁は六尺	貳丁を以	貳丁は八兩
貳丁を以	貳丁は壹斤	の割	の割	の割	の割
綿	壹	屯			
調制					

て鮮少ならざるなり。試に豊凶の跡について見れば、常に温度の激變甚しき時は凶歉なるは誰も知る所、實に蠶兒は溫度の激變を嫌ひ濕氣の過剰を忌むものなり。蓋し蠶兒の衛生によき溫度は蠶兒能く生育し、此の如き溫度を有するの氣候は即ち蠶兒の衛生に好適なる氣候たり。

抑々我國の氣候が蠶兒の發生を促すは概ね四月下旬五月上旬にして、其の溫度は恰も華氏寒暖計七十度乃至七十五度間を往來するの時なり。之を諸學者の著書に依るも、蠶業國を以て世に知らるゝの國土は概ね温帶圈にありて、北緯廿四度より四十度の間なるは多し。それより北寒氣強きの土地は養蠶に適せず、又た之れより以南にして暑氣酷き地方も同じく養蠶に適せざるが如し、現に印度の養蠶は英國人が非常の獎勵を加へつゝあるにも拘らず、日を逐うて蒸靡するもの必竟氣候の暑氣はげしきが故にあらずとせんや。

大氣に於ける濕氣の養蠶に關係あるとは溫度に於けるよりも更に一層甚し、大氣濕氣乏しきの地は、乾燥激しきを以て桑葉の浪費多く經濟上得策ならざれども、濕氣多ければ蠶座を冷やし、蠶兒の發育を妨げ、或蒸は氣熱を釀し、黴菌の繁殖を帮助し、或は害蟲の活

地名	四月			五月			六月			七月		
	雨量	湿度	雨量	湿度	雨量	湿度	雨量	湿度	雨量	湿度	雨量	湿度
鹿児島	三九五	光	三五一	六	四五一	八四	三三四	八三	三三五	九	三三一	八
福岡	三五八	八	三三四	八〇	一九〇	八	三〇〇	八一	二九〇	九	二九〇	八
廣島	三九〇	夫	一八〇	四	一八五	八	三三二	八	三七九	夫	三七九	八
和歌山	一八八	吉	二五六	七三	二七五	六	一四八	九	二九五	七	二九五	七
岐阜	三七九	夫	二〇三	四	二四七	九	三三七	八	二九五	七	二九五	七
東京	二九五	七	一四五	七	一七四	八三	一四六	八四	一三〇六	七	一三〇六	七
長野	一三〇六	七	六五	六	九三〇	七	一五二	六	四一	六	四一	六
福島	四一	六	一四三	七	一四〇三	六	一五七	八	六四	五	六四	五
以太利	三三三	六	六七五	五	一〇四五	五	一五九	七	六四	五	六四	五
クチテ	三三三	六	六七五	五	一〇四五	五	一五九	七	六四	五	六四	五

且つ各戸人口の多寡を以て左の等級に應し、五年間に悉く桑漆を園地に植へしむ。

等級		桑	漆
上	戸	三百根	百根
中	戸	二百根	七十根
下	戸	一百根	四十根

園地は戸の上下男女の差別なく郷土の廣狹に應し、各人に均しく分與せしむ。大凡三四段とし、一回與ふる後は官に沒收せざと雖ども再び下賜することなし。其の戸廢絶すれば官に還納せしむ、園地なき者には桑を下賜せず、又其の地質桑を植めるに適せざれば與へず、產出の多寡に依り正丁一人毎に左の如く課せり

組縋	八尺	五寸	同上
美濃縋	六尺	五寸	同上
元明帝和銅四年始めて桃文師を諸國に派遣し、綾錦を織ることを教ゆ、五年太政官の奏請に依り郡司の戸口を殖し、調租	八 六	五 五	寸 寸

を増加し、農桑を獎勵するもの或は百姓の養蠶耕穡を力むるものは其状を錄し、奏聞せしむ、同年更に左の二十一國に令して綾錦を織らしむ
伊勢、尾張、三河、駿河、伊豆、近江、越前、丹波、但馬、因幡、伯耆、出雲、播磨、備前、備中、備後、安藝、紀伊、阿波、伊豫、讃岐、同六年帝正七位鞍作麿が綾錦を織るは其技衆に優りしを嘉賞して永く子孫の雜戸を免し、柏原使主の姓を賜ふ、七年相模武藏常陸上野下野の五國を令し純を調となし、又出羽國に始めて養蠶を行はしむ、此時詔を下して曰く
百姓衣食に富む時は禮節を知り風俗淳厚なり、貧窮に苦む時は奸詐をなし亂賊の徒となる者多し、因て今より縋絲綿布を貢する國は調庸の外人毎に、絲資となし、産業を勵むべし、國司郡司等法を能く行ふものは考一等を加へ、

支那	上海	二三〇	七	二三〇	齒	二五七	八九	二六〇	八三
福島	州	六〇〇	六	五〇〇	八〇	五〇〇	七〇	二五〇	六
北	京	一四四	九	四三	吾	八九	六三	三七	夫
廣	東	一四四	一	三〇一	一	二六二	一	一九七	一
雞籠	元	二	八三	三〇三	一	二三	一	九五	一
香港(英領)	九三	八三	二四一	八三	四五六	八一	三〇	九三	一
備考	雨量はミリメートルを以て示す、湿度は百分率なり								
	一ミリメートルの水量は一坪の地に一升八合三勺に當る								
	降雨の量斯く如く其れ多く、濕氣の度斯の如く高し、蠶兒は之を嫌ひ飼育者は之を怖る。余輩は一方にては山林濫伐の弊害却つて年々雨量を加へ濕氣を加へつゝあるを見て、米作麥作等に非常の影響あり、年に水害等あるに嫌然たらざると共に亦た我養蠶業の爲に之を憂ふる者なれども、又他を顧みて、例ひ雨量多しとはいへ日本の氣候は養蠶上中庸を得つゝあれば、養蠶業者の覺悟次第にて、雨量は飼育者の砥となり鑑となり、養蠶の技術をして世界に冠たるとを得べく、或は雨量多きは却て日本の養蠶業を發達せしむる一種の機会だらんも知るべからず、日本の養蠶業者は余輩と感を同ふするも								

ベルガモ	二〇六	六八	一〇三八	堯	二〇〇九	六〇	一〇七四	兵
ベロナ	一〇五三	六三	六一〇	吾	一〇七〇	五六	三五一	五
ファイレンス	六七	奎	六五三	吾	八四〇	五四	三七	四七
ナーブル	二六一	七一	五五七	奎	二六四	奎	二四	六二
コセノザ	二三六	七三	四七八	七三	五九六	七〇	二三九	充
ミシナ	三六	奎	三七	三九	三九五	六〇	二三七	六
レクス	五〇	奎	四三	六〇	三四	吾	一一	五
ローム	九三	六	四三	六三	五三	六〇	一二	五
ミラン	一六〇	奎	九七	五八	七〇	吾七	六三	五
佛蘭西	六九	齿	四七一	七〇	三三七	五五		
ナイムス	古五	齿	九四	六三	五〇	六三	六三七	五三
ブリバス	六六	吉	五四	七〇	五〇	六五	五〇八	五五
バランス	六六七	吉	六八〇	奎	五九三	奎	三三五	奎
アピーン	六八	吉	三七六	七〇	九〇二	六	二九五	奎
ドラヂメン	六八八	吉	五五	七七	二〇	奎	一七	九
モンベリト	八八	丸	五五	七七	三〇	六五	三五	奎
プレスト	一九八	一	一七七	八〇	二三〇	八四	五五	八四
バリ	三五	充	五二	充	四七	七	四四	七

里長は當年の調租を免し、奸譎詐欺法に違ふ者は現任を解き調を徵す、と保護到れるかな、元正帝靈龜元年、相模上總常陸上野下野及武藏六國の富豪を

奥州に移せり、是れ實に同地蠶業の濫觸のなりやの伊佛國の飼育ぞんざいなるにも拘らず、收藏の星多きは其の氣候の濕氣少なきによる。

與上總常陸上野下野及武藏六國の富豪を模上總常陸上野下野及武藏六國の富豪を

奥州に移せり、是れ實に同地蠶業の濫觸と知るべし。

其二 中世の蠶業狀態

幾變遷時に盛衰あり、醍醐帝延喜五年新式を發布す、所謂延喜式是なり、諸國の朝察使事を終りて還れば、主計主税の二寮に命して桑漆其他の帳簿を精細に檢閱せしめ、戸と桑漆との數量符合せざる時は制の如く之を植へしむ、是に由て蠶業再び興隆し、養蠶織物の業は至る處に盛に行はれ、絹綾絲綿を作り出さる處なきに至れり、其國名及產絲品質の等級は實に左の如し

東山道	美濃(上絲)	信濃(上絲)	上野(鹿絲)	下野(鹿絲)
北陸道	若狭	越前	加賀	能登
山陰道	山陰道	山陰道	山陰道	山陰道
但馬(上絲)	丹後	因幡	伯耆	出雲(中絲)
播磨	備前	備中	備後	安藝(上絲)
南海道	阿波(上絲)	伊豫(中絲)	土佐(中絲)	
太宰府	(中絲)			
筑前	筑後	肥前	肥後	豊前
肥後	豊後	豊前	豊後	日向

綿各壹匹	長六尺	廣四丈五尺六寸四丁九寸	四丁九寸	一丁は一丈五
廣細壹匹	長七丈五尺五寸	五丁九寸	以てす	尺の割
長絹壹匹	長一尺	五丁九寸	同上	
長幅部綱壹匹	長六丈	五丁九寸	以てす	一丁は一丈五
廣一尺九寸	(四兩)	一丁	以てす	尺の割
長三丈九尺	(五兩)	一丁	以てす	一丁は四
廣四丈五尺	(七兩)	一丁	以てす	一丁は五
長四丈一分	(四兩)	一丁	以てす	一丁は七
綿壹匹	(三兩)	一丁	以てす	一丁は八
綿壹帖	(四兩)	一丁	以てす	一丁は一丈三
綿貯屯	(四兩)	一丁	以てす	一丁は百九
綿貯屯	(四兩)	一丁	以てす	一丁は八拾
綿貯屯	(四兩)	一丁	以てす	一丁は一丈三
綿貯屯	(四兩)	一丁	以てす	一丁は八拾
綿貯屯	(四兩)	一丁	以てす	一丁は百九

又延喜の調制は左の如し

又延喜の調制は左の如し

蠶上に及ぼす關係勘なからず、信濃蠶種の本場たる鹽尻地方の山を負ひ陽光を受くること多きを以て温暖に、且つ夕陽を防ぐを以て溫度の急變勘くなきが如き是れ一例なり、又古來より信州地方のやうなる山間の地に養蠶盛なりしは、道路險惡にして米穀の如き容積大なるものは運搬に不便なるのみならず、河面低くして多く稻田を開くに不便なるが故に人民擇んで蠶業を取りしに原由せん。從來蠶業地として有名なるは、茫茫たる沃野に在らざして山岳の蜿蜒たる地方多きは、此の理によるとなるべし。

桑樹は多物に比すれば氣候を擇ばざると共に地質を擇ぶことも亦甚だ勘く。之に適せざる土地殆んど稀なり、之を以て世界各國到る所に繁茂せざるなし。然れども其の最も好む所は、乾燥の砂質壤土なるを以て河流の沿岸最も之に適す、其の最も忌むは湿地にして粘土等の排水宜からざる地は不可なり、但し此れ等の條項は蠶業を消長するの力甚だ微々たれば、以て蠶業の盛衰を判するに足らざるなり

第三 貨金

蠶絲の事業に就て最も重大なる關係を有するものは賃金の高低、即ち其の國生計の度合にあり。抑も蠶兒を養ふて繭を收め、生絲とな

地形と氣候とは極めて密接の關係ありて、我國の氣候常に濕潤にして養蠶に困難なるは一に地形の然らしむる所たらすんばあらず、伊佛諸國の氣候よきも必竟地形の然らしむる所たり。我國に於て養蠶家の忌み嫌ふ彼の南風のごときは、山脈の配置等によりて其の之を感じする頗る徑庭あるは前に舉けたる雨量溫度の表に照さば能く之川の繭絲の運輸に便なるが如き、水力の製絲器械運轉に資するが如き、水便の生絲製造に利あるが如き是なり。然れども利は害を伴ひ一朝淫雨河水の氾濫を誘致するが如きあれば桑園爲めに蠶滌せられて、荒蕪に歸することある其の例多し、往昔蠶種の本場を以て鳴りたる結城地方は、天文年中に於ける大洪水の爲めに桑園家屋大低流失して、遂に結城地力の蠶業は今福島縣伊達郡地方に移り、今日福島地方は有名の養蠶地となるが如き、著しき例なり。

山岳の位置は又た大に氣候の寒暖を左右するものにして、從て養蠶方多きは、此の理によるとなるべし。

桑樹は多物に比すれば氣候を擇ばざると共に地質を擇ぶことも亦甚だ勘く。之に適せざる土地殆んど稀なり、之を以て世界各國到る所に繁茂せざるなし。然れども其の最も好む所は、乾燥の砂質壤土なるを以て河流の沿岸最も之に適す、其の最も忌むは湿地にして粘土等の排水宜からざる地は不可なり、但し此れ等の條項は蠶業を消長するの力甚だ微々たれば、以て蠶業の盛衰を判するに足らざるなり

備考絲拾六兩を一絹とし綿二斤を壹屯とし四千を壹兩とし六銖を壹分とす

即ち當時蠶業の行はれしは前記四十八國にして、就中伊勢三河の兩國は往古より殊に盛にして、神衣祭の神服を織る料として赤引の生絲を貢す、和衣とは蓋し是を以て織製せるなり、後又三河國にて犬頭絲を製せり其色雪の如く輝々たる光澤を帶び實に稀有の美品なり、仍て此地より年々之を貢献せしめ御服を織る料に充つ、養蠶の發達せる、製絲の進歩せる推して知るべきなり。

應和三年太宰府貢する所の絹綿粗悪に流るゝを以て、大政官符を下して之を責む。益し政治の盛衰と產業の紳縮とは相伴ふて離る可らざるものにして、蠶桑の業頗る隆盛なりしは彼の延喜の盛代厚く勸業殖產に獎勵を加へたるの結果にして、殊に租庸朝貢悉く絹綿を以て充てたれは、忠實の民奮て力を斯業に致し蠶織の業を

して發達を致さしめたるなり。朱雀帝の朝に至り百模弛廢して政令行はれず、盜賊所在に出沒し朝貢獻納の品より商賈賣買の物に至る迄之を掠奪し、騷擾紛亂、茲に天慶の亂起り、百姓兵役に奔驅して力を農桑に盡す能はず、爾後王政漸く衰へ武臣權を擅にして勸業殖產の政は殆んど之を放棄したり、宜なる哉此の業の萎靡衰頽其極に達したるや。後龜山帝文永元年評定司議して諸國の守護等に令し、農桑の期節に當り私かに民を役するを禁す、當時北條氏武臣を以て天下の政權を掌握し、深く意を民政に致し民力を休養するを以て、此の令あるを見るに至れるなり、降て南北朝の時、北朝光明帝貞和五年、尾張國妙興寺領の田畠拾六町九反二百歩に濟物の絲七十兩綿五十兩絹一匹四丈、大豆五石八斗一升六合を貢せしむ、應仁の亂後爭亂止む時なく擅に賦役を課し調物を徵し、百姓苛賦に因み壯丁は軍旅に疲れて力を耕穫に致

して市場に賣捌くまでは非常に多數の労力を要し、加ふるに周到の用意、經驗、熟練を要すれば勞銀の非常に高き地方には養蠶業はむづかし、此の資に最も饒なるは東洋の日本支那にして、之を以て斯業の盛なる所以の一に數へたる學者もあるが如し、北米合衆國の如き頻りに養蠶に熱衷し、數年前カリボニア州及び桑港に養蠶試驗場を設立せしも、經驗乏しきに加ふるに貨銀高かりしを以て廢止するに至れり。

今此處に我と輸贏を争ふ他の三大蠶絲國勞銀の高低を見るに、支那の如きは此等の事情を探るに最も困難にして、一二の調査なきにあらざるも信ずるに足らざれば此處に之と畧すれば、其の年々各地に無數の労働者を送り、又た其の労働者が些少の貨銀に甘んじて終歲役々として事に從ふを觀れば、支那の貨銀の低廉なる我より更に甚しきは明白なるべし。而して貨銀は伊太利の如き佛蘭西の如きは固より、我國に於ても時により場處により増減常なく年々相異なれば、正確なる數字を擧ぐると難しと雖も、近時の調査に據れば

國別	男一人の貨銀	女一人の貨銀
日本	貳拾五錢(一法)	拾二錢五厘(五仙)
伊太利	五拾錢(二法)	二拾五錢(一法)

佛蘭西

七十五錢(三法)

三拾七錢五厘(一法五仙)

備考佛貨一法を我二十五錢一仙を二錢五厘として換算せり。

是に據りて觀れば、三國の差恰も三と二と一との比例にして、佛蘭西にて一人の工夫を雇ふの實銀は伊太利にては一人を使役し、日本にては三人を雇ひ得らるゝの比例なり、而して養蠶製絲に從事する労働者は各國共に女子多きが故に、假りに此三國をして技術の程度收繭の多寡互に相均しきものと見做し、工女の貨銀のみによりて繭の價格を計算せんか、蠶種一弓(六匁六分五厘)を飼育するには四十人の人夫を要し、是より得る所の繭は大抵五十基(十三貫三百拾匁二分)を得べし、而して此拾三貫三百十四匁二分即ち五十基の價格は實に左の如くなるべし。

日 本 五 圓 (二十法)

伊 太 利 拾 圓 (六十法)

佛 蘭 西 拾 五 圓

然れども、實際我國に於ては收繭の量彼に一步を譲るのみならず、反て労働者は較々多きを要するの傾向あるが故に、直に之を以て繭價を構成するの要素なりとはなすべからず。及た製絲事業に係る計算を貨金のみに由りて比較せんか、彼に於ては生絲一基(二百六十

す能はず。加之、後柏原帝の朝に至り綿種を販賣するとを見て之を購ひ、鄉に歸りて播種せしに大利を得たるを以て近隣争て之に倣ひ、培養する者次第に多く終に三浦木綿の名行はれ、絹糸日に衰退せり。

其三 德川時代の蠶業状態

徳川家康揆乱反正の偉業を建て天下を統御するや、武を僵せ文を修め、又た能く勸業濟民の法を講し民力の休養を圖りたるを以て、彼の恭縮衰難を犯して多少の希望を充たすの運に達せり。後水尾帝元和の頃堺の錢屋、松屋の兩人は渡來の支那人に就きて金紗製織の技術を學び、盛んに之を產出するに至れり、錢屋栽松屋栽と稱して賞讃せしもの足なり、同時に京師西陣にて金爛、唐織、紋紗、等の絹布を織製す。松永貞徳翁文集を見るに自關東諸大名近々御上洛被成山風聞候然は諸商繁昌可仕候間、花糸綾子、疊又同書に

吳服を仕立候とて薄板、厚板、縮羅、染物、唐物、無紋、浮紋綾、摺薄、織物、唐織、中西陣、新在家、立賣脇々織殿屋迄云々

當時織物の隆盛躍然として紙面に溢る、是れ實に此業の再興時代と謂ふ可きか、是と同時に諸藩に於ても桑を植え蠶を養ひ此業次第に發達して、精好の絹糸を製出するに至れり、然れども徳川幕府の制たる専ら儉素節約を旨とし、且つ武斷の治、武士の尊きを知るも農工商に至ては殆んど度外に措て問はざるのみならず衣服に至りても一に綿布を用ひて綿帛の如きは是を身に觸れしめざりしが故に、其需用も唯士の一分に止まりたるは惜むべし

明正帝寛永二十年に至り、土佐侯の執政

六匁二分〇四毛)を製するに繭拾二基(三貫九十四匁四分)を要し、四人の工女をして之れを繰製せしむ、我が製絲の事業も彼と同度のものと假定し之を對照すれば、繭の原價と云ふべき繰製賃金は左の如き差異あり。

目 標	目 別	日 本	伊 太 利	佛 蘭 西
織製工費		一、二〇〇	二、四〇〇	三、六〇〇
		五〇〇	一、〇〇〇	一、五〇〇
繭の原價		一、七〇〇	(六、八)	(二〇、四)

是に據りて其の生絲の價格は次の比例となる。

日 本 一、七〇〇 (六、八)
伊 太 利 三、四〇〇 (一四、六)
佛 蘭 西 五、一〇〇 (二〇、四)
器械の良否、金利の高下、燃料の高低等營業上の損益に關係あるもの他になきにあらざれども、賃銀のみを比較し來れば實に我に利あると遠く伊佛の及ぶところに非ず、然れども賃金は何時までも今日の様なるものと思へば大間違なり、各種工業の發達と共に年々工女を收むると多く隨ふて賃銀は益々昇り行くや必せり。
元來春挽絲なる者は前年より持越の繭にて製出するものなるが故に

に新糸よりも品質の劣るは勿論なるが夫れにしても本年の春挽絲は例年に比して品質の劣れる由にて現に生絲検査所に於ける成績に依て見るも昨年に比して及ばざる點少らずと其原因如何と云ふに斯は昨年養蠶の結果にも因るべしと雖も一には又近來諸物價頻りに騰貴し從て賃金高まれるより生絲家は上等の工女を使ふに困難となり未熟の工女にて間に合せ且つ可成的製産費を省かん爲め少數の工女にて多額の産出を爲さんと力むるより遂に斯の結果を來たせしものならん左れば本年養蠶の結果良好なるにもせよ若し製絲家にして此儘に繼續して競ふて製産費の節約に力むる如きとあらば新糸とても同じく劣悪の結果を來すを免れざるべく延いて絲況の不振を來たすにも至るべければ當事者はよろしく大に注意すべきなり。

右は雜誌勞動世界第十一號に見へたる事實なり、個は物價の騰貴につれて賃銀上れる一例なれ共、兎に角世の進むと共に賃銀の昇るは豫め今日より覺悟し置かざる可らず。且つ此處に注意すべきは審に生絲業者のみならず。織物業者、紡績業者、其の他一般事業家と稱せらるゝ人達は低くき賃銀を以て勞働の効果を收めんとする者多きとはなり、右に舉げたる信州地方の如きも同じく目前きかぬ此の

野中兼山大に殖産の道に力を盡せり、其の綻書に曰く

蠶飼は屋敷廻りに桑木を並木に植置き

養飼すべし云々

寛文五年に絹布一端の長さ二丈六尺と定む、是現今行はるゝ所なり、中御門帝正徳二年の著に係る蠶養育手鑑といふを見れば、其頃既に上州群馬郡邊にては養蠶に火力を用ひたるが如し。曰く、是より先十七年前(元禄九年)氣候不順にして養蠶の季節往々雪槊を飛ばし養蠶家の失敗せざるもの殆んど稀なり、然るに偶々熟練者あり、紙張を作り、爰に蠶兒を移し炭火を以て温度を補ひ飼育したるに、頗る好結果を得たりと、尙其一節を直寫せんに

外は寒さはけしくとも家の内はあたゝかなる心地にして紙張の内はすみの火にて人けだの心地……但し暖氣なる時は炭火を置くに及はず云々

上毛今日の蠶業あるも又故なきに非ず、

養蠶編

第一章 蠶種

良種を掛けば好果を收め得らるゝは自然の道理、養蠶の上に最も意を置くべきは蠶種なり。老農は全力の半を分ちて種子に戮ぐ。養蠶家も亦斯の覺悟なかるべからず、若し蠶種にして不良なる時は、如何に他の要素にして充實し、飼育法は其の宜しきを得たりとて、到底満足の結果を望むべからず、然るに世人往々蠶種の厚紙に附着せらるものは、其の何たるを嫌はずして買ひ入れ、蠶兒の發生するまで無生物同様に心得、其の取扱方甚だ粗畧なるものあり。又た蠶種を製造する者も只管目前の利益のみ迷ひて、良種を探る事を怠るるものあり、斯くて良好の結果を望む、實に木に縁りて魚を求むるの類、骨折損の草臥儲に終るは固より其の所なり。之を聞く伊太利佛蘭西諸國の蠶兒飼育法は、遙に我國より劣ると、然るに其の收蠶高の反て我に優るものあるは、蓋し彼國は蠶病の流行以來、大に蠶廻らさるべからず。

第一節 蠶種の製造

既に前に言へる如く、今我蠶業社會に於て最も弊害多くして蠶業の發達を妨ぐる者は蠶種の製造なりとす、彼の粗製濫造を知りて而して之を殊更に行ふものゝ如きは、日本富源の根本を傷くるものなれば、其の罪最も悪むべし。故に今日の急務は此の輩の脳髄を改革するにあり、されども其の方法を知らずして自ら此處に至るものゝ如きは、宜しく改良の手段を講じ指導せざるべからざるなり。

第一款 種蠶の撰別

種蠶を撰別するの要二つあり、即ち良好の種類を撰むこと、完全の繭巢を撰むことはなり。

一貞好の種類を撰むこと

繭の種類を撰擇するにも亦二つの要件あり、飼育の容易なるものを撰むと、纖維の精緻なるものを擇むと、是れなり、しかしながら如何に飼育は容易なるも、纖維にして粗劣ならば到底精美の生絲は得

二百有餘年前既に此事あり、今の養蠶家たる者夫れ赧然たる所なき乎後桃園帝安永四年、米澤の城主上杉治憲は重臣竹股美作の建議を容れ、國產役所を開きて殖産の事務を統轄せしめ、仙臺、伊達、福島地方より漆桑楮苗各百萬本を購ひて封内を處に植えしめ、後又桑苗を作らしめ、皆高價にて買上ぐべきの旨を獎勵せりと雖ども、國用欠乏の爲め止を得す天明七年之を廢し、寛政九年に至り、殖産の業は富國利民の急務なるを以て再び國産の諸局を起す、就中民利は養蠶に若くなきとなし、命して桑苗を植え四民の請に應じて資金を下附し、更に桑苗開拓料の惠貸をなす、尋て居城の内底及び餐霞館に於て蠶を養ひ此業の貴重なるを示し、伊達、福島等の養蠶家を召聘して國中に教示せしめ、其の養法栽桑方等を集めて一巻となし之を板行し、國中に頒布するなど其獎勵至らざる無を以て、爾後次第に發達して遂に米澤絲の名

を博するに至れり。

光格帝享和二年の著に係る養蠶秘錄に徵すれば、當時桑樹は各地概ね喬木にして、特り關東地方のみ刈桑を用ひたりとあり、品種は黃に白に數種ありと雖ども、白蠶を以て最良とせり、其の頃幕府は桑園の冥加永を納めしむ、陸奥國伊達、信夫の兩郡永百八十貫文を納めて蠶種本場の名を許されたり、又た蠶紙の制を縱一尺七分横七寸五分と定む、當時絹紬類の本場として知られしは左の如し

絹の 初號	絹 類	縮 緬 類
羽二重	京都より	京縮緬
濱羽二重	江州長濱 より出づ	濱縮緬
丹後紬		丹後縮緬
日野紬		上州縮緬
加賀紬	生絲の時は加 賀撰糸といふ 出づ	美濃縮緬 もいふ 曾代縮緬 もいふ
甲州紬	真綿を引く 信州紬	織るこいふ
加賀紬		織るこいふ
結城紬	織る糸に製し	

子	秋父紬
根古屋紬	
夜須計紬	俗に安下 絹といふ
八王子紬	
川越紬	
南部紬	
福島紬	
丸岡紬	越前より

又た養蠶を業とせし國は左の十六ヶ國にてありたり

東山道八箇國 近江、美濃、飛彈、信

濃、上野、下野、陸奥

北陸道三箇國 若狭、越前、加賀、

東海道二箇國 武藏、甲斐、

出羽、

山陰道三箇國 丹波、丹後、但馬

彼の延喜式に載する處の產絲國と比較せ

は、大に其位置を變換したるを觀る、即ち時世の變遷と星霜の經過とは次第に西

方より東方に轉移せるなり、然し乍ら當時本藩主細川重賢は封内に養蠶を勧め

難し。實に今日我が蠶業社會の憂は、生絲の品位の不良なるもの多くを占むるにあり、蠶の種類の劣悪なるもの多きにあり、故に之れが改良は生絲を製造するに適當なるもの、即ち纖維の良好なるものを撰むを以て大主眼となさるべからず、されば如何なる種類如何なる纖維にして、如何なる生絲を製出し得らるゝや、また如何なる種類を我生絲の原料と定むべきやは、之を製絲編に譲り、今爰には單に生理的作用に就て言はん、他にあらず近親交接の利害是なり。凡そ高等動物たる吾人々類に於ては、親族交接の弊害夥しく、彼盲啞たる廢疾者は多くは從兄弟の結婚せしものゝ子にあり、故に結婚するには可成血統の遠きを求むべしとは、近時生理學者の一般に唱ふる所なるが、蠶兒の如きも矢張り此れと同じ、嘗て西ヶ原蠶業試驗場にて、此説の眞否を確かめん爲め同種類の中にて、可成血統の遠きものと近きものとを撰みて同一の飼育を行ひ、其の結果を試験したるに、血統の遠きもの程健康にして無難に經過し、系統の近きものは病弱蠶の數も多く、底弱なりしと云ふ。古來より蠶種を繁殖せしむるには、同種類の蠶より生ぜし蛾のみを配偶し來りたるを以て、數年間同一系統のもの連縛として次第に形狀・性質一定するに至れり、此の形狀・性質の一定するに至りたる關係を及すかを見れば、例へば極めて血統の近きものを撰びて、結婚せしめ、夫妻共に肺病の系統あるときは、其の子も亦肺病に罹るを免れずと雖も、遠き血統にて男子に肺病の系統ありとするも、女子に絶て肺病の血縁なきときは、其の子にして肺病のなき女性の系統を感受すること多き場合には、肺病の遺傳を免ることあるべくよし脱れ得ずとするも夫妻共に同系統のものゝ如く甚しきことあらざるなり。

爰に一の注意すべきは、近親の配偶を嫌て遠く種類の異なるものと交接せしむれば、多くの場合には不良の子を産すとは牧畜家の常に口にする所なるが、彼の掛合種なるものを見るに、其の卵種或は強壯なれども、蠶質に至りては多く劣等なるは是と同一の理なり。尙ほ極めて解し易き例を示せば、彼の和犬と洋犬と交合して分娩したる子犬は、一種奇態にして一も良好なるものを認めざるなり。西洋の學者は種類同一のものにても養法相異なるか、土地相異なるものを以て飼養したるものに交接せしむれば、其の性情更に良好と

しを觀れば、九州又蠶業の行はれしを知る可し。

寛政の頃白河の城主松平定信は封内に令して桐、楮、桑、漆の樹苗を増加せしめ、各諸侯亦大に蠶業を獎勵したるを以て此業漸次進歩せしと雖ども、俄然として一大障礙を現し其發達を挫折せしめたるものあり、即ち天保年間の失作是なり、比年荒凶、五穀登らず餓莩路に横はり慘憺言ふべからざる境遇を現出しあは、乃ち水野越前守をして、嚴肅なる政令を出だして儉素を勧め驕奢を諒むるの止むを得ざるに至らしめたり、天保十年の令に曰く

百姓の義は粗服を着し髪も薙を以て束るか古來の風儀なり近來奢に長し身分不相應の品着用致し髪と油、元結を用ゐるのみならず流行の風俗に倣ひ其外雨具も蓑笠を用ひ申へきと、傘合羽を用ひ云々

同十四年の令に曰く

御領所の者共家作衣類食物等凡て風俗の義古來より御制度の趣き堅く相守る可き旨申渡すと雖ども尙此節御府内町人共衣服等の義町奉行所より嚴重制止めあり在方のものは江戸町人よりも一層質素を致すべきは勿論なるを近在御府内續きの場所に於て町人よりも百姓は華美を盡し江戸市中徘徊するは不都合なり假令病人、極老人、村役人の妻子たり共絹紬の外相用ひず都て百姓の衣服は布、木綿に限り羽二重、縮緬、繻子、緞子並に越後縮其他唐織類成らず云々

斯の如く儉約の法令出る毎に、府下絹賈の損耗幾何の巨額なりしや、其の影響は直ちに製造家に及び、延て養蠶家の衰頽を來せしは自然の勢なりとす、此時奥州仙臺藩の如きは政令を以て養蠶を禁止するに至れり。然りと雖ども大和民族の精華發し凝れる

なり、其の力も健康にして孕胎増進すといへり。要するに同種類のものにて、甲家の蛾を以て乙宅の蛾と配偶し、丙宅の蛾を丁家の蛾に交接せしむるの法を行ふこそ、此の憂を免るべき最良手段なるべし。

二完全の繭巣を擇むべきこと

繭の形狀、緊緩、厚薄等は其の種類によりて差異あるものなれば、素より一定すべきにあらず、されば先づ其の種類、固有の形狀を失ひたるを除くは勿論、左に記するものゝ如きは、必ず擇別せざるべからず。

薄皮繭
同功繭
寄蛆繭

薄皮繭と名づくるは絲層薄くして内部を透視し得べきもの、或は偏厚偏薄にして、指頭を以て之を推せば凹下するものなどの類にして此くの如き繭は皆な虛弱なる蠶兒の營みたるものなれば、其の生む所の卵子も健全ならざれば取り除かざるべからず、今より八十餘年前上垣守國翁は、既に遺傳の事を說きて謂へり、曰く、蠶の善惡は年の廻り我運なりと心得る人多し、是大成ひがことなり、蠶に限

らずあるものは猶更なり、一切の草木までも皆親に似るものなり、譬へば滋柿の種を植て甘き柿は生ざるが如し、又年の廻りによりて、悪種にても相應の蠶を取る人も有るべけれども、是は其年の廻りにて、悪種にてさへ相應の作をすれば、况や上種を求めて飼はい一段格別の上作すべきなり、云々、此時代にして斯る學理に吻合したる説をなす、今の養蠶家たるもの又耻入りたる次第ならずや。同功繭とは、則ち二頭の蠶兒の同一に造りたる繭と言ふものにして、地方によりては之を玉繭、大繭、二つ繭など稱ふるあり、養蠶秘錄にいふ、繭一つの中に蠶二つ三つも一所に籠りし大繭あり、是を絲にとる時はふし多く、出來絲甚惡し、依て之を除き真綿に採る、此大繭にて取りし種子國々より出ること夥し、此種子を求めし人は翌年蠶不揃にして上作すること少なく、大繭多く出來るなり是をどうら種とも又はどろ種とも云ひ色々の異名ありと。其の原因に就ては、或は年炳に據るとなし、或は種類によるとなし、或は簇にいるゝの疎密に固るとなし、或は遺傳に基くとなし、又た遺傳せずと云ひ諸説區々なるが蠶絲業全書の著者吉池慶正氏は、氣候の乾燥して養蠶の豐作の年には概して同功繭多く、之に反する年は稀なるかと實驗して言へり。種類によりて多少あるは明白の事實にして、

東洋の名品、豈に永く壓制の下に埋没せらるゝものならんや、一朝好運の邀ふるあれは、俄然其光輝を發するに至るは必然の勢なり、實に孝明帝安政六年に際し、武藏國横濱港を開き海外諸國と通商條約を締結するとなるや、蠶絲は遽然遙に歐米諸國に渡り、東洋に日本あるを知らざるものも蓋し皎々たる色彩に輝々たる光澤を加へたる蠶絲の垂涎措く能はさるものあるか故ならずとせんや。

其四 維新後の蠶業の沿革

我維新の偉業成るや、日月光輝を増し山川面目を新にし畏くも我 今上皇帝は勵精して勸業の途を講し、百官有司をして専ら其事に務めしめ、明治九年東北巡幸に際しては津輕弘前の人武田熊七を召して、能く曾祖父の遺志を繼ぎ曾て蠶種及び桑苗培殖貢金等を細民に患なせる善行を賞せられ、尋て東京に還幸あるや朽木縣の奏上に據り東京府の商川村傳衛の夙に下野國絹川沿岸に養蠶場を開き、數萬本の桑苗を分與せし特行を賞せられ、明治十一年には車駕群馬縣に幸し製絲原社及び其坐繰製絲場を巡覽せられ、製絲原社に金を賜ひ頭取深澤雄象を召し社業を賞せらる、其他蠶業に力を致したるものに褒賞を給與せられしこと舉て數ふへからず、又我 皇后陛下には遠く雄略皇后の跡を踐み、毎年蠶婦を召し宮中に養蠶を試せられしが如きは、實に明治の貞典にして天下の人心を感動せしめたること果して幾何ぞや、之に加ふるに補佐するに大久保利通公其人の如き賢相を以てす此業振はさらんと欲するも得べけんや抑も明治の初年に當り外交の漸く頻繁を加ふるや、蠶種は益々伊佛諸國の好評を博し、輸出額愈加り、連れて價格甚騰貴し、一枚の蠶種は殆んど九弗餘の高度に達し、是を以て養蠶家は一時非常の巨利

彼の鬼縮、一化蠶などは殊の外多く、赤熟、金黃の類は寡し、又簇に容ること密なれば多く、疎なれば寡しも常に人の知る所なり、又此性質を遺傳するものなることは道理上免るべからざる所とす、然るに遺傳せぬとなす者は、同功繭より採りたる蠶種にて蠶兒を飼育するも、割合に同功繭多からざれば、同功繭は遺傳する者にあらずと論證するも、這是決して正鵠を得たる説とは言ふべからず。兎も角も、同じ桑を與へ、同じ力を盡して價の低き不良の繭を收むるは、不經濟の極なれば成るべく之れは取り除くを要す。

寄蛆繭とは蠶蛆の寄生したる繭を言ふものにして、其の蠶蛆に侵されるもの多ければ歩寡しと云ひ、其の寄生少くなれば歩多しと云ふ、所謂蛆害を免れたる健蛾の割合なり。例之は十蛾の内にて八蛾健全の者あれば八歩と稱し、五蛾蛆害に罹らざる者あれば五歩と云ふが如し、蠶種を製造するには此歩合寡ければ採種高も亦少きを以て、經濟上に大關係あるものなり。此蠶蛆の寄生せり繭は、蛾の發生せざることは言ふまでもなく、蠶蛆の爲に繭を喰ひ破られ、大に損耗を釀するものなれば、早く之を撰別し、殺蛹せざるべからず、多數の蠶種を製造する人は、皆歩とてよし中に蛆害に罹りしものあるも少しも撰別せず、發蛾せしむ、是れ蛆害を検出するの手數と費用

とを減却するには相違なきも、其の之を撰別して絲繭となすの益に較ぶれば、之を撰別するの優れるに如かず。

さて從來より行はるゝ蛆害の檢定法は、繭を耳孔に挿て強く之を指背の爪を以て叩き、其の響を聞て之を識別するなり。其の音の叩く激を加ふるも動搖せざるなり、之を彈撲と云ふ。或は透し撲とて、に應じて勇しくせわしく繭巢を震動するものは健蛾にして、蛆の寄生するものは其の動力緩慢にして長し、又蛹の死したるものは刺

暗室の一方の板戸に繭状の孔を穿ち、之を上下左右に動かすもあらう、其の黒點を認むる時は蛆の寄生する者と知るべし。健全の蛾にありては紅飴色を帶び明るき者なり。此の理により暗箱を造り、洋燈の光線を以て檢定する法を發見せしものありと雖も、其の奏効確實ならず。又之を焙爐に載せ、百二十度以上百四十度位の高溫度に遇しめ、刺激を與へて動搖せしめ、撰別する法ありと雖も是れ又餘り良法にあらず。

其の他尚ほ繭の撰別に就て注意すべきは、雌雄蛾の配偶なり。其の配偶に過不足あれば、雌雄蛾何れは多きにもせよ採種の高基少きものなれば、不經濟なるを免れず、故に豫め繭を撰別する際に、對等に吟味して各別器に容れ置かざるべからず、概して早く上

を獲て中等社會一年の生活を營むには、僅かに數十日の勞力を費し數十枚の蠶種を製造するを以て足るのみ、故に從來養蠶業の行はれたる地方は勿論各地新に蠶業起り、無職無産の徒亦相率て之を營み、

蠶種を製造しければ其の結果大に蠶種の不良を來たし、加るに其間奸商譖賣徘徊るもの少からず、政府大に之を憂ひ、屢々法律規則等を布て之を匡正せんと試みたりと雖も、容易に其の目的を達するに到らず、明治三年に發布せし蠶種製造取締規則の達書の如きは左の文字あり。

(前略) 近來蠶種製造濫雜に相成夏蠶掛け合せて夜附又は糊付其他様々如何の製し方いたし私慾を謀り衆人を欺き候者も有之哉の趣相聞へ以外に候畢竟養蠶は原蠶卵に係り候様の處未熟の者は原蠶卵の善惡を不辨徒に下直の蠶卵を求むるより右様溫製の品を以被相欺遂に翌年の產業を誤候次第に立至り

甚以無謂事に候云々
此年又政府は養蠶法を上申すへき旨を布告し、或は其方法を記載せしものを發布し注意を促せり、其の方法書の記載を見るに大に當時蠶業の狀況を審にすへきものあれば茲に摘錄せん
外國通商の道開けしより蠶業の利益次第に多く隨て其業も盛に相成り凡そ養蠶を事とする者三陸、兩羽、磐城、岩代、信、上、甲、丹、但其他の地に至る迄其術日に新にして各地桑畠の善惡を檢し氣候の冷温を計り追々妙手段好工夫もあるへけれども所謂後世恐るべしの理にて未だ其至極を得たりとはいひ難るべし且養蠶に卵種を製するに絲を繰るは卵種を製するの利に及ばずといふとも必ず其土地氣候及び桑畠の美惡と養育の精粗巧拙によれば固より謂ある事にしてしかも各其利を營み國用を増すものなれば相共に其業を勉め其理を考

簇して繭を結びたる蠶兒は雄蛾多く、遲きものは雌蛾多く、繭の形細く、長く、中央の縫れ目深く、縮窄荒きは雄蛾にして、繭の形太く、中央の縫れ目薄く、縮窄細緻なるは雌蛾なりと知るべし。

第二款 種繭の保護

種繭に撰みたるものは、尙蠶兒の時に於けると同じく相當の保護を加ふべし、何となれば桑こそ食はね其の蛹は矢張り蠶兒の如く生活し、且つ此際は蠶体にありし内部の機關盡く溶解し、其の固有の物質を以て新に蛾の組織を構造するものにして、是に從て消耗する物質も多ければ、漸次軀量を減ずるものなり、嘗て本多農學士は化蛹の當初より羽化の前日に至るまで、同數の雌雄、混合せしもの百蛹に就き、其の減量を試験したことあり即ち

一日目	三七、七七五九七
二日目	三七、二三九六一
三日目	三六、八八二〇七
四日目	三六、五八〇四〇
五日目	三六、三一二二五
六日目	三六、〇七七六二
七日目	三五、八八七六八

八日目	三五、七四二四三
九日目	三五、五四一三一
十日目	三五、三〇六六八
十一日目	三五、〇六〇八七
十二日目	三四、八〇三九〇
十三日目	三四、四一二八四
十四日目	三三、九八八二七
十五日目	三三、五四一三五
十六日目	三三、〇六〇九一

右の如く蛹は化蛹の當初より次第に其の量を減じ、羽化の前日に至れば一割二分四厘八毛餘を減ずるに至る、されども其減する分量は毎日同一の比例を以てするにあらず、當初より第八日に至るまで漸至る割合なり。蓋し化蛹の當時は、皮膚淡黃色にして鮮美なれども、後漸く濃度を増し、八日目頃に至れば蛹軀を形づくり終り暗褐色となる、九日目よりは更に蛾軀を構成するに取り掛るなり。尙減する歩合を掲ぐれば左の如し

化蛹當初に對する減量の歩合 前日に對する減量の歩合

へ更に至極の處に至る様に心を用ゆ
き事なり（中畧）
漸く繭となりての後其年の模様により
繭の中のさなぎに黒き疵を生じ其のさ
なぎより蛆を生し大に其年の蠶卵出来
高を減ずるあり是は蠶のよしあしのみ
にかゝはらず唯自然天然の災害にて實
に遺憾少からざる事なり（中畧）今此
蛆の如きは未ださる仔細を究むること
得すして自然天然の災とのみならしたる
は實に心苦しき事ならずや
世の精妙を究めしといふ養蠶家の説に
據れば此蛆の生する本は其飼ふ處の桑
にありて風ぬけあしき屋敷附の桑又は
眞土の桑又は年古き瘦はてたる桑を以
て飼ふ時は其蠶にはさまでさわらずし
て繭となりて後其餘毒を發しさなきに
疵を生じ蛆と成りしなるへしといへり
尙其理を推究めんには其蛆の因て生す
る所を明らかめ其後また何物に變すとい
ふ事を詳にせすんばいまだ果して其理

二日目	○、一四一九八	○、一四一九八
三日目	○、二三六六三	○、〇九六〇一
四日目	○、三一六四九	○、〇八一七九
五日目	○、三八七七六	○、〇七三三〇
六日目	○、四四九五九	○、〇六四六一
七日目	○、五三八三二	○、〇四〇四七
八日目	○、四九九八七	○、〇五六二七
九日目	○、五九一五五	○、〇五二六五
十日目	○、六五三七四	○、〇六六〇二
十一日目	○、七一八七四	○、〇六九六一
十二日目	○、七八六七二	○、〇七三二一九
十三日目	○、八九〇三二	○、一二三三三
十四日目	○、一〇〇二六八	○、一三一四九
十五日目	○、一一〇九八	○、一四三二四
十六日目	一、二四八一六	一、二四八一六
十七日目	一、〇〇二六八	一、〇〇二六八
十八日目	一、一〇〇九八	一、一〇〇九八
十九日目	一、一三一四九	一、一三一四九
二十日目	一、一四三二四	一、一四三二四
廿一日目	一、一四三二四	一、一四三二四
廿二日目	一、一四三二四	一、一四三二四
廿三日目	一、一四三二四	一、一四三二四
廿四日目	一、一四三二四	一、一四三二四
廿五日目	一、一四三二四	一、一四三二四
廿六日目	一、一四三二四	一、一四三二四
廿七日目	一、一四三二四	一、一四三二四
廿八日目	一、一四三二四	一、一四三二四
廿九日目	一、一四三二四	一、一四三二四
三十日目	一、一四三二四	一、一四三二四
卅一日目	一、一四三二四	一、一四三二四
卅二日目	一、一四三二四	一、一四三二四
卅三日目	一、一四三二四	一、一四三二四
卅四日目	一、一四三二四	一、一四三二四
卅五日目	一、一四三二四	一、一四三二四
卅六日目	一、一四三二四	一、一四三二四
卅七日目	一、一四三二四	一、一四三二四
卅八日目	一、一四三二四	一、一四三二四
卅九日目	一、一四三二四	一、一四三二四
四十日目	一、一四三二四	一、一四三二四
廿一日目	一、一四三二四	一、一四三二四
廿二日目	一、一四三二四	一、一四三二四
廿三日目	一、一四三二四	一、一四三二四
廿四日目	一、一四三二四	一、一四三二四
廿五日目	一、一四三二四	一、一四三二四
廿六日目	一、一四三二四	一、一四三二四
廿七日目	一、一四三二四	一、一四三二四
廿八日目	一、一四三二四	一、一四三二四
廿九日目	一、一四三二四	一、一四三二四
三十日目	一、一四三二四	一、一四三二四
卅一日目	一、一四三二四	一、一四三二四
卅二日目	一、一四三二四	一、一四三二四
卅三日目	一、一四三二四	一、一四三二四
卅四日目	一、一四三二四	一、一四三二四
卅五日目	一、一四三二四	一、一四三二四
卅六日目	一、一四三二四	一、一四三二四
卅七日目	一、一四三二四	一、一四三二四
卅八日目	一、一四三二四	一、一四三二四
卅九日目	一、一四三二四	一、一四三二四
四十日目	一、一四三二四	一、一四三二四
廿一日目	一、一四三二四	一、一四三二四
廿二日目	一、一四三二四	一、一四三二四
廿三日目	一、一四三二四	一、一四三二四
廿四日目	一、一四三二四	一、一四三二四
廿五日目	一、一四三二四	一、一四三二四
廿六日目	一、一四三二四	一、一四三二四
廿七日目	一、一四三二四	一、一四三二四
廿八日目	一、一四三二四	一、一四三二四
廿九日目	一、一四三二四	一、一四三二四
三十日目	一、一四三二四	一、一四三二四
卅一日目	一、一四三二四	一、一四三二四
卅二日目	一、一四三二四	一、一四三二四
卅三日目	一、一四三二四	一、一四三二四
卅四日目	一、一四三二四	一、一四三二四
卅五日目	一、一四三二四	一、一四三二四
卅六日目	一、一四三二四	一、一四三二四
卅七日目	一、一四三二四	一、一四三二四
卅八日目	一、一四三二四	一、一四三二四
卅九日目	一、一四三二四	一、一四三二四
四十日目	一、一四三二四	一、一四三二四

を究め其證を得たりといふ可らず因て
今茲に歐羅巴人勸考究理せしといふ蛆
の説を記載し遍く養蠶所へ布告せしむ
る間能く實事に付き其理を究め當年養
蠶方の試験を以て發明の事あらば其發
明人には相應の褒賞を下され且其の名
面を以て廣く其説を天下に頒布す可し
近來蠶舍利と唱へ蠶成長の後に至り俄
然蠶身不隨の病を起し盡く仆れ死する
の奇妙なる蠶病流行するよし且世人其
病の奇妙なるを疑ひ傳染病とし蠶室を
易へ養蠶員を捨つる坏の弊あるの趣な
れども是又必ず其由あることにて蠶室
を易るは其氣候に依る事なればさる筋
にもあるへけれども徒に流行病として
其病根を究理せざるは口惜しき事なら
ずや未だ外國にも其究理なきし由なれ
ども能く其病根を探りて稍其證據を得
ば速かに布令すへければ當年實地試の
上其病根を究めし者經驗上の書取を以
て申立へし其説を得たらんには上條の
例に從ふ可し

種繭の上衣を剥ぎ取ると 孔を穿ちたる厚紙を種繭に覆ふと 適宜の濕氣を與ると	雄蛾は別器に移すと	第三款 發蛾の注意
等にして、此等は些細の事の様なれども、決して等閑に附すべきこと にあらざるなり。	蛾の選擇	發蛾の期に臨みて注意を促すべきこと四つあり
精良の蠶種を製造せんと欲せば、充分に親蛾を選擇せざるべからず 親蛾の擇み方は、支那、歐羅巴にても頗る注意を加ふる所あるを以 て、大に説明を下すに便利なれば、先づ支那の擇蛾の法を掲げ、 其の足らざるを補ひ、更に歐羅巴の擇蛾法を説くべし。	前出蛾 後出蛾 赤糸 焦毛 秃毛 肚尾 眉翅 前出蛾 晚く生れたるもの 觸角なきもの 羽打せざるもの 腹部赤き俗に焼ひるを稱するもの 鱗毛のあらざるもの	されば種繭を置くの室は空氣の流通宜しき所を擇み、寒暖の變なく 乾濕の度を過ちざる様心掛くべし。

蠶には様々の病種あり生して兩三日の間かねになると毛子のまゝ黒くなり消うせるあり又初度休二度休の頃休すとて其期をうしない次第に蠶の身縮少になり死するあり或はかかる蠶とて蠶の頭大くなり淡紅色に成りて死するあり或は縮蠶とて漸々枯瘦して死するあり或は底休後俄の暑さ東南風など烈しく吹頃に成りふし蠋とて蠶身の節々高くなり終にたれ蠶とて黒く腐爛するあり右等は其大略なり（中畧）

絲と繰るに近頃二ツ取といふ器械開けて外國交易の品及從來の織物にも用て稍便利なれども未だ其器精巧ならざる故に外國人常に我製絲の疎なるをいとひ價も貴からず遂に蠶卵を製すると格都別利益の差を生ぜされども世の養蠶都て蠶卵になるべきの理なく縱令其理ありて人口養蠶後の營業にもなる事なれば是非とも此繰絲器械を開き更に其巧を増し繰絲家の利を殖したき事なり

因て近々外國より其器械を求め其製造をも傳習して容易く辨知候様なすへければ望ある者は早く名面を申立て置くへし成功の上便覽せしめ其器械を購ひ得る事をも許す可し

右の趣國々養蠶場へ不洩布令せしむる者也

斯の如く世は滔々として只管蠶種の製造に趨り、製絲の事業に至りては敢て之を顧みざるものゝ如し殆んど之を度外に放棄せり、是に於てか政府は明治四年米國公使の送れる製絲の得失及び方法を翻譯して沿く國內に公布せり、要に曰く、日本の生絲の斯く劣悪に趣ける一大根源は、蠶種を輸出すること極めて多く、隨て一歳一孵の新繭を以て製する所の生絲大に減少し、昔日真絲を製するにのみ用ひたる一歳再孵の繭にて絲を製するを以て脆弱にして質海綿の如く粘氣もなく彈力もなく歐羅巴向の細絲に適せず、實に日本にては良種の蠶卵を伊佛諸國に輸送し、

這是支那人の蛾を撰別する要綱にして、悉く意を得たりと雖も、尙ほ脱漏の感なき能はず、即ち羽翅の縮れるもの、俗に阿多福蛾とて、脣部の甚しく大なる者の如きは、虛弱にあらざれば、不具なるものにして、往々微粒子毒等も含有するものあれば、全然廢棄するを良とす。

更に彼の有名なるハベルラント氏の記載する所によれば

第一 蛾の解へり方完全にして死たるもの尠く、缺損せるものなきを撰むべし

第一 蘭を開きて蛹の背部腹部、或は羽に黑班あるは必ず惡質なり、若し蘭の全數中にて、この黑班ある蛹百分の一の數あるとき、は、是を製卵用に供すべからず

第三 蘭の破口に色づく者は惡し、蓋し蛾が蘭を脱出するに當り尿の爲に蘭の破口を汚し赤色を現す者は、則ち健康種ならざるの徵候なり

第四 尿色は光ありて淡紅なり、若し濃色に變して濃紅色を現すものは、さまで蛾の不健康種と云ふにあらず

第五 蛹に黒斑色あるも、終に固有の色に因りて隱る者は、強て害なし。蛾も亦然り、然れども全身の上に明かに黒斑の線を

生じて消失せず、又羽の上にも此黒斑を現はす者は、固有の黒色と一様ならず。此斑痕に二様あり、一は蛾の体或は羽に腫瘍を生じ、其の内部に血液充満し、終に自から破れて其の内部の血液盡く流出し、或は又破れずして自から平癒する者あり、何れも黒色の斑痕を現すと一様なり、如斯性質は日本蠶種に多く見るとあり、當國産の者には甚稀なり。又此外斑痕あるあり、蛾の腹部に灰白色の斑痕を生じ、黒斑痕の上を汚白色の鱗剝を以て掩て高くなるものあり、此灰白色の斑痕は蛾の腹部の周圍、又は表裏或は側面に限る、而して此灰白色の斑痕は、即ち第二に記載せる黒斑と其害相同じ、に至りては、必しも惡質の徵候なり、然は則ち製卵の種となすべき者は如何なる蛾を擇むか、吾輩の信ずる所に従へば、雌雄の別なく何等の種類なりとも斑痕ある蛾は、これを除却し決して製卵の種となずべからず

第六 羽の屈曲して病弱なる蛾は、製卵の用に供するを禁ずる

國彼は之を以て利し却て日本絲の輸入を

沮みたり、日本の蠶業家は自ら毀傷する

を顧みず歐洲の製絲業に大忠功を致した

りと云ふも誣言にあらざるなりと、尙謂

ふ諸國の生絲は皆束裝を、信州上州に做

ふを以て彼れ是れ混同すれば辨別し難く

同一の品として歐州に輸送し、其製絹場

に於て織物となし始めて品質の異なるを

看破せられ、信用を失墜するが故に荷造

の方法を異にし且つ支那に傍ふて商標を

貼用すへしと、當時日本製絲家に商標を

看破せられ、信用を失墜するが故に荷造

の方法を異にし且つ支那に傍ふて商標を

貼用すへしと、當時日本製絲家に商標を

看破せられ、信用を失墜するが故に荷造

の方法を異にし且つ支那に傍ふて商標を

看破せられ、信用を失墜するが故に荷造

の方法を異にし且つ支那に傍ふて商標を

看破せられ、信用を失墜するが故に荷造

の方法を異にし且つ支那に傍ふて商標を

看破せられ、信用を失墜するが故に荷造

の方法を異にし且つ支那に傍ふて商標を

看破せられ、信用を失墜するが故に荷造

の方法を異にし且つ支那に傍ふて商標を

は勿論なり

第七 蛾の長生する者は卵を生むことも亦多し、健康なる蛾は八日以上生活するあれば、二三日に死する者多し、然ども交尾の後雄直に死し、雌蛾も亦悉く卵を生み終らずして死する時は、其卵は良種を保證し難し

第八 蛾の生む所の卵數の多少は、即ち其卵種の善惡を保證すべき徵候の一なり、日本蠶は平均一雌に付卵數五百を降らず、當國の蠶は四百五十を降らず、然るに日本種の卵に在りては、其一千箇は大概零、七「グラム」の重あるが故に、爰に蠶種の二十一千箇は大概零、七「グラム」の重あるが故に、爰に蠶種の二十一「グラム」を得んとするには、前雌にありては百雌蛾を要し、後雌にありては七十雌蛾を要するなるべし

第九 又近時は雌蛾と雄蛾との數の平等なるを以て、蠶の健康に於て好き徵候とする者あり、其說に據るときは雄蛾の多數なるは即ち雌蛾中力弱き者、未だ蠶肺或は蛹肺なる頃既に死亡せる者あるを證するなりと、若し此說をして愈信ならしめば上文に説述し來れる諸徵候に因り、愈其の適當なるを著はすべし

なほ終に氏は三四日後に於て造りたる繭を採種の用に充てざるが十度の室なりとす

第一日 全蛹の中に就て ○、一

第二日 、、、、、、、、五、〇

第三日 、、、、、、、、

第四日 、、、、、、、、

第五日 、、、、、、、、

第六日 、、、、、、、、

第七日 、、、、、、、、

第八日 、、、、、、、、

第九日 、、、、、、、、

第十日 、、、、、、、、

第十一日 、、、、、、、、

第十二日 、、、、、、、、

第十三日 、、、、、、、、

第十四日 、、、、、、、、

第十五日 、、、、、、、、

如く、蛾を撰むに當ても晚生のものは交接せしむるに用ひずと云
へり、同氏の實驗せし發雌の割合は左の如し、但し列氏寒暖計二
十度の室なりとす

交尾時間の關係と再交尾

交尾時間の長短に就ては種々の説をなすものあり、交尾時間は蛾の自由に任すべし、之を割愛せしむるは衛生上必ず幾分の害を免れるものなり。或は曰く、之を割愛せしむるも毫も有害を認ざるものなりと、前説は或は理に適ふ所あるに似たれども、執業の上に取引ては甚頗しきの嫌なしとせず、理學博士佐々木忠次郎氏は一定時間交尾せし蛾を産卵せしめたるに、他尋常のものと一様に發育し、強弱の度に於ても敢て軒輊を見出さしりしと云ふ。

して陽光を以てせるを以て、色澤を損し
絲質を脆ふするの弊ありしも、此處に至
りて頓に一生面を開き、此弊を去るの方
性あるを知るに至れり。

此時に當りて歐州に於ては蠶病撲滅の方
法を發明せるを以て、漸次蠶種輸出高を
減し我が蠶種製造者は此業を持続するを
得べからざるの厄運に近けり。明治七年
政府蠶種の内外蠶卵紙の區別を廢したる
を以て人民競ふて之れか輸出を計畫し、
其の額非常に増加し需給絡に均衡を失し
て恐慌を致たし、蠶種家従々破産するも
のあるに至れり、此に於て政府は開港場
に輻輳せし蠶種四十四萬八千四百枚を買
收し悉く之れを燒棄して、織かに之を救
濟することを得たり、此年伊太利の養蠶
家來朝しテルオルなる人は長野縣外六縣
にキマモ、ボルミタなる者は東京府外一
府八縣を歷遊せり、外人の本邦に蠶業視
察として渡航したる蓋し之を以て嚆矢と
せん、同八年には從來の規則を廢し蠶種

然れば割愛するは情思をして愁傷せしむるやは知らざる所なれども
四五時間経過せしものなれば蠶卵の生理上毫も差支なきを知るべ
し、只交尾時間の長きものと短きものは、蠶の產卵するに早きと
遅きとの差あるに似たり、又自由に放任し一晝夜も交尾せしものは
非常に疲勞し、絶て產卵の勇氣なき如きものを認むることあり、故
に午前八時頃に至りなば、雌蛾も出捕ひ、羽翅も從て伸張し、情
慾を兆し、尾を動し、雄蛾を迎るの状を現すものなれば、別器に容
れ置きたる雄蛾を放て交尾せしむるを要す。
さて雌雄蛾を交尾せしむるに當りて、雄蛾の不足を告ぐるとあれば
再交尾をなさしめ、甚しきに至りては三度まで華尾せしむる人あ
れども、三度目は頗る疲勞をなすものなり、再交尾の實際用に立つ
ことは、經驗上の許す所なれ共、一回交尾せしものは、其れ丈精液
稀薄となり、隨て強壯の卵を得られざる筈なれば、再三交尾せし
むるは餘り好しき次第にはあらざるなり。

第七款 產卵の際の注意
蛾の產卵なるに當り注意すべき要旨、三つあり
一 温度を下降せしめざること
二 光線を強きに過さしめざること
三 產卵時間の度を測ること

產卵時間の度を測ること

是なり。

一 温度を下降せしめざること
華氏寒暖計七十五度以上八十度前後なるを適當とす、溫度低ければ
低く程產卵緩慢にして、七十度以下六十度位にも至れば、殆んど
產付せざるものなり、之に反して高ければ高きに從ひ產卵も亦速
なり、故に溫度下降せし時には、火を入れて適當の氣候を造り與ふ
るを宜しそす。

二 光線を強きに過さしめざること

光線の蛾の產卵に關係することは、多年實業に從事せるものは既に
了知する所なるべし、彼蠶室を暗くすれば產卵すること急速にして
間断なけれども、明るければ遅くして數々卵子を生むことを休息する
ものなり、這是學理上如何なる關係あるや、先輩諸學者の爰に及
びしものあるを聞かず、或は蠶蛾は夜飛科に屬するを以て、夜を好
むの特性あるに據るか。

三 產卵時間の度を測ること

蠶種の販路滯滞し貿易不振なるに反して
蠶絲は逐日好況を示し来れり、明治七年
岩淵某は陸前國白河町に、小洗井某は岩
代國北方町に、伊藤某は伊勢國室山に製
絲場を創設す、尋て名所に大小の製絲工
場沛然として起り、輸出額も隨て増加す
るに至れり然れど、も未だ邦人の遠く海
外に渡航して販路を擴張せんと欲するも
のあらず、舉て横濱居留人に一任せるを
以て商權悉く洋人の掌中に歸し、專横到
らざるなく、不當の利益を貪るを以て朝

野の志士をして憤慨に堪へさらしむ、大久保利通公の内務卿に任せらるゝや最も心を殖産興業に用ひ、河瀬秀治氏を擧げて通商局長たらしむ、氏は神鞭知常氏をして生絲其他の見本を携へ米國に至らしめ領事富田鐵之助と力を戮せ、機屋仲買人等に之が試験を行はしめ、注文を促し販賣を試みたり、明治八年に至り上州の人星野長太郎氏横濱八拾九番館キンドン商會に委托して米國に直輸出を試みしが好結果を得ず、適々千葉縣の伊藤某直輸出計畫の爲め米國より歸朝す、星野氏之と連合し、翌九年佐藏某と共に實第新井領一郎氏をして坐縫絲を携へ渡米せしめたるに、ニーチヨーセノの一商神鞭氏の紹介にて一斤六弗半の相場を以て四百斤を買取りたり、是れ實に海外直輸出の濫觴たり。

明治十年始めて内國勸業博覽會の開設あり、全國の物産を一堂の内に羅列して品を評し質を批して良否を判し、賞典を行ひしを以て斯業の改良を誘起せるの効實に少からざりしなり。然るに西南の役起り人心競々として堵に安すること能はず事暫くにして鎮定に歸せしと雖も又た忽然として一凶事を生せり、内務卿大久保利通公の刺客の爲に非命に斃れたる事はり、之が爲に我政海に一大變動を生じたりと共に、彼の駿々として進歩し來たる蠶絲の業も亦其餘響を蒙り、後ち大久保公に繼ぎて其の衝に當り之を獎勵せし者なきにしも非ずと雖も、公が左職の時の盛に比すべくもあらず。

明治十二年に至りて政府は横濱に生絲繭の共進會を開設せり、是れ本邦に共進會の起りたる嚆矢なり、其翌年横濱に正金銀行を設立し大に直輸貿易の便を計りしを以て直輸貿易の業一時暴發の勢ありしが、却て民業の秩序を紊亂し正金銀行も亦頗る損害を蒙れり、故に蠶絲の米國直輸も好結果を見るを得ざりき。是を以て上州に上毛製絲改良會社の組織起り大に

者なり、此二度目に産付せし蠶卵は、其數も甚く甚發育の不完全なり、俗に之を餘付種又夜付種と云ふ、餘の種、夜に入りて産卵せらる者と云ふ理義なり、ハーベルラント氏曰く午後三時頃に雌雄の交尾を割愛し産卵せしむれば、翌日の午前までには大抵産み盡すものにして、更に別床に置き、尙ほ其殘卵を産ましむ、蓋し此卵種は其性質下劣なるものにして、其黃色永く變ぜず、其の孵卵も初め產付せしものに比すれば甚不足なりと云へり、是れ所謂餘付種のことなるべし。産卵の時間は本邦の方法に比ぶれば、頗る遅延なるものゝ如し、本邦にて行ふ法は、先つ午後一時頃交尾せしものを離し、尿紙に載せて尿液を排泄せしめ、更に産卵紙に移せば、直に産卵を始めしものは三四時間にて産付し終るも、多數のものなれば中々一齊に規則正しく産み始め、産み終る都合に至らさるを以て、大抵六七時間即ち午後の七八時頃までは産卵せしめ置くを通常とす、是より以後は産卵せしめざるを可とす。

第五款 採種法

人間社會に於ても未だ開けざる野蠶の時代には、殆んど夫婦の別もなく、又之を糺すの法も設あらざりしに相違なきも、世の文明に趣くに従ひ、夫々秩序も正しきを致し、德義と制裁兩ながら相全く、猥に相犯すと能はざることとはなれり、是とは少しく異なれ共、蠶は自ら進みて風紀を正ふする事能はざれども、人力によりて夫婦の別なき野合的の普通製は漸次頗れて、將に文明の秩序正しき蠶櫃となるに至れり。されば從來一の蠶卵は何れの蛾の産みたる者なりやも明かならざりしが、今は親と児の見別も判然つく有様となり、大に蠶種製造の上に便利を與へ、其の性質疾病等によりて其子を自由に淘汰し得る有様とはなれり。是れは蠶種製造上的一大革新なれば、其の澤に浴する蠶種社會に於ては宜しく其の名譽の紀念を不朽に傳ふべきなり

一 パストール氏の囊取種法

佛國の碩學バストール氏こそ實に其の名譽を擔ふものなれ、囊取製種法は實にバストール氏の創案に係はる、此の發明は嘗て歐洲に於て微粒子病猖獗を極め、養蠶社會をして非常の恐慌を來さしめたりし時に當りて、銳意研究の結果、微粒子毒は遺傳の性を有するものなれば、無毒健全なる親蛾より採種せし子卵には、決して微粒子毒なしとのことより囊取採種法を行ひ、其の親蛾を顯微鏡に照して病毒ある者は廢棄し、無毒なる者は之を保存するに至れり。其の製種法の概略を舉れば、先づ採種室を空氣の流通宜しき日光の

粗製濫造を矯め、其の他蠶絲貿易上に向て頗る斡旋の労を探り、之と同時に横濱に同伸會社勃興し直輸出を圖り、米國新約克及び佛國里昂の兩處に販店を設け、消費地の狀況を審にし、内地の生絲製造者に向て注意を加へ改良を促したり、同十四年には第二回内國勸業博覽會の開設あり、當時審査官の評論に據れば福島、群馬、長野の三縣は各一方に雄視して鼎立の狀況をなし福島は繭の品位を以て勝ち、長野は繭の多きを以て勝ち、群馬は製絲を以て勝つと雖も共に相兼ること能はず、埼玉の如き、宮城の如き、或は山梨、岐阜、山形等の如き稍之と雁行すべく、其創業日尙淺くして頗る進歩の色を顯したるは愛知、廣島、大分、熊本等にして其他は論するに足らすと云へり、此時に當りては蠶種貿易の餘熱漸く冷却したりと雖も、繭質の如きは尙依然として各地黃繭種其の多きを占め、白繭種は實に寥々として曉天の星も啻ならざりし

が、福島縣のみ獨り超然として黃種僅かに千分の一を存するのみ、是を以て當局者は力めて黃繭種を排斥し白繭種を稱揚し、而して絲丈の長きを賞して之を以て繭質改良の資に供せんとせり。明治十六年に至り物價變動の爲めに蠶絲業者泰慶振はざるに至りければ、政府は蠶絲業諮詢會を開き各地方の蠶絲業者數十名を招集し、左の數項に就て利害得失を諮詢せり。

第一 横濱開港以來各地蠶絲の製造沿革

第二 各地現今の景況

第三 蠶絲の粗製濫造を矯正し勉めて同一の品位を多量に製出し以て海外の販路を擴張するの意見 東京に開設せり、此時第二勸業博覽會以來絲價較々上進し衰勢を挽回し、明治十八年に至りて繭生絲外三品の共進會を東京に開設せり、此後第二勸業博覽會以來各府縣に開きたる其進會博覽會皆な黃繭種撲滅の方針を取りたるを以て、著し

直射を受けざる處を撰み、適宜に光線を入れるべき構造となし、其の壁より壁に麻繩を渡し、適宜の小さ布切を順次に結び置き、傍の室には製種に供すべき繭を絲にて繫ぎ、堅に之を掛け置くなり。探種の場合に臨んでは布切を算へ、産卵に不足なき様準備すべし、一オノスの卵子を需むるときは、凡そ一百の布切を要し、二オノスを需むるときは二百の布切を要す、以下も亦之に準じて製す。既に此等の用整は、雌雄の蛾をして交尾せしめ、一雙の之を角形の机上に配置し、午後四時乃至六時に至りて交尾を離断し、雌蛾は撮て布切の上に載せ、雄蛾は微粒子を受くると受けざると拘らず直に棄て、雌蛾産卵し終りたる時は布切の一隅に閉ぢ入れ、帽頭針を以て布切と共に蛾翅を貫き、雌蛾をして容易に之より窺ひ出でざる様にすべし。而して麻繩を壁より取り、其の兩端を結び付け、之に連りたる布切の間に能く空氣の通ずる様にし、秋冬蠶業の開散なるときに至り、布切の隅に閉ぢ込み置きたる雌蛾を一々採り出し、顯微鏡を以て検査し、若し微粒子毒の存する蛾と見れば悉く捨つるなり。

二 框製採種法

本邦の框製蠶種製造も、全くバストール氏發明の囊製を折衷せし者にして、明治十七年農商務省農務局試驗場に於て誕生したり。其の

裝置は鐵葉を堅一尺一寸六分、横七寸四分、高一寸五分の框を四十區に區割し、各區に番號を附記して、區毎に一雙の蛾を容れ、其の上に紗網を覆ひ蛾の脱出を防ぎ、又前と同じ形の框を原紙の上に置き、別に四十箇の小囊を備へて、各同じ番號を記し、交尾を分離し、雄蛾は同番號の紙袋の中に容れ、雌蛾は產卵紙の框に移し、產卵終れば配偶の雄蛾を入れたる紙袋に移し、堅く頭を潰し、袋外に飼出るを防ぎ、製卵の作業終りたる後雌雄蛾共に併せ碎きて其の病毒の有無を顯微鏡に判斷せしむるなり。

併しながら此の製種框は鐵葉製なれば甚薄くして、各區の區域明瞭ならざるの憾あるのみならず、狹隘にして產卵するに當り、蛾は甚だ窮屈の思をなすものゝ如く取扱に不便なるを以て、同十八年に至り、厚一分許の木板を以て蠶種原紙と同寸法の框に改良し、高を一寸とし、堅を七、横を四、即ち三十八區に分劃して黒漆を塗り木板を以て、堅一尺横九寸の框を二十五區に分劃し、又別に高六分内徑二尺に一尺八寸の外函を製し、之に前の二十五區の小框四個を

く黄繭種或は夏秋蠶雜種等を減却し、赤熟等の繭種増加したり、製法も一般に進歩し精巧觀るべきの品頗る多きを致せり、而し此際蠶絲の品位により延喜の朝に於て定められたる生絲國分表に倣ひ等級を分ちしものを擧くれば

上綫	中	綫	國	下	綫	國
三縣	二	十	縣	二	十	縣
群馬	長崎	三重	福島	富山	山口	東京
長崎	三重	福島	富山	山口	東京	兵庫
三重	福島	富山	山口	東京	兵庫	岩手
福島	富山	山口	東京	兵庫	岩手	鳥取
富山	山口	東京	兵庫	岩手	鳥取	熊本
山梨	埼玉	愛知	宮城	福井	福岡	京都
埼玉	愛知	宮城	福井	福岡	京都	新潟
愛知	宮城	福井	福岡	京都	新潟	青森
宮城	福井	福岡	京都	新潟	青森	德島
福井	福岡	京都	新潟	青森	德島	宮崎
京都	新潟	青森	德島	宮崎		
新潟	青森	德島	宮崎			
長野	茨城	滋賀	山形	岡山	大分	大阪
茨城	滋賀	山形	岡山	大分	大阪	千葉
滋賀	山形	岡山	大分	大阪	千葉	秋田
山形	岡山	大分	大阪	千葉	秋田	愛媛
岡山	大分	大阪	千葉	秋田	愛媛	鹿島
大分	大阪	千葉	秋田	愛媛	鹿島	
大阪	千葉	秋田	愛媛	鹿島		
千葉	秋田	愛媛	鹿島			
秋田	愛媛	鹿島				
愛媛	鹿島					
鹿島						
枥木	岐阜	石川	廣島	佐賀	神奈	靜岡
岐阜	石川	廣島	佐賀	神奈	靜岡	島根
石川	廣島	佐賀	神奈	靜岡	島根	高知
廣島	佐賀	神奈	靜岡	島根	高知	札幌
佐賀	神奈	靜岡	島根	高知	札幌	
神奈	靜岡	島根	高知	札幌		
靜岡	島根	高知	札幌			
島根	高知	札幌				
高知	札幌					
札幌						

此表素より出品せしものゝみに就きて階級せるものなれば、以て全豹をトすへからると雖も稍其の梗概を知るに足らん、而して審査の報告に大書し論せるものを見るに

本會列品は各自が平素製出する所のも

のにして故らに製造すへからざるは勿

論なり然るに人情の趨く所免るへから

ざるものか特に製作に意匠を盡し普通賣買の製品と異り精好なるもの多く只精緻是競ひ經濟の如何を顧みざるか如きものあり又費用は實際より減却せしめ製造額と販賣高は之に反して漫りに増加し事實に齟齬するもあり此等の弊は獨り今日に癪りたるにあらずと雖も亦審査上的一大難事と謂つ可なり必竟此輩は名譽の貴重すべきを知りたる者にして之を未だ名譽の何物たるを知らず舊慣を墨守して改良の效を曉らさるの輩に比すれば霄壤も啻ならざるものと謂ざるを得ず將來警戒して此弊を除くの策を講せんはあるべからざるなり業已に是の如く共に精緻を競ふと雖も繰法束裝共に其種類太たく勝て數ふへからざるなり既に組合の設けある地方は概ね一樣の製作に至りしも未此の設あらざる地方は之に反し製作區々なるもの甚多かりし元來我生絲の常

嵌込み、小框と紙との動くを防ぎ、蠶架に排列して產卵せしむる仕掛けなし、後なほ紗網に代るに真鎔製の網を用るに至れり。之が原紙は西の内より少し厚き紙を、小框と同一の寸法とし、縦横線を劃し、其の内に數字を記し、傍に種類番號探種月日を記載せり、又此の框に代るに直徑一寸五分許の竹を切り、高一寸二分許の筒となし試用せしことなり。今日實業家の間に廣く行はるゝものは框及び竹筒にして、鐵葉筒、硝子筒、曲輪等も往々用ゆる人あり。附けて云ふ紙袋に入れたる蛾は乾燥し、害蟲等に食はれざる様注意すべし、時どすればカツオムシ等の爲に、折角の骨折を水泡に歸せしむることあり。

三 普通製採種法

普通製蠶種は餘り好しからざる法なれども、多數の蠶種を製造する人に向て、一々框製に改良せんことを勧むるも、或は實際上手數と費用とを要し、何分行はれ難き事情あるやも計るべからざれば、實ては原種用丈は必ず框製に改むるは言を待たずと雖も、製絲用種に至りては適宜に任ずるも、亦た止を得ざる者あるべければ、普通蠶種の製造を記載するも敢て無益のとてあらざるべし。其の法は平なる疊の上などに原紙を並べ、之が周圍に綠木を置き、蛾が紙外に脱其の隙間に後日間附て更に蛾を拾ひ、産付せしものなり。近時其弊次第に矯り、重に薄付を費ぶに至りたるは喜ぶべし。

第二節 蠶種の撰擇

蠶種を撰擇するの要領二つあり、即ち

病毒のなきものを撰むこと

外觀の良きものを撰むこと

病毒とは歐羅巴の養蠶黃金時代を驅りて暗黒時代と化したる微粒子毒是なり微粒子毒の性質等に關する詳細の説明は、之を後章に譲るべしと雖も、茲に一言述べ置くべきは、此毒は遺傳と傳染とを兼ぬるものなることはなり、故に病毒のなきものを撰むには、蠶種の時に於て鑑別する最も便法なりとす、しかしながら、肉眼にては之を検査し得べからざれば、顯微鏡の力に藉らざるべからず、顯微鏡

に氣勢弱き原因を擧れば概するに左の數項に過ぎざるへし

第一 各人其方向を異にするより織法束裝共に區々たり是を以て再製に便ならざること

第二 常に時價の昂低に支配せられ朝に佛に販き夕に米に賣り變更常なきこと

第三 需用先きの事情に暗く常に時機を失ふこと

第四 中央に高等検査所の説なきより精粗の検査十分ならず一個の粗品の萬個の精品を害し信用を失はしむること

夫れ斯の如くなれば先づ第一に各自孤立の弊を除き方向を一にせざるを得ず方向を一にせんと欲せば組合の設けなくんばあるへからず組合の設けなしを統轄するの本部は又必要なるべし此本部ありて内地の狀況は勿論海外需用の適否に至るまで之を詳にし或は特

に之が通信委員を海外に派遣し彼の事情に通曉せしめ各組合に通報し需給其宜しきを制するを得尋て中央に生絲検査所をも設くべきなり而して漸々内部の實力を養成せば本業の興隆する指を届して待つべきなり云々

然るに此の議論は大に蠶業社會の喝采を博し、政府も見を嘉納し、時の農商務大臣は明治十八年十一月を以て蠶絲業組合準則を發布せり現行の蠶絲業組合準則是なり

明治廿三年第三回内國勸業博覽會を開設するの期に當り蠶絲の販路米國に向て著しき伸暢を來し、絲價も亦甚しき昂騰を現はせしを以て人の養蠶を營み製絲を起すもの頗る多く、就中佐野理八氏は佛國新式の製絲器械を購入して宮城縣金山にて購求して滋賀縣坂田郡に創設せり、隨て產額も増加し技術も長足の進歩を致し

は養蠶に最も必要あれば、其の用法は充分知り置くべし、然るに顯微鏡にては微粒子毒は視察し得べしと雖も其他のものにありては、其の形跡を遺傳せざれば如何に顯微鏡の力は偉なりと雖も、之を看破する能はず、是れ肉眼にて外觀の良きものを撰む必有ある所

以なり。

第一款 蠶種検査法

框製若しくは囊製蠶種なれば、其の親蛾を一頭づゝ採りて羽翅と頭とを除き、之を小乳鉢に入れ、乳棒を以て搗り潰し、其の液汁に苛性加里液を加へ、之を臺硝子に載せ蓋硝子を覆ひ、顯微鏡に照して少しにても微粒子毒を含有するものは、之を廢棄して無毒のもの、み用ゆれば其の卵種は毫も微粒子毒を含有せざるなり。此法は歐羅巴にても初め到底大なる養蠶には行はれ難く、單に原種用蠶種位に止りて、製絲用向には應用すること能はざるものとなし、發明者たるバストール氏すらも汎く蠶業社會に應用することに就て頗る疑を抱きたる有様なりしが、今日歐羅巴各國養蠶を行ふ地方は、蠶種を製するには皆此法に則るに至れり。而して此頃伊國に於て蠶を搗り潰すに當り、時間と労力とを省かん爲に潰蛾器械を發明せり我國に於ても一日も早く原種用種丈は框製に改良し、追々歩を進め

製糸用蠶種も框製に改良するの日あらんことを切に望む所なり。扱て普通製所謂平附蠶種なれば、充分注意を加へて緻密の検査を行ひ、毫も病毐を見出さる者と雖も果して無毒の蠶種なりと謂ふとは確言し能はざるなり、何となれば幸にして病毐の含有する卵粒は確に浸されたる卵粒は免るゝを得て、無毒のもののみ検査せらる、時には、無毒の證印を押捺されるに至るべく、然れば無毒の證印あるものと雖も其の實病毐を含有すると云ふか如き事柄絶てなしとせず、されど多くの場合に於ては病毐を含有するが如き粗悪の卵粒は、必ず脱落するを以て検出し得らるゝもの、框製蠶種検査の確實なるには如かざるなり。

蠶種の検査法に種々あれども、最も簡便にして較く確實なるはコルナリヤ氏の検査法となす。此法は先検査すべき蠶卵中より五卵宛を各別に採りて一箇となし、都て十箇五十箇面を検査し、其の一箇の中五卵共に微粒子を發見するに至れば、之に二を乗じ、若し十箇五十鏡面共に微粒子を檢出すれば、最高位即ち二十步を示すなり。現今本邦にて施行せらるゝ蠶種検査法は此コルナリヤ氏の定めたる箇便法に據りたるものゝ如し。其の法は先づ指腹にて遍く蠶種紙の全

博覧會に出品せる繭の如き第二回の時に比して黃白の種類全く消長其地を易え、黃繭種は之を陳列館内に求るも一も得べからざるの光景を呈したり。然れども曩に絲量の多きを貴び絲丈の長きを賞したるの結果は、遂に極端に走りて赤熟種の如き絲類の太き織度の均一ならざるもの多く產出し、蠶業社會赤熱をして博覧會共進會繭なりとの綽稱を附せしむるに至り、製絲家の好惡する所と全く相反するの現象を顯はすに至れり。從來功を擅んでいたる福島縣の如きは群馬埼玉等に一着を輸するに至り、新創の蠶業地たる島根縣の如きは嶄然として頭角を現はし、鹿児島縣蠶絲講習所の繭の如きも躍然として人をして來者恐るべしの歎を發せしめたり、生絲は繭に比すれば其進歩甚遲緩にして各地其揆を一にせず、著しく進歩したるは幼稚の地方にありて、從來有名なる地方は進歩せりと謂んより寧ろ能く舊業を維持して之を失墜せざるに止まる

面を撫て摩り、卵種百顆許を紙若くは盆の上などに落し、其の中より尤も悪しき者五十粒を擇び出して之を十箇附の乳鉢に一箇に就て五粒づゝを入れ、毒性加里の稀薄液一滴を注きて乳鉢を以て能く播り潰し、其の液汁一滴を臺硝子の上に載せて蓋硝子を覆ひ、顯微鏡の臺に載せて病毒の有無を點檢し、病毒を認めし時には符號(十)を付し、病毒なき時には(一)の符號を記して、十箇共に此手續を踏んで符號を記載し置き、全く検査終りたる後(十)の符號を通算して得たるものに、二を乗けたるものは則ち病毒の歩合なり。例へば(十)の符號三なれば、其歩合は百分の六分にして、七あれば百分の十四分となるなり、今左に我政府の定められたる現在施行の検査歩合を掲ぐべし、但し製種用種は當分延期せられたり。

視察中微粒子を
目撃せる回数

製糸用種

四二 使用に適するもの

卷之三

たが、生糸に織り比すれば其進歩甚過るにして各地其揆を一にせず、著しく進歩したるは幼稚の地方にありて、從來有名なる地方は進歩せりと謂んより寧ろ能く舊業を維持して之を失墜せざるに止まる

と謂ふべく、往々逡巡退歩の色を現せる者あり、當時審査官の報告によれば、群馬縣は出品の多きことは首位を占むるも、品位の進みたるは或る一部分に止り、全體を觀察すれば依然として面目を改めず、長野縣は全般を通覽すれば色澤の美麗なる束装の整備せる超然他府縣に秀つと雖も、概して絲質少々粗糙に失し絡糾^{くわう}整はず、重ね揚げ多く、竪角固着し、緒留^{おとど}不完全にして、殊に機織家の最も忌む類宮城等之に亞く、此他は論ずるに足らず、

然れども蠶絲の如きは特に名譽賞を褒與せられ、宮崎、鹿兒島、兩縣の如きは品位束裝齊一なるを以て稱せられたり。是より以降、蠶絲の價格貴く明治二十一年の如きは百斤千弗以上の珍價を現し、輸出益多きを加へ其額三千六百萬圓以上に達したるを以て各地爭て桑樹を栽植し、養蠶を試み製絲に從ふに至れり、近時長足の進歩をなし蠶業社會に其名聲々たる

第二款 蟲種鑑別法

蟲種は虛弱の性質をも遺傳するものなれば、特に微粒子毒なきのみを以て完全の良種と言ふべからざるは既に論述せし所なり。其の虚弱の性質を遺傳せしものは、既製の蟲種に於て鑑定することを得るや否やに至りては頗る至難なる問題にして、何人と雖も此の蟲種は前年に於て如何なる病に罹りたる蟲兒の化蛾せしものより採種せしものなるやは、世界廣くと雖も之を鑑定するの技倅を有するの人は恐らくは無からん、併しながら天然に蟲卵の備へあるべき形狀及び

第一款 蟲種鑑別法

養蠶與製絲

ものは島根縣の山陰製絲會社なりとす、而して直輸貿易の起りし當時は直輸を専業となすもの僅かに貿易商會同伸會社、扶桑商會ありたり、然るに扶桑商會貿易商會は前後相尋て倒れ、唯一の同伸會社のみとなりしか後生絲商會なるもの勃興し盛に直輸を經營せり、然れども尙多くは外人の手に藉りて輸出せらる、遺むべし、生絲の輸出地は北米合衆國を第一にして佛蘭西之に亞き、英吉利及伊太利瑞西尚之に亞く、其他獨逸、西班牙等の各國にも多少の輸出あり

今繭生絲產額の増殖する比例を觀れば實に驚くべき速力にして、明治十一年より全二十五年に至る十五年間に繭は九十四萬二千百九十八石に對する五十萬二千八百九十九石を增加し、生絲は三十六萬二千六百〇七貫に對する七十九萬九千三百九十六貫の増加を致せり。

其五、蠶業沿革補遺

我國にて始めて養蠶上に寒暖計を用ひしは福島縣伊達郡にして實に天保十三年なり、當時二本松藩主頗る醫道を好み遙かに長崎に醫を派し、蘭醫に就て之を研究せしめしに胚胎せり、其醫蘭人の寒暖計を見て養蠶上に應用せんとの念を惹起し、強て之を請ひて携歸し其親戚伊達郡深川村中村某に送りたり、某嘉永二年に至り之を摸造し蠶當計と稱して發賣せりふ、是より先き同村田口某なるものあり、嘗て養蠶期に際し病魔に襲はれ痛苦に堪へざるを以て只管養蠶期を短縮せんと欲し、偶々溫暖の年には養蠶の進むを考察し炭火を用ひて溫度を造り、之を飼養したるに果して上簇の期大に進み素望を達したるを以て、之れより常に火力を用ひたり、然るに初めは四肢皆是れを嘲笑し敢て傲ぶ者なかりしが、年々好果を收むるを觀て遂に之に則り漸次此法傳播せし

色澤を欠き、產着正しからざるものは不良の蠶種なることを知り得らるゝなり。我國にては古昔より蠶種鑑定の事行はれ、其の鑑別の徵とする點は皆是等の箇條に據れり、寶曆年間信濃の人塙田與右衛門氏か著せる養蠶秘書に曰へり、種に上中下あり、先づ上種とは地を占め汎能くして色黒く白粉をふき又は種大粒に實入能くたとへかさなりたりといへども蛾働きむらのなきやうにかさね種にあふらありていかよふに障りても少しもこじれざるを本場の桑にて愈者の養育したる上種と知るべし又地を志めたりといへど種汎へずむらかさね或は小粒にして赤色に見ゆるは下場の桑にて育てたる種なり是中と知るべし又地をしめす粒ぬけたる所ありて蛾の働きなく一所にかさね或は種汎えずくら／＼見へ種に油なく少し障りてもばらくこぼるゝを下種と知るべし、云々、又見るべきものあり。今左に蠶種鑑定の各項目に關し如何なるものは天然の狀態にして、如何なるものは之を欠きたるものなりやに就き謂ふ所あるべし。

一 形狀

蠶卵の形狀は其の種類の異なるに從て異なり、概して大繭を結ぶものは卵粒も大きく、小繭を營むものは卵粒小なり、左に各種重さの割合を掲げ、其の大小ある所以を示めすべし

赤熟一千粒の重さ一分四厘二毛一匁の粒數七千〇四拾二顆
青熟、一分三厘七毛、七千二百九十顆
小石丸、一分二厘八毛、七千八百十三顆
鬼縮、一分三厘七毛、七千三百九十九顆
金黃種、一分九厘八毛、五千三百四十八顆
朝鮮、一分五厘、五千六百六十七顆

斯の如く種類によりて大小一定ならずと雖も、其の同一の種類に於て大抵一様なるものなり、故に大小混合せる蠶種は其の雜駁種なるを知るを得べし、而して其の長さ及び幅に關しては、各種類に就て調査せしものあるを聞かず、泰西の學者は、金黃種に就て測りたるものに據るに、長さは三厘五毛幅は三厘三毛厚さは一厘八毛ありといへり。

二 色澤
これは產出地の異なるに從て、同種類にても多少の差異あるものなれば、蠶種は斯の如き色ならざるべからずなど、斷定することは出来得べからざる事なり、長野縣小縣蠶業學校の試驗に據れば左の如

るに至れりと、之を福島地方溫暖育の鼻祖と爲す。

明治維新の後に至りては蠶業に關する著書雜然として世に現はれ今に迨ては汗牛充棟も審ならざるに至れり。而して科學蠶業上に應用するに至しは明治五年英國維也納府に開設せる萬國博覽會實に之が媒介をなせり、此舉あるに際し我國も之に贊同し辦理公使佐野常民氏を以て副總裁となし、諸般の事務を執掌せしむ、氏博覽會に於て各國の絹布及び蠶絲を目撃し、且つ本邦出品物の品評を聞き、又伊太利地方の養蠶製絲の實況を視察し大に本邦出品物の粗劣にして業態は幼稚なるを覺り、憤慨措く能はず、佐々木長淳氏をして獨乙人グレーヴエン氏と共に以瑞各地の養蠶製絲場を巡視せしめ、英國ケルガモ府ツ、ピングル氏の製絲場に入場し、蠶絲及び撿絲の事を修業せしめ、中

村某をして獨乙國スチユットガルト府に遣はして染色法を講究せしめ伊達某をして維府組織學校に入學せしめたり、講習期日減きを以て固より完全ならざりしとは雖も、本邦蠶機の業に學理を應用するの事は實に此時に萌芽したり。明治七年内務省勸業寮を置き農工商及び編纂の四課を司らしめ、農務課に養蠶掛を置く、内藤新宿の試驗場是なり、此廳内固有の桑樹を培養し以て内外の蠶種を試験し、八年に至り彼の獨逸人グレーヴエン氏を傭ひ以て蠶學諸般のことと商議せり、明治九年伊國ミラン府に開設せる萬國養蠶公會に政府は佐々木長淳氏を遣はし此試験場に於て研究したる蠶蛆の説を陳述せしむ、同十二年に至り此試験場は廢止せられたるも、尋て明治十七年に至り蠶病流行の徵あるを以て、農商務省は蠶病試験場を東京市内に置き其の試験をなし、二十年に至り之も北豐島郡西ヶ原に移し養蠶上諸般の試験をなし、旁ら

粘土質にして水田を桑園に改めたるもの真土質にして少しく小石を混したるもの

卵色光澤共に第四に位せり

卵色光澤共に第三に位せり

卵色光澤共に第二に位せり

卵色光澤共に第一に位せり

純粹砂土質
此の成績表に附載あり、一年の試験に止まれば確固たるものにあらず。然れども其の地質により産卵の色澤に異同あることは最早疑もなき事柄なり、されば同じ信州に於てさへ地質異なる所にありては又想ふべきなり。此を以て從來此の道に堪能なるものは、能く其色澤に由りて產地を考へ當てたりとなり。然れども蠶卵に特色なるものを佳とし、黃蠶を造るものは綠青色にして能く白粉の吹き居らず、即ち白蠶を營むものなれば、濃紫色にして白粉を生じ奇麗なるものを貞とす、彼の褐色若くは桃色の如きものは、是れ概ね孵化せざる潰卵に多く、此の如き色澤のもの多きは餘り譽むべき蠶種にあらざるなり。

三 產着

己の身軀を据へし場所のみを残し、周圍に高く産み着け井を穿ちたるが如き觀をなすものあり、斯く産着の一様ならざるを俗にあらし種と云へり、這は重に病蛾等の産みたる蠶種なり、手を以て蠶種紙を撫摩すれば畷々脱落するものあり、是又不良の蠶種なり。精良の蠶種に産着け方一様にしてしまりよく、手を以て之を撫でても容易に剥げ落ざる俗に腰の強き種、或は力のある種と唱ふるもの即ち是なり。曾て西ヶ原產業試験場にて之に關する試験を行ひしことあり其の成績を抜萃すれば左の如し

尋常のもの	七晝夜	九晝夜	四晝夜	六晝夜
発生を催すまでの時日	悉皆發生まつての時日	發生より遅れ始めるまでの時日	發生より遅れ始めるまでの時日	發れしまでの時日
重積せしもの	同	同	同	同
産付不整にして疎なるもの	七晝夜半	八晝夜	四晝夜	四晝夜半

卵粒重積し形状甚不整なるもの

第三節 蠶種の保護

蠶は蠶見即ち妙となり、蛹となりてゐるの間僅に五六日間に過ぎずして、餘は悉く卵軀にて月日を送る、其の

各府縣に傳習生を募り主として病毒視察法を教授せしめ、廿三年よりは養蠶上に關する一般の講習をなせり、今に至る迄各種の試験を舉行すと雖も最も効果を現せしは蠶種推製法等にして、蠶種製造上的一大進歩と云ふべし、又此間歐州諸學者はアベルナンド氏の養蠶論、マイヨー氏の蠶學全書、バストル氏の蠶病論等を譯述したるもの世に行はれ、大に裨益を與へたり、又今の農科大學は駒場農學校の時より養蠶學を課程の一に加へ種々の試験を爲せり

世界蠶糸國の起原及現狀

蠶業は世界各國到る處多少產出せざるはない、先づ亞細亞にありては日本、支那、印度、交趾支那^{（チザンナム）}、緬甸^{（ミャンマ）}、波斯、高架斯等の諸國より產出し、歐羅巴にては佛蘭西、伊太利、西班牙、葡萄牙、墺太利、匂加利、瑞西、希臘、土耳其等より產出す、西半球を觀れば、蠶業の端緒を開きしは

纔に近年の事にて、未だ蠶業國を以て目すべきものあらず、北亞米利加の合衆國、南亞米利加の墨西哥、是等は官民共に力を合はせ、其の發達を圖ると言ふと雖も、前途の事尙ほ未だ知り易からず。斯くの如く各國蠶業行はると雖も、蠶業國どし印度の諸國のみ、此中產額最も多きは支那第一にして、伊太利之に亞ぎ、日本は其の下に位し、佛蘭西尙ほ之に次ぐ者の如く、他の國は敢て較するに足らざるなり。

發生するものなれば、若し其の販賣の機を過る時には甚しき損失を被るものなれば、又止を得ざるに出ると雖も、之が爲に蠶卵をして底弱ならしめ、延て蠶作にまで少からざる害を推し及ぼせば、蠶種製造家たる者宜しく此處に注意を加へ、荷造運搬等も鄭重を旨とし成可くは産卵して三四日の後に運搬する様心掛くるを宜とす。

春蠶種を運搬するには、産卵の當座炎暑の時節の宜しからざるは言を待たずと雖も、亦一度寒冷の氣候に感じたる後も餘り好しからぬ次第にして、先づ九月の末頃より十一月の頃までを好時とす、何となれば、前にも述べたる如く産卵は呼吸を營むものにして、其の呼吸の割合は産付の當時にありては頻繁なれども次第に遲緩となり嚴寒の砌に至れば最も寡く、爾來再び増加して發生の頃に及べば益急速に趣くものなり、嘗てデニクローフ氏は十六サンチメートル（一サンチメートルは一分三厘に當る）立方の玻璃器に一瓦づゝの卵を入れ、數時間後に器中の空氣を分析して左の成果を得たり

卵齡	呼吸時間	溫度 (氏)	器中炭酸瓦斯	器中酸素
第一日目	一	二一	五一七	一二、七二
第二日目	一	二一	一二、四六	八、〇八
第三日目	一	二〇、五	九、六五	一一、〇三

あらず、試に農商務省の調査に據れば、二十五年の全產出額は百〇七萬二千〇〇二貫目にして、伊太利の產額を我が量に改算すれば、七八八萬〇八百二十九貫目に過ぎざるなり、然れども其の蠶絲の品位に至りては、日本は支那の蠶絲に比して遙に上位にあれ共、伊佛に及ばざること數歩の下にあり、今ま此の三大蠶絲國の起原及び現状を記して我が蠶業の現状とを相比し、讀者をして世界蠶業の沿革、其の趨勢を知らしむべし。

支那蠶業の沿革(甲)

凡そ百般の事大古に遡れば邈として詳かならず。支那蠶業の事も同じく然り、我が起原前二千〇四年に當り、黃帝は元妃西陵氏に勧めて蠶絲の事を試しめたるを以て、妃は乃ち周圍國中に命じて蠶兒を求め、之を禁裡に飼養して絲を製し織物となしたりと云ふ、淮南子が蠶經に黃帝元妃西陵氏始蠶蓋黃帝製作衣裳因此始也、とは蓋し是れ之を云ふなるべ

第四日目	一	二〇	四、五〇	一五、九一
第六日目	一	二一	二、一四	一七、一四
第七日目	二	二一	四、二二	一五、八四
第一月目	二	二一	四、二五	一五、六〇
第二月目	二	二〇	二、五六	一六、四九
第三月目	六	一六	四、一七	一三、一〇
第五月目	一〇	一一	一、四六	一五、二二
第七月目	二〇	七	七、四一	八、一五
第九月目	七	八	六、五九	一〇、七六
孵化の前日				
孵化の前日	一	二八	一七、七〇	〇、〇〇
是を観れば呼吸を増減するの量一目の下に隙となり、尙ほ氏は解し易きの便を計り之に基きて左の表を作れり				
卵齡				
生出の翌日				
二日目				
三日目				

是を観れば呼吸を増減するの量一目の下に隙となり、尙ほ氏は解し易きの便を計り之に基きて左の表を作れり

卵齡

呼吸力

生出の翌日

一三、入

二日目

二六、〇

三日目

一九、〇

孵化の前日

一

六日目

七、〇

七日目

四、五

十三日目

四、七

二十三日目

三、八

一ヶ月目

三、二

二ヶ月目

二、三

五ヶ月目

一、〇

七ヶ月目

一、四

八ヶ月目

二、九

一ヶ月目

三、一

二ヶ月目

二、三

五ヶ月目

一、〇

七ヶ月目

一、四

八ヶ月目

二、九

一ヶ月目

三、一

二ヶ月目

二、三

五ヶ月目

一、〇

七ヶ月目

一、四

八ヶ月目

二、九

一ヶ月目

三、一

二ヶ月目

二、三

五ヶ月目

一、〇

七ヶ月目

一、四

八ヶ月目

二、九

一ヶ月目

三、一

二ヶ月目

二、三

五ヶ月目

一、〇

七ヶ月目

一、四

斯く蠶卵は呼吸作用を營み、卵心の幾分を消耗すると共に僅少の水分を蒸發するを以て、卵量は產付の當時に比すれば甚しく自方を減じ、彼の蠶卵面に初めは凹處なきも暫時にして之を生じ、日數を経過するに従て其凹を増すは全く是れが爲なり。

此の故に蠶種を運搬するには十一月以後二月までの間は最も都合宜しき様なれども、亦蠶種は一たび寒氣に觸れてより再び高溫度に感

し、或説には伏羲氏の時既に蠶絲を出すと云へり、書經の禹貢に桑土既に蠶すとは、當時支那に非常の大洪水あり、禹夙に賢明の聞高く能く治水工事に力を盡したりしが、此に於て洪水汎濫の患始めて去り、庶民蠶業に復したるを歎びたるの語なりと云ふ。

是に由りて之を觀れば、洪水以前各地既に蠶業の盛なるありて、生絲は調貢の一大たりしことを想察するに足る。降て周に至りては蠶桑の記事頗る多く、之を獎勵せし遺蹟大に觀るべきものあり、即ち季春月令に曰ふ、是月野虞に命じて桑柘を伐るながらしむ(野虞とは田圃を)、鳴鳩其羽を拂ち載勝桑に降る(鳴鳩和名は載勝)、曲植籠筐を具ふ(籠筐の類なり)后妃齋戒し親ら東郷して躬ら桑どる、婦女を禁じて觀ることなからしむ、婦使を省て以て蠶事を勸む、既に登れば襪を分ち絲を擗けて功を効へ以て効廟の服に供す、敢て惰るあることなかれど、又其祭義には天子諸侯

を守る吏を云ふ)、鳴鳩其羽を拂ち載勝桑に降る(鳴鳩和名は載勝)、曲植籠筐を具ふ(籠筐の類なり)后妃齋戒し親ら東郷して躬ら桑どる、婦女を禁じて觀ることなからしむ、婦使を省て以て蠶事を勸む、既に登れば襪を分ち絲を擗けて功を効へ以て効廟の服に供す、敢て惰るあることなかれど、又其祭義には天子諸侯

必ず公桑蠶室あり、川に近て之を爲り、宮を築く扱有三尺、牆を棘て外之を閉つと、蓋し公桑蠶室なるものは、官家の養蠶室にして爰に桑を植付ありしと、此時にありては染色の術を頗る進歩せしを證するものあり、即ち季夏の月に婦官をして舊法に據り故事に則り、白黒青赤黃等の五色を染めしめて精良を貴ひ務て賣造を禁し効廟祭祀の服を製し之を給ひて紀章とし、衣服の制度を定め貴賤の等級を分たりと云ふ。

爾後戰國の世に至りても鄒魯に桑麻の業あり、齊國の山海を帶び豪壞千里桑麻に宜しとは史記貨殖傳に載する所にして、彼の大賢孟子は乃ち梁の惠王に告るに五畝の宅桑を樹るを説く、其他秦、鄭、衛楚、諸國に蠶桑の行はれしこと蠶論に詳なり。漢に至りては歷代の帝王之を勸奨し、文帝、景帝、明帝の如きは周の故事を踐み、皇后に勅して繭館に養蠶を試み以て祭服を爲らしめたり、食貨志には盧

を還り桑を樹るの記事あり、蓋し孟子の經濟法に則りしものなるが、此時に當り雄才大畧の稱ある武帝は夙に四彊を平定し漢威を四表に輝し、遂に中央亞細亞及び印度に使を遣し交通を始めたりと云ふ、されば中央亞細亞及び印度人民の創めて世に美麗珍奇の絹布あることを知りたるは、蓋し此時にありしならん。後漢桓帝の延熹九年に當り、羅馬法王使を遣して諸種の寶物を贈る、此時羅馬は全盛の時代にありて歐洲全土を一統し、其版圖の廣き遠く中央亞細亞に涉れり、是れ則ち歐羅巴人の支那に交通するの權輿にして乃ち因りて歐羅巴人が絹布の美を獲るに至れり。

後漢の末世に當り逆賊蜂起し、國亂れて麻の如く庶民堵に安せず、此時季定なるものあり、嘗て涿縣に至り蓆を織て履を鬻くの茅屋を過ぎ、桑樹の高數丈に長して、之を奇として相して曰く、此家必ず

すれば、何時にも發育の機能を動かすものなれば、十一月以後は之を動かさるを良とする。而して蠶種を動かすには多數積み重ねれば呼吸孔を防ぐ道理なれば、香氣の高からざる木材の能く乾燥したるを擇み、箱を作り、細孔を穿ち、遠路蠶種を輸るも動搖せざる裝置となすへし。既に蠶種を購求したる時には、人の出入稀なる北向の室に吊し置くを良とする。何となれば人の出入多き客室などは、火鉢を入れ洋燈を照し、南西向の室なれば、太陽の射照により共に溫度に變化を與ふるものなれば宜しからず。

第二款 蠶種貯藏法

伊太利、佛蘭西など西洋の養蠶國は、我日本よりも遙に遅く開けたるの國にして、蠶兒を養育する手際に至りては反て我國より劣れるとの實視談は屢々聞く所なるが、然れ共流石は歐羅巴丈ありて究理の學間に富み、能く蠶種の性質を辨へ、貯藏を以て蠶業中尤も大切なる要件として貯藏の季節を三に分ち、厚く注意を加へ居れり其の季節は

冬園前期 蠶蛾發卵の當時より十二月下旬まで

冬園本期 一月より三月上旬まで

冬園後期 三月中旬より五月初旬まで

此三期中、初の二期を永くして終期節を短縮せし所以は、彼の一度凜然たる冬期を送りての後にあらされば、其の氣温の變化を感じること薄きを以て、此期の永きは恐るゝことなしとせども、第三期は之と異なり一度寒氣を受けたる上に尤も氣候の變動ある時節なるを以て、可成く日數を短くして災害に逢はさるの工夫を凝したるものなり、左に此三期に於ける適當なる溫度の標準を序を逐て臚列す

冬園本期	一月	八月	七十二度半
冬園本期	二月	九月	六十八度
冬園本期	三月	十月	五十九度
冬園本期	四月	十一月	五十六度半
冬園本期	五月	十二月	三十六度半
冬園本期	六月		三十六度半

此初の一期間に於けるの溫度は漸次下降を圖り、決して甚しき變化を與へさるとす

之を冬園本期の溫度となす

冬園後期 四月 前半四十一度 後半六十六度

此期に至りては次第に溫度を高め、桑葉の摘採せらるゝ頃即ち五月の初旬に至りては六十度より七十二度半位までに高めて、蠶兒の發生を促すべし。

簡便蠶種貯藏器

貯藏器として歐洲にてシユザニー氏の藏種室あり、ベルソン氏の十株を植へしめたり。文帝の皇后は同典に遵て北郊に蠶を養ひしと云ふ、斯く兵馬倥偬の世生民堵に安する能はざりし時と雖も蠶桑の事曾て衰へざりしは奇と謂ふべし。

降て晋の世に至り、武帝の大康年中皇后をして朝ら桑を探らしめ、以て漢魏の故事を復せり、又梁の時に民をして一丁に桑拾五株を植へしめたる事あり、隨は毎

丁永業二十畝を給し桑田となし、之に桑五十株を種へしめ、又農桑の制を定め、春より秋に至るまで男二十五以上皆田畝を耕し、蠶桑の月女十五以上の者をして皆蠶桑を努めしめ、家に遊手の徒ながらしめんことを努たり、宜なる哉養蠶の術の進歩したるは殊に此時代に著しきや。唐に至りて租庸の法を定め、每丁郷土の出所に従ひ歲毎に絹或は綬純に三兩を輸さしむ、其後德宗に至りて此法弛廢せしと雖も、憲宗は實に天下州府の民戸に敕して田一畝毎に桑二樹を種へしめ、武宗亦敕して桑を植るとを勸課せり、唐末に至り天下亂れて絲の如く英雄諸州に割據し梁唐、晉、漢周となる。此時周の世宗は心を農穡に留め勸課の道を廣めんことを欲し、耕夫、織婦蠶女の木像を刻みて儒者に命して贊を付せしめ、之を禁中に安置し以て近臣をして常に之を觀せしめたり。漢の景帝の詔に黃金珠玉を採掘するものは盜を以て之を論し、地方官の

其結果は

百蛾の蠶卵より排泄する炭酸瓦斯の量〇〇一八五瓦にして容量〇〇九三六リットルなることを知れり

尋て其炭酸瓦斯は〇〇一三四五瓦の酸素と炭素の〇〇五〇

諭し天下人民をして毎村一鼓を設け、農桑の月に至れば晨起之を鳴らし田所に會し、怠惰なるものは里老をして之を責め、里老の監督至らざるものあれば罰を加へたり。此時世太平に赴き民奢侈に流るゝの弊あるを以て、庶民をして綿襦を衣るを禁せり、其後成祖に至り時刻の制を改めて四民を撫恤し、大に農桑を勧む以下歴代の諸帝も亦た之に矜式して敢て怠るとなかりし、彼の農政全書の著成りたるは實に此時代なりとす。

支那の蠶業(乙)

支那蠶業の事既に明代を記るし來れり、清の天下となるに及ひても亦た世々之を

勧めざるはなく、聖祖の勅諭中に五畝の

田桑二株を種へ、百畝の田桑四十株を植ゆ、四十株の桑葉蠶を養ふ幾何ぞ、此桑何處より移植するも果して土宜に適するを知る可らず、又能く之れを知るもの稀なり、且山東人蠶兒初めて出る時、之を山間橡樹の上に置き繭を結ぶを俟ち桑を

一枚	二寸八分
三枚	三寸四分
四枚	四寸四分
五枚	二枚

右の割合を以て蠶種を入れ、其の口を密閉して前同様の手續を以て貯藏すべし。尙ほ完全の貯藏箱を造らんと欲せばベルソン氏の貯藏器と等しく二重箱となし、内容は前記の割合どし、外箱と内箱との間は五寸以上の距離とし、熱を導かざる鋸屑の類を入れべし。貯藏中の注意は只冷所に安置すれば足れりとなす、只貯藏する際には充分濕氣を拂ひ乾燥せしめて後使用するを良とす、若し之を新造する時には成る可く乾燥せし材木の香氣なきものを撰むことは、ベルソン氏の貯藏器と敢て異なるとなし。

浴種法及浴後の注意

寒水浴の効能は蠶種に寒さを感じしむるの手段なり、蒸發を障ぐる仕方なりと云ふ高尙なる問題は暫らく措き、蛾尿其の他の汚穢物又は卵面にある微粒子毒を驅除することを得るの利益ありと云ふ事實に基きて、寒水浴を行ふ時は從來の三四日以上も寒水に浸すことは、餘計の手數なるべし。先づ其の方法は寒中尤も天氣晴朗の日を

用て蠶を育ることを知らすと、是に由りて之を觀れば現今生絲の產出地方として有名なる彼の山東省は此時未だ養蠶を知らざりしものに似たり。○高宗の代に學士韋典藉に命して授時通考なるものを編纂せしむ、書は往古より當時に至るまでの農桑に關することを綱羅せしものにして、我日本明治十四年に於て翻刻し、畏くも乙夜の天覽に供し奉りしものは是れなり。文宗帝咸豐の初年鎮江地方の蠶業表頗したれば是れを獎勵振興せしめんが爲め、地方廳をして無料を以て桑苗を人民に頒布し培養せしめしが、當時長髮賊の争亂に際し悉く之を廢棄し、其後穆宗帝同治十一年に至り再び湖州より桑苗を購入して人民に下附し植付けしめたるを以て、此業再び振興するに至れり。

抑も長髮賊の争亂は宣宗帝の道光二十七年に當り、京師を距る七千里廣西に洪德元なるものあり、添丁會を起し異教を唱へ愚民を説き、其教に入る者は毎歲銀

撰み、朝六時頃に清潔なる盥又は桶の類に水を汲み暫く靜置し、塵埃の底に沈むを待て蠶種を貯藏器より取り出し、量目を計り、而して後之を浸し、二三時間経て軟毛を以て卵面に附着せし蛾尿其他の汚穢物を洗ひ落し、別桶に清き水を汲み、之を灑ぎ竿等に吊し蔭乾となして再び初に量りたる目方と同じきに至れば、又元の如く貯藏器内に收むべし。長時日の間之を浸浴せしむるの方法は須らく改貞せざるべからず。又た人によりては、蛾尿其他の附着せしものを洗ひ落すに止まれば、強て寒中に限るべからずと言ふ者あれども、寒中は水尤も清潔にして蠶卵の呼吸も寡きの季節なれば、尤も適當なるべきを信ずるなり。農務局蠶業試驗場にては當業者に向て寒水浴に關する注意を促せり。

一浸水法を行ひたるものは日々其種紙を上下に吊しかへ乾燥の度合を平均せしむべし否らざれば必ず其發生に遲速を生ずるすべし否らざれば孵化の期を愆るの恐あり

一浸水法を行はざるものは行ふたるものより一日早めに掃立の準備をなすべし

五兩を納しむ。歸附する者甚た衆く德元を尊崇すること恰も神の如し、其死するに及び秀全なる者嗣て其姓を冒し、代て教主となり復た天主教を信し、自ら耶蘇の弟耶和華の第二子と稱し、富者をして金銀財貨を納れて教に入らしむ、信徒雲

の如く集まる。遂に禍心を生し反亂を企つ、長髮賊是より勢甚た猖獗にして容易に之を征服する能はず、英將等の力を借りて穆宗帝同治三年に至り漸く平定することを得たり、其戰亂實に十數年の久しきに涉り、到る處の稻田桑園を蹂躪したり○當時支那の蠶絲は海外に輸出すると漸く増加し來れるを以て大に振興擴張せるも、是れが爲に頓に衰頽の極に陥り、曩きに上海の如き輸出の總額六萬六千八百捆なりしもの僅かに二萬六千三百捆に減し、南京の市中には三萬五千戸村落に一万五千戸の機場ありしものは各地に散亂して市中僅かに四千戸村に千戸を殘すに過ぎざるに至れり○然れども平定の後荒

敗損亡の田園も漸く回復して、終に舊に復せり、西歷一千八百七十八年佛國巴里の博覽會に委員ホブソン氏は、支那糸の標品五十種を出品せり○光緒五年米人ハ寧波地方に三箇所の製絲所を設立し、尋得ざりし其の頃支那人廣東に西洋式の製絲場を設立し二年を経て四箇所に增加し、其後十箇所となれり。

道光廿年の頃某外國傳道師は服装を變じ陽はに支那の臣民と稱して密に内地旅行を企てたり、蓋し當時外國の民得て内地に入るべからざりしか故なり、其靴は足に適せずして歩行に頗る苦み、頭上の豚尾は頗る異様にして頭の届伸又た甚だ不自由なりしにも拘らず、奮進して遂に浙江省を始めとし各蠶業地を巡遊し湖州地方に至り其の蠶業狀況を視察して大に得る所あり○後宣宗帝道光廿九年、上海に「チャイニース、ミセラニ」なる冊子を著はし中に桑苗の培養方蠶兒飼育法をも

第二章 蠶兒の發生

第一節 蠶兒の發生

室に煖爐を設け、鐵管を通じて溫度を調和する如き有様となれば、一年周養蠶をなすとも出來得べしと雖ども、今日經濟は之を許されば行ふべからざらん、そは扱て置き支那、歐羅巴の差別なく重きを置くは春蠶にして、蠶兒といへば取も直さず春蠶を指して通用せらるゝなり。此の蠶兒發生の時期は、溫度の高低に伴ふものにして其年の氣候、及び其の地方の寒暖に從て差異ありと雖も要するに桑の綻ぶると殆んど相符合す、造物者の用意も亦周到なりと云ふべし、我邦にては發生の時期大抵左の如し、

九州地方	四月上旬より同中旬
近畿地方	四月中旬より同下旬
四國地方	四月下旬より五月上旬
山陽道及山陰道	五月上旬より同中旬
北海道	五月下旬より五月上旬
奥羽地方	五月上旬より同下旬
關西地方	五月下旬より六月中旬
關東地方	五月下旬より六月中旬

斯の如く緯度の高低に従ひ、氣候も亦差異あるを以て、從て蠶兒の同一なればなり
一水若し冰結することあらば自然融解するを待て採り上げべし
決して湯若くは火力を用て融すなれ其害單に湯に浸したるものより甚しければなり。

余せり、歐人が支那蠶業の事を敍せるは蓋し此を以て嚆矢となす○書中に記する所に依れば、當時鳳州府は主要の蠶業地にして専ら之れが改良に力を用ひたるものゝ如し、同地方官が蠶業の方針として下したる訓令を記載せるものを見るに頗る丁寧周匝にして、其の項目は左の如し

接桑法、移裁及剪桑法、小枝を研る法、蠶の性質、浴種及收蛾法、連より蟻を移す法、飼蠶法、蠶眠を早める爲め減飼法、糞尿移除法、上簇法、原蠶夏蠶の飼育法、蠶種を收る法、繅絲に關する十二則、鎮江府丹徒蠶業場の四則、

嘗て佛人ロンド氏の調査せし報告に據れば、支那蠶絲の產額は左の如しと云へり

浙江省湖州府、菱湖鎮、	一里絲	二八八〇〇〇
江苏省蘇州府、楊州府、	七里絲	四八三六八八〇
浙江省嘉興府、紹興府	大蠶絲	一六〇〇〇〇〇
安徽省池州府	烏程絲	一六八一六〇〇
浙江省溫州府	紹興絲	一八四一三〇
	溫州七里絲	一八四一三〇

浙江省雲和府、海寧府、嘉興府	雲和絲	八三八〇〇
安徽省池州府	海寧絲	八三八〇〇
江西省	廣東絲	二〇一、二〇〇
廣東省廣東近傍の諸縣	泉州絲	五〇二八〇
廣西省	黃色絲	二七、三二〇
貴州省	白色絲	七五四二〇
湖南省		八二一、二四〇
山東省青州府、濟南府、泰安府		五二八〇
雲南省		五二八〇
四川省綿陽府、忠州府、保寧府	重に黃	五二八〇
順慶府綏定府	色絲	五二八〇
湖南省		五二八〇
山南省		五二八〇

發生に遲速あり、年柄によりては一地方にても往々十日間位の差違あることあり。

春蠶種にして、蛾の產卵後色澤變らざる猶夏蠶の如く數日にして再び發生するものあり、之れを再出と云ふ。這是何故に發生するやは未だ知るべからざれ共、概ね早出の蛾の產卵に多し、又乾燥せる暖室にて產付せしものに多し、或は其年の氣候にも關係する様に思はる、而して一羽の蛾の產附したる卵にして、悉く孵化するあり、僅かに一部分に止るものあり、其の繭質は揮へて餘り良好ならず、恰も夏蠶の繭に類す。

第一款 催青法

催青法とは、蠶兒の發生せる徵候を言ふものにして其の催青たるの理由は卵中に於て蠶兒孵化し、卵殼の内皮即ち彼の自軀を纏ふ所の紫色の膜を破り、之を食ふて以て紫色消へ、蠶兒の肤色は透明なる外殼を犯して映するを以て青色を催すに至るなり、此の際に於ける注意は最も大切にして、其の如何に據りては蠶兒の衛生上並に經濟上に至大的の關係を及すものなり。然るに世の養蠶に從ふもの多くは之を等閑に附し、蠶兒の發生するに及びて、漸く桑の準備に着手し、俄かに蠶兒の發生早きに過ぎて迷惑するなど小言を叩くに

至る、亦思はざるの甚しきにあらずや。此處に注意を惹くの個條を擧ぐべし。

- 一 蠶卵を貯藏室より移すの時機を考察すること
- 二 溫度は漸々以て進め低降せしむべからざること
- 三 空氣の流通を滑らしむること
- 四 蠶兒の發生期に際しては適宜の濕氣を與ふべきこと

第二款 孵化の早晚

蠶卵孵化の早晚は溫度を感じるの多寡に據るものなれども、亦た其種類にも關係するものにして、赤熟、金黃種等の如き大巣の繭を結ぶものは、小石丸、又昔の如き小巣類に較ぶれば、同一の溫度を與へ同様の取扱を施しても、一日位は發生後るものにして、小巣のものゝ總て早きは、尙ほ作物の早生は結實小にして、晚生は大なると同し。又た種の異なりたるものは暫く措て同一の種類中にも早く發生せるは繭質劣りて小けれども、強壯にして、遲きものは繭質優りて大きけれども、虛弱なるの傾きあり、化蛾の際に能く注ぎ粒子毒等を含有する蠶種なれば、遅く發生せし蠶兒に重もに寄生するものなれば、早く發生せしものも發生遅きものも、兩ながら掃きすれば、早生の蠶兒は雄多く晚出のものは雌多し、然れども若し微

全五年 (全十二年) 三三一〇、〇〇〇
全六年 (全十三年) 四五九一、〇〇〇
全七年 (全十四年) 三四三〇、〇〇〇
全八年 (全十五年) 三四五四、〇〇〇
全九年 (全十六年) 三六四七、〇〇〇
全十年 (全十七年) 三四六九、〇〇〇
全十一年 (全十八年) 九七八、〇〇〇
全十二年 (全十九年) 三五五四、〇〇〇
全十三年 (全二十年) 三八六一、〇〇〇
全十四年 (全廿一年) 三一三〇、〇〇〇
全十五年 (全廿二年) 四五一〇、〇〇〇
全十六年 (全廿三年) 三九六三、〇〇〇
全十七年 (全廿四年) 四一五六、〇〇〇

支那は凡百の事秘して世に漏らすを忌む
を以て僅に一葦海水を隔つるの隣邦なる
にも拘はらず近時の状勢得て詳にする能
はざるもの多し然れども其產額の殆んど
全世界の三割を占むるは瞭に統計表の指
示する所にして、絲質の強靭にして純白
なる世界中多く其比を見ざるとも亦た既
に佛國蠶業家の實驗せる所にして、或は
支那は凡百の事秘して世に漏らすを忌む

最も早く發生したるもの
最も遅く發生したるもの
中頭發生したるもの

糸量最も多く纖維細くして伸度最も多
く絲縷最も短く太くして飼育易けれど
も同功繭多く繭形概して少く絲量乏し
く絲縷最も短く太くして飼育易けれど
も蠶肺常に小なり

蠶肺及び繭形は早晚兩者の間に位し其
收獲絲重の多寡絲維等は中等にして絲
尺は最も長しとす

絲量最も多く纖維細くして伸度最も多
く絲縲最も短く太くして飼育易けれど
も同功繭多く繭形概して少く絲量乏し
く絲縲最も短く太くして飼育易けれど
も蠶肺常に小なり

最も遅く發生したるもの

最も遅く發生したるもの

蠶見發生の時に近きて桑の霜害等に罹り、催青法を行ひたる蠶種を
俄に寒冷なる所に移し、其の孵化を抑止すれば必ず發生の悪しきも
のなることは、此業に経験ある人の能く知る所なり。是れ蠶種の貯
藏中不時の暖氣に感すると、其の趣き同じかるべし。されども假令
相當の保護を盡し暖氣に遇はしめざるものも、孵化を抑止し掃立を
に伴ひ同功繭少しとす

第三款 發生抑止の害

蠶見發生の時に近きて桑の霜害等に罹り、催青法を行ひたる蠶種を
俄に寒冷なる所に移し、其の孵化を抑止すれば必ず發生の悪しきも
のなることは、此業に経験ある人の能く知る所なり。是れ蠶種の貯
藏中不時の暖氣に感すると、其の趣き同じかるべし。されども假令
相當の保護を盡し暖氣に遇はしめざるものも、孵化を抑止し掃立を
に伴ひ同功繭少しとす

遲れば、大に發育宜しからず。今ハーバーベルランド氏の試験を
記さん。

四月廿日に出せるもの、發生せる蛭數八百廿頭、發生せざるもの

百二十頭

五月十五日……七百五十頭……二百五十頭

六月廿五日……百廿頭……八百廿頭

七月二十日……○

千頭

疑なかるべし。我日本に於ても數年以前
曾て其蠶種を購ひ之れを試育してより以
來、其種類諸方に蕃殖せり、其蠶兒の強
健にして絲質の強靭なるは飼育者の大に
賞讃する所なり。

斯く純良の絲質を有するにも拘はらず歐
米の市場に於て却て他國生絲の爲に壓倒
せらるゝ實あるは抑も何ぞや、蓋し亦た
其蠶業家は單に舊來の故慣を墨守して足
りりとし、敢て日新改良の方針を探らさ
るの致す所たらんはあらず、新刊蠶業
書の如き尙滔々として陰陽五行の陳腐説
を説き、現時の學理を應用するとをなさ
いりなり、蠶業の先進者として、其利害
得失を講する書にして既に斯の如し、况
んや野人儉夫に於ておや、蠶爾として別
に改良の道あるを曉らす甚しきは蠶業の
豊凶を以つて天帝の喜怒に出づるものと
し、其豊熟を神佛の加護に依頼するに至
る、是を以て一朝蠶病の流行に遭へば之
を防禦撲滅するを勤めず、漫に之か蔓延

由穴時日 發生時日 死卵百分比例 飼育中蠶百分比例

入穴せざるもの 四月廿九日 一粒 二四頭

五月十七日 五月卅日 一三 一八、

に任せ手を挙して蠶兒の斃死を待つのみ、左れば其產額の如きも年々增加と云はんより寧ろ漸々減少するの傾向を示つゝあり、試に光緒五年（明治十二年）より同十四年（明治廿一年）に至る迄十年間、上海より外國に輸出せる生絲及び屑絲の統計を見よ、五年と九年とは平均六百四十一萬七千斤なりしも、自餘の八年間は僅に四百四十三萬七百斤の平均額にして、其間毎年二百萬斤即ち三割の減額せるを見る、之に反して屑絲は五六兩年間は平均八十九萬二千五百斤の少額なりしも、自餘の八年間は一躍して二百五十一萬千五百斤の平均額に上り、毎年百六十一万斤殆んど七割の減額を現はし彼此零壊の差を生せるは何故ぞ、若生絲にして其生産を減せん乎、其副產たる屑絲も隨て其數を減するは自然の道理なるに、獨り屑絲のみ大に増加して、生絲をして反て減せしむるに至りしは、即ち蠶業の擴張すると共に蠶病蔓延して貢蘭の產額爲めに減却せるの徵にあらずとせんや。支那蠶業の衰退惑むべし蠶病の猖獗吊すべきものありと雖も、今日の狀態永く繼續するものにあらざるべく、亦た決して侮慢すべきにあらざるなり、之を警ふれは、方に沈睡する猛虎の如し、狐狸も其隙を窺て駆駆するを得、狗鼠も之に狎れて跋扈するを憚らず、一旦金風颶爾として之が夢を破り、蹶然として中原に奔騰するあらば蠶業界爲に震撼せざらんや〇向きに寧波養蠶所の技手チヤンなる者佛國モンベリイ養蠶業學校に於て養蠶術を講究して歸朝し、新養蠶所の主任なりたるの報あり、我領事の通信報告を見るに、支那蠶業改良の計畫あるを記せり、過る明治廿二年支那政府の命を奉し、本邦に蠶業視察として渡來せる支那稅關屋獨逸人クラインワシタルは、非常の熱心と努力とを以て、蠶病の豫防驅除等を講し、蠶業者を勧誘提起し、又其の生絲を佛蘭西の専門家に送り、品評を求め其の意

六月六日	六月十七日	一三、	一八、
全月廿六日	七日四日	二〇、	四七、
七月十六日	全廿四日	二八、	六八、
八月一日	八月十日	五八、	六一、
全十九日	全廿日	六四、	八三、
全三十日	九月九日	七〇、	八〇、

斯くて掃立の遲きものほど、斃蠶あるに拘はらず蘭形小く品質悪しかりきといふ。されば實際に當る人は、能く此等の事は心得置くべし。

第三章 飼育法

近來養蠶の進歩するに伴ひ、之を飼育する術にも種々の流派出で、從て其名稱も多きを致せじと雖も、其の重なるものは溫暖育、清涼育の二派なり。此等の流を酌むのは各々得意とする處を主張しつゝに相下らず。

清涼育を主張する人は曰く、蠶兒は素と野生のものにして、發生してより蘭を結ぶに至るまで四六時中桑梢にありて清涼なる空氣を呼吸し棲息せしものなれば、火力を用るは決して天理に適ふものと云ふべしと。又た溫暖育を得意とする人は曰く、火力を以て彼の火力を以て飼養するものは、收むる所の蘭其物はたどひ良好なるにせよ、飼育中に病變多く、全般の收獲劣り、加ふるに晝夜共に溫度の加減を計るは困難にして、若し之れを過つ時は甚しき失敗を招くべしと。彼の蒸漁船の航海の如く、取扱に一定の規則ありて蒸漁の力を敢て其等に關係なく、豫定の日取には必ず蘭を收め得らるゝは、猶ほ彼の蒸漁船の航海の如く、取扱に一定の規則ありて蒸漁の力を利用し、漁網を運轉し、敢て風力を借らざれば、逆捲く波も知らぬ顔に蹴破りて何の日此波止場を出帆すれば、彼の港には幾日目に到着し得ると云ふことを豫め測り得らるゝと同じ、清涼育は未だ開化せざる時代の船乘業にして、す可らず、要するに清涼育は未だ開化せざる時代の船乘業にして、

双方何れも一理なきにあらずと雖も、尙未だ眞理を得たるものにあらざるべし、何となれば清涼育を善とする人は、蠶兒は素と野生の溫暖育は文明世界の航海なり、殊に此法を以て飼育したる者は蘭質動物にして、天然の温度を好むものなれば、火力を用ひべからずと

見を尋ね、中央に蠶兒飼育所を設け歐州の學理を輸入して生徒を育成し、併せて蠶種を製造し當業者に配布し、製絲所を開設して公衆の縱覽に供し、且つ器械製絲の利益と必要とを示し、養成したる生徒は地方の蠶兒飼育所に派出し傳習教師となし、又蠶絲試驗所を設置して大に製絲の改良を計りつゝあり、支那國民にして一朝改良の利益あるとを覺り、其の實舉るに至らは、世界の蠶業を躊躇する迄るは、今より想像せらるゝなり。

左に記する支那養蠶業の現狀 生絲業の現狀の二章は、蠶業講習所技師松永伍作の清國蠶業復命書より摘載せるもの、以て支那養蠶業の現狀を知るを得ん。

支那養蠶業の現狀

江蘇浙江兩省は蠶業隆盛にして其區域最も廣大なる地方なりと雖ども本邦の如く特に蠶室を設け專業的大養蠶を爲す者なく各地皆中產以下の農民の副業たるに

過ぎざる以て其規模甚だ小なり一戸五百斤(我八十貫)の繭を收むる者は最も大なる養蠶家にして通常は貳參百斤歩きは五十斤の繭を收るに過ぎず其の飼育に多寡あるは主として家族の多寡に準する者にして例せば勞働に耐ゆるもの一家五人あるものは三百斤三人なれば二百斤を得ると云ふが如き目的を以て掃立を加減するが如し故に他人を雇ふて養蠶をなすが如きは殆んど之れ無し而して蠶兒飼育には採桑其他家外の勞働に從事するを常とする其飼育方法に至りては概して之を本邦養蠶家に比し甚だ粗拙迂遠なる者にして中には往々地蠶放倉(本邦の所謂粗糞飼育なる者に同し)等をなすものあり

氣候

清國內地に於ては氣象臺若くは側候處等の設けなく又養蠶家にして寒暖計乾濕計等を使用する者なきを以て養蠶地方の氣象如何を知るに由なし今左に上海徐家滙天文臺に於て觀測せる既往十年間

言ふと雖も人は太古土穴に住みしものなれば、今の衣食住を捨て、再び元の土穴に籠り、草實を探り木の葉を綴りて身を纏ふべしと去ふと等し。既に前に説けるが如く、蠶兒の自活の時代を去りて人に養育せらるゝに至りしは、遙かに數世紀の昔にして、今の蠶は又昔の蠶にあらず、然るに天然の氣候に任せんとは、折角進化したる時蠶にあらず、然るに天然の氣候に任せんとは、折角進化したるの蠶をして退歩せしむるの手段を取るものにして、決して良法にあらず、氣候の寒暖順を得て溫度の激變寡年には必ず一般に豐作なるを見る、されば人力を以て其の豐作の年の氣候を蠶室内に造れば、矢張り豐作の年の如き貞繭を存分に收めらるゝ道理なり。

又た溫暖育を行ふ人は溫度に一定の規則を設け、假令は八十度にならぬを見る、されば火力を以て造る溫度は二十五度以上三十度にも至ることもあり、是が爲に動物の衛生上厭ふべき多量の炭酸瓦斯等の有害物を生じ、較もすれば一敗地に塗るゝの患なしとは、其の規則を踏まんとすれば、火力を以て造る溫度は二十五度以上三十度にも至ることもあり、是が爲に動物の衛生上厭ふべき多量の炭酸瓦斯等の有害物を生じ、較もすれば一敗地に塗るゝの患なしとせず、這是清凉育者より非難を受くる所にして、溫暖者の欠點たるべし。

此頃又た或る一派の實業者の間に給桑の度毎に室内的溫度を九十度以上百度位に至高め、其の下降は之を自然に任せ、蠶兒の居並を密にし、給桑の量を多くし、回數を減じ、専ら經濟を主として飼育すべしと稱する者あり、成る程此の流義に據る時は、用桑及び手數等は之を省くを得べしと雖る、繭質甚だ貞からざるやうに思はる、今農務局蠶業試驗場の行ひたる此の試験の成績を擧ければ

目 標

收繭一斗に對する桑十一貫八百七十六匁十四貫百八十三匁

給桑の度數百五十三回百八十四回

百顆の繭の絲量四匁六分四厘五匁九分六厘

一升に對する繭數二百九十八顆二百七十顆

繭一升に生ずる絲量十三匁一分十匁四匁

以上百度位に至高め、其の下降は之を自然に任せ、蠶兒の居並を密にし、給桑の量を多くし、回數を減じ、専ら經濟を主として飼育すべしと稱する者あり、成る程此の流義に據る時は、用桑及び手數等は之を省くを得べしと雖る、繭質甚だ貞からざるやうに思はる、今農務局蠶業試驗場の行ひたる此の試験の成績を擧ければ

給桑の際溫度

通常の飼育法

是に由りて之を觀れば、此の飼育法も餘り良好の法なりとは定め難し、況して溫度は百度以上にも高むることなれば、能く熟練の効を積むにあらされば、往々失敗を招くの虞あるに於てをや。抑も蠶兒なるものは桑葉を喰ひ、空氣を呼吸し、適宜の溫度と濕氣とに據りて生活を營むものなれば、畢竟養蠶の術は適量の桑葉を給へ、空氣の流通を滑からしめ、寒暖の工合を斟酌し、乾濕の加減を調へ、成るべく彼等の生活を満足ならしめて應分の報酬を求る

の氣象と本邦東京氣象臺創立以來の觀測
氣象とを比較して参考に供せん

其一氣壓比較表

其二氣溫比較表

一
二
三

きを知るなり然して彼地實際の養蠶期なる四五兩月間の溫度は我養蠶期なる五六兩月の溫度に比すれば却て低きが如しと雖ども養蠶地方の溫度は上海附近に比し遙に高度なるか故に實際は我より幾多の高温を保つ者の如し

其三濕度比較表

彼が養蠶期節なる四月は七十一度五月
は七十四度にして吾の養蠶期なる五月
は七八八度六月は八十二度なるが故に假
りに此の兩月間を各相平均するときは彼
れは七十二度半なるに比し吾れは却て八
十度の高量を示す者なり

云ふに外ならず。されば蠶兒が好み喜ぶ所の適當なる生活の度は、決して多々あるべきものにあらず、蠶の能く無難に生長して、良好の繭を結ぶ育法こそ眞に蠶兒に適當なる育法と言ふべけれ、其の名は溫暖育にまれ、清涼育にまれ、或は何と云ひ彼と呼ぶも其の實にして道理に適ひたるには最良の法と謂ふべし。故に、如何なる温度、如何なる乾燥の工合は蠶兒の衛生于適するや、空氣の流通を滑らしはるには如何なる手段を施すべきやを研究せば能く飼育法の如何を知るを得べし。

第一 暖暖の斟酌

蠶兒の衛生に適する温度は、何度なるやを知るは頗る困難の事なれども、蠶兒の發生する季節、蠶兒の發育する模様に就て考案を下せば、喜好む所を覺るを得べし。蓋し蠶兒の發生する時機は四五月頃にして、此時は天麗かに日長闊にして、溫暖計の目標は七十三四度の間なる輕暖の氣候なり、思へば此の如き温度は蠶兒の好む温度なるに相違なし。故に此時にして常に氣候の變動なく、蠶兒の發育を害ふことなくんば蠶兒を養ふに少しも心配なく、偏に天惠に藉ることを得ると雖も、此時節は何分氣候變り易く、往々四十四五度の低きにも降り、又た八十度以上の高きにも昇ることあれば或人は此時の晝夜を分て四季に警へたり、即ち其の旭日の東天に昇り溫暖漸く加ふるは尙春の如く、太陽正に中天に到りて溫暖なる最中は夏に等しく、日將に西山に沈み地上温熱放散せる時は秋に似て、日既に沒し萬籟聲止み寒冷を催す時は恰も冬に似たりと。蠶兒の動作を能く觀れば、溫度下降し寒ければ寒き程食欲減じ、既に六十度以下五度にも至れば食欲絶え運動不活潑となる、故に彼の清涼育流の如く天然に一任する時は、四十四五日以上も日數を費す、是れ、全く蠶兒の桑を喰ふの時あり喰はざる日もあり、蠶肺の發育も之に追隨するを以てなり、若し尙ほ一層の寒氣に逢ふ時は、遂に斃死するに至る。之に反して氣温高ければ高きに從ひ食欲進み、九十度以上にも昇れば桑葉を喰ふこと夥しく、遂に過食の爲めに胃病を釀し多數の病蠶を生ずるに至る。又駄蕩なる日和にして七十度乃至七十五度位の溫度の時は、蠶兒の舉動活潑にして食欲盛んに、軀體も能く發育するを認むべし、是れ其の溫度の蠶肺に適當なる良語たり。冷飼の法にして四十四五日にして上簇す、七十五度を中蠶と云ふ、六十五度を小食とす、食すること不足なり、七十度を暖蠶と云ふ、至極適當の陽氣なり三十二三日位にて上簇す、八十度を急蠶と云ふ、

其四雨量比較表

	一月	二月	三月	四月	五月	六月
東京	一四〇	一七〇	二二〇	二五〇	二五〇	七〇
上海	一七〇	一八〇	二〇〇	二二〇	二二〇	七〇
東京	二四〇	二三〇	二七〇	二三〇	二三〇	五〇
上海	二七〇	二七〇	二七〇	二三〇	二三〇	三七〇

雨雪の量は上表の如く、一ヶ年平均に於て吾れより少なく其養蠶期節に當る四五の雨月亦た吾が養蠶期節の五六月に比し少

量なり

以上諸表に由りて之れを總ぶるに彼れは我に比し温度高く雨雪の量は大差なく濕氣の量甚だ多くが故に良好の氣候なりと云ふべからざるが如しと雖も單に養蠶期の間のみを比較するときは濕氣雨量共に甚だ少なく斯業上に於ける氣象的自然の祐助を受くると我より厚き者ありと云ふ可し

養蠶の期節は處により早晚ありて其早さは縣餘杭縣等にして四月上旬發生五月十日頃上陸し其晚さは嘉興府附近及無錫

暑氣負けの用心せざれば危く、熟練家にあらざれば容易に奏効し難い。實驗に據るに日數は聊か異なるものあり、即ち六十五度平均なれば四十二三日にして老熟し

七十度、八十五度、三十五度、七十三度、七十五度、三十日、

八十度、二十六七日、

最も同一の溫度にありても、種類の異なるによりて多少の差異あるを免れず。兎も角も、蠶兒の發生する時季に照し考るも蠶兒の生育する摸様に於て察するも、七十度乃至七十五度前後の溫度は、蠶兒の衛生に最も能く適ふものと知らる但し幼稚なる時と成長の時は自から斟酌を爲すべし。

稚蠶の時最も恐るべきは冷氣にして、冷氣甚しき時は蠶兒桑葉を食はず、尙ほ之に桑を與うる等の事あれば一層冷温を醸し、終に蠶兒害するに至る、故に一齡中能く溫度に注意し、ほんのりと心持よく暖なるやうに取扱ふべし。

第二 濕氣の調和

縣附近にして四月下旬發生五月下旬頃上簇せり故に彼地養蠶期節は四月より六月迄の間なりと概言するを得べし而して此の間の氣候は之を本邦養蠶期節の氣候と對照すれば幾分か溫暖なる者の如し故に飼育中も非常に冷氣なるにあらざれば火力を用ゆることなく概ね天然の氣候に任せ飼育する者なり然れども蠶兒の未だ幼稚なる際は大概綿布を以て作り蚊帳の如きものを以て蠶架を覆ひ直接の風を避け又幾分の陰を保たしむるの具となすが如し

蠶室　養蠶室は前記の如く特に之を設けたるものなく皆農民の住宅を以て之に充て極めて少く恰も本邦の土庫に類似せる構造のもの多し

蠶架　蠶架は直立せる三本の柱と丁字形の横木と以て三角形に組立てたる者にして其の高八尺階段は九ヶにして各段の距離八寸なり

尚ほ亦蠶室内に於ける濕氣は、特り空氣中に含有するもののみに止まらず、其の原因種々あり、即ち桑葉より或は蠶兒より其他飼育者の中等より絶えず水分を發散するを以て、蠶室内の濕氣の過剰の濕氣ある時に溫度を加ふるれば蒸熱を釀して穢沙を腐敗せしめ、甚しき慘害を加ることあり。

尙ほ亦蠶室内に於ける濕氣は、特り空氣中に含有するもののみに止まらず、其の原因種々あり、即ち桑葉より或は蠶兒より其他飼育者の中等より絶えず水分を發散するを以て、蠶室内の濕氣の過剰の濕氣ある時に溫度を加ふるれば蒸熱を釀して穢沙を腐敗せしめ、甚しき慘害を加ることあり。

蠶箔 蠶箔は各地共竹製「アシロ」組み圓形のものにして大小數種あり其直徑大なるは五尺に近く小なるは二尺二寸に過ぎず而して稚蠶を飼育するには小箔を用ゐる蠶兒の成長するに從ひ大箔を用ゆるなり故に蠶架にも大小二種あり

其他の蠶具類に至りては皆前者に準して不備記するに足るものなし

飼育 飼育の日數は大約三十日前後にして短きは二十七八日永きは三十四五日至るものあり

今左に浙江省紹興府會稽縣曹娥村に於て調査せる同地飼育の數を掲げん

蠶齡	食桑日數	停食日數	合計
一齡	五日	二日	七日
二齡	五日	一日	六日
三齡	五日	一日乃至四日	六日乃至七日
四齡	六日	一日乃至四日	七日乃至八日
合計		七日	三十三日乃至三十五日

即ち同地方にては三十三日乃至三十五日にして上簇する者の如し

催青 蠶卵催青の方法は概ね發生の十數日前より蠶種を取り出し紙及び綿或は眞綿にて二重に之を包み或は人膚に付け或は寢床被服等の中に入れて温を與へ以て催青を促かす

掃立 蠶兒既に多く發生すれば枯葉の細末せる者(掃立用として前年より貯藏せらる桑の乾葉を細かに揉み碎きたる者或は曰ふ之れ専ら江蘇省の法にして浙江省の方は桑の新葉を細糸の如くに切り蠶の付着するを俟て他に移すと)を蟻上に撒布して其の登り出づるを待ち羽毛を以て蠶箔に移し尚殘れる者は直ちに之を掃き下し疎密なく擴散して後細剉せる桑葉を與ふるなり或は直ちに剉桑を與へ蟻の蠶く葉に着くを待ちて紙を其上に覆ひ種紙と共に其の兩端を持ち之を轉還すれば蟻は即ち葉と共に落つ之を擴くると前の如し此の法は行ひ易く且つ損傷なく最も良法

七夕餘を消費するものとせば、此の生葉百匁中六十五匁の水分量あるべく、而して皮膚より吐き出す水分の量は實に八十四匁四百廿匁餘なり、之を各齡に照し、給桑せる量と其の含有する水分とを精密に調ぶれば左の如し

蠶兒の齡	各齡の目數	給桑の目方	含有する水分の量
一齡	一、四四六、二	一、六六〇、〇	七、五七九、〇〇
二齡	六日にて	四三、四八〇、〇	二八、二六二、〇〇
三齡	六日にて	五、一〇七、〇	三、三一九、五五
四齡	七日にて	一、六四、九三〇、〇	一〇七、二〇四、五〇
五齡	七日にて	一、一二六、六二三、二	一四七、三〇五、〇八
合せて	三十三日	一一二六、六二三、二	一四七、三〇五、〇八
右給桑の量が或は蠶兒の食物となり、若くは糞沙となりて排泄するとなるが、其の孰れを問はず之に含有する水分は概ね蠶室内にて蒸發す。尙ほ此の外飼育する人も蠶室に居るものとすれば、是よりも一時間には二十四匁許の水分を蒸發すべし、最も其の人の年齢、強弱、又は労働すると安坐するとによりて異なれども、假に二十歳の男子と見做し、労働と安坐との中庸を取り、更に蠶室内に發散しある、水分量 升目に改むれば、一晝夜に、			

一齡の時には

一升七合七夕餘の水分を發散す

二齡、、、、、

二升八合二夕餘、、、、、、、

三齡、、、、、

四升五合九夕餘、、、、、、、

四齡、、、、、

三斗九升七合二夕餘、、、、、、、

五齡、、、、、

一斗一升五合三夕餘、、、、、、、

蛾量 四匁五分は大抵蠶種一枚にして、四坪乃至五坪の間即ち八疊敷か十疊敷に飼育するを通常とすれば取も直さず五齡中に至りては毎日三斗九升餘の水を、蠶室内に撒布すると同一の道理なり、一時間には一升六合許に當る。少しも濕氣を含まざる乾燥の空氣中にて斯の如くなれば、若し空氣に多量の濕氣を含む等の事あれば蠶室内の水分量の夥しき思ひ遣らるゝなり、之を以て空氣の濕氣を帶びざる高燥の土地は蠶兒の飼育容易なれども、低濕の地は飼ひ悪しきもの亦た偶然にあらざるなり。

濕氣の害の多き斯の如くなるに、濕氣の量多き此の如くなれば、之を防除すること最も肝要なり。此の濕氣を防除するに最も簡便なる法は乾燥の空氣を流通せしむるにあり、併しながら空氣濕潤ならんには、炭火を焼くは最も無難法なるべし。なほ霖雨等にて過剩の濕氣あり、乾燥器の差を現はさるに至りなば、空氣抜、或は欄間の

なりと云へり

或は本邦打落し法の如く紙を卓上に布き小さき竹棒を以て種紙の裏面より打落すものあり掃立法は概して本邦に異ならずと云ふを得べし

給桑 桑葉を摘採するには敢て定期なし

と雖とも率ね早朝若くは夕陽の後に於て其の發熱せる者又は二日以上を過ぎた

る者は之れを與へすと云ふ其調理方は蠶の大小によりて細粗の別ありと雖も甚

た粗雑にして定まりたる寸法あることなし而して四齡飼食より全葉を給する者あり或は五齡に至りても粗剉して與ふる者ある等一樣ならず然れども其の最も鄭重なる者にありては一齡中は極めて細く二齡中は其の幅五厘三齡は一分四齡は二三分計りにして長方形に剉み五齡に至れば梢と椹とを去りて粗大に切り之を與ふる者あり

各齡に於ける給桑量は秤量を用ひて飼育するが如き者一も之れなきを以て仔細に

窓を開け成るべく煙の少き薪即ち桑の枯れ枝、鉋屑の類を二三十分間も焚くを貪とす、又た生石灰等を平たき箱若くは大盆の類に盛り、室内的各處に置き吸收せしむるも一手段なり。然れども本邦には幸に濕氣防除に極めて適當なる糲糠のあるあれば、蠶坐の乾き加減悪しき時は適宜に之を撒布し、其の上に給桑すれば、濕氣も除け蠶兒の桑の喰ひ進も頗る宜し、尙ほ又濕氣の多き時には、成るべく雨桑露桑等は室内に持ち運ぶ可らず。

斯の如く養蠶上に取りて過剰の濕氣は大毒なりと雖も、又適宜の濕度は甚た要用なるなり、蠶室内にも常に適宜の濕氣あるにあられば、桑葉の乾燥激しく桑葉を浪費するの憂あり、夏秋蠶を飼育する時は是非水分を給與せざるべからざる場合あり、此の水分を給するの効能は、濕氣を増さしむるのみならず、其の蒸發の爲めに潜熱を奪ひ去るを以て、酷暑を防禦するの一法ともなるべし。

第三 空氣の流通

凡て動物の生活する有様は恰も蒸瀉機關の運轉するが如し、人若し蒸瀉機關を運轉せしめんと欲せば、之に石炭薪木等の燃料を補給せざるべからず、其の燃料中の炭素は空氣中の酸素と化合して始めて熱を起し、機關を運轉するに至る。是と同しく動物も食物中の炭素

と空氣中より吸入せし酸素との化合によりて熱を起し、所謂活力を生す、動物の身軀に手を觸る時は温暖を覺ゆるは蓋し之が爲なり、之を肉身熱と云ふ。蠶兒の如き軀體の小なるもの、温を感ぜざるは、常に外氣の爲めに温を奪るゝを以てなり、されども緻密に之を調ぶれば空氣より一二度は高し。故に新鮮なる空氣と食物とを補給して動物軀の健康を保たすべからず、蒸瀉機關は破損すれば修理するをも得れども、動物の病に罹り生活機能衰耗する時は、快復すること容易ならず、殊に蠶兒の如き一たび病に侵されれば、藥石道に注意すること最上の良策ならぬ。

さて人の空氣を呼吸する門孔は鼻と口との二つなれども、蠶兒は身軀の兩側、所謂横腹に當る處の二節目、三節目、十二節目を除き九づ、二九、十八個の氣門を開く、是れ割合に多きに過ぐる様に思はれるども僅々三四十日間にして多量の食物を消化し、軀量一萬倍にも至るものなれば素より斯くあるべきものなるべし。マイヨー氏の實驗に據れば、五齡の蠶兒の脈搏は六十八度の溫度なるときは平均三十九にして、其の食に就くか或は動作をなす時は同じく四十五回より五十回に至り、老熟せしものは六十回より六十五回の多きに達

之れを知るに由なしと雖とも彼地當業者の語る處を聞くに生繭百斤を得るに要する桑量は正葉にて大約千三四百斤乃至千七八百斤位なりと云ふ或は云ふ蟻蠶一錢（我一匁）に付食桑百四五十斤を要すと或は云ふ蟻蠶一兩（我十匁）に付正葉約十二坦（一坦は百斤）を要すと給桑回數は亦た地方によりて同しからず會稽縣附近は一日五回寒冷なれば三回位にして浙江省嘉興府附近は一日六七回なりと云ふ而して概ね稚蠶の時は少く蠶の成長するに従ひ之を増加し五齡中は特に勉むる者の如く食桑八分に及べは則ち次の桑を絲與すと云ふ土人の諺に曰く此時桑を少くすること一分なりと又曰く一口を多食せは即ち上山の後一口の絲を多く吐くと又蠶桑說なる書籍に據るときは二三齡中は二十七八回四齡は三十回五齡は五十九回位なりと云ふ斯の如く五齡に至り給桑の頻繁なるは飼育繁忙を極め困難なるか如しと雖とも前述

の如く小量の蠶兒を飼育するものなれば實際行はれされに非す。分箔蠶座の面積及び分箔の方法等一定まりたる者なし。然りと雖も會鞏縣附近にありては掃立の際は大抵一枚の蠶種より發生する蠶蠶（種紙は產地により面積に大小あり一様ならず）と雖も縣附近の者にありては一枚は本邦蠶種紙の大約二倍なり）を圓徑二尺二寸位の蠶箔一枚に掃き下し以後三齡に至る迄は別に定むる所なく蠶の成長するに従ひ敵宜に分箔す而して其の將に三眠に就かんとするときに當りて蠶兒の體量を秤り以て箔數を定むるなり。其法三齡蠶兒の催眠除沙の際に一々拾ひ取りて其重さを秤り圓徑三尺二寸の箔一枚に二斤の蠶を容る第4齡催眠除沙の際亦同法を以て圓徑四尺五六寸の箔一枚に三斤の蠶を容るゝと云ふ又浙江省嘉興府震澤鎮附近は稍厚く三眠の時は圓徑三尺四五寸の箔一枚に三斤四眠の際は四尺五六寸の箔一枚に四斤の

斯の如く血液は、常に蠶肺中を循環して蠶兒の生活上必要な作用となせり。然るに此時に當り新鮮の空氣の之を資くるにあらざれば遂に蠶兒は疾病を醸すに至る、左に蠶兒及び他の動物か一基の重量に對し、生活上一時間に幾何の酸素を要するものなるやを示すべし。

犬	一、一二四八
兔	〇、九八五
第三齡 牡鷄	一、二三九
第五齡 蠶兒	〇、八四〇
全	（糸を吐かんとする 蠶兒四百六十一頭）〇、六八七

マイヨー氏は此の計算に基き一オノスの蠶兒を三萬頭と假定し、

蠶兒を容るゝと云ふ概して之を云へば蠶兒の發生より三齡迄は甚た厚飼にして四五齡の間は比較上薄飼なるか如し

眠起の取扱 眠起の取扱方は稍鄭重にして見るへきものあり無錫地方に於ては蠶熟眠するに至れば糠炭を撒布して遲眠蠶を選び分に別箔に移し已に眠れる者は箸にて其の穀沙を切り擴げ疎懶ならしめて更に又糠炭を撒布す大眠の時に當りては一斤の蠶兒を五六ヶ所に分置して其の上に風化せる石灰を撒き尚乾燥せる稻禾の五六寸に切りたるものを以て之を覆ふ者ありと云ふ土人の云ふ處を聞くに此法は古來より行はれたる處にして濕氣を除きて臭氣を防ぐに大効ありと云ふ而して蠶兒の委く起き揃ひ一も眠蠶なきに至りて桑付をなし其後一二回給桑して起裏を除くと云ふ

除沙 除沙も亦一定の時期方法等あることなし只堆積して甚た厚きに至れば之を

し、糸を吐かんとする蠶兒を捕へて試みしに五十九回なりしか、少しく指にて引延し之を覗ひしに其の數九十四回に上り、暫くにして四十回を数へたりと、蠶兒の動靜によりて血液の出入に差異ある甚しきを見るべし。

全	前と同齡の場合には酸素を要する量實に左の如しと云へり。 蠶齡 一時に要する酸素の量廿四時間に要する酸素の量
第五齡	五百九
第三齡	四四
全	（糸を吐かんとする 蠶兒四百六十一頭）〇、六八七
五百九	一、一二四八
四四	〇、九八五
五百九	一、二三九
五百九	〇、八四〇
五百九	（糸を吐かんとする 蠶兒四百六十一頭）〇、六八七

この分量丈の酸素を有する空氣を給すれば、生活の機關活動には差支なかるべきも、又た酸素は悉く炭酸瓦斯と化し蠶室内は炭酸瓦斯を以て満さるゝに至るべし。此の恐るべき忌むべき毒氣蠶肺の肺中より蠶室内に一時間に吐出する量、五齡の蠶兒にありては左表の如し。

百頭なれば	一分一厘八毛一六
千頭、	十一匁八分一厘六毛〇〇
一萬頭、	四十匁七一分六厘四毛〇〇
四萬頭、	七三三

蠶室の内に生する炭酸瓦斯の根元は獨り蠶兒の吐きたすのみに止らず、大氣中に含有するものは素より、飼育者の吐出するもの、溫度を加増する爲に焚く炭より發散するもの等、種々の原因より之が一晝夜間の量を積れば、實に左の如き量をなすと云ふ。

行ふのみ稀には糠炭を用ゆること恰も本邦の粉糠を用ゆるか如くする者ありと雖ども概ね皆箸を以て一々是れを拾ひ取り他の蠶箔に移す迂遠の状態ふ可し浙江省にては之を起底と稱し江蘇省にては廢蠶と云ふ

上簇 蠶兒老熟するに至れば之れを拾ひ取りて簇に移すこと本邦に異らず簇は紹興府近に於ては本邦東北地方に行はるゝ「エビラ」様の者を用ゆるもあれども大概は地上三四尺の臺を爲し竹簾又は藍簾を敷きて簾を弁へ其上に「マブシ」を排置するなり

マブシは能く乾燥せる簾の「スクリ」たる者を長さ一尺三四寸位に切り其中央を縛り(周圍五六寸)兩端を開發したるものにして之を一山と云ふ每一山熟蠶を容れこと凡そ五十頭つゝなりと云ふ簇は稀に架を設けて數段を作る者ありと雖ども概ね一段に過ぎず上簇の場所は成るべく清淨にして窓ある高燥の室を選みて用後戸を開きて風を透すが如きは結繭上頗る良法なるが如し

ゆ可し而して簇臺の下には寒暖晴雨に係らず必ず火爐を置きて之れを煖め四圍を閉鎖して風又は日光の透射を避け三四日の間は之を開くことなし然ども三四日を過ぎて蠶既に結繭を了るときは必ず之を開きて清涼を計る彼地俗に涼山と云ふ其火力を用ひて室内的乾燥を保ち或は成繭後戸を開きて風を透すが如きは結繭上頗る良法なるが如し

或は又上山後二三日にして尙ほ未だ繭をなさるの蠶あるときは竹枝を以て山上に鋪き其間に入りて繭を作らしむる者あり土俗之を青山と云ふ

地蠶 地蠶とは箔籠等を用ひず土間或は室内に蠶兒を放養するの謂にして疇昔本邦に行はれたりし粗糲飼なる者と稍其趣を一にせり清國にては現時尙此方法を行ふ者多し

其法は先づ室内に乾草細柴の類を敷き其上更に乾燥せる簾を鋪きて平面にす氣候寒冷なれば之を布くこと厚く温暖なれば

蠶兒四萬頭の吐出するもの
一貫目炭を焚るものとして之より生する者二、九〇〇、〇分〇厘〇毛
飼育者一人より生ずるもの
通常空氣中に含有するもの

四、二七九、四分六厘〇毛
六、三分六厘〇毛

合すれば

今之れを二間に二間半高さ一丈の蠶室にして一千八百立方尺ありと見積れば此中にある空氣の重さ十五貫五百四十二匁三分一厘五毛となる。されば一萬分の穴氣に對する二千七百五十二容餘に相當す。尤も蠶兒は毒氣に堪ゆる力強く、人間の苦痛に耐へざる硫酸、格魯兒等の分量にても敢て感ぜざるものなれば、此の瓦斯に耐ゆる力も強からざるを得ず。農學士本多氏は種々の分量の炭酸瓦斯中に蠶卵を孵化せしめ幾何の分量あれば蠶兒を倒すやを試みたり。

蠶兒四萬頭の吐出するもの
一、一三四、三分三厘六毛
一貫目炭を焚るものとして之より生する者二、九〇〇、〇分〇厘〇毛
飼育者一人より生ずるもの
二三八、七分一厘〇毛
通常空氣中に含有するもの
四、二七九、四分六厘〇毛
六、三分六厘〇毛

合すれば

空氣百容中に炭酸瓦斯を含有する割合
此割合より推算する時は、大氣一萬分中に三千四百八十二容あれば蠶兒悉く斃れ、四百四十四容までなれば絶て蠶兒此瓦斯の爲に殺され

一二、六八なれば
二五、三七、
五〇、七五、
一一粒一、
五粒六、
廿九粒四にして
八十八粒九、
九十四粒、
七十一粒六なり

空氣百容中に炭酸瓦斯を含有する割合
此割合より推算する時は、大氣一萬分中に三千四百八十二容あれば蠶兒悉く斃れ、四百四十四容までなれば絶て蠶兒此瓦斯の爲に殺され

さることなき道理なり。されば以上の炭酸瓦斯の量は悉く蠶兒を倒す迄に至らずと雖も大に害となすものなり。先づ蠶兒の衛生に適する量は五貫八百四十三匁以下即ち四百四十四容以下ならざるべからず。故に此の炭酸瓦斯を排出するは、養蠶上緊要の事にして之を行ふには是非新鮮の空氣を侵入せしむるを要す。去りながら空氣なるものは些少の虛際も自由に流通するの性を具へ、日本造の家の障子などは新舊交換するに毫も差支なければ、敢て空氣に向ての注意は必要なきに似たれども、其の實決して然らず、特に此の五齡となりては多量の食物を消化し、多量の糞沙を漏らすものなれば、是より蒸發する種々の瓦斯の爲めに密閉せる蠶室は、甚しき惡臭を放つものなり。古より此業に堪能なる人は、蠶兒の上作する是否とは、例令は實物に當らざるも、蠶室に這入れば直に之を判断するとを得ると云へり、或程能く實際に微すれば、蠶室を密閉し空氣を停滞せしむる家に限り、障子を開けば惡臭鼻を掠め、此の如き軀裁ならんには必ず失敗は免れざるべし。四眠後に於ては一層新舊交換の滑なる様注意を加ふべし。

尙ほ又蠶室の濕氣を驅除するに於ても、空氣は常に水分を奪ひ取りて戸外に持ち運ぶ働きをなすものなれば、頗る必要なり。又た壯蠶

薄くして地面を露はさうるを以て度とす
と云ふ室の周圍には石灰を撒布して湿氣
を去り併せて害虫の侵入を防ぐ而して五
齡餉食後一二日なる蠶兒を取り直ちに其
上に放ちて飼養し老熟に至らしむ已に老
熟するに至れば柳枝を以て其上に被ひ蠶
の上のを待ちて之を取り簾に入る

尙彼地養蠶家が從來稱説する處の俚諺又
は坊間行はるゝ處の書籍等に付其飼育に
關する部分の要點を摘要して參照に資せ
ん

一 蠶を養ふには最も天の寒きを忌む寒け
れば則ち眼起皆後れ甚しければ口を噤
して食はず又甚しければ則ち變して白
彌となる

一 蠶は天光晴暖東南の風多きを喜ぶ是年
蠶事必ず盛なり陰寒潮濕風東北に多ければ
必ず病多し能く繭を作るも絲少く
して繩り難し

一 陰寒に遇へばす蠶食須く棉被を用ゐ
て四面を包被し暖氣を受けしむ可し

の際に至りて天然の溫度高く、更に人工の溫度を加へずして八十度
以上にも昇る時に至れば、又清涼の空氣を通して其の暑熱を防禦せ
ざる可らず。

第一節 掃立

一 蠶肺を損傷せしめざること
二 蠶兒の齊一を計ること
三 蠶量を正しふすること

是なり、現今行はるゝ所の掃立法は、支那を問はず歐洲を論せず、
將た我國にありても未だ此三要項を全ふする方法あるを見ざるは、
深く吾人の遺憾とする所にして、切に良法の發明あらんことを望ん
で止む能はざる次第なり。今左に此三要項の理由を陳述し、尋で各
種の掃立法中較々其の趣を得たるもの記載し、参考の一助となさ
ん

一 蠶肺を損傷せしめざること
二 蠶兒の齊一を計ること

初めて卵殼を駆出せし所の蠶兒は、猶ほ赤子の如く肺内の諸器關聯

弱なるは勿論、之を保護するの皮膚も甚だ軟弱なるを以て、他の刺
戦を避くるが爲め長き毛を生じることは既に説ける所の如し、さ
れば可成く蠶肺を損傷せぬ様掃き立るは尤も肝要の事柄なり。

一 蠶兒の發生を齊一ならしむるの秘傳は、催青の仕方にあれば、可成
く一様に發生せしむるやう工夫を廻すべし、其の發生せる蠶兒も數
回に掃き卸し、幾段にも段階を附する等の事あれば、取扱上頗
る繁雜にして甚しき手數を要し、最も好しからぬ事なれば可成一回
に掃立るを要す。

三 蠶量を正しふすること

抑も蠶種は薄付と厚付にて甚しき相違あり、通常五分付と稱する
ものにても少きは蠶數三萬五千頭位より、多きは五萬四五千頭にも
至る、されども卵粒にては確に之は幾位ありやは、甚だ手數を要す
るを以て計算し難く、其の卵量も何分紙に付着しあるを以て精しく
測定し難し、故に掃立ての際蠶を秤るを最も簡便の法なりとす。從
來我國人は目分量手加減に任せ、蠶量を秤る人などは甚だ稀なりと
雖も、這是養蠶の經濟上至大なる關係を有するものにして、桑葉の
見積人手の差練、蠶具の用意等、凡て之を標準として仕度するもの

ふ處の葉は清晨之れを採り夜間及明晨の葉は晩に之れを探る可し若し枝を剪りたる者ならば之を堅に直立して風氣時々之を反覆すべし否らざれば發熱して葉黒く食に堪へず又日風に晒す可らず燥風一度吹けは甚た枯乾し易し一收貯は二日を越ゆ可らず二日以上の者は用ゆ可らず

一蠶食はさるの葉二あり金葉（黃色のもの油葉熱して黒くなれるもの）之れなり水葉を食はしむ可らず一雨中に採りたる葉は布にて包みて之を乾かし又は淘過せる麥稈を以て之を拌すれば少時にして乾くと云へり一大眠起後先づ柘葉を以て飼ふこと二三回なれば其絲益々韌にして光有り一大眠の蠶五斤なれば後百斤の桑葉を要す蠶已に起ると雖とも急に飼葉すべからず必ず床下一眠蠶なきに至りて與ふべし後桑を與ふること兩三次にして起

底す起底は隔日一次之を行ふ一眠起の後は桑渣蠶沙厚くなり易し須く一日一次を替ふ可し一蠶を養ふ者唯其食の少からんとを恐る一蠶を養ふ太た疎なるべからず食桑盡きず葉を徒費す太た密なるべからず密なれば食桑多少あり蠶の成長齊一ならず種桑二十兩にして一尺の蠶卵種を得來春小蠶（蟻）一兩を收むべし一冀沙殘桑は隔日一次之を除くべし否らざれば則ち濕熱蒸上蠶必す病あり一毎眠時衆蠶皆眠る獨り一二青頭未た睡らす桑を食ふあり蘇俗之を蟲娘と云ふ一眠の鳥は眠起の稍々後るゝに過ぎず尙能く繭を作る三四眠の鳥は多食して老ひす速に捨つべし一毎眠期皮を脱する能はず蒲筐を遊走して他蠶を損す他蠶又病を致す速に棟去すべし又大眠二三日蠶身短小にして其節高く葉を食はす脚下白水を流して運行する者あり速に棟去して他蠶を染め

なれば、蟻量を秤ることは取りもなほさず豫算の基礎を定むるにあれば、三要項中最も重きを置くべき必要あり。是より掃立の方法を言へば、此の掃立前に蠶座或は籠等を揃へ、籠ならば其上に筵を敷き、掃立紙、粉糠、秤量或は羽簾等一切の器具を準備し置き、俄に其場に臨て狼狽の虞なき様心掛くるを要す。尙ほ此掃立紙を用意する時に當りて蟻蠶を擴くべき寸法、即ち收むべき蟻量に應して坪數を測り、墨或は鉛筆等にて線を附け置くは一層の便利なるべし。

第一款 歐洲掃立法

歐洲諸國に於て蠶見を掃立するの法種々ありと雖も、伊佛地方にて重に行ふ方法は、淺き箱内に滑かななる紙を敷き之に卵粒を散布し、上に吸收性に富める紙に細密に小孔を穿てるものを二重に覆ひ、下にある方は掃立終るまで動かさず、斯くて發生の際に臨めば桑葉の柔らかなるを全葉の蠶網織物若くは孔明ける紙の上に一枚並に載せ葉と葉との間は六分六厘位づゝの間隙を與ふへし、されば發生せし蟻は孔紙を抜けて發出し、桑葉に取り就く。此の加減を見計ひ上一重の孔紙を蟻と桑葉とを載せたる儘靜に、手早く、他の蠶産に移し更に又孔紙を掩ひ桑葉を並へ、其の蟻の上るを見て他へ移すは前と

べて與へある全葉との間に橋渡しに配り與ふ。

第二款 支那掃立法

支那の蠶見掃立の方法も種々あれども、其の最も宜しきを得たるは、先づ蟻の一齊に生るゝは己より午の刻、即ち午前十時より十一時頃までなれば、此時に於て蠶室内的静にして風の吹き通さぬ處を擇ひ、附着する方を下向となし、紙を離す三寸許とし、他の一人は一尺許の竹の棒を以て蠶種紙の裏面を軽く敲き、其の悉く紙より落るを待て鷄毛を以て之を聚むとなり。

此法は先づ下に説く現今我國に貞法とし行ふ所のものに似て、蟻量も正しく秤ることを得れども、其の掃立紙の上に叩き落したる蠶の蟻を羽等にて搔き聚むる時は、蟻は爪を以て確と紙を摑み居るが故に、之が爲に蟻を燃り潰すの憂ひありて、餘り好しからざることなり。

第三款 本邦掃立法

しむ可からず

一蠶最も霧を忌む之を受ければ必ず病む
慎みて受けしむる勿れ

一天寒き時は室中火烘を置くべし寒氣を
去るには驟かに暖む可からず否らざれ
ば則ち蠶黃軟病を發す又太た暖む可か
らす太た暖むれば即ち焦燥和せず亦病

を致し蓋し天氣の暖愈暖なれば愈宜し
火氣の暖は相宜きを得されば後ち必す
病多し

一蠶を養ふ速かなんと欲する者則ち傍
に火盆を置くべし効なきに非す然れ
ども後日往々病を生す宜しく之を戒し
む可し故に火烘の一法洵と已を得す
して之を行ふ若し大寒ならされば則ち
爲さざる可とし

一蠶蛾の交尾時間短きに過ぐれば明年發
生の蠶不眠となる者多し長きに失すれば
節高となる者多し
一蠶の宜しこと/or>する者五あり
一生より老に至る皆風を避くるを宜し

とす

一眠時は凡て暗靜を宜しこと/or>

一葉を食ふときは明るきを宜しこと/or>

一上山は暖かきを宜しこと/or>

一成繭は涼しきを宜しこと/or>

一蠶の忌むもの甚た多し

一煙薰酒醋油氣一切の香氣臭氣皆忌む

之を犯せば輕きは病み重きは死す

一暴爆高聲鑼鼓爆竹敲聲皆忌む之を犯

せは食を停む

一哭泣訴喝逐雞犬を忌み更に產婦と

兎服とを忌む但し小蠶より之を避け

されば則ち厭忌することなし

一妄燥乖戾醉狂の人は近く可からず

一小蠶一兩と食桑二十坦なれば糸百五

六十兩を得べし

一三眠の蠶一斤なれば則ち糸一斤を得べ

し

一大眠後桑二十斤を食ふの蠶は繭二斤を得べし

一繭十分を以て約一分の絲を得るを以て

其の一は蠶紙を紙に包みたる蠶之を秤に掛け、其の目方を記し置き紙を開き、臼にて三四片に細碎したる糊糠を蠶體の沒する位の加減に撒布し、其の上に極めて細かに刻みたる桑を少量に與ふるなり。

而して其蠶の糊糠の上に這上るを待て、之を他の紙上に撒き落し、其の空紙の目方を秤り前きに秤りたる總量より減じたる丈けは、取りも直さず蠶量と知るべし。斯くて撒き卸したる蠶に更に少量の糊糠を加へ、能く注意して蠶の損せざる様軽く攪拌し、其の吐出せし糸を絶ち、掃立紙の上に平かに羽簫と指頭とを以て擴くるなり、此の掃立法は至て良法なれども、隨意に蠶量を分置するを得ざるの憾あり。

其二は最初に掃立紙とて美濃紙などを四枚纏ぎ合せたるものを作り其の目方を秤り之を記し置き、先きに包み置きたる蠶種を取り出し對して確と抑へ、表より羽簫を轉倒して持ち、其の柄の方を以て蠶の油斷し居る所を軽く叩き落すなり。斯くて之を静に巻き秤に載せて目方を量り、先きの風袋即ち掃立紙の目方より増したる分は蠶量なり、此時若し蠶量見込より多ければ別に取り分くること自在なる。

を以て、現今行はるゝ掃立法中にては最も良法となす。
蠶を叩き落し終らば、其の上に前法の如く細碎したる糊糠を撒布し尙其の上に少量の細剉せる桑葉を與ふ、蓋し是れは呼出し桑若くは釣出し桑など、唱へて蠶に食せしむる目的にあらず、蠶をして之を幕ひ一刻も早く糠の上に這ひ上らしむる爲なり。其の悉く這ひ上りし頃を見計ひ、糊糠を四匁の蠶量ありとすれば二合許り加へ、掃立紙の兩端を以て糊糠の儘蠶を中心集め、左の掌に之を載せ右の手に羽簫を探り、能く切り交ぜ、一處に蠶の寄合たる塊なきに至らば、其の蠶の目方に應じて成るべく神速に成るべく叮寧に夫々要する丈の面積に撒布し、羽簫と措頭とを以て不平均なく懇に蠶の居並を正しするなり、而して二三十分間靜定すれば大抵糊糠の上に這ひ出るに至る。

斯く掃立の際に呼出し桑を與へ、蠶蠶を釣り出す所以のものは、蠶蠶を掃き落して糊糠を加へ、直く羽簫を以て攪き拌せれば、蠶蠶容易に匍ひ上らず、無理に之を掃き寄せんとすれば、蠶蠶を燃り殺すの恐れあるを以てなり。何故に蠶蠶は燃り潰さるゝまで物に緊接着くかといふに、そは全く腹足及び尾足の爪の作用に據るものにして是等の足は短大無節にして囊状をなし、身軀の皮の伸びて生せるも

常とし

一錢の蟻蠶を飼ふて法を得れば大眠蠶

約五六斤を得べし

一蠶老ひて將に盛なる時は一々捉ふるに

勝へす則ち多葉の柳枝數十條を以て葉

上に排列し上のを待ちて上山せしむ

一初め老蠶を見てより葉を與ふること五

六次なれば則ち盡く上山すべし

一蠶山は窓ある靜室の中に於てすべし即

ち成繭後風氣を通するに良き故なり

一山架は須く高燥なるべし樓上之を設く

れば最も妙なり搭山は牆柱によりて造

るべからず蓋し蠶の性高きを好む若し

牆柱によりて之を縛せば蠶即ち之に登

り瓦縫の間に至り繭を作る

江浙兩省の養蠶法は大略右に述べたるが

如く之を本邦近時の養蠶法に比すれば概

して拙劣粗漏なる者多し然れども收穫に

至て甚だしき失敗を被るもの寡き所以の

者如何を考察するに

第一養蠶家の規模小にして皆副業たるの

制を守り一家族の勞役に對するの分量

を超へざること

第二故に蠶室の面積に比し飼育する蠶兒

割合に小量なること

第三本邦に比すれば各地共蠶蛆の害極めて少なきこと

第四桑葉皆同一の種類にして積年の間知らす識らす其桑葉を以て飼育するの術

に熟練せしこと

第五氣候溫和にして雨濕の量亦少なきこと

等其重なる原因なる可し

廣東省は世人の熟知せるが如く熱帶に近く冬季と雖とも單衣若くは袷にて凌き得る地方なるか故に動物と植物とを問はず能く早春より發生成育し蠶兒の如きも亦一年能く六回の發生成繭を見るなり而して其一期の發生は三月下旬(陽曆)にして第六期即ち最終蠶兒の結繭は十一月下旬なりと云ふ其第一回より第六回に至る

養蠶期日の概要を例示すれば左表に掲ぐ

の如く、蠶兒の蛹に化する時は即ち消滅するに至る、故に之を假定と稱す。其の外側の下方にキケン質の線あり、線上に毛あり、數本並列して堅牢なり。線下は圓囊狀をなし其の末端に釣爪あり而して此足は筋の作用により自在に凹凸をなすの裝置なるを以て。蠶兒が運動するに連れ其の筋縮脹して爪を他に纏ひ或は離る、爪の大さは皆不同にして長き爪と短き爪と交互に生し、其の先端細くして尖る、若し人指頭を以て之を物より離さんとすれば、其を物に刺し貫き容易に放離ず、是れ蠶蠶の時などは燃り潰すに至る所以にして、掃立の際に斯く蠶を幼蟲の上に誘き出すの必要な理由茲にあり、又自由に蠶蠶の匂ひ上るに任せ置けば、大に時間を費すを以て是非斯法を行はざるべからざる次第なり、養蠶の技術は始終手若くは諸種の器械を以て、蠶軀に觸れ他に移し或は擡げる等の事多ければ、養蠶家は常に之を心得置かざるべからざるなり、尤も之を放離するに容易なるは倒に尾端より持ち上ぐるにあり。

第一節 紿桑

桑は蠶兒なり桑なり、との諺は常に養蠶家の稱する處にして、諸種の草木の葉の、蠶兒の口に上るものなきはあらずと雖も、最も

蠶兒を掃き立て大抵幼蟲の上に出揃ひたるを認めは、第一回の紿桑をなすへし、之を居直り桑と云ふ即ち蠶蠶の漸く己れの座に居直りて喰ふ桑の意なるへし。此の桑の分量は蠶量の二倍半乃至三倍なるを要す、即ち四匁の蠶量を蠶座四坪に置くとすれば、凡そ十匁六坪少しく多きに過ぐるの觀あれども、此時は桑の剉目も細く、始めての給桑なれば少許なれば忽ち乾くに至る、早く桑に喰ひ付きたる蠶兒は宜しけれども若し晚くれて幼蟲の上に登り、蠶兒の未だ桑に喰ひ付かざるに早く既に桑葉の乾燥することあれば、其次の給桑まで食ひ後れば、遂に生長するに及では一二日も後るゝに至るものなり。故に此時の桑は注意して、皆居る丈の蠶蠶に喰はしむる様多量に給せざるべからず。

第一款 桑花を用ゐるの得失

る處の如し。

第一回	自產卵日		自上糞數	至收糞日	自收卵日	合計
	三月廿五日	四月十五日				
第二回	五月十日	六月十日	廿日	五月二十日	三十日	三十五日
第三回	六月二十日	七月十日	廿日	六月一日	六月四日	四十三日
第四回	七月廿四日	八月廿四日	廿日	七月廿五日	四十一日	四十二日
第五回	八月廿四日	九月廿四日	廿日	八月廿五日	四十一日	四十二日
合計	五百六十日	五百六十七日	三百六十六日	五百六十八日	五百六十八日	五百六十八日

古の養蠶書を繙けば、掃立より三日間は桑の花を以て養ふべし。記るせるはあり。今日も葉に代用し蠶兒を養ふの人あり、毫も異状なしと云ふ。然れ共、嘗て農學士森要太郎氏の花と葉を分析せし結果によれば、花は葉に比して水分も多く、且つ最も大切な蠶兒の滋養となる蛋白質に乏し。今左に森氏の分析表を借りて讀者に示さん。花并に桑葉共に新鮮なるもの百分中に就て。

成分	葉
水	八一、〇七
粗蛋白質物	八、〇三
脂肪	五、六八
纖維	〇、五七
可溶含水炭素物	二、一六
灰分	一、五一
存する窒素の量	六、一七
蛋白質以外に含	一、二三
葉、九六二	四、七〇
花、五三〇	一、七六
葉、三二三	一、二三

然れども其氣候の寒暖及び蠶兒の種類等に由り發育に遲速あるが故に幾分の遅速又は伸縮あるは勿論なりとす而して該省の副業にして規模小さく一回の收蠶多きも三四百斤に過ぎず然れども前後六回の養蠶をなすが故に一ヶ年の收蠶一戸千斤以上に昇るものありと云ふ之れ前項に述へたるか如く養蠶地の區域に比し生絲の產額非常に多き所以なり而して養蠶の方と云ふ之れ前項に述へたるか如く養蠶

地の區域に比し生絲の產額非常に多き所になり而て養蠶の方法を畧記すれば催青第一期に發生すべきもの即ち越年したる蠶卵の催青法江浙兩省て稍同一にして寒冷なれば體溫寢林等によりて暖め第二期より第六期に至る蠶卵は毎回產付の翌日未明に微温湯に浸し發生を促すを法とす而して大真町(地名)の老人某氏の語る處に據れば大約そ三十年前迄は大概一化蠶なりしも其後漸次浸湯の法行はれ遂に現今の如く發達せしめ數回孵化收蠶するに至りたる者なりと云へり採桑前年冬期截採りたる株より生したる桑葉は第一期蠶兒の發生頃には已に伸長するを以て下葉より摘取り飼育に供す而して蠶兒の成長するに従ひ桑條も亦伸長するを以て漸次上葉に及ぼし第一期の間に桑條復た已に大に伸長す即ち順次之れを摘み採りて飼養に供すると第一期

める窒素の量
と云へる割合にして蛋白質に含む所の窒素は實に四三二の一の不足なり、凡そ動物に於ける滋養分の價值は、蛋白質三、脂油二、可溶含水炭素一の割合者なるなれば、今是によりて計算する時は葉は三十分の七割〇七に當り、蛋白質にある窒素は五割五分一の滋養分を有するに止ると云へば、假りに葉六十匁を以て百頭の蠶兒を養ふとを得るとは、花なれば百匁を要する割合なり。殊に蠶兒は其の幼稚の時に於て特に滋養分を多く要する者なれば、全く花を以て蠶兒を給與するにあり、何となれば此度合の如何は、蠶兒の衛生上に關係するに大なるものあるが故なり、蠶兒幼稚なる時は、胃腸等の諸器關は勿論、之を噛み碎くの齒も甚だ柔軟にして鉋ければ、硬き葉を咀嚼するに堪へず、其の消化も惡しければ從て胃病を釀し、多

第二款 桑葉硬軟の度

此處に養蠶家の最も注意を要するは、桑葉硬軟の度合を見計ひ蠶兒に給與するにあり、何となれば此度合の如何は、蠶兒の衛生上に關係するに大なるものあるが故なり、蠶兒幼稚なる時は、胃腸等の諸器關は勿論、之を噛み碎くの齒も甚だ柔軟にして鉋ければ、硬き葉を咀嚼するに堪へず、其の消化も惡しければ從て胃病を釀し、多

のときに同す爾後毎期斯くの如くにして第六回最終の養蠶終りたる後ち十壹貳月の頃に至り桑條を截り採るなり

蠶室 蠶室は江浙兩省と同しく別に建設せしものなく皆農民の住宅を用ひ而して稚蠶のときは狭き室に置き可成寒氣の侵入を防ぐ稍成長するに及んでは窓を開きて空氣の流通を圖り天候寒なれば窓戸を開鎖して之を防ぐ殊に第一期第二大期の養蠶中は寒冷なる期節に當るを以て東風を忌み西方より空氣を流通せしめて第二期より第五期迄四回の食蠶期中に溫暖溽暑の候なれば前に反して西風を忌み東方より空氣を流通せしむると云へ要するに初終の二期は室内を暖和ならしめ中間四期は清涼ならしむるとを勉むるものなり

蠶具 蠶架蠶箔其他の蠶具類は江浙兩省と同一なり
飼育 蠶兒撃立の方法亦前兩省と大差ない故に給桑の回數は溫度の高低に由り差あれとも大概前者より多く一晝夜七八回なり其他飼育取扱等の方法は前兩省と大差なく第二期以下毎期の飼育法亦た第一期に異なることなし

上簇 簇は後圖の如し(圖を省く)長三尺二寸巾尺二寸位の藤を以て製したるものにして蠶老熟するときは直ちに是れに上簇せしむるなり而して上簇中は勉めて高溫度に遭はしむる者の如く兩天若くは曇天等に遭遇するときは簇下必ず多量の炭火を置きて温を與へ若し晴天なるときは室外に出し太陽に曝すを法とす陳村巡回中は恰も第三回目蠶兒の上簇中なりしを以て簇を屋外に出し日陽に對して之を斜面になし熟蠶を上せ居るを見たり土人の語る處によれば斯の如く高溫度に遭遇せしめざるときは結繭遲緩にして其繭品質悪しく且死蠶多しと云へり沟とに奇

數の病蠶を生すべし。

蠶兒の歯 口の左右にある一枚の顎の末端が鋸齒の如く歯列をなし、尖く相並し、其の數十個あり、五個は大にして五個は小さし、個は一方に堅牢なる筋肉あり、其の作用によりて顎即ち歯を自由に動かし桑葉を噛み碎く。此の歯の蠶の時に黃褐色を呈するは柔弱なるか爲にして、生長するに従ひ暗褐色に變ずるは發育せし證據なり、故に幼稚の際には粗硬の葉は噛み破る能はず、是れ怡も嬰兒の堅き食物を喰ふに堪へざると一般なり。又既に歯の暗褐色となるの頃は頗る堅牢となり、胃腑等も發育するを以て、此時に嫩軟に過ぐるの葉を給するも亦好しからざるなり、是れ獨ほ彼の生長せし人に乳汁等を與ふれば痢疾を釈すと同一の理なり。是に關して、西ケ原蠶業試驗場の硬軟兩桑を與へたる試験の結果は甚興味あり、即ち稚蠶の時に硬き葉を與へたるは發育悪しく、病蠶なども多く出で、軟かなる桑を與へたるは、同じ蠶種の蠶兒を同様の手續にて取扱ひ生長も宜しく隨て進み早く、既に五齡となるに及ばず蠶體甚しく肥大となり、一頭の量目一匁六分以上に至りたるもの勘なからざりしが、疾病に侵さるゝもの恐れ多く、硬き葉を與へしは強壯なりしと雖も身體小く、繭質は軟桑を與へしものに及ばざりしと、

第三款 剥桑の必要

されば桑軟に過ぐるも宜しからず老硬に過ぐるも亦た宜しからざれば、蠶兒の發育に伴ふて硬軟口に適し胃に適する様努めざるべからず。

近來桑葉を剝まず、全葉の儘蠶兒に給する法行はれ、切屑を生せざれば極めて經濟其の宜しきに適へりと稱へらる、さりながら蠶兒の從來の経歴と生理とに照し、實際を顧みれば餘り嘉すべきことにあらざるなり、蠶兒の祖先が桑樹上に棲息せし時代は桑を剝みて與ふるの必要なかりしとは更に言ふ迄もなけれども、既に屋内に飼育するに至り、人智漸く開くるに従ひ全葉にては蠶兒の衛生上面白からざるを覺り、之を剝むの術を考ひ、尙其の後に至りて剝切の寸法を揃はしむるが爲め篩に掛くるとを發明するに至りし者なるとは、遙かに追想せらるべし。故に今の蠶兒は昔日の蠶兒にあらず、從て真の消化の器闘も亦變化せし者あるべければ、古るき昔に立戻りて料理せざる食物を給するなど云ふ事柄は、甚好しからざるなり。又剝切せざれば水分の發散遅く蠶座の乾燥も悪しく、飼育上最も嫌ふべき冷濕を來すの恐あり、嘗て西ケ原試驗場に於て屢々試験せし成績に據れば、剝切したる桑葉を與へしものに比すれば、發育不

習と云ふべし

收穫 收穫は方一尺二寸面積位の蠶卵紙より生したる蠶兒を簇數六十枚位に上簇せしめ一枚の簇より半乾燥繭(生繭百匁を六十匁位に乾燥せるもの)十兩即ち合計六百兩我六貫匁に當るを得可へく而して其飼育に要する桑葉は大約千五百斤位なりと云ふ

支那生絲業の現狀

江蘇、浙江の兩省に於ける洋式器械製絲業の起原は甚だ遠からず從來にありては悉く養蠶家各自の製造せしものにして其の器械は後圖に示すが如く(圖は之を省けり)大枠直揚げ二口取若くは三口取にして其枠の寸法は一様ならず大なるものに至りては一丈を起へ小なるも六尺に降らず而して養蠶家は皆な殺蛹乾燥等のことを知らず生繭中に於て織糸する習慣にして悉く發蛾前に於て織糸する習慣に據へ得るものは男女老少に係はらず舉て

之れを從事せり

製造の法は地方に依り幾分の差異あり其の稍精密なるものにありては七八顆の繭を着け本邦座織製絲の如く丁寧に織製するものあると雖も粗雑なるものに至りては始め大約二十顆の繭を着けて織り繭數の漸次落減して五六顆となるに及び始めて再び緒を求めて之れを添着するに及ぶ始めた元の如く二十顆位にして織糸するなり而して織糸中絲縷の切斷するにあるも互ひに相結び着くることなく直ちに枠に巻き揚ぐるもの多し其の粗雑なると實に驚くに堪へたりと云ふ可し故に斯の如き生絲は啻に其の絲縷の不均一なるのみならず絲緒を連繋せざると絡交束裝の不整理なる等に由り機業家が之れを再織するに當りては非常なる煩勞と時間を徒費せざる可らずして且つ絲屑の生すること亦甚だ多量ならざる可らず之れ清國舊來製の生絲が洋式器械製生絲に比し甚だ安値なる所以なりとす

齊にして肥大なるも居れば、細小なるものも生じ、眠起も一様ならず、病蠶を出すの數も多く、繭質も隨て宜しからず、終に其の結果は左の如き徑庭を示したりと

割葉を與へ たる蠶兒	繭を結びたるもの	九十七頭	結ばざるもの	三三七頭
八十七頭	二三五頭			

之を以て觀れば、必ず蠶軀の生長に應じて適宜に剝切して給與するを良とす、多少の桑を剝む手數、調理の器具等は之を要するも實際に於て收支の勘定試みなば却て勝ると萬々なるべし、其の剝み方は、短冊の如く長方形に剝むあり、四角に色紙の如く切るあり、同じ面積ならんには短冊形の方乾燥宜しき道理なれども、斯ることは各々好む所に任ずる方よかるべし。

而して桑を剝むに巧拙あり、刻み方の拙なるは損耗となるのみならず、衛生上害あると多し、蓋し刻み方悪しく細大不齊の桑葉なれば、大なるは燥燥あしく、小葉は蠶座の間隙に入りて蠶兒の之を食はざるのみならず、棘沙堆積して濕氣を生じ蠶兒の發育を妨げ、或は蒸熱を釀して疾病の媒をなせば、細大なき一樣の刻葉を與へざるべからず。

人間は己の意と腹とに問ふて欲する丈の食物を需め、要する丈の食物を探ると雖も、蠶兒は總て人の手に養はれ、己が意に任することを得ざれば、或は飢て食物を與へられざることあり。飽て食物を強らるゝことあり、されば其の意に適せず、衛生に適せざる給桑に遇ふ時は種々の疾病を釀し遂に斃るゝに至る、故に蠶兒の意に適し蠶兒の衛生に適する様給桑を行ふは、養蠶上最も重要な事なり。西ヶ原蠶業試驗場にて檢出せる蠶兒の實際食する量は左の如し、但し蠶兒四萬頭(蛾量凡そ五匁)の割合なり

第一齡	百八十二匁七分
第二齡	七百五十一匁
第三齡	三貫六百八十六匁八分
第四齡	十九貫五十六匁四分
第五齡	百六貫八十匁

合計 百二十九貫八百五十六匁九分
但し蠶兒の口に入る丈の桑量を與ふことは、如何に熟練の人と雖も出來得べきにあらず、時の乾濕の如減、日の溫度の高低により斟酌するを要すべく、能く注意に注意を加へ飼育したる蠶兒に於てすら四割は屑となりて食物となる分量は六割に過ぎず、今蠶事試

然るに今を距る大約二十年前上海港に一
の洋式器械製絲場の起りたるを嚆矢とし
以來逐年其の數を増し來りしが二十七八
年日清戰役の結果馬關條約締結後に於け
る增加は殊に著るしく現今上海及次蘇州
杭州等に於て開業せるもの實に三十六箇

驗成績の示す所に據り、四萬頭（蝶譽凡そ五匁）の蠶兒に改算して
其の要せし桑量及廢桑となる割合を示せば左の如し
桑葉を給與せし分量は二百二十一蠶兒の口に上
六貫五百八十三匁二分にして
假に百貫の桑葉を蠶兒に與ふるとすれば、實際蠶兒の食する分量
一九八五九分
一九六七二六三分
一九四八五六九分

其の要せし桑量及廢桑となる割合を示せば左の如し
桑葉を給與せし分量は二百二十一
六貫五百八十三匁二分にして
六貫五百八十三匁二分にして
六貫五百八十三匁二分にして

所の多きに至れり即ち左表の如し	創立年限	社名	所在地	金数	使役人員
明治十一年	寶昌號	設立橋	五五四	一、三〇〇	
同	年	同上	四〇六		
同	十二年	公和永	設立橋	三八〇	一、〇〇〇
同	年	怡和	新開	四五〇	一、三〇〇
同	十九年	裕成	同上	二一〇	四〇〇
同二十三年	延明塙	拉拔橋北	三二〇	三〇〇	

桑葉の代價	拾七圓五拾錢	(一貫目八錢換)
飼育者の給料	七圓貳拾錢	(二百五十貫代)
靈種其他の入費	四圓	(六十一人分)
と云へる割合にして、桑代は其費用の六割を占め飼育者の貯銀は	(靈種代價圓五拾錢)	
二割五分、靈種等其他の費用は僅に一割五分に過ぎず、斯かる有様	(消耗費及び損耗費)	
なるにも拘らず、多くは桑葉の給與方等に意を用ると甚だ粗鄙にし	(六十五人分)	
て反て人手を除かんとし、或は靈種の代價を擢直るに至る、收益の	(六十五人分)	

多きを得ざるも亦無理ならざるなり。
抑も良好の蠶種は相當の價格あり、價の廉なるもの必ず不良の蠶種
なるを覺悟せざるべからず、飼育の法も亦只管丁重にのみ泥み、贅
澤の手數を加へ華族流の取扱をなすことは、元より宜しからぬこ
となれども、徒に人手を除くの經濟主義を探り、給桑の如何は措
て問はざるは尙更好しからぬ次第なり。故に給桑の法を究め之が
節減を加へなば、大に經濟上の餘裕を生すべく從て蠶兒の衛生上
亦資する所蓋し少きにあらざるべし、左に其給桑の分量及び回數の
標準を簡略に説明すべし。

年永泰	鐵馬路	二〇〇
年震和	徐家花園	一〇〇
年純昌	西塘街	一二〇
年鴻	年緯雲(或昌)錫金公所	一六〇
年乾豐生	新開	一五〇
年震和	大王風	一六〇
年粹經	新開比	一六〇
年經綸	同上	一六〇
年緒成	新開	一六〇
年垣泰	同上	一六〇
年瑞成	六馬街	一六〇
年有成號	吳家橋	一六〇
年祥純號	同上	一六〇
年信昌恒	南京路	一六〇
年裕昌	老闆	一四〇
年蘇經絲廠	蘇州府城外	一八〇
年世經絲廠	杭州府城外	一八〇
年開源永	蕭山縣	一八〇
年合議織絲廠	會縣縣	一八〇
年吳興絲廠	蘇州府	一〇四

至壹圓貳拾錢爲換相場に由り差あり)の割合なりと云ふ其の組織は株式會社あり合資會社あり又は個人の起業なるありと雖も工場の構造機械の形式等に至ては概ね佛國製新式のものにして悉く一定せり即ち大枠直絲器機にして二釜に付一個の煮鍋を設け一釜に五條乃至六條の絲を繰る法なり(此器械建設の費用は一釜に付安きは四十五六兩高きは八十兩にして工女一人の繰絲高は巧拙を平均し良繭なれば一日百匁粗繭なれば六七十匁位なりと云ふ)

今左に各製絲所に於ける要項を摘要して
参考に資せん

一各製絲所は重に外國の直接注文品を製造す

一蘭は概ね江蘇省無錫地方より購入すれども又た浙江省紹興地方より購入する

一蘭は江紹興産を最良とし、四百斤にて百
千の絲と争ふ。其易也。す。毛は一百三
もあり

月の絵を售へく無錢其方の商に貰百五

六十斤乃至五百斤以上を要すと云ふ
一繭は一等二等三等に撰別して縹絲す
の撰別は繭錦を除去する際同持て之に

二 製絲用水は或は水道の水を使用すれば、
を行ふ

も河水を濾して用ゆるもの多し是れ泥水なれども其の質佳良にして且つ廉な

るが故なり

用ゆと云ふ

工女の賃銀は食料自辨にて 一日十錢よ

三十錢までとす

附け十一「ニール」前後の絲を得るな
り

生糸は其の光澤鮮白美麗からざるが品位は良好なり

を以て一括となす其の捻造の形は伊佛

二 紿桑の分量
糿桑の分量と回數とは始終相伴ひ、其の回數を多くすれば分量を減せざるべからざるは元より言ふ

五齡		三齡		午前五時	同九時	同十一時	同八時	午後一時	同十七時
同	同	同	同	午後三時	十二時	十一時	五時	三時	同十時
十一時	午後三時	十一時	十一時	都合六回	四齡	午前五時	都合八回	二齡	同八時
二	十一時	時	時	都合六回	四齡	同九時	同八時	午後二時	同十一時
合	都合五回			同十一時	同七時	同十一時	同十一時	都合七回	同八時
合	五	五	五	同十一時	同七時	同十一時	同十一時	都合七回	同八時

と専ければ、晝間充分に給桑すれば夜間は取て給桑するに及ばずと
なし、之を顧みざる者あり、或は夜間は空氣の溫度を以て食慾盛ならざれば、晝間の給桑量よりは大に節減して宜しなど云ふ者もあり、蠶事報告第拾號は之れが詳細なる試験の成績を載せ、結論して曰く、蠶兒は其食する桑量は氣候の變易によりて大差あるも晝夜の區別に從て差異を生ずること少しとす然れども概して之を云ふときは晝間にありて蠶兒の食する桑量は同時に於ける夜間の量に比すれば割合に寡少なるも成形の爲に供用せらるゝこと多きが故に一朝晝間に於ける給桑量に不足を生ずるが如きことあらば其害たる實に夜間に於ける不足より甚しきものあらん故に晝夜に於ける給桑量は成るべく其明暗に關せず時數に應じて之を定むるを要す即ち晝夜の別なく同時に於ける給桑量は之を同一に爲すべきなり然れども或る論者の如く夜間は暗黒にして蠶兒の食慾盛ならざれば從て給桑量も之を晝間に比して割合に少量を用ふべしと唱へ或は夜間は之を放置し毫も給桑せざるが如きは誤謬の最も甚しきものと謂つべきなり、と養蠶家たるものは能く注意する所あるべし。今爰に各齡に於ける給桑回數を詳細に示せば

風にして本邦と少しく異なれり

右は上海に於ける製絲業の概況なり尙ほ左に寶昌洋行の情況を敍せん

寶昌洋行は佛人の所有にして地位にあり其の釜數五百四十四個を備へ器械は伊太

利風六口取ケンチル式直絲器械にして建

設費は一釜に付六十五兩乃至七十兩滬罐

は十馬力にして一日の石炭消費高八噸監

督工女伊太利婦人三名佛蘭西佛人三人あ

り他は皆な清國婦人なり而して使役する

工女の總數を舉ぐれば

一織絲工女 五百四十四人

一口立工女 二百七十二人

一撰織工女 三百二十人

一監督工女 六人

一其他雜役 千三百人

一工女募集地は多くは上海附近なるも寧

波地方より來るもの二三分あり

一勞動時間は十時間にして朝六時より夕

五時半に至る（但し午食等は一時三十分間を要す）

一工女の患者割合は夏期は百に對し三十

に及ぶことあるも冬期は百に對する五

倍なり

一製絲は一等織にて細絲（十「デニール」

中位）を製し二等織以下を以て（十三

「デニール」中位）を製すと云ふ

上表に掲げたる製絲所の中には官立なるあり民立なるあり或は半官半民の如き性質のものあり湖北省漢口の對岸武昌に在る湖北の織絲官局は即ち官立にして一昨二十八年の建設に係る物なり該製絲所は四川湖比湖南等諸省の產織を用ゆる目的なりしも同地方の產織は試験の結果其の品質不良にして到底器械製絲に適せざることを發見し本年は江蘇省無錫地方の產織を購入するの計畫なりしと云ふ蘇經絲廠は蘇州に在り其の組織に官立の如く或是株式會社の如く性質を帶びたるものにして日清戰役の當時政府が蘇州の富豪よ

までもなきことなれども、同じ回數に給桑するも其の分量に多寡あり、不慣の人は概ね稚蠶の時に桑葉を過分に與るの傾きありて、其の糞糞を多く積らすれば蠶座冷却するを以て蠶兒の運動不活潑となり、除沙を行ふ時に多くは糞糞の下に潛み居りて匍匐ひ出るの勢なく、廢蠶となるは多し。故に多少の手數を要しても掃立より一三齡の分時までは、回數を繁くして、其の量を減ぜざるべからず。同じ百匁の桑葉を與るにも、二回に分て與ると一回に給る時は、其の乾燥の工合甚しき差違あり、能く注意して給桑の度數を多くし、分量を不足にしたるものに於ても、稱き時を發育したる時とは、食する分量と糞沙と共に廢物となる上に其の間五割も差あるものなり。今百匁の分量中蠶兒の口に上のものと、廢り桑となるものとの各齡に於ける割合を舉くれば

蠶齡 食料となる量

廢桑となる量

一齡	十二匁八分一厘	八十七匁一分九厘
二齡	十四匁七分四厘	八十五匁二分六厘
三齡	卅一匁八分一厘	六十八匁一分九厘
四齡	四十四匁一分九厘	五十五匁八分一厘
五齡	六十五匁七分四厘	三十四匁二分六厘

斯くの如き次第なれば、幼少なる時は分量を少ふして屢々與へ、生長するに従て分量を増し度數を減するは、理の當に然るべき處にして、又發育せし時は蠶座の數殖ゆるを以て、勢ひ時々刻々給桑するが如きは能はざるものなれども、仕事の總合せ出來れば可回數の多きこそ善けれ、今西ヶ原蠶業試験場にて行ひたる之に關する試験の結果を見るに

給桑の量を減じて回數を増したるもの（織を結びたるもの） 八十七頭八十三頭二五十六頭二四十三頭八

給桑の量を増して回數を減じたるもの

何故にかくは著しき差違を現じたるかを尋ねれば、全く一齡より二齡の頃に於て蠶兒は給桑の量多く、之が壓倒を受け直に食に就く能はず、糞糞の中に埋れ濕氣の害を蒙れるに基く、茲に蠶量一匁に對するの標準を掲ぐれば、是に則りて實地に當らば決して過を招くことなかるべし。

一日目	順 一 回 の 量	一日の量
二日目	二匁五分より四匁	二十三匁
三日目	三匁より五匁	三十一匁
四日目	四匁より七匁	三十八匁
五日目	四匁より八匁	二百四十四匁五分
		四十七匁

り借り入れたる七朱利公債六拾萬兩を移して其の儀資本に替へ公債の持主を株主と爲し更らに六十萬兩の追株金を加へ合計百二十萬兩の資本となし器械製絲及び紡績業を起したるものなり營業の執務省は政府の官吏にして而して株主へは政府より下府する七朱公債利子の外に尙ほ營業の利益を配當するものなりと云ふ
其の他純然たる民有の製絲所に在りても亦た概ね政府の勸誘に依りて成りたるものなりと云ふ

廣東省に於ける製絲業もかく從來の座継法は江蘇浙江と大差なしと雖も器械製絲に至りては甚だ粗劣なり其の起源は遠く三十年前のことにして當時廣東省南海縣西樵鄉の人陳老七なる者の開く處なり始め同人は佛國に航し器械製絲法を學び歸國して其郷に製絲廠を創定せり之れ實に清國に於ける器械製絲の權輿なりとす然るに此の製絲廠は未だ數年を経過せざるは官吏及び郷紳の反対を受け遂に葡萄牙

領の澳門港に移轉せり今尙ほ同地に在り然れども爾來之を建設するもの漸く増殖し現今に至りては同省器械製絲所の數三四十人取りより五六百人取迄のもの百四十八箇所あり而して一個年凡四萬個（九貫目一個として）の生絲を製造して外國に輸出すと云ふ其器械の模造は本邦の如く多くは佛國製管式の二口取「トモヨリ」にして粗雑なりと雖も工場の建築は大概廣大にして且つ各所器械の様式一定なる點に至りては本邦現時の狀態に比し大に勝れる所ありと謂ふ可し
今左に同省中陳村及び大良縣城外製絲廠

主に就き質問せし應答條項を掲げて以て
参考に供せん

一陳村に於ける洋式器械製絲所創立は十
二三年前にして現今三個所あり壹個所
一に付工女大約四百人工男約三十人なり
一廣東省に於ける洋式器械製絲所の多き
地方は順德縣南海縣にして就中南海縣
の如きは樂松と云へる處に四十人繰よ

り百人繰位のもの五六十個所あり而して各地共漸次増殖の勢ひありと云ふ

一器械製絲の原料に供する繭を選ひて購入するか故に甚たしく品位の異なる者なし

一器械製絲の原料に供する繭は皆貞繭を選ひて購入するか故に甚たしく品位の異なる者なし

一百斤の生絲を繰り得る量は最上等の繭にして撰別を良くせるものなれば乾繭四百斤にて足れども尋常のものに在りては六百斤以上を要す

一生絲百斤の製造に要する費用は太絲百三四十圓乃至百五六十圓細絲二百圓位なり
一工女一人に付一日の繰絲高は巧みなる者は六十匁拙なき者は三十匁にして平均四十匁位なり
一工女の賃銀は絲量十匁に付清錢四十八文なり是れを當時の洋銀相場に換算すれば四錢七厘なり（洋銀十錢に付清錢

百〇五文）而して食料は被雇者持にして概ね通勤なり

一工男の給料上等は一ヶ月十二圓下等は三圓位にして食料は雇主に於て給與する生絲の太さは細絲は繭六顆を合せて繰り太絲は八顆乃至十二顆を合せ繰るなり而して八顆繰にて十四「デニール」乃至十四「デニール」半の生絲を得ると云ふ

一製絲の際繭を煮るには繭絲を除去せずして其儘煮る法なるを以て屑絲を生ずるとして非常に多し今ま五斤の乾繭にて一斤の生絲を繰り得るものとすれば屑絲百匁乃至百二十匁を生す之を百分比例すれば左表の如し

目標 種別	生絲	屑絲	蛹其他
屑絲百匁トスレバ	二〇、〇	一一、五	六七、五
屑絲百匁トスレバ	二〇、〇	一五、〇	六五、〇
一輸出先きは概ね歐米にして歐洲へするもの八分米國へ向くもの二分位の割合なり			

を以て高むべからざるは勿論、常に暑熱を防ぐの用意をなし、一日桑を給すること多ければ、夫れ丈織維長く多量の絲分を有する絲質の佳良なる繭を穫らるゝものなり。

第五款 貯藏の必要

摘立桑を直に蠶兒に與ふるは桑の種類にもよれども、概して水分多きに過ぎ、又程經て萎凋したるもの食はしむれば水分寡きに失し、共に衛生上好しからざれば、先づ掃立前後の一二葉綻びし嫩葉は午後に給るものなれば午前に、晝間に與るものなれば前日の夕方に、五六葉開きし三四齡頃の蠶兒には、一日前に摘み置くを宜しとするに露桑、雨葉は衛生上嫌ふべきものなりとす。然るに五齡中に至れば多量の桑を要するものなれば、卒かに天かき曇り降雨の兆現はれたりとて、桑を刈り取りては間に合はざるに至れば、二三日間給與する丈けは充分準備せざるべからず、故に多く養蠶する人は貯藏室を設くるの必要あり。

其の之を貯へる方法は、枝桑の儘之を貯葉室に直立せしめて貯ふるあり、摘み取りたる葉を蘆簀などに三四寸の厚に撒布し巻き收め、之を貯藏室に斜に立て貯ふるあり、或は大籃若くは木箱に細竹を底などしたるものに入れ、蠶架の如くに桑棚を設け此處に貯ふるあり、

蘆簀に貯ふる方法は最も多く貯へ得ると雖も、動もすれば桑葉を損傷し易し、枝桑の儘貯ふるの法は、乾燥り速ならず葉も亦傷されども、同じ場所に貯ふるとすれば其の量多からざるの憾あり、籃木箱に入るものも亦幾分の葉の損傷を免れず、乾涸する時間も枝葉に比すれば早しとす、故に可成くは枝葉の儘貯ふるを宜しとすれば、立通しの桑を用る地方、又た多量に養蠶をなす人などには望むべくして行はれざる場合あり、故に其節は籃箱等に入れて貯ふべし、其入るゝ時には堅く押し込むべからず、而して時々手を以てさらりと葉の位置を轉倒すべし、然らざれば酸酵するの恐あり、酸酵せし蒸桑を與ふるは尙雨桑を與ふるよりも一層甚しき害あるものなり
佐々木長淳氏曰く、條桑を貯藏するの最良法は挿花法の如く條桑の根を水中に浸し置くに在り即ち種紙一二枚位迄を飼養する人は室内に盥の如き器物を置き之に清水を湛へ其内に束ねたる桑の根を浸し置くも可なりと雖も大養蠶家にして多數の桑を貯ふるものに在りては此方法を擴張して別に貯藏室を作り簾を以て水を導き床下に水を湛へて之に水の出入口を付し其中に條桑を重々併列し直立せしむべきなり、又盥中に湛へたる水及び床下の水は必ず一日一回宛新舊

伊太利蠶業沿革

歐州の蠶業は伊佛の蠶業なり、伊佛の蠶業は歐州の蠶業なり、伊佛くんは歐州の南部に位し、蠶業の起原及び發達共に較や其轍を同ふせり、故に先づ以太利の今日ある所以を説て尋て佛蘭西に及ぼすべし、抑も歐羅巴の蠶業は支那を以て祖となすことは疑なきの事實にして、古史の載する所に據れば西紀前五百五十年第

一世デヤスチニアノ帝の時（本朝欽明天皇十二年）波斯の僧二名支那に往きて傳道せるに當り、蠶桑機織の盛なるを目撃し歸りてコンスタンチノブルに至りデヤスチニアノ帝に謁し稟ふすに蠶織の饒利あるを以てす、此に於て二僧再び支那に至る、然れども支那は堅く蠶業の事を秘して漏さず、嚴に蠶種の輸出を禁じ、犯す者は死刑に處せしを以て二僧再び支那に匿して携へ歸り、纔に之を帝に獻ず、

交換して清淨なる水となし腐敗せしむべからず而して其貯藏方は甲室の一より桑を貯へ之を仕切りて甲の二に及び又仕切りをなして甲の三に及び次に乙室の一より漸次丙若しくは丁の三に終る等順序正しく貯藏の前後を整へ之を取出すにも甲の一より順次錯雜せざるときは蠶兒をして常に乾き方の一定したる桑を食せしむるを得べし其利益實に勘からざるなり、云々。

第二節 分

糸

帝之を飼育せしめ遂に絲を製するを得たり、歐羅巴の蠶業わる是れを其濫觴とすと傳へらる、是と同時に白桑の種をも齎し來りたるを以てベロボチーツに栽へしめ、因て此の地をモレーと名けたり、モレーリは羅甸語のモニユスより轉化せし語にして、桑の義なり。

爾來該國の東郊に於て桑園を設くるもの日に月に加はり、養蠶の業漸く盛運に達したりき、是れより先き歐羅巴人は夙に支那と交通し、珍貴なる絹布あることを知りたれども、其價甚だ貴くして帝王の尊きを以てすら之を用ふること能はざりしが、其後幾多の星霜を経て、羅馬の三傑と稱せられしシーザル祝日に當り、粗布の幕に代ゆるに佳麗の絹布を以てせり人皆其驕奢に驚愕せりと云ふ、絹布の東洋より渡來せし初は博物學者も其質の何たるを知らず、百方力を盡じて之を發見せんことに力め、或は木綿の如く花實より採りたる毛質となし、或は麻の如く植

桑葉を費すこと多くして穫る所費す所を償ふに足らずんば、數十日の辛勞水泡に屬するのみ。又た經濟上より見る時は蠶座狭きを利ありとなせども、蠶兒の衛生に適せず、相當の收獲を得るにあらずれば是れ亦骨折り甲斐なきに終る、故に兩ながら好ましからず。然れども其の極端を比較する時は蠶座の狭きは廣きより尙一層宜しからずとなす。

上垣守國翁曰く、蠶兒幼き黒子の時掃き落し種壹枚分三尺四方の積にせず鍋の尻を見るとく真黒に見ゆる程厚くする事性悪くなる根元なり。譬へば一切の作物にても厚く植うればふとらず實入も惡しきが如し、云々、彼の厚飼にする時は達者なる蠶弱き蠶の上に登り桑をし蠶外へ行を待頭を低て居る上なる蠶は十分桑を喰ひ下に敷かれしは得喰はず上なる蠶漸く外へ行く時に下なる蠶桑を尋ねども最早上に敷かれし弱き蠶は桑喰ふ事あたはずじつとして上にありし、這の適度を得るには蠶體發育の度を計り夫れによりて相當の面積を要す。農學士本多岩次郎氏の西ヶ原蠶業試驗場にて調査せし各

物の皮より剥きなるものとなしたり、希臘土耳其の兩國は幸にして氣候之に適しければ、デュスキニアノ帝また銳意して之が成功を圖り、彼の僧侶をして養蠶の法を研究せしめ、尋て機織場をヨンスター・チノーブルに建設し、遠く東洋より技術者を招き之に從はしめたるを以て、年ならずして蠶桑機織の術大に開けたり、専ら其の權を奪はれさらんことに勧めたる然れども他國人には深く秘して教へず、是れ此業の歐州に瀕蔓する甚歲月を費したる所以なり。

八世紀に至りて亞刺比亞人は西班牙にて養蠶を試みたりしも、僅に小區域内に止まりて汎く行はるゝに至らず、實に伊太利に於て蠶業の端緒を開きしは西歷一千三百年（後伏見帝正安二年）代にありて亞刺比亞人の、他の農作物と共に蠶種及び桑樹をシリ島に移入したるに基くと云ふ、又或る歴史家の説に據れば一千二百年代の末に當り、シリ王ローデア

たる者夙に海軍の盛を以て威を地中海に振ひ、希臘を改めてコソラントテープ、アラレテグレンボン等の地を奪掠し、ヘロボチツより養蠶及び染織に熟達せるものを擒にして、之を自國に移し、バルレモーの宮殿に接して工場を設け、大臣に此業を勵せるを以て忽にして著しき發達を顯し、延て伊國の南部に及べりと、其の孰れを可とするやに至りては、歴史家の考證に據るにあらされは容易に斷定し難しと雖も、一千三百六年（後深草八皇德治元年）モテースに於て人民を招集し税を課するの可否を論したりと云ふの説あるを以て觀れば、當時既に繁榮なりしを徵すべきに似たり、然れば後説或論して世に問へることあり、以て亞細亞は信となすべきか。

尋て一千三百二十一年ベニースの一貴族マリノ、サニコーなる者、異國人の製造に係る絹織は斷然之を用ることを禁し、偏に歐州製品のみを需用せしむべしと痛論して世に問へることあり、以て亞細亞

目次	種類の生長割合は左の如し、									
	赤					青				
目標	第一日	第二日	第三日	第四日	第五日	第六日	第七日	第八日	第九日	第十日
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	一〇三	一九五	三三〇	五三〇	九三〇	一三三	二三〇	三〇三	四三九	一四九
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	四九	一七	五九	八九	一一九	一九九	二六九	三三九	四九三	六一九
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九九	二六〇	三〇五	三九〇	四九〇	五九〇	六九〇	七九〇	八九〇	九九〇
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	一〇三
百頭の体量 十枚分厘毛絨 長さ	九五	一六〇	二〇八	二四〇	二七〇	三〇八	三三八	三六八	三九八	四二八
五頭の幅 寸分厘 尺分厘	一五	二七	三三	四三	五三	六三	七三	八三	九三	

より絹布の輸入せること大なりしを想察するに足るべし、一千三百六十年（後村上帝正平十五年）の比ボナヒト、バカニなる人、ボロニヤ語を以て始めて養蠶の書を著せり、一千五百年代は至りてはミラン及びブレシャウノーブの諸府に蠶業蔓延し、一千六百年代の初に於て有名なる詩人ヴヒダーナ氏は蠶の詩を賦し、大に世の賛稱を博せり、此時に當り蠶業は殆んど伊太利全國に普及し、一千六百六十八年（靈元帝寛文八年）に於てマルビン一なる人、英國人の依頼により蠶駢解剖の事を研究し、之を世に公にせしより頓に蠶業進歩の端緒を開き、一千八百五年（孝明天皇嘉永八年）の頃に至りては、養蠶の業頗る進歩し同國の一大富源となれり、然るに蠶業上に取りて最も哀む可き最も恐る可きの大事件起り來れり、蠶病の流行是れなり、此蠶病の猖獗を逞ふせざる以前一千八百六十二年（孝明帝文久二年）の頃には生絲の產額三百七十一

第卅三日	第卅四日	第卅五日	第卅六日	第卅七日	第卅八日
玉六〇〇〇	七四〇〇〇	一〇五〇〇	一〇六〇〇	一〇五〇〇	一〇五〇〇
九六〇〇〇	一〇四〇〇	一一八〇〇	一二五〇〇	一一九〇〇	一二五〇〇
一〇三〇〇	一一九〇〇	一二三〇〇	一二五〇〇	一二三〇〇	一二五〇〇
二三〇〇〇	二五〇〇〇	二五〇〇〇	二五〇〇〇	二五〇〇〇	二五〇〇〇
三三〇〇〇	三五〇〇〇	三五〇〇〇	三五〇〇〇	三五〇〇〇	三五〇〇〇
四三〇〇〇	四五〇〇〇	四五〇〇〇	四五〇〇〇	四五〇〇〇	四五〇〇〇
五三〇〇〇	五六〇〇〇	五六〇〇〇	五六〇〇〇	五六〇〇〇	五六〇〇〇
六三〇〇〇	六五〇〇〇	六五〇〇〇	六五〇〇〇	六五〇〇〇	六五〇〇〇
七三〇〇〇	七五〇〇〇	七五〇〇〇	七五〇〇〇	七五〇〇〇	七五〇〇〇
八三〇〇〇	八五〇〇〇	八五〇〇〇	八五〇〇〇	八五〇〇〇	八五〇〇〇
九三〇〇〇	九六〇〇〇	一〇六〇〇	一〇六〇〇	一〇六〇〇	一〇六〇〇
一〇三〇〇	一一九〇〇	一一三〇〇	一一五〇〇	一一三〇〇	一一五〇〇
一一三〇〇	一二五〇〇	一二三〇〇	一二五〇〇	一二三〇〇	一二五〇〇
一二三〇〇	一二九〇〇	一二三〇〇	一二五〇〇	一二三〇〇	一二五〇〇
一三三〇〇	一四五〇〇	一三三〇〇	一四五〇〇	一三三〇〇	一四五〇〇
一四三〇〇	一五六〇〇	一四三〇〇	一五六〇〇	一四三〇〇	一五六〇〇
一五三〇〇	一七八〇〇	一五三〇〇	一七八〇〇	一五三〇〇	一七八〇〇
一六三〇〇	一九〇〇〇	一六三〇〇	一九〇〇〇	一六三〇〇	一九〇〇〇
一七三〇〇	二〇〇〇〇	一七三〇〇	二〇〇〇〇	一七三〇〇	二〇〇〇〇
一八三〇〇	二二〇〇〇	一八三〇〇	二二〇〇〇	一八三〇〇	二二〇〇〇
一九三〇〇	二四〇〇〇	一九三〇〇	二四〇〇〇	一九三〇〇	二四〇〇〇
二〇三〇〇	二六〇〇〇	二〇三〇〇	二六〇〇〇	二〇三〇〇	二六〇〇〇
二一三〇〇	二八〇〇〇	二一三〇〇	二八〇〇〇	二一三〇〇	二八〇〇〇
二二三〇〇	三〇〇〇〇	二二三〇〇	三〇〇〇〇	二二三〇〇	三〇〇〇〇
二三三〇〇	三二〇〇〇	二三三〇〇	三二〇〇〇	二三三〇〇	三二〇〇〇
二四三〇〇	三四〇〇〇	二四三〇〇	三四〇〇〇	二四三〇〇	三四〇〇〇
二五三〇〇	三六〇〇〇	二五三〇〇	三六〇〇〇	二五三〇〇	三六〇〇〇
二六三〇〇	三八〇〇〇	二六三〇〇	三八〇〇〇	二六三〇〇	三八〇〇〇
二七三〇〇	四〇〇〇〇	二七三〇〇	四〇〇〇〇	二七三〇〇	四〇〇〇〇
二八三〇〇	四二〇〇〇	二八三〇〇	四二〇〇〇	二八三〇〇	四二〇〇〇
二九三〇〇	四四〇〇〇	二九三〇〇	四四〇〇〇	二九三〇〇	四四〇〇〇
二〇三〇〇〇	四六〇〇〇〇	二〇三〇〇〇	四六〇〇〇〇	二〇三〇〇〇	四六〇〇〇〇

第	齡	三	第	齡	二	第	齡
第一廿一日	第廿日	第十九日	第十八日	第十七日	第十六日	第十五日	第十四日
七、〇四〇〇							
二、一	一九、一	二二、一	二〇、〇	一五、〇	一一、〇	七、〇	八、五
二、五	六、三四四〇	七、〇二九六	六、六三〇〇	四、九五六〇	三、六五五六	二、八四二四	二、三八〇〇
二、五							
八、四四八	、八六〇〇	、七七二八					
三、〇	六、〇	七、五					

アドリアチック海沿岸

地中海沿岸

シ・トル

セルダイン

ラチュム(羅馬)

合計

二、〇五

三七

西、七四、四〇

東、七四、三九

二、〇四

西、九、八〇

一、九、五二

二、〇三

西、九、六〇

一、九、七二

二、〇二

西、九、七二

一、九、九〇

二、〇一

西、九、七二

一、九、九〇

二、〇〇

西、九、七二

一、九、九〇

二、〇九

西、九、七二

一、九、九〇

二、〇八

西、九、七二

一、九、九〇

二、〇七

西、九、七二

一、九、九〇

二、〇六

西、九、七二

一、九、九〇

二、〇五

西、九、七二

一、九、九〇

二、〇四

西、九、七二

一、九、九〇

二、〇三

西、九、七二

一、九、九〇

二、〇二

西、九、七二

一、九、九〇

二、〇一

西、九、七二

一、九、九〇

二、〇〇

西、九、七二

一、九、九〇

三 齡		一 齡		二 齡		五 齡		四 齡		六 齡		七 日		一 日目		二 日目		三 日目		四 日目		五 日目		六 日目		七 日目		
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七

然れども是にては五齧中に至れば少しく廣きに過ぐるの感あり、何となれば如何に巧に飼育しても五齧頃となれば二割位は減ずるものにして五萬頭の蟻も四萬頭位に至るものなれば、又た實際に臨む時は學理上のみに據らず、總て簡便にして手を下し易きは貴ふ、されば蟻量凡そ一匁一萬頭に對する面積は、左記の如くなれば恰好なるべきか。

當時世界の蠶絲國中に於て品質の精緻我れ彼れに一等を輸し、產額の多寡彼れ我れに一步を譲り、我販路を襲ひ、我花主を奪ひ、我と競爭し我と馳騁し中原に鹿を逐ふものは、余輩其伊太利なるを知る、然るに伊太利は古昔より官民一致して蠶業の發達に怠慢の色なく、其生産に係る生絲及び燃絲は佛國を以て一大市場となし、併せて塊獨及び英瑞等の諸國にも輸送し、漸次進歩して克く競爭國を左右する力を有するに至りしを以て、佛國蠶業に於ては常に伊太利問題に關して議論の沸騰するありしと、終に去る明治廿五年佛國は大英斷を揮ひ、獎勵法を發行してより伊國蠶業者は商業會議所にて直に議

四 齡		五 齡		六 齡		七 齡	
第一廿九日	第二十二日	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第二卅一日	第二十三日	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第三卅二日	第三廿二年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第四卅三日	第四廿二年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第五卅四年	第五廿一年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第六卅五年	第六廿年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第七卅六年	第七廿九年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第八卅七年	第八廿八年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第九卅八年	第九廿七年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第十卅九年	第十廿六年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第十一卅九年	第十一廿五年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第十二卅九年	第十二廿四年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第十三卅九年	第十三廿三年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第十四卅九年	第十四廿二年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第十五卅九年	第十五廿一年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第十六卅九年	第十六廿年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第十七卅九年	第十七廿九年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第十八卅九年	第十八廿八年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第十九卅九年	第十九廿七年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第二十卅九年	第二十廿六年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第二十一卅九年	第二十一廿五年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第二十二卅九年	第二十二廿四年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第二十三卅九年	第二十三廿三年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第二十四卅九年	第二十四廿二年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第二十五卅九年	第二十五廿一年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第二十六卅九年	第二十六廿年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第二十七卅九年	第二十七廿九年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第二十八卅九年	第二十八廿八年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第二十九卅九年	第二十九廿七年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第三十卅九年	第三十廿六年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第三十一卅九年	第三十一廿五年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第三十二卅九年	第三十二廿四年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第三十三卅九年	第三十三廿三年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第三十四卅九年	第三十四廿二年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第三十五卅九年	第三十五廿一年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第三十六卅九年	第三十六廿年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第三十七卅九年	第三十七廿九年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第三十八卅九年	第三十八廿八年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第三十九卅九年	第三十九廿七年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第四十卅九年	第四十廿六年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第四十一卅九年	第四十一廿五年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第四十二卅九年	第四十二廿四年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第四十三卅九年	第四十三廿三年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第四十四卅九年	第四十四廿二年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第四十五卅九年	第四十五廿一年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第四十六卅九年	第四十六廿年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第四十七卅九年	第四十七廿九年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第四十八卅九年	第四十八廿八年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第四十九卅九年	第四十九廿七年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第五十卅九年	第五十廿六年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第五十一卅九年	第五十一廿五年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第五十二卅九年	第五十二廿四年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、四一二〇	四五、一八五六	五一、七一四四
第五十三卅九年	第五十三廿三年	二四、一四〇八	三一、九六二〇	三八、七四四〇	四一、		

會を開き、政府に向ひ生絲及び撚絲に對する輸出稅を廢止し、生絲乾繭（全切繭を除く）に輸出稅を附加し其佛國に輸出するを防ぐことを議決し、其後更に諸州の養蠶家チユラノ府に會合して蠶業上に關する諸般の緊要なる事件を議決するに至れり、歐洲諸國の蠶業に傾心熱衷なる概ね斯の如し

余輩は今伊國の詩事を絶るに障みて、特に讀者に向つて注意を喚起すべきものあり、そは他ならず伊國蠶業をして宇内に進飛せしむるものは實に蠶業教育制度の

が何であるか、實に實驗的である。完全なるに基因せることはれなり（顧て我國蠶業教育の状況如何）、バトワ街に養

蠶研究所を設立せしは一千八百七十一年我明治四年なり、而して有名なるベルソン、カジヤーの兩氏其任に當り、養蠶上の必要の試験と蠶業上の教育を施し、修業生をして全國六十有餘箇所の試験所の主任たらしめ、實業家と協力して蠶種の精撰を計り、之れが飼育の改良を企つる

等其組織整然觀るべきものあり、是れ實に伊國の蠶業をして今日あらしめし原因にして、今後も尙伊國蠶業社會の發達の源泉となり、滾々として改進の清流を起すものは蓋し此の研究所の裡にあるべし

伊蘭西の蠶業

佛蘭西蠶業の起原は僅かに伊國に一步を
譲りたるのみ、紀元一千三百四十年（後
村上帝興國元年）の頃佛國人伊太利子一
フルスに遊び、始しめて桑樹をアビニヨ
ン地方に移し栽ゑ試みたりしを創とす、
或説に據れば一千三百九年に羅馬法王ク
レーマン第五世之を傳えしと云ひ、或は
チヤールス八世伊國と兵を構へチープル
スを伐ち、蠶種及び桑樹を掠奪し歸りて
之を其東南地方に試みたりしに源くとも
云ひ、其説區々にして孰れか信なるやを
知らすと雖も、蓋し伊國より輸入したる
と云ふに至りては諸説皆符合せり、其後
ルイ十一世は銳意斯業の隆盛を企て、職

養
蠶
と
製
絲

て、其の害一層甚しく諸種の病癥蠶を生ずるに至り大失敗を招くことあり。殊に我國は伊太利、佛蘭西などに比すれば濕氣多ければ、常に蠶沙を除くことに怠るべからず、今左に各齡に於ける除沙の回數を掲げ尋て其の方法に及ぶべし

一齡	眠除	一回
三齡	（中除） 眼除	三回
五齡	毎日	一回乃至二回
七齡	（起除） 眼除	四齡 （中除） 眼除
九齡	（起除） 眼除	三回
十一齡	（起除） 眼除	四回
十三齡	（起除） 眼除	三回
十五齡	（起除） 眼除	三回
十七齡	（起除） 眼除	三回
十九齡	（起除） 眼除	三回
二十齡	（起除） 眼除	三回

其の手續は幼稚の時なれば最初に粉糠と蠶兒の見えざる位までは撒布し之に給桑すれば、粉糠の間より這ひ出て桑葉に取り付くなり、斯くて一回乃至三回給桑すれば、蠶兒大抵其の上に匐ひ上るものなれば、其の時蠶沙を持上からざる様羽繩を以て敷きたる粉糠の部分より、桑と蠶とを一處に捲き集むべし。其の適度を得る時は紙を捲くが如くに捲けるなり、之を小盆木鉢或は小箕の如きものに入れ、他の蠶座に移し大々分箱するなり、四齡までは此の如く粉糠を以て除沙する法適宜に蠶兒を分布するを得るを以て、頗る簡便となせども、五齡中に至れば網を用るを良とす。網を以て除沙するの法は蠶兒の上に網を載せ、之に一回許り給桑して悉く這ひ登りたりと認むる時、他の蠶座に移し、其の蠶沙のある蠶座若くは席は蠶室より

第四節 除沙

工を伊太利より聘してツーレン及ひ里昂府に工場を起せり。一千五百年代に至りて第一世フランシス王の大に製絹業等の振興を計りたるは能く世の知る處なるべし、一千五百五十四年ヘンリー王第二世の時には、里昂府に於ける金銀及び絹業に從事する職工既に一萬二千人の多きに及へり、然れども養蠶業の觀る可きに至りしは第四世ヘンリー王の時、王は銳意精勵大に蠶織の業を觀請して一千五百九十九年（後陽成帝慶長四年）有名なる農學士オリビュー、ドセール氏に勅して養蠶書を著述せしめ、越て一千六百一年に至り、同氏をして白桑苗二萬本を巴里府のチユルリー公園に植へ、養蠶の法を研究せしめたり、此に於て學者競ふて或は著書に或は實業に其力を致たし、終に佛國の一大富源を開くに至れり。

王の薨するや、貂きて此業を獎勵するものなく漸く衰頽に陥り、萎靡して振はさること五十年、是に於て宰相コルベリー

氏大に蠶業の陵夷するを憂ひて之が再興を計り、桑を栽るものには特に獎勵金を與ふる等頗る保護を加たりしを以て、稍之か回復の色あるを見るに至りたりと雖も、尙當時其生絲產額は僅かに一萬五千基を超えず、然かるに里昂、巴里等の製絹場にては殆んど之が三四倍の原料を要するを以て、専ら希臘土耳古、シギリ、伊太利等の諸國より輸入を仰けり。斯くて佛國の蠶業は次第に歩を進め來りしと雖も、須臾にして俄かに之を奪て地に墜さしむるの不幸を出現したり、即ち一千六百八十五年（靈元帝貞享二年）ルイ十四世ナントの詔令を布き嚴しく新教を禁したることはなり、新教を奉するものは或は死に處し或は放逐することとなれり、然るに蠶職に從事するもの多くは新教信者なりしを以て、前後皆諸國に逃亡し、昨は富源の一として頗る盛榮の運に向へる佛國蠶織の業も遂に一大頓挫を致せり、此機に乘し歐州各國争ふて佛國逃

隔たりたる所に持ち行き、丁寧に之を掃除し、棘沙は悉く大籠若くは席の中に入れ、遠く運びて堆肥の上に棄て重ね置くべし。又其の籠、網、藁座席の類は之を乾燥して再び使用するものとす、其の眠除及び起除の取り加減は大に注意を要する所あれば次節に述る所あるべし

第五節 眼起に於ける注意

眼起とは所謂蠶兒の脱皮の際の摸様を云ふものにして、蠶兒は僅々の時日の中に著しく生長するものなれども、其の皮膚及び吸呼器等の如きは之に伴ふて發育せず、且つキチーン質より成るを以て鞏硬なるが故に、之を破り脱するに至るものにして、其の蠶兒の脱皮期に近くに及べば、本色琥珀色を呈し、光澤を帶び、第一、第二の關節の部分は著しく膨脹すべし、是れ蠶兒の食盛の時分には胃腑に多量の桑葉入り込み居るを以て、皮膚を透徹して青色を呈すと雖も、既に脱皮の期に近けば、皮表の下に新皮出づるが故に、斯くは變色するに至るものにして、是れ脱皮の機を判するの一徵候なり。而して愈脱皮の場合に臨めば、棘桑に絲を吐ひて纏ひ、之に腹足及尾足の爪を掛け、其体を支へ頭を擡げ静止して動かず、故に人之を呼ん此時皮膚は尿管の作用をなすを以てなり。其の將に脱皮せんとするや、初めは至て緩漫なれども、次第に急激を加ふるを以て膜質の部分は丁字形に裂目を生ず、軀て二三回軀軸を縮伸して頭を出すや、尋て胸足を以て跪き胸部を脱出し、遂に全身に及ぼし、悉く脱皮を終る、之を竣脱すと云ひ、又起るとも云ふ。其の間概ね十分乃至十五分間を費す。

斯の如きことをなす家蠶にありては概ね四回なれども、偶々三回なるものなり、其の後蛹に化する際一回蛾に化する際都合六回とす、さて此の蠶兒の發生より第一の脱皮を竣るまでを一齡と稱し、其餉食より第二の脱皮を竣るまでを二齡、斯く第三、第四、第五齡を経れば老熟して繭を營むに至る、或は蠶齡を區別するに一眠前二眠後など稱するあり、又昔は我國一般に第一の眠を獅子の休と稱し、第二を鷹の休、第三を舟の休、第四を庭の休と云ひ來れり。此の脱皮は蠶兒に採りて大厄難にして、養蠶家の最も注意を加ふへ

亡の職工を招き、競ふて蠶織の業を起せり、是れ英獨及び瑞西等の製絹業を振起したるの濫觴なり。

尋て一千七百九年（東山帝寶永六年）突如として再び佛國蠶業の機運を挽回するの天變を生せり、今のセベーヌ絲を以て名を轟かせるペーク地方をして、佛國第一流の養蠶地たらしめたりしは實に此時にあり、從來此地方は栗木を以て重要物産として民命を繋きしが、此冬寒威極めて凜烈森々たる栗林悉く凍枯し、狼狽策の出る所を知らず、偶蠶桑の利あるを聞き、大に桑樹を栽植し孜々蠶業を始め遂に頗る盛況を呈し一千七百八十三年（光格帝天明三年）より以降年々六百萬基を産するに至れり。然るに此時大革命起り、奢侈品の職工を禁せしを以て絲價頓に下落し蠶業の業又弛廢せり。之を佛國製絹の中央にある里昂府の沿革に徵すれば、蠶織の業の盛衰瞭然たるものあり、即ち一千七百四十四年には絹布を取引する商賈は僅かに百人、之に從事する職工の數は頭領職工八百七人通常職工八千人なりしが、より歲月を閱すること三十六回にして一萬五千臺の織機を有し、頭領職工五千八百十四人にして、一萬三千三百十八人の兒童と一年七百九十六人の職工を使役するに至れり。然るに革命の大亂起りて民皆產を擲ち職を棄て、兵馬倥偬の間一千八百年に及ては織機は三千五百臺に減し、職工の數は僅かに五千八百人に減したり、那翁の帝權を掌握するに及び始めて人民其堵に就き、此業亦た漸く挽回し、之より十一年の星霜を経過し職工の數一萬五千五百六人、織機の數一萬七百二十臺に上るに及び隨つて蠶織の收獲も五百萬基を獲るの運に達し、其後織物器械の發明ありてより絹事業著しく發達をなせり。然して此時に至り歐州の全土干戈跡を絶ち、世は平穏に歸し各國競ふて殖產興業を治め、蠶絲の事業亦駿々として進み、旭日の東天に昇る如く

き時なりとす、故に先づ其の注意の箇條を列舉せん

第一 眠除をなすの時機を失はざること

第二 絶食の期節を過らざること

第三 眠中は乾燥に過さしめざること

第四 眠中は温度を通常より多少低降せしむへまこと

第五 眠中は喧騒を避くべきこと

第六 餉食の期節を早きに失せしめざること

第七 餉食の桑は水分多きものを與ふべからざること

第八 起除の時機を早きに過ぎしめざること

第四章 上 簇

上簇の際に於ける注意

漸く蠶兒を上簇せしむるや、一般に養蠶家は上簇祝者くは嵯餅など稱へ、餅を搗き酒を酌み敢て簇中にある蠶兒に向ては注意をなさいもの多し、是れ甚だ過まれるものにして、蠶兒は漸く人の育養に依りて生育し、其の恩を報ずる日に至り、後は野となれ山となれの放任主義を探れば、假如蠶兒は良薦を結ばんとを欲しても氣候等の不順なる時には遂に其の思を達せずして止むに至らん、故に養蠶家

たる者は可成彼等をして満足ならしめ、充分の報酬を收むる心掛な

かるべからず、其の注意すべき箇條を摘載すれば左の如し

第一 温度の低降を避くべきこと

第二 濕氣をして過剰ならしむべからざること

第三 光線の透射を平均ならしむべきこと

第四 空氣の流通を滑らしむべきこと

是なり、次に之が理由と方法とを言ふべし

一、 温度の低降を避くべきこと

前に示したる吐絲孔は、一種奇妙の性質を有する者にして、温度高ければ放大し低ければ縮少し、尙ほ一層低落し、六十度近にも至れば蠶兒不活潑となり、吐絲的作用を停止し靜座して動かず、終には斃死するに至ることあり、又吐絲孔放大なる時は纖維太どきに失し且つ短きものなり、されども低き害は高きよりも甚しきものあり、又溫度に高低あれば從て其の絹絲にも細太出づるものなれば、可成平均せしむべし、大低此時節に至れば、天然の氣候も七十五度以上八十度位となるものなるが年柄によりては七十度以下にも降ることあり、此時は炭火を入れか或は焚火をして之を補ひ、可成くは七十五度位の溫度を保たしむるを要す。人によりては老熟せる蠶兒は

實に佛國蠶繭の收穫をして左の勢を以て
増加せしめたり

一千八百三十二年(仁孝帝文政四年)より

一千八百三十三年(同天保元年)まで

一千八百三十二年(同 同二年)より

一千八百四十年(同同十一年)まで

一千八百四十年(同同十二年)より

一千八百四十五年(同弘化二年)まで

一千七百萬基

一千八百四十六年(同 同三年)より

二千百萬基

一千八百五十三年(同同六年)には 二千六百萬基

一千八百五十三年は佛國蠶繭の收穫最も

多き年にして、繭一基の代價は平均五法、

養蠶より收納せし金額は一億三千法に上

煙を好むなど云ひて、青松葉の類を燃らすものあれど、是れ甚しき過にして、決して蠶兒は煙を好むものにあらず、反て煙は蠶兒の嫌ふのみならず繭の色澤を變するの害あれば、最も烟の寡き薪松を撰むを要す。溫度高きに過くる時は窓障子等を悉く開放し、清涼の空氣に入るべし

二、 濕氣をして過剰ならしむべからざること
蠶兒の絲を吐く時は小索手を以て場所を探し求め、筋肉の作用によりて吐絲管を動かし、網目の如くに右左に絲を吐き重ねるものなり幸にして繭中に降雨等あり、室内濕潤なれば水分蒸發の爲に寒冷にして吐絲を始むること遅く、且絹絲質は水分と化合して膠質となり練減多き絲となるのみならず、絹絲互に膠質の爲に固着するをして、緊緩の悪しき底硬き繭を結び、色澤宜しからず。解舒も煩る困難にして且つ絲類も多くは彈力に乏しく切斷するものなれば、實に濕氣は大禁物なりとす、故に其の節は天井窓或は欄間等を開き焚火をなし、濕氣を拂ふべし、又室内に生石灰を盛りたる箱等を置くもよし。

三、 光線の透射を平均せしむべきこと

蠶兒の眼は左右に各六個つゝあることは既に説きたる所なり、而して其表面の黒き皮を角膜と稱す、表皮と同じ性質にして、所謂やチーン質より成る、其の下に原形質の塊あり、尙ほ其下部には結晶並べり、而して眼球を圍繞する所の三個の細胞は、長くして他と異なり、之を角膜細胞と云ひ、眼球をなす細胞をレテニユラと稱す、之れには色素を有せり。此のレテニユラ細胞は三個集り中央は孔状をなし、中に一種の物質あり、其の下部には神經走入す、此の神經は六個の眼に入るものを相集りて遂に脳に傳達し、感せしむ。而して蠶兒は光線の強きを嫌ふに似たり、されども簇に入れてよりは暗きを嫌ふものにして、明るき場所にては弊蠶少く良好の繭を結び、且つ絲量は殊の外多し。茲に西ヶ原試驗場にて行へる明暗兩所に於て上簇せしめたる蠶百顆の絲量を記し、参考となさん

明所に上簇せしめしもの 五匁八分四厘

暗所に上簇せしめしもの 五匁三分二厘

元來蠶兒の繭を營むは、吾人々類に供する爲めにはあらずして、蛹となりたる間は蛾とは異なりて羽翅もなく、又蠶兒の如く脚足もな

が收利饒く新養蠶地を増加せしと頗りて一千八百五十三年にては二千六百萬基なる稀有なる蠶繭を收納せり、然し乍ら這是全く蠶病の撲滅せしにはあらずして、隣接の以太利より蠶種を輸入して一時を継続せしに過ぎざれば、却て病勢の餘炎を以太利に及ぼし、益蠶病の猖獗を逞ふし其の翌年には產額左の減却を致せり

一千五百四十四年(孝明帝安政元年) 二千〇百五十萬基
一千八百五十五年(全同二年) 千九百八十萬基
一千八百五十六年(全同三年) 七百五十萬基

一千八百五十四年(孝明帝安政四年)より一千八百六十二年(同帝文久二年)までは、歐羅巴土耳古のアンドリノーブルより蠶種を輸入せしに甚だ良結果を得たりしかば、往々佛國の養蠶家をして彼の國に移住せんとの希望を起さしめたり、然れども該國人は俄かに蠶種製造家の利益あるを見て只管多數の収獲を貪り、其間奸商の不正手段を行ふものありたるを

以て、此國の蠶種にも亦た病毒感染し、再び佛國の收蠶頓に減退し左の慘状を呈するに至れり

一千八百六十三年(孝明帝文久二年) 六百五十萬基
一千八百六十四年(全元治元年) 六百萬基

バストール氏の蠶病論に曰く、一千八百六十二年老練博學なる養蠶家ガルの大

學にて著したる書中に、若し今より十五年以前にセベーヌの山嶽を跋涉して遠く他郷に遊びたる人ありて再び此地に歸り來らは、曩には養蠶家は困難をも厭はず

山嶽の斜面には岩石を積み立て堅固なる壁垣を築き肥土の崩落を止め、頂上まで桑樹を植へ付け安全に一家を保ち世を氣樂に生活を爲せし者、今は桑樹荒損枯朽して、往昔盛なりし景況も湮滅して悲慘の景況を呈し、全く形勢の一變せるに驚愕すべしと、實に當時の狀況想ふ可きなり。此の如く蠶病の魔風は歐洲諸國を靡かし、到る處に無病健全の良種は絶て見

敗を招くことあり。

收

蠶

蠶兒の繭を營むの遅速は専ら溫度の高低に關係するものにして、搔き取るの時日も之に據りて異なるべしと雖も、大抵七十四五度の溫度なれば、二三日間にして結繭終り、五六日にして蛹に化するものにして、其の化蛹の當時は蛹軸薄弱黃白色なれども、次第に日を経るに従ひ赤褐色を呈し、八日目頃となれば皮膚全く強固となるに至れば此時搔き取るを貞とす、之より遅くなり十日位を経るに至れば、徐々蛹の繭を嚼破り出で、大損を釀すとあり。故に其の期を過る可らず。好し蛹の稀なる地方と雖も、時日の過去るに従て蛹は化蛾の用意をなす、既に斯く化蛾の用意をしたるものは、殺蛹さるゝ場合には、亞爾加里性的液汁を吐く、此の液汁は一臍腐蝕するの氣味を有する者なれば、生絲に繰るの際繭の内層弗然切斷し、多量の屑糸を生ずるが如き患を残すことあり、且つ日を経るに従て蛹の量目を減ずることは前章既に論ぜる所なり。

第五章 蠶兒の疾病

蠶兒の疾病は遺傳に基くものあり、蠶卵の際の保護宜しからざるよ

るを得ざることはなれりき、故を以て
蠶種商賈は遠く亞細亞に赴き、土耳其シ
リア高加索等より蠶種を購求したれども
須叟にして此地方も荒害せらるゝに至
り、一千八百六十四年には歐亞舉て蠶業
社會をして悲風慘雨の裡に包羅せしめた
り、此に於てか蠶業者は狼狽措く能はず、
救を遙かに東洋の極東日本及び支那
に求め、佛國ドロームの養蠶家ベルデニ
シ一なるもの之に反して支那の蠶種は不
良にして好果を得ず、後一千八百六十六
年(孝明帝慶應二年)佛帝は徳川政府に蠶
種の贈與を請ふて一萬五千枚を得之を諸
州に頒布せしに、蠶兒悉く健全にして良
好の結果を收め大に養蠶家をして満足せ
しめたり、是より伊佛兩國の養蠶家は競
ふて日本蠶種を要望し、其蠶種の價格非
常に驕貴せるにも拘らず、需求者益多き
を加へ而して佛國の產額は之が爲めに一千
六百四十萬基に至れり、然れども佛國
有識の士は彼耳斯、土耳古等に於けるが

り發するあり、或は育養の術其の宜しきを得ざるより起るものあり、或は氣候の不順によりて發生するもの、動植物の寄生によりて作るもの等ありて、其の原因一ならず、從て病徵にも亦種々あり、研究中に屬するもの又た多し。而して蠶兒は吾人々類とは異なりて一度病に侵されたるものは、醫藥の發明なき今日、殆んど全癒の道なきに似たり、されども健全の良種を撰み、其の保護宣しきを得て蠶兒の育養衛生に適ひたらんには、假如氣候は不良なるも、毫も疾病に罹ることなく無難に生長せん、飼育の術を研究して之を未發に防ぐべきは勿論の事なりと雖も、亦其の疾病的的原因、病徵等を知るにあらざれば、豫防の法も其の効なきに終ることあり。左に其の疾病的較著名なるものを略叙すべし。

微粒子病

諸種の蠶病中尤も恐るべきは微粒子病にして、其の病原は微粒子と稱する一種のバクテリヤの寄生に罹るものにして、此の蠶病の歐洲の養蠶國を蹂躪せし状態は之を蠶頭に記るし置けるが如し(歐米蠶業狀態、佛蘭西の部參看)而して我嘉永二年グリン、メヌヴォール氏初めて此を發見し、尋て同二年ヒリッピ氏、同年リイテク氏、安政三年コロナリア氏、フレイ氏リイベルト氏、續いてヴァツティ

如く其蠶種の増加に伴ふて遂に蠶病の流行すへきことを豫言せり
是時に當りて各國政府は深く之を憂ひ委員を撰みて病毒の原因及び豫防法を研究せしめたり、一千八百五十年ヒリッピ氏は其毒芽は至微至細の寄生物にして生活機能を有する植物性なることを發見し、其後三年の星霜を経て諸國の學者ヨルナリヤ、オシモ、アラコーヒ、カントニーハーストル氏は皇后陛下の懇詔と農商務大臣の依囑とに由りて、桔据勉勵五年の星霜を積み有名の囊製法を發明し、之を撰滅し得るの機運を生ぜり。之より先き日本より輸入せる蠶種も漸次不良となり、歐州を掃蕩したる悪疫は却て日本に向て其歩を進め之を輸送せる蠶種に頗る病毒を含有するを發見し頻りに之を擯斥するに至れり、之に反して歐州各國はバスト
ール氏の餘澤によりて蠶病殆んど其跡を

ン氏オシモ氏バストトル氏等諸學士の研究により、愈其の性質を明にし豫防驅除の法も發明するに至れり、本邦に於ても之を研究せし學者頗る多し。微粒子は學名をNosema Bombycisと云ひ、植物學上菌苔科に屬する者にして、佛蘭西にてはペブリシ、伊太利にてはペブリナ、獨乙にてはフレンケンクランクワイトと云ふ。其の形は尤も微なる橢圓若くは卵圓にして、二箇の核を有す、併し時としては之を有せざるものあり。五百倍乃至六百倍の顯微鏡を以て之を視察すれば、透明にして光澤を有すれども、千倍以上の顯微鏡にて之を檢する時は、少しく黃色を帶ぶ。其の縱徑は○、〇〇三乃至四五、或は偶〇、〇〇九ミリメートルあるものあり、横徑は〇、〇〇一五乃至〇、〇〇二ミリメートルあり、其の大なるものは概ね變形にして、圓錐形のものあり、腎臟形のものあり、稜形のものあり、珪形のものあり、梨子狀のものあり、多くは繁殖の盛なる時に於て之を認む。繁殖を營むに二様あり、即ち軸中に縫目を生じ分割するあり、或は一軸中に巨多の胞子を生産し漸く生長するに及び、母軸より分離するあり、而して、蠶卵、蠶兒、蠶蛹、蠶蛾の別なく悉く之に寄生し、氣管を除くの外は體内倒る所消化器は勿論網絲腺、血液、神經、筋肉、皮膚等侵害せざる所なし。

絶ち、蠶織の業再び駆々として發達し、隨て繭絲の產額も漸次増加するの運に達せり。蠶病の慘毒を流せる此の如く大なりと雖も養蠶上の學理は反て著しく進歩し、蠶業の基礎是に於てか定まり、先覺東洋の蠶業をして反て後に瞠若たらしむるに至れり、毒の變して藥となれるとは蓋し之を謂ふならんか

蠶病の跡を絶ちしより繭絲の產額著しく増加し、蠶業再び振興せざるにあらざれども輓近の趨勢人をして怪訝に堪へしめざるものあり。佛國は歐州中の製絹場として意匠に富み絹布の產額は年々増加し蠶絲を消費すること極めて多きが故に、其國に產出する蠶絲は運輸に勞費を費すことを齊ふすべき筈なるにも拘らず、其の生産相伴ふて増加することなく、他國產の生絲の爲めに壓倒せられつゝあり是に於て養蠶家は疲労し、製絲家は困憊し、屢々

佛國人ジエイ、アロウエル氏の試験に據れば、健全無病なる蠶蛾より產生したる蠶兒に微粒子の種痘法を施せしに、其の中一齡にて斃死するものには十分に發育したる微粒子三千顆を含有し、其の中一齡にて斃死したるものには同貳拾九萬八千顆を含有し、三齡にて斃處したものには同貳億六千八百萬顆を含有し、四齡にて斃死したるものには同拾一億九千四百萬顆を含有し、又其の老熟して斃死したるものには同四拾億餘萬顆を含有するを見る、此の數によりて推考するときは、二齡より五齡の終末までに、毎日平均微粒子三萬餘顆を生する割合にして、其の生殖力の熾なる實に怖るへしと。微粒子は之れを血球脂球等に比すれば、光線を屈折する力強く、水及び血球よりも重し、而して此は酸及び亞爾加里に抗する力あるを以て、硫酸、硝酸、消酸、醋酸、木炭、亞硫酸水、砂糖、エキス、アルセム、鐵に遇ふも死に至らす。

此の病毒は遺傳と傳染とを兼るものにして、猶人の肺結核に於けるか如く、其の病蠶の排泄せし糞、尿の桑葉に附着して健康蠶の胃中に入るや、猶植物の物中より養液を汲收して生長するが如く、蠶兒の營養分を汲奪し、生育し、繁殖を營む。又た其の室内にはたどひ微粒子毒に罹れる蠶兒なきも、其の隣室若くは近傍に之に罹りたる

々議會に向て輸入養絲に課稅して以て内地の養蠶製絲業の發達を計ることを建議せり、然れども議會は容易に之を容れざるが故に、蠶業家は益激昂して事將に大

即ち明治廿四年に通商條約の改正案を議するに當り、蠶絲の利害と製絹の得喪とを併せて仔細に論究し廣く世界各國競争の現況と將來の大勢とに鑑みて上院は蠶絲保護法案を議決せり其法案の要領は一千八百九十二年(明治廿五年)より向ふ六年間左の割を以て獎勵金を下附すること是れなり

繰越金二口取の釜 (廿五圓)
一個に付百法
全二口取以上の
釜一個に付四百法 (百圓)
玉繭絲絲釜は一口
取にても一個に付 (五十圓)
二百法

此の毒に侵さるゝの淺深によりて斃倒するに遲速あり、幸にして死を免れ繭を造るに至るも、絹絲腺の細胞にして此毒に侵さるれば繭質粗にして、加るに絲量乏しく、從て絲質も甚だ悪ろし、強く此毒に感したるものは、蠶種にありては即ち卵内に於て蠶體を形成すること能はずして斃る、俗に之を出惜みと云ふ。較々之より軽きものは蠶卵を脱出して直に倒れ、或は桑を食して其の命を終るあり。尙軽微なるものは一齡中或は二齡、三齡、四齡、五齡と相尋て斃れ、尙之より軽きものは上簇して結繭し、蛹に斃るゝあり、蛾となりて死するもあり、更に一層軽きものは健康なる蠶見と同じく蠶卵を產生するに至る、是れ其の毒を遺傳する所以なり。蠶見の此病毒に侵されたるものは著しく衰弱し、細蠶となり、或は縮蠶となり、後は尖端進化して煤色を現はし、或は萎縮するに至る、故に一名黒痣病と云ふ、然れども本邦の蠶見には之に罹りたるものも黒斑を現さずする人若くは其近隣にある桑葉等に附着して入り來り、遂に寄生することあり。

右の比例を以て佛國最近十年間平均繭產額八百萬基に配當すれば、其金額四百萬法我百萬圓にして、製絲釜數は最近の調

るものあり
我農務局 蟻病試験 場は嘗て微粒子毒を含有するの多少に就て有益なる試験を行ひ、之を世に公にせられたり、左に蠅兒百頭に對する成績を摘要して参考の料に充てん。

蠶種の區別

蟲種の區別		年 度		蟲の數		微粒子毒の爲めに子孫が死滅する頭		微粒子毒の爲めに子孫が死滅する頭		仙病の爲めに子孫が死滅する頭	
改良框製にして母蛾健全に毫も微粒子毒を遺傳せざるもの		明治十八年度		九八	○	二	○	一五	○	二	○
有名蠶種家の最上等の種にして顯微鏡上の検査を行ひ最も微粒子毒を検出せざりしもの		十九年度	全	八六	○	一九	○	一七	○	一九	○
通常販賣の上等蠶種にして顯微鏡上の検査を行ひ微粒子毒を検出せざるもの		十八年度	全	八八	○	一八	○	一六	○	一八	○
五分以下もの		十九年度	全	八二	○	一七	○	一五	○	一七	○
同様く中等蠶種にして十分以下のもの		十八年度	全	七一	○	一六	○	一四	○	一六	○
同様く下等蠶種にして十五分以下のもの		十九年度	全	五六	○	一五	○	一三	○	一五	○
同様く最下等蠶種にして十五分以上のもの		十八年度	全	六一	○	一四	○	一二	○	一四	○
健全の蠶兒四齡の際微粒子毒傳染を試みたるもの		十九年度	全	四五	○	一三	○	一一	○	一三	○
之に依りて是を觀れば、微粒子毒の如何に慘害を加ふるものなるや		十九年度	全	五	○	一一	○	九	○	一一	○
これよ	これみ	十八年度	四〇	六〇	○	一九	○	八	○	一九	○
これよ	これみ	十九年度	一	八九	○	一九	○	一	○	一九	○

をして例令幾多の餘禱を生ぜしめ其困憊を救ふに足るものなきにあらずと雖も、是れ僅かに一時の縫縫をなすに過ぎずして、其影響は決して永遠に繼續すべきものに非ざらん、其法期滿ち終を告ぐるに至らば、實施以前に比較して幾何の優劣を存するや余輩得て之を知ちざるなり、惟佛國政府の物產獎勵に熱心にして果決英斷非常の政策を遂行せしは賞賛するに餘あり

淵叢として汎く歐洲に鳴り、歐洲各國は勿論遠く東洋にまでも留学生をして笈を負わしめしは、モンベリート養蠶研究所なり、此養蠶研究所は一千八百七十四年（明治七年）に養蠶學校として設立し、有名なる碩學マイヨー氏を之が監督に任し、蠶業の教育を行ふと同時に、又た各

目標

	第五箱 頭	第四箱 頭	第三箱 頭	第二箱 頭	第一箱 頭
成 藥 蟲 の 數	一三九	一六四	三四	二三九	成 藥 蟲 の 數
微 粒 子 毒 の 為 に 積 蟲 の 數	三七	二	一一五	九〇	微 粒 子 毒 の 為 に 積 蟲 の 數
他 病 の 為 に 積 れ た る 蟲 數 二 七	三四	五一	六〇	〇	他 病 の 為 に 積 れ た る 蟲 數 二 七
總 計	六一	三六	一六六	一五〇	總 計
	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	
	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	

は、瞭に知るを得べし、尙ほ其の傳染の模様を試験せしものを見れば、一層恐怖の念を起さしむ。即ち其の試験の手續は二眼起の蠶の極めて健康なるもの四百頭擗び出し、二百頭つゝ二組に分ちて各別に蠶箔に移し、第一箔の蠶臓には去年甚しく微粒子毒に罹りたる蠶兒を養たる筵を用ひ、第二箔の蠶兒には同じ筵に充分薰蒸法を施して用ひ、其の後又三眼起の蠶兒の健康なるもの六百頭を二百頭づゝ、第三、第四、第五籠の三組に分ち、即ち第三箔には當時重症の微粒子毒に罹りたる蠶を磨り碎き、清水を和して灌ぎたる桑を與へ、第四籠の蠶には去年取置きたる病蛾を磨り碎き、同じく清水を和し、て灌ぎたる桑を與へ、第五籠の蠶には去年の病蛾を磨り碎きて布囊に入れ、充分薰蒸法を施したる後、清水を和し桑に灌ぎて與へたり。其の成績は左の如し

地に巡回して養蠶上の講義をなさしめたり。一千八百八十年（明治十三年）に至り、農學校と合併し蠶業的研究所として農學校の一部となりしも、依然として蠶業上の學理及び實地の練習をなさしめ茲にて飼育せし數多の種類中より特に結果の良好なりしものを框製となし、無代價にて蠶業家に頒布し良種の普及するを計りたるに、其効果大に見るべきものあり、採繭的の養蠶は尙ほ瞬息するにも拘らず輸入せし蠶種は反て年々他邦に向て輸出し漸次其額を増加するの傾きあり

一千八百八十四年（明治十七年）

一一千八百八十五年（全十八年）

一一千八百八十六年（明治廿年）

斯くて一千八百八十七年（明治廿一年）には師範學校に養蠶科を設け、農業教師をして學理を講じ、生徒をして實際に蠶業に從事せしめ、養蠶教師の指揮監督はモ

スリーリー研究所長を以て之に充てたり、此他尚オーブナー及びカヴァイヨンの養蠶試驗場あり、惟ふに佛國の養蠶の困厄を救ふて悲境に沈淪するの患なからしむるものは、六百五十有餘萬法の獎勵金にあらずして、此モンベリーの養蠶研究所なりと謂ふも不可あることなからん。翻て佛國に於ける養蠶業上の法律規則等を舉ければ、職業組合條例農會、及び政府の開設に係る養蠶業競争法人民の協同結社には、里昂の生絲組合パランスの地方製絲組合あり、撚絲連合組合あり、製絲家組合あり、佛國蠶絲業組合あり、互に氣脈を通じ孜々として力を斯業に盡しつゝあり

歐米蠶絲業復命大要

以上伊太利佛蘭西の養蠶業沿革、及び形勢一班を記したるを以て、今農商務技師本多岩次郎氏が、歐米を視察し

此の如く微粒子は蠶業に慘害を加ふること夥しきものなれば、能く之を豫防するには框製若くは囊製となし、其の遺傳を絶つを以て最も之を豫防驅除の法を行はざるべからず。

貢の法なりとす、歐洲の養蠶國をして病雲毒霧の中より救ひ今日あるを致せしは、全くバストール氏の餘澤に據るものなり。又普通の平附種なれば、蠶種購求の際に顯微鏡を以て検査し、病毒なきものを買入るべし。若し亦た此病を醸したる蠶室なれば、收繭の後養蠶用に一切の器具を洗滌して汚物を去り、蠶室も清潔に掃除して簇殼塵芥等を焼き棄て、天井、床、柱、柱居、鴨居、椽側等都べて水を灌ぎて妨げなき所は残らず充分に洗ひ清むべし、單に清水を以て洗ふよりは灰汁の方宜し、又石灰水に鹽化石灰（俗にいろぬき薬又）を少し加へて用ふれば、其の効一層大なり、但し蠶具は河池等都て充分水のある處に往きて洗はい是等の藥水を用ひざるも亦可なり、コロナリア氏及びハニアヘルランド氏は鹽素瓦斯は之を殺すの効あるを説き、我農務局の蠶病試驗場も薰蒸法の有益なるを證せり。

第一款 白疆病

白疆病を方言オシヤリ、コシヤリ、シロコ、カタコと稱し、伊佛にては之をミュスカルダースと云ふ、此の病は天然の氣候によりて

飼育する養蠶術の開けざる所に多く育養の技術進歩せし地方には極めて稀なりとす、而して其の蔓延の速にして其の害の猖獗なる微粒子病よりは更に一層甚しく、往々數十箱の蠶見之に罹り養蠶家をして大損害を蒙らしむることあり

此病原は一種の黴菌にして、我天保六年ドクトルバッシャー氏の發明に係る、食物及び其の他の汚物に寄生する黴に似たるものにして絲状黴即ち黴根を有し、夫より漸次枝を生じ、胞子を結ぶ、胞子の大さは〇〇二乃至〇〇三ミリメートルあり、此の胞子他より蠶室内に闖入するか、或は前年病毒の胞子蠶室内に殘留ありて桑葉等に墜下し、これと共に蠶兒の口に入るや胃中に於て莖を生ず、莖は無色透明にして漸く長するに及び莖又莖を生じ、消化器中に充满し、諸内臟を侵して筋肉中に蔓延し、而して皮膚を破裂し、遂に外面に出づ皮膚上に出るまでは少しの健康の蠶兒と異なる所なけれども、血液は酸質となり、背管の鼓動は當時より遠きを加るに至る。而して其の始めて斃れたるを見れば、至て柔軟なり。尋て薄紅色を帶び赤色となり赤色一變して白色となり、從て強直となる、蛹の化せしものも硬固となりて乾燥し、其の繭を振る時は小石の如き音をなす、其の繁殖は寒暖に依て差違あり、七十度前後の温度なれば、

本邦生絲需用の有様、歐州繭生絲生產の有様、養蠶業、製絲業、蠶業教育、蠶種の検査、生絲検査所、人造絹絲、桑樹仕立法、蠶絲業上獎勵保護等を調查して農商務大臣に復命せるもの、簡略ながら歐州蠶業の現状を知るに最も便なるを以て、爰に轉載して讀者の参考に供ふ。

第一 本邦生絲需用の有様
本邦生絲の海外各國に需用せらるゝや重に米佛の二國なるも就中米國へ輸出する額最も多きを占む而して今回實地に就き米國に於ける本邦生絲需用の批評を聞知するに今日迄領事其他より數々報告ありたるか如く其欠點の箇條實に夥しきも要するに左の數項に外ならざるなり。

一、同括の生絲に細大あること

同括の生絲にして細大あることは

數々聞知するところなるが今實地に就きて調査するに實に一括中に

八「デニール」より二十「デニー

ル」の絲を生ずる事稀ならず其不齊なる事實は豫想の外に出でたり

二、絲縷に細毛を生する事

是亦た甚しき欠點あるを以て最も

改良を要す可き事項なり伊佛の蠶

絲にありても亦多少此の欠點を免

かれざるも本邦絲の如く機織に上

りとす現に「バタソン」に於て目

撃せる本邦絲を以て製造せる織物

中には其細毛著しく本邦生絲は今

日に當り充分改良を施されば爾

後米國に於て最上の絹織物を製造

するに供用すること能はざるに至

るや明なりとす

三、類節の多き事

亦是れ大に本邦生絲の欠點とする

ところなり抑も生絲にして類節多

きどきは機織器械をして其運轉を

鈍からしむるものにして上等絹布を製するにも今日に當りては類節

白粉を食してより早きは五日晚きも六日目にして斃れ、八十度前後の溫度なる時は三日目にして斃る、而して其の胞子は少くも三ヶ月間發生力を保つものなりと云へり。

蠶兒一度白瘧病に罹る時は之を治する方法なきを以て、之が豫防を力めざるべからず、即ち此病に罹り白粉を生ぜしときは、之に觸れば忽ち飛散し他に傳染し、又翌年に害を延べ及すものなれば、蠶室内に硫酸瓦斯を薰蒸すべし。其の方法は蠶室内に蠶具を陳列し、先づ十疊内外の間取りなれば木炭末十匁許を加へ、火鉢爐などにて之を燃燒すべし、而して蠶室は密閉し、其の儘廿四時間位放置し臭氣全く散るに及びて蠶具を取り出すなり。

有名なる學者説を立て曰く、若飼養の半途にして一頭の蠶兒にても此病に罹るときは、可成塵埃の立たざる様注意して葉屑を取除き、毎日一回食後に於て百メートル立方の容積にて二十乃至二十五グラムの硫黃に二或は三グラムの硝石を混化して焼くべし、又鹽素を薰蒸し生木を燃るも同様の結果を來し毫も蠶兒を苦しむるとなしと。

第一款 軟化病

軟化病も亦微粒子病白瘧病にも殆んど譲らざる難症にして、其の

佛に於ても之を微粒子病と混じたりしが、千八百六十七年に當りパストール氏の研究に據りて之れを區別するに至れり、此病に罹りたるもの、血液を取り顯微鏡を以て之を視察すれば、血液の性質變じて血球に突起を生じ、又之を空氣に曝せば忽ち變色して暗黒色となる、又尿管中には無數の結晶を見る、其の胃中には二種のベクテリヤを生ず、一をミクロコックスと云ひ、數個連接し恰も珠子の状をなし、強く、光線を屈折す、其の大きさは〇、〇〇一ミリメートルより〇、〇〇一半ミリメートルあり、繁殖の状況は彈丸状をなせる核次第に延長し、其の間に縫目を見し、其の縫目より漸々分離するに至る、一をビブリヲと云ふ、其の大きさはミクロコックスに數倍し、運動最も活潑にして各々節核を有す、其の核脱し、生育し延長して糸状軸をなす、又中隔を生じ分離し繁殖するものあり、其の繁殖の迅速なる實に驚くべきものなり。

此のベクテリアの重なる誘因は第一温氣の多量、第二温度の劇變、第三空氣の不流通、第四蠶室の不潔、第五濕桑露桑を與ふるの害、其の他蠶沙の堆積厚飼等も大に之を助成す、即ち顯氣多きに過れば皮膚の蒸發を碍け甚しく蒸熱を釀す、温度の劇變亦蒸發及び消化を

寡き上等絲を以て經絲に充つるは勿論なりと雖も亦た下等絹布を製するにも類節寡き上等絲を以て經絲に供用する有様なり何となれば下等絹布を製するには一人の織工をして一日多量の織物を製造せしめざるべからず一日多量の織物を製せしむる故に歲の運轉をして速かならしめ一分間百六十回乃至百八十回の運轉を要する有様なれば此等下等絹布を製するにも經絲は上等絲を使用せざれば切斷多く爲めに器械の運轉圓滑ならざれば反て收支上不利を免かれざるなり斯く米國機業は成るべく上等絲を需用するの有様なれば本邦當業者も宜しく此點に留意すること必要なることとす

四、絡交の不完全なること

米國數ヶ所の撚絲場を實見せしに日本絲の再繩は伊佛の絲も等しく

繰り返し容易なるのもありと雖も亦た困難なるものありて一分間粹の回轉數は僅かに六七十回に過ぎざるものも尙停止せる粹四割あるを目繫せり然るに伊佛の蠶絲にありては決して斯の如き再繩に困難なるもの甚だ稀なりとす抑も米國は男女の賃金甚だ高價にして右再繩に從事せる紅女の如きは一週日（六日間）金四弗の賃金なれば一日我一圓二十錢餘に相當せり夫れ斯の如く工賃は甚だ高きが故に再繩の難易によりては其工賃に大なる差異を生ずることなれば本邦生絲の米國市場に信用を得せしむるには絡交に注意して以て再繩を圓滑ならしむることを務むるを要するなり

五、同製絲場の生絲にして終始同一の品位を有せざること 同一の商標を有するもの四季によ

碍げ空氣の流通宜きを得ざれば炭酸瓦斯鬱積して呼吸作用を害す、又室内を不潔にすれば燃化作用を妨げ、種々の瓦斯を停滞す、濡桑露桑を給するときは水分多きに過ぎて消化力を害し、桑葉を腐敗す、厚飼に過ぐれば自然蠶蠶堆積し多量の蠶の呼出する爲に炭酸瓦斯を生じ、之が爲に釀酵を促す。

斯くの如く其の何れに據りてバクテリアを寄生せしむるも胃の消化力を害し、排泄の作用を障げ血液變質し腐敗するに至る者なれば、此を避るには可成蠶兒を健康ならしむるにあり。何となれば健蠶は容易く是等のバクテリアを胃液、唾液等を以て消化する者なればなり、若し蠶箱中此病に罹りたる蠶兒を發見する時は、病に罹ざる葉屑蠶糞等の附着せざる様蠶兒一頭づゝ拾ひ取り、新鮮の蠶箱に移し、空氣の流通宜き所に安置すべし、マイヨー氏曰く、軟化病の發生に當て尤も防禦に適したる方法は生残りし蠶兒の間を透し、數時間溫度を列氏二十二度或は其の以上に昇せ、食餌を與へざるにありと。此の方法を新室に於てなすときは一層効驗あるべし。

第三款 蠶

蠶

蠶蠶は方言フシダカ、キラ、ヒカルコ、ヤスマズ、チムラズ、ヨドマズ、フシコなど云ふ、稚蠶の時にありて此病に罹れば皮膚膨脹しきど外皮弛張するなどを以てなり、上簇前に至り此病に罹るものは、簇中に吟行匍匐し煩悶すること久之して簇より墜落して斃倒す。其の原因一は蛆害より来るものあり、又其一は霖雨淫漫して空氣濕潤に過ぐるか、育養の術其の宜しきを得ず蠶座棘沙滯積するか、濕柔若くは水分の多き桑を與ふる等の事よりして皮膚の蒸發を防げば或は空氣の溜滞より酸素欠乏して血液酸化の不眞を來し、脂肪組織中の脂肪球分離して血液中に混するにや、此の血液を顯微鏡にて仔細に視察すれば六角形のものあるを認む、然れども此病は遺傳或は傳染せざるものゝ如し。故に此病を豫防するの法は務めて蠶兒をして健康ならしむるにあれば、可成空氣の流通濕氣の鬱積等に注意すべし。

りて其絲質に大差あること亦た日本絲の欠點とす然るに伊佛の蠶絲にありては同一の商標の下には常に同一の品位を有する生絲を出す

が故に米國需用者は商標によりて直に其品位を判別する事を得べしと雖も憾らくは日本の蠶絲に限り其實物を實見するに非ざれば其品位を會得すること能はず從て賣買上圓滑を欠く寡からずと爲す是亦尤も注意すべき點と爲す

六、二本揚り三本揚り甚しきは四本揚二本揚り三本揚り乃至四本揚の絲は近頃本邦生絲に屢々現はることあること

二本揚り三本揚り乃至四本揚の絲は近頃本邦生絲に屢々現はることあること

生するに至る右數本揚りの因て起る原因是製絲所に於て再繰の際小杵と絡交器との距離長きか爲めか室内に風の流通甚しきが爲めか將た他に原因の存するありてか一絲切斷して他絲に纏結するより起るものなれば當業者は宜しく是等の點に就き講求し注意を怠らざること目下の急務とす

以上は即ち本邦生絲の米國に於ける批評の重なるものにして此等の欠點は務めて之を排除するに非ざれば本邦生絲は伊佛の蠶桑と競争場裡に立て凱歌を奏すること能はざるのみならず終には伊佛蠶絲の爲めに經絲界を蹂躪せられ本邦蠶絲は經絲界に徘徊せざるを得ざるに至るは明なる事實なりとす斯く本邦蠶絲は多の欠點あるは或は本邦製絲業の退歩に基くべしと稱するものあれども是れ決して其退歩に起因すべきものに非ずして米國機業の發達速かるに依るものとす即

蠶若くは繭を食ひ破り出るものは、悉く之を拾ひ取り、兼て蠶室の近傍に強き鹽水若くは石灰水を盛りたる桶などを置き、之に入るこ方良法なるべし。

が故に米國需用者は商標によりて直に其品位を判別する事を得べし

と雖も憾らくは日本の蠶絲に限り其實物を實見するに非ざれば其品位を會得すること能はず從て賣買上圓滑を欠く寡からずと爲す是亦尤も注意すべき點と爲す

六、二本揚り三本揚り甚しきは四本揚二本揚り三本揚り乃至四本揚の絲は近頃本邦生絲に屢々現はることあること

二本揚り三本揚り乃至四本揚の絲は近頃本邦生絲に屢々現はることあること

生するに至る右數本揚りの因て起る原因是製絲所に於て再繰の際小杵と絡交器との距離長きか爲めか室内に風の流通甚しきが爲めか將た他に原因の存するありてか一絲切斷して他絲に纏結するより起るものなれば當業者は宜しく是等の點に就き講求し注意を怠らざること目下の急務とす

以上は即ち本邦生絲の米國に於ける批評の重なるものにして此等の欠點は務めて之を排除するに非ざれば本邦生絲は伊佛の蠶桑と競争場裡に立て凱歌を奏すること能はざるのみならず終には伊佛蠶絲の爲めに經絲界を蹂躪せられ本邦蠶絲は多の欠點あるは或は本邦製絲業の退歩に基くべしと稱するものあれども是れ決して其退歩に起因すべきものに非ずして米國機業の發達速かるに依るものとす即

第四款 起縮病
起縮とは、蠶兒の蛻皮後殊に四眠起の二日目三日目頃に至り、身軀疲弱して赤褐色を呈し、桑葉を食するも發育せず遂に斃死するに至る、其の原因種々あり彼の微粒子毒に罹りたるものも斯る病徵を呈することあり、又眼前にありて桑葉の喰ひたらぬにも基くと云ひ、或は眼中乾燥に過ぐるより発するとも云ふ説もあり、或人の實驗に據れば、蠶座乾燥の爲めに此病蠶を生ずるは絶て見ざる所にして、反て濕潤に過ぐれば此害に罹るもの多しと。故に此害を防ぐには蠶種の微粒子毒なきものを選むと育養の術其宜しきを得るとにあり。

第六章 蠶室

蠶兒の飼育を以て之を航海に譬ふれば、蠶室は船體にして、飼育者は船長、蠶兒は乗客にして、桑葉は其の食物なり。故に若し船體にして不完全ならんか、縱令船長は熟練なると、其の技術を揮ふことを得ざると同じく、養蠶家にして蠶兒を扱ふに巧みなりと言ふも、蠶室にして宜は得されば、養蠶の技術なきに等し。然しながら、我れは從來の蠶室は悉く之を改築せよと云ふにあらず、畢竟養蠶は經濟的事業なれば、猥りに費用を捐つるは甚た好ましからぬことなるが、唯た其の蠶兒の衛生に適當せざる箇條は、宜しく改良すべしといふのみ。今項を分ちて少しく讀者に注意する所あるべし。

第一 地形と方角

凡そ蠶兒の飼育上最も困難なるは、濕氣の過剰にして、有らゆる蠶病は悉く濕氣は其の原因、若くは誘因ならざるはなし。新に蠶室を建築せんと欲せはよろしな池、沼、河、泉等に遠かり、樹林若しくは人家の櫛比せる場所を選け成るべく濕氣のせざる高操の土地にして、空氣の流通、陽光のあたり宜しき處を撰むが肝要なるべし。尙左に地形に就いて注意すべき個條を擧ぐべし。
東に山の聳る地は朝暉を受くるを以て、午前は室内甚寒午後は之に反して夕照を受くるを以て極めて暖なれば、西方外圍に綠樹を栽付くるか或は小屋を造りて夕照を避け、又た其の西北の方より吹き送る風は常に寒冷にして乾燥なれば、蠶室の西北面

ち米國十數年前の機業と現今の機業とを比較するに工場の規模機械の精巧其進歩實に見るべき者多し然るに顧て本邦製絲業の進歩如何を考ふるに其間多少の改良を企圖せるものありと雖も然れども一の以て記するに足るべきものなきの有様なれば昔日の生絲を以て今日の精良なる機械に掛けんと欲す苦情なからんと欲するも能はざるなり而して現今尙米國機業は改良に改良を加へ駿々乎として進歩せるが故に本邦製絲家は宜しく海外機業の發達に供ひ益奮て精良なる原料を供給するに非らされば米國機業と本邦製絲業と其程度の差愈々多きを加へ終に本邦生絲は米國機業に供用すると能はざるに至るや明なる事なりと是を以て今日に當り本邦に於ける蠶絲は其產額多きを貪るよりは寧ろ其製品をして精良ならしむるを要すどる目下の急務とす況んや今日に於ける米國機業の生絲要用するは價の廉なる下等絲よりは寧ろ高價なる上等絲にあ

らされば從て上絲は下絲等に比するに其販路實に圓滑なるに於てをや
以上陳述せるが如き有様なれば今日に當り宜しく之れが救濟を策を講するは最も必要な時機に際會せるが故に海外各國需用の有様を調査して以て左の救濟策を得たり希くは此法を納れられて速に實行あらんとを

精良なる輸出生絲に獎勵金を附與する件

夫れ獎勵金附與の事たる或は其當を失するときは反て害を遺すことあるは往々見聞するどころなりと雖も此法たる決して斯の如きものにあらずして今日の急を救ひ本邦蠶絲の輸出を盛ならしめ需用者の嗜好に適せしむるに必要なる事項なれば左に其の大要を掲げん

- 一、輸出生絲にして本邦生絲検査所の検査を經て左に該當するものには左に記する獎勵金を附與す
- 一、纖度均一にして一個中其差幾

は厚壁にするか、二重の板張となすを宜しとす、兎に角斯る地形は溫度の變換激しく、概して蠶室の構造には適當せざるなり、次に

西に山ある土地ならんか、他の三方開ける場所は、夕陽の射照を避け、しかも朝暉を受くること早きを以て、溫度の變換勘く、空氣の流通宜しければ、蠶室の構造するには恰好の地なり。但し、北風襲ひ來れば寒冷にして乾燥を來たすを以て、豫め北方に樹木を栽るか、或は塀等を設くるの覺悟を欠くべからず、蠶室に近接して設くるは忌むべし。

南に山岳を控る地は養蠶家の最も嫌ふ所、南風は寡けれども溫暖ならず、且つ土地は乾燥に過ぐるの患あれば、矢張り東に山ある地に於けるか如く、其構造に注意を加ふべし。
西北に山を負ふ地に於けるか如く、其構造に注意を加ふべし。
北に山あるの地なれば日光を受くる事多れば、甚だよろし、併し乍ら夕照激しきは免れ得ざる次第なれば、前に説きし法に則り、之を避くるを良しとす。

東西南北開豁せる地にして東南の開豁なる地は、蠶室の構造に最も適當なり、古昔より斯の如き地は能く養蠶に適すと傳へらる。東西南北開豁せる地にして高燥の場所なれば、晝は暖かに夜は寒くして溫度の昇降急激なり、又た乾燥に過ぐ、故に蠶室の構造は尋常より大く、溫度を保有する様にし、室内は壁と板と相半する位となすべし、それに平家造を良とす、西北の方面に風除け日覆を設くるなど、亦た緊要なり。

卑濕の地にして蠶室を建築せんと欲せば、排水法を施し、霖雨などには水の溜蓄することなき様工夫を廻じ、蠶室の構造は前地に於けると同じく空氣の流通と乾燥とに深く留意すべきなり。水田の多き所に蠶室を築くも、其の構造之に異なることなし。
以上述るが如く蠶室の構造は山海の位置等により、多少其揆を異にするは勿論なれども、其の方向は我國の氣候に於ては先づ正南若くは東南に面し、東西に長くし、西方に壁を附け、夕陽を防ぎ、東南北の三方は戸障子となし、充分空氣の流通を滑らしむべし。又東方に樹木あれば伐切して旭光を受け易からしむべし。

「デニール」以内のもの

一個に付 金何圓何十錢

二、類節寡くして五百「メートル」

内何個を超過せざるもの

一個に付 金何圓何十錢

三、絡交正しく再繰容易にして切

断なきもの

一個に付 金何圓何十錢

四、強伸力優等にして

強力は何「グラム」以上のもの

一個に付 金何圓何十錢

伸力は何「ミリメートル」以上

のもの

一個に付 金何圓何十錢

其成績終始均一なるもの（一

年の終りに於て）

一個に付 金何圓何十錢

右は獎勵金附與の方法の大略を示したる

に止まるものなれども其程度と金額は更に充分の調査を經て確定の積りなり

第二、繭、生絲生產の有様

米英二國は生絲消費國にして伊佛の二國は繭生絲生產國たり而して伊佛共其生額は毎年増加するの傾向にして其詳細は追て報告すべき爰に一の記載すべきは伊佛に於ける繭生絲生產の有様は之を本邦に比すれば實に容易なりと云ふを得べし何となれば繭生絲生產に就ては本邦と異り氣候濕潤ならず桑樹に縮葉病なく蠶軀に寄生虫なし生絲生產にありても氣候の乾燥せるが爲め貯繭容易に且つ虫害なきと原繭の良好なるが爲め解舒容易なるは實に欽慕に耐へざることなりとす

第三、養蠶業附蠶の種類

歐洲に於ける養蠶業は伊國第一に位し佛國之に亞キ瑞典塊國等又た之に次く然るに前項に述へたるが如く孰れも氣候濕潤ならざるが故に本邦に比して其飼育法容易なりとす從て斯業の發達は寧ろ本邦の

第二 平家と二階造

平家と二階造との得失は格別の差違なし雖も、風多き乾燥地は平

家を可とし、濕氣多き地に二階造を宜しとすとは既に述ぶる所なり

尙又た二階造は平家に比すれば、座敷の坪數多き割合に經費の勘定

ものなり。只桑葉の運搬、糞沙の棄方等には、少しく不便を感じざるにあらねども、些細の事なればそれ程意とするに及ばざるべし、

さりながら蠶兒が幼齡の時には、意の如く溫度を調和すること能はざる場合あり、幼齡の蠶兒は天與の溫度にのみ委し難く、人工を以て補わざるべからざるものなるに、二階は火災の患あるより多くは階下より之を導くの面倒あると共に、二階は日中は熱く夜間は寒く

溫度の交變多し、故に稚蠶の飼育は階下の室に於てし、成長の後火

力を要することなきに至り、始めて蠶兒を二階に移す方、得策なるべし。

さて又二階造と平家とを問はず、其の構造に就て注意を要すべき箇條四つあり

1. 飼育上の便宜を計ること

2. 溫度の不足を補ふこと

3. 空氣の流通を滑らしむること

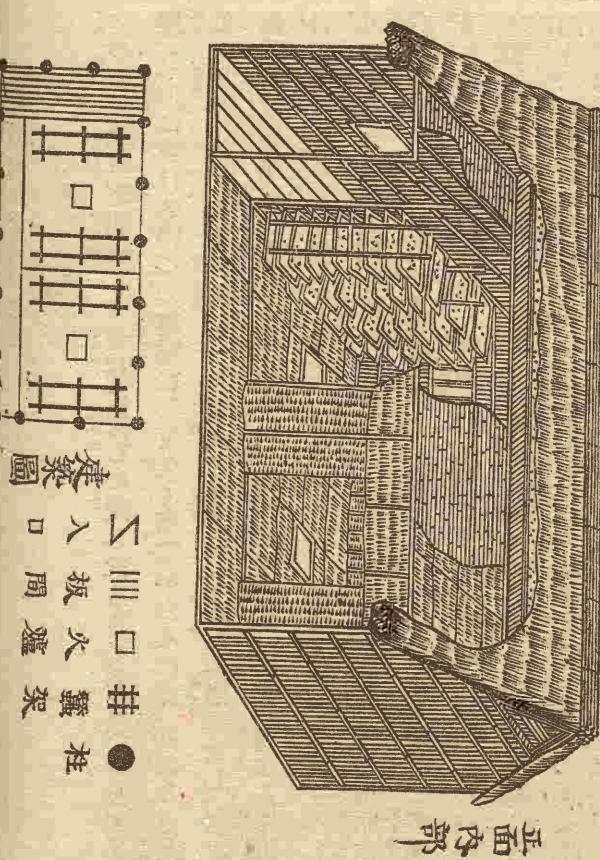
第三 葦小屋

完全なる蠶室を建築して養蠶を營むに優したることあるべからずと難も、前に説ける四つの要點にして欠く所なからんには、如何なる材料を用ひ、如何なる構造にても蠶兒の養はれぬと云ふ道理なし、西ヶ原蠶業試驗場に設置せる葦小屋は、極めて手軽にして如何なる片田舎にても無難作に建築するを得る方法なれば爰に之を細説すべし其の構造は奥行二間半桁行六間建坪十五坪の葦小屋にして、南面左右の兩隅に各一間の入口を開き、開閉に便ならしめんが爲に外障子を設け、入口と入口との間は、地面より四尺程高き所に一尺の無雙窓を設け、北西も亦西隅一間を剩して、同じ高さの所に無雙窓を開き、西面の中央に亦三尺の窓を穿ち、光線をとり、屋根の兩破風に百様窓を設け、空氣の新陳代謝を便にし、其の他は一切葦園にして、屋内の西側には入口に添て奥行二間半の板の間を設け、飼育者の居間、兼桑剉所となし、其の他は都て一尺程盛土をなし、其の上に糲糠を敷き、尙其上に葦を並べ、筵を布きて板張に代へ、南面に三尺の廊下を設け、運搬等の便に供し、残り十坪を二室に區分し、蠶室に充て、各其の廣きを間口二間半奥行二間五坪となし、東

下に位するが如し然れども亦た大に参考に供すべきものあり今其一二を舉ぐれば氣候の乾燥せるにも係らず濕氣を排除するに意を用ゆると切に光線をして蠶室内に豊ならしむるが如き其他學理を應用して實用に適せしむるが如き本邦人の以て大に参考と爲すものありて是を以て伊佛に於ける蠶割合は黃繭種九割五分白繭種五分にして黃繭種中には又た四五種ある多くは生産地方の名稱を附するに止まりて其實相類似せざるものあり是を以て伊佛の產繭は概ね同一にして本邦の如く一地區に數多の蠶種あるものゝ比にあらず宜なり伊佛兩國に於て生産せる生絲の品位一定せると豈に欽慕の至りならずや加ふるに產

繭は孰れも解舒容易にして製絲上大に工費を減ずるなり斯く伊佛の蠶種は本邦の蠶種に比して良好なるは論を俟たざるが故に其蠶種を以て本邦蠶種改良の資に供せんと伊佛に於ける最良の蠶種を調査せしに豈に圖らん現今伊佛に於ても自國の蠶種は改良せしめんと欲し支那蠶種を輸入して以て之に充つるの有様なり夫れ斯の如く伊佛固有の蠶種は本邦蠶種に比しては解舒容易なるにも係らず尙支那蠶種を以て之が改良の資に供せんと欲す豈に本邦當業者たるもの從來の蠶種に甘ずるの秋にあらざるなり宜しく廣く海外の蠶種を調査し其良好なるものを擇出して以て本邦原種改良に供用す可なり然るに歐洲に於ける今日の調査の結果によるときは伊佛の蠶種は本邦蠶種改良の資にあらずして必ずや其原種は近く清國にありと疑ふべからざるなり夫れ伊佛は遠く數千里の外にありて氣候亦た大に本邦と異なり然るに清國は我隣邦にして氣候

西の兩側に蠶架を建て、中央に方二尺の爐を開き、暖を取り、居間と蠶室及び蠶室と蠶室との境界は、藁を厚く束ねて藁壁となし、蠶室も廊下どの仕切は藁筵を垂れ、其の中央一枚は巻舒を自在ならしめ、以て廊下より室内に出入するに便にす、室内の床より上方七尺の處に丸竹を並列し、其の上に藁筵を敷き、寒を防ぎ、兼て温を保つの備をなせり、其圖は左の如し。



去る廿二年以来此の藁小屋に年々養蠶を行ひ、何時も満足の結果を得たり、左れば財多からずして完全なる蠶室を建築するを得ざる人は之によりて助を受くること多かるべし、或は居室の狹隘なるより蠶室新説の必要を感じるか、或は從來養蠶に從事せるものゝ掃立枚數を増加したる爲めに、俄かに蠶室の不足を告くる等の場合に、之を應用したらんには極めて簡便なるべし。但し藁小屋は如何に注意しても、溫度の保有弱ければ、通常の蠶室より三四日位後るとの氣味あり。

第四 貯桑室

濕潤なる桑葉は、蠶兒の衛生上に甚だしきものなれば養蠶家は必ず貯桑の備なかるへからず、殊に其の必要を感じるは最も多量の桑を消費する五齡頃にして、此の際にては少くも兩三日分の桑葉を摘み置き、不意の降雨等に狼狽せざる覺悟ること肝要なり。されども其方法にして良しきを得ず、蒸熱を釀しむるか、或は枯凋せしむれば、到底之を給與すべからざるに至る、若し強て之を給與せんか濕れ桑にも劣るの結果を生すべし。されば此の必要からして是非共貯桑室の設なかるべからず。

貯桑法は空氣の流通緩條なるを貴ぶを以て、土藏造を良とす、而し

亦た大差なきが故に其蠶種は寧ろ本邦の氣候に慣るゝ事容易ならん加之ならず繭質は伊佛に勝りて概ね白繭なるが故に爾今本邦の蠶種は清國に仰かざるを得ざるなり爰を以て今日に當り清國の蠶業を調査して其良好なる原種を撰出する事我蠶種改良の最大急務とす

第四、製絲業

製絲業も亦た歐洲中伊國佛國を以て第一とし就中伊國の生絲製造高最も多額を占む而して今伊佛兩國製絲の有様を比較するに佛國にありては規模小にして其數多く伊國は之に反し規模大にして其數寡きなり即ち佛國にありては其最も大なる製絲場は百人取りに過ぎざるも伊國にありては昔日は小規模のもの多かりしか漸次增大して大なるは百五十乃至二百人取り其平均も尙ほ百人取りに下らす而して今回實地に就きて其業務を視察するに各所共に監査其法を得工女其技に熟達し加ふるに繭質亦た良好なり此三者に於て既

ては昔日は小規模のもの多かりしか漸次増大して大なるは百五十乃至二百人取り其平均も尙ほ百人取りに下らす而して今回實地に就きて其業務を視察するに各所共に監査其法を得工女其技に熟達し加ふるに繭質亦た良好なり此三者に於て既

て其の位置は蠶室の西方に接して築き、兼ねて夕陽を避くるの一助となすべし。又た從來の土藏を用へやうと思はし。桑葉を貯藏する初めに清潔に掃除し、充分乾燥せしめて用ふべし。小屋を用る時に矢張り此の手續に據り、四方の窓には厚筵等を掩ふは良し。内部には蠶架の如く棚を設け、桑葉を大なる籠に盛りて蠶座の如くに挿し置くを要す。其の桑を籠に盛るに際し餘り堅く積み重ねるなれば蒸熱を起し醜醜するの恐なり、尙ほ一日中に一二回手にて葉の位置を上下に交ぜ返し、蒸熱を釀さる様注意すべし。

第五、蠶室の掃除

養蠶室は年々蠶兒發生以前に於て、室内的煤及び塵埃を拂ひ、清潔に掃除し、四窓を密閉し、薪炭の類を焚て、百度以上に至るまで溫度を高め、前年の蠶病の餘毒バクテリヤ類の塵埃に混在せしものを拂ひ出し、又た室隅等に附着せしものを乾死せしむるを努めべし。此れ等の事は瑣事に似たれども、敢て忽にすべからざるなり。殊に新造の養蠶室なる時は、材木、壁等に水分を含むこと夥しきものなれば、一週間も火を焚きて板、壁などの充分乾燥して裏板、床板等に開隙を生ずる位までに至らしむべし、然らざれば往々失敗を釀すべし。宜しく注意せざるべからず、又た蠶具も奇麗に清水を以て

洗濯するを要す、尙ほ之れを洗ふ水は石灰水なれば此上なかるべし。石灰水は菌草などを殺すの力あるが故なり、洗方終らば充分かわすべし。泰西諸國に於ても、消毒法とて各期中に硫黃又は鹽化石灰を水に混じて、蠶具を洗ひ、又た鹽化石灰水以て蠶架及び蠶室まで清潔に洗ふなり、調合の割合は左の如くすべし。

百水リ一トル

(五斗五升四合餘)

第七章 蠶具

蠶具中時計等などの類は、通常孰れの家に於ても之を用ゆるものなれば、殊更に之を言ふの必用なしと雖ども、其他の特に養蠶用に供するものに至りては、各地方により其の裝置を異にし、裝置異なるに従ひ。使用上に便不便あり、蠶兒の衛生に通すると否とあり、又使用に便にして衛生に適すると認むるも、經濟の許さる所あるを以て使用し能はざるあり、されども多くは舊來の習慣を是れ守り、又知らず識らず詮なき所に無駄骨折るの嫌あるものあり、甚しきに至りては得意顔に其の不便なるものを人に教ふるものあり。抑も我國人の得色として手加減目分量にて能く總ての事業を資け來

鹽化石灰八基

蠶具

に本邦製絲業の右に出づ豈に慨嘆の至りならずや即ち繭質に就きては各製絲場に於て殊に注目せしか孰れも同質良好にして蛹軀の美麗なること本邦に未だ其比を見ざるなり且つ蛹肌に屑絲を生すること寡くして解舒實に良好なりとす從て伊佛兩國に於ける製絲器械は二口取甚た稀にして四口取り若しは六口取りを普通とするに今四口取の製絲器械を以て本邦の繭を織絲せんと欲すると解舒不良にして到底其業を全ふすること能はざるなり今日に當りては繭質改良は本邦蠶絲業上の一大急務とす語を換へて之を云へば宜しく早く清國蠶絲業を視察し良好の蠶種を得て以て本邦蠶種を改良するの資に供用すること焦眉の急務と爲すなり

又た伊佛製絲工場内監督其法を得工女其技に熟し一見以て本邦の工場と其趣を異にするは彼の國にありては積年の経験と數多の研究とによりて漸次に進歩せるの結果に依るものなるか本邦にありては器

械製絲の如きは明治四年富岡製絲所創設以來のことにして年を關する僅かに二十有餘年に過ぎず其間該所に於て多少工女を養成せるに依り今日の製絲業を維持せりと雖も元來本邦にありては一の製絲研究所なく又た一の製絲傳習所なきか故に現今本邦の製絲業は恰かも暗中に物を索ぐるに異ならず從て伊佛の強敵を凌駕するとは得て望むべからざるなり加ふるに

現今本邦内製絲業の有様を通覽するに家庭の新設器械の設置等は日に多く月に増加するの傾向なるも其眞に業を取り業に就くもの實に曉天の星なるのみ夫れ斯の如くにして経過せしむるときは終に本邦製絲業は不測の悲境に陥ること明なりとす故に今日にありては宜しく製絲研究所を設置し傍ら生徒を養成して以て斯業の指導者たらしむこと尤も必要なる事項と爲す夫れ蠶絲業中養蠶業の如きは既に西ヶ原に蠶業講習所ありて斯業の研究と生徒の養成とを掌り各地方亦た傳習所ある

りて蠶業教育の普及を謀れり染色機織の業にありても亦た然り獨り製絲業にありて此設置なきは最も遺憾とする處なり爰を以て爾今本邦原繭の改良と共に製絲等に關する研究と教育の道を開くこと亦た緊要なる事項と信するなり

第五、蠶業教育

蠶業の教育も歐州中伊佛を以て第一とし換國之に亞ぐ此三ヶ國にありては孰れも斯業専門の學校若くは講習所ありて其教育を掌れり即ち佛國にありては「モンペリエ」の農學校内に蠶業講習所ありテンペル氏之れが所長たり伊國にありては「バドワ」に蠶業講習所ありベルソン氏之が所長たり換國にありては「グルソ」に講習所ありてボルレー氏之れが所長たり孰れも蠶業の教育を掌ると同時に斯業に關する研究に從事せり其他佛國にありては「ブランデー」「オ、アナ」の二ヶ所に模範養蠶所ありて實地飼育上の指導

りしが、文明の今日は手加減に依るべからず、必ず器械の公平なる判断に藉らざるべからず。之に加るに世の進むにつれて工銀の昂騰するは免るべからざる所なれば、能く勞力と時間とを省くことに向て、便利の機械を得て之を用るに至らんことを切に望む所なり。次に説く所の器具は概ね西ヶ原蠶業試驗場に於て使用せるものにして、往々各地方に使用せるものゝ中便利と認るもの又支那歐洲等の器具の参考となるべき價値あるものは併せて之を記るせり。

寒暖計と乾燥器

凡そ蠶兒は適當の溫度を受けて發生し、適當の溫度に據りて發育し適當の溫度に於て成繭するものにして、若し氣候寒冷にして溫度下降すれば、蠶兒成育せず、又た溫度にして高きも蠶兒の衛生上其の宜しきを得ざる時は不慮の失敗を招くことあり、殊に溫度の乍變の如きは養蠶上最も忌むべきのことなりとす。古昔寒暖計の養蠶上に使用するを知らざる時代にありては、室内に於て單衣を着け、肺を以て度を測り、其の寒暖によりて火を加へ火を去り、其の溫度を調和せりと云ふ、支那の養蠶書も亦之を記載せり。然れども人肺時に健否の差あれば、果して其の測度の正確なるやは保ち難し、又斯の如くせは寸時も蠶室を遠る能はざれば、甚だ疲労を致し到底寒暖計の精微に如かざるなり、故に宜しく精緻なる寒暖計に據りて溫度を定め、適當の溫度を蠶兒に造り與ること肝要なれ。

寒暖計に三種あり、華氏、列氏、攝氏是なり、這は創案者の名にして學術上には重に攝氏を用ふと雖も、我邦今養蠶上に用らるゝものは華氏にして、伊佛諸國にては主に列氏を使用するものゝ如じ、さればとて其構造の異なるに非ず、唯一度の分割の異なるに過ぎざるのみ、即ち列氏の寒暖計にありては水の結で氷となるの點を零度とし。水の沸騰して瓦斯となれる點を八十度とし、其の間を八十に等分せり、攝氏は水點は同じく零度となせども、沸騰點は百度にして百分せり。華氏寒暖計にありては雪と食鹽との混合劑中に管を入れ、水銀の下る所に零點を付し、之より上氷點に至るまでを三十二度に分割し、沸騰點を二百十二度とす。されば攝氏の百度列氏の八十度は、共に攝氏の二百十二度より三十二度を減じたるもの即ち百八十度に當るなり。寒暖計の養蠶上に必用なる猶航海者の羅針盤に於けるが如し。

蠶上の注意を促し以て斯業の改良發達を謀れり伊國にありても「バトワ」講習所の下に六十六ヶ所の研究所ありて國內に散在して直接蠶業家を誘導し亦た蠶種の検査に從事す斯く歐州產蠶國にありては蠶業の教育に心を用ゆる亦至れりと云ふべし故に本邦に於ても益々蠶業の教育を盛にし中央講習所は地方傳習所と其連絡を通じて以て小生産家にまで普及せしむるを要するなり

第六、蠶種の検査

伊佛に於ける蠶種の検査は本邦の如く規則を設けて強制施行のものにあらずして總て希望検査と爲す而して此等検査に就きて當業者の意向如何を調査するに彼の微粒子病の如きは最も恐るべきものとなきて飼育者進で検査料を支出し以て其検査を受く又製種家にありても各戸顯微鏡を備へて以て充分の検査を行ふが故に敢て其病毒の蔓延する事なきの有様なり然るに退て本邦養蠶家を見るに伊佛の當業

者に比して其能力未だ及ばざること遠く從て此等検査に對しては未だ政府の保護を要するの必要なることを信ずるなり

第七、生絲検査所

生絲検査所の重なるものは米國に一ヶ所、佛國に九ヶ所伊國に六ヶ所獨瑞兩國に各二ヶ所喫國に一ヶ所あり多くは商法會議所の管轄に屬し又獨立して別に會社を爲せる者あり此等検査所は生絲商と機業家の間にありて其賣買を圓滑ならしめ從て検査は大に當業者の信用を得て悉く其検査の内にて請求の尤も多きものは纖度の検査と爲す以て當業者の絲質に意を注ぐを知るべきなり

第八、人造絹絲

人造絹絲は佛國巴里在住の伯爵「シャルドニエ」氏の發明に係り千八百八十五年に特許を得たるも未だ世に顯さず然るに千八百八十九年に至り萬國博覽會を巴里府に開設せらるゝに當り之に出陳して始めて世人の注意を惹き大に賞揚せらる

洗ひたる一條の長髪を取り、其の一端を上方に螺旋を以て固旋し垂下して、滑車に纏繞すること一回にして、又垂れて其下端に小鍤を繋なぐを以て毛髪常に緊張し、濕氣を含むの多少に由りて伸縮すること自由なり。滑車に指針あり、毛髪の延次或は縮むに従ひ滑車旋轉すれば、之に伴ひ旋轉して、其の尖端は分度器によりて空氣の溫度を指示す。今我國にて養蠶上に廣く用ひらるゝものはオーナガスト氏の乾湿器にして、其の装置は兩箇の寒暖計左右に並列し、右側の一計は其下球を包むに線布片を以てし、線布片は稍長く垂れて下方に備へたる水盞中に浸す、水は毛細管引力によりて上昇し、常に球を濕すなり、之を濕球寒暖計となす。

此のオーナガスト氏の乾湿器を用ひるは、別に寒暖計を用いるの必要なし、何となれば溫度を計り並に濕度を知るの便あればなり、而して之を置くの場所は火氣の上騰する所、或は日光の直射する壁板等に掛くるは宜しからず、可成くは室内蠶架の中央に掛くるを宜しどす。若し蠶座の揚げ卸しなどに邪魔となる時は、柱に掛け置くべし、室外にも一箇掛け置き、常に内外相對照して溫度を調和するを要す、但し室外の乾濕器を日光雨露等に曝露せず、空氣の流通宜しき所を撰むべきなり。

爰に注意すべきは、坊間に販賣する寒暖計乾濕器に、水銀を盛りたるものと亞爾加兒に朱を混じ盛りたる者と、二種あることはなり。概して亞爾加兒を盛りたるは、價廉なるも外氣に感ずる遲鈍にして水銀を盛りたるものと銳敏なるに如かず、殊に赤色のものは久しきに堪へざれば購はざるを良とす。又た水銀製の物にありても、通常の物は概ね粗製にして五箇あれば五箇、十箇あれば十箇とも各々多少其の度を異にし、何れか果して正鵠を得たるや知るべからず、故に之を購求する場合には、氣象臺若くは測候所の検定を経たる、確實なる標準となるべき寒暖計に照し合せて求むべし。

第二、蠶架と踏臺

蠶架は、蠶兒を置くの場所を成る可く狹ばむる爲に、設くるものにして、蠶室の廣狹に應じて之を製作せざるべからず。其の構造は長方形の扁き柱木の横棟に挿む孔と鋸齒の形に深く穿ちたるを、四本乃至六本を一本づゝ相並べ樹て、横棟には太からず細からざる丸竹を用るを宜しとす、何となれば、丸竹なれば蠶座の滑り善く揚げ卸しに便利なるを以てなり、斯くて節の高きものは削り、既定の場所に固着し繩を以て結び付くるなり、其の竹と竹との距離遠ければ遠き程空氣の流通も宜しく、蠶兒の衛生上には好都合なれども、多數

に至る然るに其當時にありては絲質然燒し易きが故に爾後此點に改貳を加へ今日に至りては大に其燃燒力を減却せしと雖も未だ普通の絹絲に及ばざるなり而して光澤にありては一見普通の絹絲に優れるか如しと雖も所謂浮光と稱す可き感わ

り感觸は寒冷にして強伸力共に弱く含水量も普通の絹絲に比すれば多く比重亦重きが故に同大の絲にして「アニール」は重きを以て普通の絹絲と同一轍に使用する事能はざるなり斯く詳細に調査するときは普通の絹絲に及ばざること遠しと雖も外觀實に美麗なるが故に佛國「ブザンソン」市に五百萬「フラン」の株式會社を設け現時尙其製造に從事せり而して此絹絲を以て織物を製するには經絲に普通の絹絲若しくは絹絲を用ひ緯絲に此人造絹絲を用ひて混織するものにして其製絹絲たる人造絹絲は「シャルドンモー」絹又は「シャルドンモー」生絲と稱す然る

の蠶座を載することを得ざれば、勢ひ不經濟なるを免れず。踏臺は給桑除沙などに際し、蠶架の上部にある蠶座を揚げ卸しするに資せんが爲め設くるものなれば、成る可く手軽にして持運に便利に、且つ堅固なるを宜しとす。

第三 蠶座と竹籠

蠶座は其地方によりて異にして、奥州地方は蠶座を用ひ、關東地方は竹籠を用ゆ、其の得失は特に言ふ程の事もなけれど、強て之を言へば、蠶座は溫度を保てば稚蠶の飼育に適し、竹籠は空氣の流通能く揚げ卸しに便利なれば、壯蠶の飼育に妙なり。只暴雨連日に亘り温氣多き時などは、蠶座よりは竹籠にて乾かす方便利なるに似たり又蠶座ほ圓形なれば取扱に便利なれども、竹籠に比すれば坪數莫きの憾あり、然れども其の地方の習慣もあれば、先づ其の土地にて購ひ易く、價の廉なるを用ゆるは得策なるべし。

序に輕便なる竹籠及び蠶座の製造法を掲げて、参考に供へん。個は何人にも製造し得べく。それに原料も要すること少ければ費用も隨て嵩まず、其の竹籠は、鳥取縣地方にて創案せしものにて、周圍三十四五分の丸竹を、長さ一丈二尺三寸に截断し、其の三尺五寸と二尺五寸の處に鋸目を入れ、炭火にて炙り焼めたるもの一本を以て籠穿ち、之に挿入すべし。

蠶座は山形縣米澤地方にて古來より使用せしものにして、尋常の蠶の周圍を作るなり。即ち竹の幹の本の太き處に、他の竹の幹頭の細き處を嵌め、嵌めたる處は竹釘を以て確と止むるを要す、斯くて割竹を滑に削り、其の兩端を縁の丸竹に菱形に固着せしむるなり、其の割竹を丸竹に固着せしむる時は、其處に割竹の大さと同様の穴を穿ち、之に挿入すべし。

第四 掃立道具
蠶兒を掃立てるには羽管二本を要す、是には鴨の羽毛は柔なるを以て宜ろし、但し鷄の羽毛にても決して差支あることなし。包紙、掃立紙は共に美濃紙四枚纏ぎ合せたるもの用ゆ。秤量は極めて精緻の分量分、厘まで目を刻みたる正確なるものならざるべからず。

第五 調食道具

蠶兒に桑葉を給與するには、桑切庖丁大中小三丁、俎板大小二枚、

に於ける有様を調査するに桑樹に此病木なく當業者は毫も桑樹の縮葉病を知らざるが如し乃ち其仕立法を調査せしに所謂本邦に行はるゝ高刈、立て通しの本邦にありても此法を行ふ桑樹には縮葉病に罹ること稀なるは事實なるが故に本邦の桑園仕立法の如き概ね高刈等に改良せしむるを要するなり然るに本邦にありては根刈を變して高刈と爲すの場合には樹幹に所謂天牛の產卵鐵砲蟲の寄生を免かれざれば宜しく此等の研究を要して以て縮葉病を免かるは策の得たるものと爲すなり

第十、蠶絲業上獎勵法
伊佛に於ける蠶絲業上獎勵法保護は以て該業の進歩を促したるや明なり今佛國に於ける獎勵の有様を述ぶれば養蠶及び製絲に對し千八百九十二年より本年に至る六ヶ年間の獎勵金を附與す

養蠶家に對し 蘭一基に付き 五拾

參（即ち蘭二升四合）

餘に付き我十八錢

是は蠶齡に應じ桑葉の多少によりて適宜に用ゐるなり。桑竹大小二個桑籠一個、桑篩一分目一個、一分五厘目一個、二分、三分、四分、五分、七分、一寸目各二個を要す、是は大抵竹にて編めるものにして、桑の大小を篩ひ分くるに必要な器械なり。銅鐵線等にて造りたるものあれど重くして使用に不便に且つ酸化するの患あれば餘り好まずからず。簞一個、是は刻桑を簸して葉、莖、葉脈、剉屑等を分別するなり、地方に據りて唐簞を用ゆる所もあり、手數省けて多數の蠶兒を飼育する時には至て便利なり、其の他桑刈鎌なども必要なべし。

第六 除沙品

網は、粗質の絹絲或は麻苧又は木綿の撚絲七島蘭等にて、竹籠状藁座形に蠶兒の齡及び軀の大小に應じて編み、除沙のとき手數を省く爲に用ゆる者、其の兩端若しくは外圍に大片或は竹板を縁とし、之を別座に移すの際把持する處となせり。糊糠は養蠶飼育上最も有効のものにして、養蠶上最恐るべき濕氣の吸收力に富み、且つ悪臭を防止する力強く、又熱の不導軀なるを以て蠶座を溫暖ならしむる等恐らくは之に優る者あらざるべく、殊に價格の廉なるは我國の養蠶社會に取りて最も幸福と謂ふべし、蠶養用の糊糠は無芒のものを

製絲家に對し 位)
繰絲笠二口取の笠一
個に付き 百法（我

三十六圓位）

同二口取以上の笠一
個に付き 四百法

（我百四十三圓位）

然るに此等獎勵金附與の効否如何に就き

取り調べたるに昨今に至りては其效能甚だ寡きものと爲し右に代ゆるに輸入生絲に課稅すべしとの説なるが如し抑も此獎勵金の起りたる原因を尋るに最初輸入生絲に課稅すべしとの議論國會に提出せられたれば里昂其他北部の生絲消費地方の有志者は其非なるを論じ南部養蠶製絲の盛なるところのものは頻りに此法律の通過せんことに盡力せしが終に南部は敗を

取りて生絲は無稅にて輸入するに成れり然るに其行き挂り上南部養蠶製絲業上に獎勵金を附與せざるべからざるの有様になりて現法律の施行を促したる有様な

秋收の際清潔なる俵中に收め、濕氣のあらざる所にて貯へ置き、稚蠶の際には之を臼き、三四片に割り篩にて能く篩ひ、塵埃を除き用ゆべし。粟糠は、小粒なれば蠶兒幼稚の際には使用し易けれども、奥州邊にては粟糠を用ふれば遺蠶をなすと云ひあへり、是れ粟糠は濕氣を吸收するの力微弱なるを以ての故ならん、されば粟糠を用んど欲せば、笠にて焼き焦がし、黒色を帶びしめ炭糠となせば此の患を免るべし。

さて糊糠と網を用ひるとの得失は種々議論のある所なるが、稚蠶の際網は何分蠶兒を適意に分布すること能はざれども、糊糠は自由自在に面積を廣めらるゝの便あり、又手數を要するの多少は敢て徑庭なし、故に四眠前蠶座を擴ぐるの必要あるときは糊糠を用ゐ、五齡に至りなば既に成長極度に達し、要する丈の面積を與るものなれば更に擴ぐるの必要もなく、又時としては一日に二三回も除沙するものなれば到底糊糠の足り得べき道理なく、此の場合は網は却て便利なり。

第七 篓

り然るに此法律の主旨とするところは益々蠶業上の改良發達を促かす爲めに此獎勵金を附與するものなれども現今の形勢より察するに改良に志あるものは此獎勵金なくも益改良に赴き他は依然として舊法を守る有様にて甚しきは獎勵金の多額を得んと欲して製絲器械は多く六口取乃至四口取と爲すも實際繰絲の有様を實見せしに矢張四口乃至二口を使用し居れり是を以て今日に當りては法律の無効なるを唱へて此法律を全廢し更に輸入生絲に課稅すべしとの説漸く盛なるに至れり又た昨今に至りては養蠶業上必要なる懸賞問題を掲げて以て直接に間接に當業者を保護勸誘するに至れり

伊國にありても亦た其保護を怠らず現に桑樹に介殼蟲の寄生盛にして爲めに桑園を害すること勘からざるを以て四五年前より政府は法律を發布して各地方に之れが監督員を置き此害蟲の發生あるときは監督員は栽桑家に命じて一種の藥剤を注

がしむ若し之を取てせざるときは監督員自ら之れが驅除法を行ひて其費用を徵收す又た政府は蠶絲業保護として左の懸賞問題を設けて以て斯業の改良進歩を圖れり

一、良好なる殺蛹器を發明せるものに

賞與金五千「リール」(我千七百圓位)

一、蠶繭を聚收し共同販賣を目的とする養蠶組合の組織に對し

賞與金 甲三千「リートル」(千百圓位)

全 乙千五百「リートル」(五百五十圓位)

右の如く政府の設立に係る講習所等にありても充分の研究を行ひたると同時に廣く民間より其良法を募集する等實に意を用ゆること至れりとす

本邦にありても蠶絲業上數多の研究を要すべき事項實に僅少にあらざるなり蠶業講習所にありても亦た大に之れが研究に

いたる構造となすに若くはなし、語を換へて之を言へば、可成く勞力費用等を要する寡きを良とす、而して要は只蠶兒の繭を營む位置を定め易く、空氣の流通の滑なるにあれば可成薄くして疎なるを貴を得んと欲して製絲器械は多く六口取乃至四口取と爲すも實際繰絲の有様を實見せしに矢張四口乃至二口を使用し居れり

是を以て今日に當りては法律の無効なるを唱へて此法律を全廢し更に輸入生絲に課稅すべしとの説漸く盛なるに至れり又

た昨今に至りては養蠶業上必要なる懸賞問題を掲げて以て直接に間接に當業者を保護勸誘するに至れり

伊國にありても亦た其保護を怠らず現に桑樹に介殼蟲の寄生盛にして爲めに桑園を害すること勘からざるを以て四五年前より政府は法律を發布して各地方に之れが監督員を置き此害蟲の發生あるときは監督員は栽桑家に命じて一種の藥剤を注

支那族に就て、ハーベラント氏は評語を下して絶奇絶妙と云へり其の組立は長三尺幅二尺の枠を造り、三寸四角の横木の横木に竹片或は白楊若くは水楊の鉋屑類を回旋纏繰し、之を枠の上面に臚列し、蠶座に接近せしめ、或は適宜の處に移し、二個相依りて立たしむこと屏風を横に立るが如く、又は各個の枠を釣り置くことあり、共に空氣の流通善く且清淨なるを要す、是等は特り美觀のみならず、空氣の流通十分にして且つ簡便なり。

歐洲に於て主に使用するは蠶臺稈、ブリュエール(脚踏に似て技術に口立等に使用する物)の枝、金雀兒の枝、柳の枝、檉の枝、葡萄蔓等にして、其の簇の過分に大なる空處を防ぐ爲に鉋屑を用ゆと云ふ、其の構造は直に蠶座

に挿立し、的宜に蠶兒を飼ひ上がらしむるあり。又凡厚一寸許の板に二行の孔を穿ち、之に樺樹の枝を挿み、其の周圍は四角の框を組みて之を支へ、内部は白樺を布き、其の全面に絲屑を掛くると云ふ。又我國の蠶種製造に用る框の如きものを造り、之に一頭つゝ容るゝ者あり。本邦に於ても偶々鉋屑若くは附木等を以て輪を捺へ、汚蠶等蒙ければ大に得用なり。然れども多數の蠶兒を飼育するものは、一刻千金にも價する繁忙の時期に到底行はれ難き憾あり、ハーベラント氏は簇の裝置を評し日本を以て第一となす、蓋し鉋島田簇に優るものは恐らくは他にあらざるべし。

第八 蠶燭と洋燈

我國人の習慣として養蠶上に大に香臭を嫌ひ、古昔太子本記養蠶の禁物の條に麝香を數へたり、這は嘉みすべきとなれども、是を以て蠶室には今に於ても洋燈を禁じ、蠶燭を點して夜間の労をなすは或は杞憂に過ぐるなきか、洋燈なりとも焼火中は敢て惡臭を放つものにあらず、只其の油を蠶兒桑葉等に塗りたらば、害となるには相違なしと雖も、猥りに石油を撒布するもののならざれば決して夫を氣遣ふにも及まじ。經濟上に至りては蠶燭より遙に價低ければ、極めて

從事せりと雖も生徒養生の傍ら之れに從事せるが故に充分の研究を爲す能はざるなり故に宜しく其各項に就きては懸賞問題となし廣く之を當業者間に募集するは最も緊急の事項となす而して其問題と爲すべき事項數多あるも現今に於て其重なる者を舉れば即ち左の如し

一、桑樹縮葉病の原因并に其豫病法

一、鷦鷯の害を除去する法

一、軟化病の原因并に其豫防法

一、殺蛹の良法

世間政治文學の徒を稱して常に歴史の花とせり、而して社會の基礎たる生産に大功勞ある人物に對して深く意を置かず、余輩甚々之を憾む、今ま農務局調査の農功傳に就き、蠶業界の二人物を探り本書に收む蓋し伊藤氏高山氏の如きは平凡なる歴史家注目の外に立てる所謂無名の英雄か、因に記るす、高山

得策なり、只消し止むるの際は室外に持出るを要す、又之を倒す等の危險の恐あれは安全の洋燈臺を用ゆべし、若し洋燈を普く用るに至らば、我が養蠶社會若干の餘利を拾ふに至らん。

生絲篇

社の由來は嘗て毎日新聞に連載せられたるものを取りたり、伊藤氏略傳の後に室山生絲場假規則を附せり、工場に注意する人は熟讀すべし、

伊藤小左衛門

小左衛門姓は伊藤初め小平次と稱す伊勢國三重郡室山村の人也家農を以て業と爲し兼て味噌製造をなす人となり、穎悟敏達慈愛に篤く樸素を尙ひ邁往不挫の氣節あり其の先甚だ富ます小左衛門常に弟妹を鼓舞し僕婢を激勵し率先して家業を經營す直實誠正の名四方に傳はり販賣日々に般賑を致す天保八年大豆二百五十石を釀造す嘉永二年に至りては増して二千五百石に至れり安政元年地大に震ひ三重縣最甚しく小左衛門の屋舍倉庫悉く壞破蕩盡且連雨にて貯藏の味噌醤油多く腐敗し殆ど産業を傾く小左衛門少しも挫折の色なく三弟等と誓ふに銳意刻苦他人の力を假らす三年を期して回復を謀るとを以てす是に於て一弟に木材を購求せしめ一弟

ずして、却りて田舎の生絲家にありと、余輩も此の語を以て我國の生絲家を見んとす、然れども今の製絲家にして、此の名譽ある榮稱を受くるを羞ぢざる者果して幾人ぞ、生絲篇を記するに際し撫然たり。

第一章 蘭種の撰定

四五年前より蠶絲改良の聲世に高まると共に、その第一手段として蠶種の選擇種類の一一定説盛に議せらるゝに至れり、是れ實に喜ぶべく實すべきの事なりと雖も、其の實際を觀察し來れば、却て益蘭種の雜駁に流るゝの傾きあり、慨はしき事ならずや、之を明治廿三年第三回内國勸業博覽會の出品に徵すれば、思半に過ぐるものあらん、即ち蠶種の名稱異なるは二百〇五にして、蘭は百四十四なり。斯の如く種類雜駁なるは製絲の繰作上多くの費用を要するのみならず其の品質亦た宜しからざるなり。例今は蘭の種類異なるに従ひ其の含有する所の膠質多寡相同しからず、其の膠質の寡きものは低き溫度を以て久しく煮るにあらざれば、絲の解舒宜しからず。故に同時に種類の異なる蘭を煮て絲を繰製せんとするに方り、其の煮加減を以てすれば、膠質の多きものは其の度未だ足らざるを以て絲の解

に修補營繕を命し又一弟に釀造を負擔せしめ自ら之を統括す區處宜きに適ひ督理法を得故を以て二年有半を踰え遂に功を竣め結構反て舊時に倍すと云ふ四日市驛舊助鄉馬二百頭を備へ以て陸運の用に供す而して一頭給する所の米額年十四俵を定制とせしに文化年開米價大に騰貴せしを以て其の額を減消せり是より驛馬及び助鄉馬も亦其の數を減却し運輸梗塞貿易滋滯苦む者甚だ多し小左衛門車を以て馬に代用して此の憂を除かんと欲し屢々之を驛吏に謀る然れども驛吏固く舊慣を執て聽かず小左衛門屈せず更に其の利害を管廳に具陳し強請して已ます遂に許さるはより運諭開通し人民其の便に頼る後將軍朝観の典を擧るに方りて沿道の各驛獨り免るゝを得るもの小左衛門の功なりと云ふ安政元年より領主松平下總守の用達となり精勵勤務十五年間一日の如し功勞を以て苗字帶刀を許され里正上席と爲り次て代官上席に班す小左衛門深く公益を

舒悪しく、之が爲に費用を要すると少小にあらざるなり。加之、その種類異なれば自ら色澤にも不同あり。米國人は嘗て言へるとあり、日本之生絲は殆んど同色と思はるゝ品にても、最初製絲の際、一の鍋中に種々異色の繭を混合して操りあぐるが爲め、各括恰も縞の立ちたるが如く特異の色を現し、而して僅かに二括の絲すら相等しきものなく、又其の一括の中にある各総にても其の色決して相同しからず、半は白色にして半は黃色なり云々と、其の評或は少しく酷に過るが如しと雖も較之に近きものあり、されば機業者の之が染色を施す際に當りては、同一の色に染め上げても濃淡自ら縞を生ずるに至る。

尙又繭の種類異なれば織度に不同あるものにして、例之は甲は一尺、器四回に對し三デニール五分あり、乙は二デニール五分、丙は一デニール五分あると云ふ様なる場合には、之を織製するに熟練なる工女と雖も甚しき手數を要し、其の上織度の一様なるものゝ如く同じ織維の生絲は製造し得られざるなり。此の織度の不揃は我國生絲の一大缺點にして、常に歐米の機業者より苦情を申込まるゝ所なり。米國人の評に、伊太利絲は十三乃至十五デニールと云へば決して十三より細きものなく、又た十五より太きものなく、平均十四デニールを外るゝ事なきも、日本絲に於ては十三乃至十五デニールの品にて、十より十八迄の絲を見るは珍しからずと、夫れ斯の如く織度の生絲を以て、一様に揃ひ居る織物を造り得べきか、尙織度の不均なる時は同し染色法を施しても、光線の工合により無地物などは縞の様に見ゆるものなり。

之に關して米國人の言へるをきくに日本の生絲が織度の不揃なるは繭の種類過多なるによる。試に歐洲を看れば蠶繭の種類僅かに八品に過ぎず、然るに日本の蠶繭は其の種類無慮六十の上に出づ、夫の犬馬及家禽の類を養成するにも、其の道に達したる牧者は、最良の結果を獲るを以て唯一の目的となし、至良至善の種子を取りて家畜を改良することを力むるが故に、之が爲めには家産を傾くるもの往々あり、今ま蠶兒を飼育するに於ても、同一轍に出てさるべからざるは最も覩易きの理なり。

繭種の系統

世に蠶の種類幾百種あるらを知らずといへども、今ま其の最も能く知れ渡りたるものに就て、一の系圖を製し列記せば、方に左の如くなるべし、他の之に入らざるものと雖も、皆な此の範圍の中に網羅せらるゝものと知るべし。

左衛門獎勵の功與て力ありと云ふべし又一方には蠶事を起さんと欲し先づ桑苗二百株を得て之を園圃に移植し各地の培養法を參照して以て其の生成を遂げ而して養蠶を創む文久二年工女二名を役し始めて製絲の端緒を開き其の翌年は工女十人

其の翌年は二十人其の翌年は三十人を役し漸次事業を擴張し積むと十年終に手織絲の不利を看破し斷然改良を圖るの志あり是に於てか明治七年富岡製絲場の裝置に倣ひ十人取の機械を作る工手を信州諏訪より招き絲二十一貫目を製す而して品質不良富岡製に比すれば價格四割を減す爲めに損耗すると一千餘金小左衛門少しも退避せず自から富岡製絲場に至りて其の製法の概略を傳習す翌年更に器械を擴めて二十人取とし製絲五十二貫目を得之を横濱に輸送するに品質猶善良ならざるを以て又た千有餘圓の損失となれり然れども尙規摸を遠大にし目前の失を顧みず倍進て器械を精良にし製造の妙を究めんと欲し九年其の女及び子婦を富岡に遣り留學せしめ又自から武藏本庄驛山本長平を訪ふて蒸氣機の製造を托す明治十年器械の裝置始めて整ふ既にして蠶に遣はす所の兩女も亦た業成るを以て富岡より歸れり依て男女職工六十二名を役し絲

二百十貫目を製出し之を横濱に輸送し蘭商之を評して富岡に譲らすと云ふ且此の年器械製絲を輸送するもの二十種而して小左衛門の所製其の届指の中に入るを得たり同一年三百三十八貫目を輸送して贏利若干を得此の金を以て養蠶舍蓄繭室を増設す十年内國勸業博覽會に出品賞状を得三重縣物產博覽會にも出品賞状を得佛國大博覽會にも出品し銅牌の賞を得たり文久二年初めて着手せしより今に至る十七年間屢々失敗損失を受るも趁起逡巡の色なく獨力自在遂に是に至る明治十二年五月病を以て其の家に没す享年六十沒するの數日前嗣子及び弟等を招き各一巻の書を授けて此の書は即ち司馬光の家訓なり汝曹之を確定し只陰徳を積て子孫長久の計を爲せよと亦以て其の志を見るに足れり曾て小山德藏なる者の帮助を受け社長となりて別に燃絲の業を開き資金千五百圓を損て器械を整へ製造所を鈴鹿郡上田村に設く凡そ人の困厄に遇

一化蠶	白蘭種	赤熟質	青熟質	白蘭種	赤熟質	青熟質
	黃蘭種	黃熟質	黃白	夏蠶	小石丸	朝鮮
	黃白種	黃熟質	黃白	玉無	姬蠶	又昔
	金巢			金生	支那種	
三化蠶	白蘭種	青熟質	三化蠶	夏蠶	飛白	鬼縮
四化蠶	白蘭種	青熟質	四化蠶	大草	青熟質	赤熟

第一節 蘭種の來歴

(一) 一化蠶 白蘭種 赤熟質

赤熟は福島縣大橋伊三郎氏の蠶桑實際書に據れば、天和年間同縣伊達郡掛田村佐藤久之助の祖先が發見したるものにして、當時之れを野蠶と呼ぶ、夫より二百年間を経て佐藤久之助事川久の代に至り、一層改良して世上に傳播せしなり、天保弘化嘉永の頃最も盛に行はれ、絲量多く、絲質佳良にして收穫も多く、養蠶製絲俱に欠くべからざる良種なり。而して安政五六年の頃には一升の蘭粒二百十五顆より二百三十顆位を容れ、纖維も精細なりしと雖も慶應二年の頃蠶卵紙海外に輸出するに當り、製種家は専ら費用を減じて蠶種を多額に製出せんことを務め、蛾の歩方を得んことにのみ注目して單に蘭の小粒を好むに至りしを以て、明治三四年の頃には全く固い本質を失ふに至れり。此時に當りては小野組は二本松に生絲製造所を設立せしと雖も、損耗相尋き、小野組亦た瓦解するに至りしを以て、製絲所も從て閉鎖するの止を得ざるに至りしかば、支配人佐野理八氏は大に之を憂ひ、其の失敗の原因蘭の不善なるに基くものとなし、更に製絲所を再興し自ら社長となり、力を原繭の選擇に盡し只管良種を需めんことに注意せり、此際伊達郡地方は發蛾の歩合大に減少し、從來千枚以上製造せし蠶種家にても確かに四五十枚を得るに過ぎざるの有様にして、赤熟

ふ者は之を救ひ興産に志す者は之を助け財本を代與し家事を負擔する等一も其の至誠に出てさるものなし或は學校を私設し或は窮民を賑恤する等其の費資らざるの女及び子婦を富岡に遣るが如きは現今富家の爲す能はざる所なり其の製造所に使用する職工多くは士族及び貧民の子女に取る蓋し其の意隱然就産を補助するにあり其の心を用ゐる此の如し明治十三年十月車駕巡幸の時參議山田顯義勅命を承けて其の製造所に臨視し追賞として金十圓を賜ひ十五年五月縣廳其の篤行を嘉し賞狀を與へ十六年農商務卿より其の殖產の功勞を追賞して金十圓を賜ふ子弟も亦能く遺訓を遵守し孜々として其の業の盛大を圖る。

室山製絲場假規則

第一章 現業手續

第一條 當場は毎年一月開場し十二月閉

場するを以て恒例とす
第二條 休業は毎月三回とす
但臨時休業は此限りにあらず

第三條 就業時間は日出より日没までとす

第四條 喫飯并に休憩時間は日の長短により伸縮し一定せざるを以て變更の都度場内へ掲示すべし

但日々の報告は漏笛を用ゆ

第五條 工女就業中に猥に其席を離去すべし

第六條 工場内に於ては飲食を堅く禁ず

第七條 日々工女の業務を調査し毎月末等級を點検するものとす
但し其方法は別に之れを定む

第二章 係員及責任

取締役 當場は左の係員を設く

製絲頭

工女取締役

朝鮮は明治十八年農商務省の依頼により、彼國駐在の我公使館より廻送せるものに係る、農務局試驗場の試驗の成績によれば、飼育日數は大抵鬼縮と同じ、繭一斤に對する絲量は赤熟に亞けども易ならざるを以て又再び小形の繭を裹ふに至り、漸次昔に復することとなりたるを以て、奥州伊達郡の人伊藤彦次郎なる人之に又昔ど名を附し賣廣めたるより、文化以降文政の年には此種大に世に行はるゝに至れり。

白玉此種は埼玉縣競進社々長木村九藏氏が、群馬縣前橋の生絲商勝山某より原種を譲り受け、多年刻苦改良を加へたるものにして、此の名太不同なりとす、又明治廿二年農商務省に於て輸入せる三眼蠶あり、此の繭形小にして其の層薄く、質亦宜しからざりければ望なきを以て終に其の跡を絶つて。

飛白は身體に黒色の斑點あり、宛なから飛白の如きを以て此の名あり、蠶性強健なりと雖も纖維太く、色澤赤味を帶びて絲質宜しからず、割合に食桑の量多く、極めて劣等の種類なり。原產地は秋田地方なるが如し、山間などの技術の未熟なる場所に之を飼育するものあり。

鬼縮の來歴も甚詳ならずと雖も、或は其の繭種は西班牙より輸入したるものならんとの説あり、明治四五年の頃より漸次内地に廣まりたるものにして、群馬縣富岡町の養蠶家佐藤國太郎氏は之が改良蕃殖を圖り、鬼縮の名を命じたり。富岡製絲所も其の繭の纖維

検査補
機關係
雜務係

良好なるを以て増殖を勧めたりしかば、爾來世に行はるゝに至れり。

繭 係

賄 方

第九條 取締役は諸係員を指揮し場中一

一切の事務を管理すへし

第十條 現業係は取締役の指揮を受け左の項を擔任すへし

一工女等級表調及點陟の事

一工場に關する記録の事

一繭撰別の事

一繭量り渡しの事

一製絲の精粗及絲量調査の事

一製絲裝束及荷造りの事

第十一條 製絲頭は取締役の指揮を受け左の項を擔任すへし

一繭絲方法注意の事

一揚返方法注意の事

一絲捻の事

第十二條 會計係は取締役の指揮を受け左の項を擔任すへし

一金錢出納の事

第十三條 會計係は金錢の出納に證左を具し取締役の檢印を受可し

一往復書類の事
一營繕の事
一賣買に係る記錄の事
一決算報告書調製の事
一往復書類の事

第十四條 工女取締役は取締役の指揮を受け左の項を擔任すべし

一寄宿所取締の事

一工女出入監視の事

一工女疾病手當の事

第十五條 檢査役は取締役及現業係の指揮を受け左の項を擔任すべし

一工女勤情監視の事

一繭分與の事

一繭絲注意の事

第十六條 檢査役の補欠に充つるものとす

(二) 一化蠶

白繭種

紫熟質

バクダ此種は土耳其巴クダ府の白繭種を、佛國ビトバン洲ベランキニイニーブレール會社に於て複製したるものと、明治十九年横濱同伸會社が輸入せしものにして、爾來内地に擴まり、農務局蠶業試驗場の試驗に據れば、蠶卵の孵化は概ね一樣ならずして、前後殆んど一週間餘りにも亘り、蠶軀極めて肥大にして五齡中は一頭の重さ二匁餘に至る、運動活動なれども發育緩慢にして飼育の日數甚永く、食桑の多きに亘ぶれば、絲量割合に少なし、左其の繭形の巨大なるは、頗る目を屬すべきものなりと雖も、片掛にして緊緩調はず、老熟するに臨んで頭邊紫色を呈す、故に紫冠の名あり。只纖維は細くして長し。

(三) 一化蠶

白繭種

青熟質

青熟は嘉永五六年頃、福島縣伊達郡掛田村大橋伊三郎の父重左衛門が赤熟種の中より選抜したるものに係れり、其の際掛田村は同郡川股地方にて產出する輕目絹（即ち西京の本紅一の原料たる繭を製造し來たりしが、嘉永二三年の頃は人々大巣を好み、一

升の繭粒百八十顆より二百顆位に至りしを以て、纖維も亦從て頗る大きを致せり。然るに輕目絹なるものは、四百繭を一杼となし、一杼縦絲の重量は四十三四匁を最上とす。されば赤熟の太き纖維にては、何分能く手薄の纖物を製造する能はざるを以て、是より養蠶家は更に赤熟を棄て、又昔姫蠶の如き纖維の細緻なるものを飼育するに至りしが、其弊反て纖維細きに失し解舒滑ならずして纖維甚だ困難なり、此れに於て重左衛門刻苦多年、赤熟中より纖維の大ならざるものを探出し、製絲家も皆之れを貴重するに至れり。

小石丸の經歷も亦甚だ詳ならざるに似たり、されども又昔と稍其の起源を同じくする如くに思はるゝなり、即ち彼の享保年度に小巣の繭の流行せし時は其の形圓かりしと、されば今言ふ又昔よりは寧ろ小石丸に同じかるべきか。元來又昔と小石丸との區別は、小石丸は形圓くして縫目深く、又昔は少しく細長くして縫目淺し、而して又昔の產地は主に奥州地方にして、小石丸は信州に多し。

姫蠶は軸中斑點なく、白色にして綺麗なるを以て此名あり、發育甚だ速かなれども繭層深く、且小く絲量乏しきを以て養蠶の開け

第十七條 蘭係は取締役の指揮を受け左の項を擔任すへし

一 蘭買入の事

一 蘭燥殺の事

一 蘭撰別の事

第十八條 機關係は取締役の指揮を受け左の項を擔任すへし

一 蘭貯藏の事

第十九條 賄方は取締役の指揮を受け左の項を擔任すへし

一 飲食物購求調査の事

第二十條 賄方は購求したる物品の仕切書及通帳等を會計係へ差出し金錢の仕拂を請ふへし

第二十一條 賄方は衛生上に厚く注意し有害の食物は決して用ゆへからず

第二十二條 雜務係は取締役及其他諸係員の指揮を受け雜務に從事する者とす

第二十三條 各員擔任する所の業務を盡す

へきは素より論を俟すと雖も時宜により繁閑相幫助し業務上の便宜を謀る事あるへし

第三章 工女取扱方法

第二十四條 工女志願のものは身分品行等聞糺し適任と認むるものに限り當場の都合を以て備入るものとす

第二十五條 工女は年齢十五年以上とし其年期を三ヶ年とす

但從前製絲業に從事せしもの或は織絲工女にあらざるものは此限にらず

第二十六條 終業三ヶ年に満ち事業優等のものは左の免狀を渡すものとす

何縣何區何町何番地

族籍

名

年月日 伊勢國三重郡室山

器械製絲卒業候事
伊藤製絲場

支那種は嘗て明治六七年の頃舊開拓使に於て清國より輸入し、其に於てにして綠色白くして光澤あり。

今各地に擴り居るものは明治二十年農商務省に於て取り寄せたるものにして、一は紅蘇省の產にして無錫と稱し、一は湖州府の產にして白皮蘭と云ふ、蘭質に於ては彼れ是れ格別の差異なきもの如し。

(四) 一化蘭

黃蘭種 黃熟質

青白は家蘭と野蘭と掛合せ製造したるものなりと言ひ、其の製造者に二人あるが如し、埼玉縣萩原某の記す處によれば、安政年間上野國綠野郡上大塚村の織茂周平なる者蘭種を製造するを營業とせしが、嘗て蘭種製造の際野外より一羽の蛾飛び來りて蘭蛾と交合せしを認め、之を別紙に取置き、其の蘭卵を次年に及んで養ひしに青色を帶びたる蘭を營めり、此蛾を再び野蘭の蛾と交合せしめたるに、翌年其の蘭は黃色となれり、爾來之れが蘭質を撰別し年々飼育せしに、良質の春蘭となり青白色を呈するを以て之を青白と稱へしと。又長野縣藤本某の説に據れば、今を距ること六十

七年前文政十年奥州伊達郡の伊藤彦次郎の父善右衛門、信州高井郡に於て蘭種を製造したり、其の節窓より桑蘭の蛾入り來り、又昔の蛾に交尾せしを氣付かず、其の種を甲州都留郡邊に賣捌たるに、白蘭を結ぶべきものより黃蘭を得たれば人々驚き、黃蘭のみを撰別して綠製したるに、黃色を帶び彈力強ければ之を織物となしたるに頗る奇麗なり、此に於て野蘭の蘭を集め其の雄蛾を探して又昔の雌に掛け合せ、黃蘭の蘭種を製造し世に販賣したるは、文政十二年にして是れ日本黃蘭種の行はれたる始めなりと。惟に此の二説眞に日本黃蘭種の元祖なりとは言ひ難きに似たり、何となれば既に今を去ると九十二年前は享和二年の著に係る蘭秘錄に黃なる蘭を作る蘭あり、之を「きんこ」と云へり、されば尙ほ此の以前より黃蘭種のありしことは掩ふべからず。

黃金は明治六七年の頃舊開拓使に於て伊佛兩國より輸入せる以來各地に傳播したれども、今に至りては繼續飼養するもの殆んど稀なるに至れり、蘭兒は本邦種に比すれば肥大なれども、食桑は割合に多きを要し、概ね虛弱にして動もすれば病に侵され易し、只其纖維は細微なり。

(五) 二化蘭

白蘭種 青熟質

第廿七條 紿料は日給として左の通支給すへし

但時宜により増減するとあるへし

検査長 拾三錢 檢査役 拾貳錢

検査補 拾一錢 一等 拾錢

二等 九錢 三等 八錢

四等 七錢 五等 六錢

六等 五錢 七等 四錢

八等 三錢 九等 二錢五厘

十等 二錢

第廿八條 工女は悉皆寄宿せしめ通勤を許さず

第廿九條 賄及寄宿に係る費用は給し衣服小間物藥價等は自辨せしむ

第三十條 出業無欠の者へは賞金を給す其金額左の如し

二月より五月迄欠勤せざるとき

検査役 七拾錢 檢査補 六拾錢

一等 六拾錢 二等 五拾錢

三等 五拾錢 四等 四拾錢

五等 四拾錢 六等 三拾錢

七等	三拾錢	八等	二拾錢
九等	二拾錢	十等	拾錢
等外	拾錢		

六月より十二月迄欠勤せざるとき

検査役壹圓半錢 檢査補壹圓貳拾錢

壹等壹圓半錢 二等壹圓拾錢

三等壹圓四等九拾錢

五等八拾錢 六等七拾錢

七等六拾錢 八等五拾錢

九等四拾錢 十等三拾錢

第卅一條 業務格別勉勵し品行方正なる者へは臨時賞金を與ふることあるへし

第卅二條 退場の節爲手當左の金額を支給すへし

但拾等以下は給せず

検査役 七圓 檢査補 六圓

一等 五圓 二等 四圓

三等 三圓 四等 二圓

五等一圓五錢 六等 一圓

夏蠶 は福島地方に飼育するものにして、繭形巨大なり。大草は長野縣上伊那郡の産にして、繭形長大絲質良好にして、絲量の豊なる二化蠶中の巨擘なり。

玉無は長野縣小縣郡に於て夏蠶の同功繭多く、經濟上面白からざる所あるを以て夏蠶中より尤もこの繭の寡きものを擇出したるるものとす。蓋し玉は信濃の方言にして同功繭を云ふ、其の形狀色澤等總て小石丸に類す。

(六)二化蠶 黃繭種黃熟資

金生 は略一化蠶の青白に同しく、上州、武州、信州等に飼育する人ありたれども、近時は追々其の種類減少し殆んど絶滅せんとするに至れり。

金巢 は一化蠶の青白と二化蠶の白繭と掛合せたるものあり、或は一化蠶の白繭と二化蠶の青白と掛合せたるものあり、先年信州地方に行はる。

三化蠶 (七)三化蠶 白繭種 青熟質
説明次項に譲る。

四化蠶 (八)四化蠶 白繭種 青熟質

四化蠶は蓋し三化蠶と同一のものにして、一年に四回發生すと雖

も、四回目に至れば氣候冷氣を加ふるを以て好果を得す、又甚しき寒冷の時には、三回目限にて孵化せざることあり、是れ即ち三化蠶なり、熟ら考ふるに、此種の發生する啻に一年三四回のみに止まらず、若し氣候にして生育に適當ならば、或は年中順次孵化すべきものならんか、彼の支那の南方に七化蠶あり以て思ひ合すべきものあり、其の發育は速にして活潑なれども繭形小さく、一升に四百餘顆を容れ絲量も極めて乏しく、一升僅か六七匁に過ぎず、明治六七年の頃より世に知られたりと雖も、惟ふに本邦固有のものにして、只昔時は人の顧るものなかりしに由るならんか、或は言ふ、今を去る七十餘年前上武の間に於て飼養せしものありしと。

人工孵化蠶

秋蠶 天保八年上田町房山組土屋某の發明したるものにして、晚種夏蠶を以て蠶種を製造し、之を三度飼と名稱して、上州伊勢地方に販賣せしに創まる。中頃其の業衰へしか慶應三年七月夏蠶種を以て春蠶種に擬し、之を海外に輸出せんとせしに、產卵後數日を経過するも變色せざるを以て、次に氷室に貯藏せしに尚更に變色なし因て室外に出せしに漸く四五日にして孵化したれば、之を試

七 等 七拾錢 八 等 五拾錢
九 等 三拾錢

第卅三條 品行方正ならざるか或は業上

怠惰にして退場を命ぜしものは給料の外一切支給せざるものとす

第四章 寄宿所取締方法

第卅四條 工女十名を一組となし組毎に部長一名を置き以て一組の監督をなさしむ

但部長は検査役検査補の内より撰任すべし

第卅五條 工女は互に相愛し疾病等の節は可及的幫助して友輩の情義を盡すべし

第卅六條 外出の節は勿論寄宿所内たりとも總て静穩にし歌謡高聲裸体等は堅く相慎むべし

第卅七條 朝は一汽笛の報により寝所を出て夜は九時を限り必ず寝に就くべし

第卅八條 病氣若くは其他の事故にて欠

動するときは部長を経て工女取締役へ申出べし

第卅九條 工女は猥に外出すへからざるものとす

但病氣又は其他の事故にて外出を要する時は其理由を部長を経て工女取締役へ申出て許可を受くべし

第五章 雜則

第四十條 上役の命に従はざるか又は不正の所業を爲すか若くは不潔の行状をなし風儀を亂す者あらば臨時退場せしむる事あるべし

第四十一條 此假規則は當場の都合により更正加除する事あるべし

右條々當分相定候事

假規則第七條附錄 等級調査方法

第一等調査は毎月廿六日より廿五日迄を以て一ヶ月とす
一左の數項を以て對數を加減し可點の多少に依り等級を決定するものとす

第一項 升數

繭形の小さもののみを撰めば再出するもの多く、之を年々歲々飼育すれば二化蠶となり、二化蠶中にても初期の繭を撰別する時に、繭層厚く貞好なるものを撰めば、二回目に發生するもの寡く純粹の一化蠶を三化に、三化蠶を二化に、二化蠶を一化に變化せしめ、或は之と反対に一化蠶を二化、三化、四化、と變化せしむることを得らるゝなり。例之は一化蠶中に就て孵化早く、蠶肺小く、上簇早くなるべし。

却説、近頃夏秋蠶即ち二化蠶に就ては、蠶業社會種々議論のある事なるが、之を有害なりと云へる説に二箇の論據あり、曰く一年に數回桑葉を摘採すれば、大に桑樹を傷害するといふもの其の一にして、又夏秋蠶は絲質不良なるを以て春蠶絲と同一に繰製し、之を海外に輸出すれば日本蠶絲の聲價を失墜すといふもの其の二なり。成る程一年に二回も三回も桑葉を摘採することは、生理上其の宜しきを得ざれば好ましからぬ事に相違なきも、長野縣松本地方に於ける如く特別に夏秋蠶用桑葉を仕立たらば、此の憂は免かるべし、絲質は春蠶絲に比して劣ることは氣候等の關係上據なき次第にして、即ち類質多く且つ同じデニールの絲にても割合に容積廣し、されば夏秋蠶地方の製絲は外國の機屋より常に毛羽立つて苦情を鳴らさるゝなり、併し乍ら地方の事情により或は經濟の都合により飼育せざるべからざる事情もあれば、成る可く良質のものを撰み春蠶

育せしに頗る眞結果を得たり。其の後大に其の進歩を助けしもののは風穴の發見なり、明治七八年頃、同縣安曇郡稻核村前田某所有の山麓に穿てる深き穴あり、此の穴中の氣候は極暑の時節と雖も華氏寒暖計四十八度より高まらざるを以て、水室に換へ、此處に貯藏することを考案せり、然るに其の結果良く、其の後各所に風穴を發見するに至りたるを以て、皆貯種の用に充ることなれり、其の蠶種に二様あり、一は一化蠶即ち春蠶を此處に貯藏して發生を遲延せしむるもの、一は二化蠶即ち夏蠶の初期を貯藏して發生期を遅延せしものなるが、春蠶の方は何分虛弱なりとて、主に夏蠶の初期を抑止して通常の夏蠶の二回目發生の頃に孵化せしめ、此處に之を概論せんに、三化蠶、四化蠶は繭質不良なれば決して好んで飼育すべきものにあらざるなり。

二化蠶も亦稍い之と趣を同ふす、元來化生の度數多きもの程繭質悪し、繭質の良好なるものは之に反す、故に此の理により人爲を以て四化蠶を三化に、三化蠶を二化に、二化蠶を一化に變化せしめ、或は之と反対に一化蠶を二化、三化、四化、と變化せしむることも得らるゝなり。例之は一化蠶中に就て孵化早く、蠶肺小く、上簇早く

是は一ヶ月升數を一人毎に合算し之を就業日數にて除し得たる所の升數一日分を以て點數を定め一合を十位とし可點とす

第二項 絲量

是は各自繰製したる絲量を升量にて除し平均一升の絲量を得之を定則の絲量と比較し超過するものは一厘毎に可點を附し不足するものは一厘毎に二の不可點を附す

第三項 細太

是は左の表に依り可否の點を附し一ヶ月分可否の點數を加減し得たる所の不點數を検査の回数にて除し平均一回の點數を以て可否の點數を附すへし

十一デニール可點甘	十一半デニール可點十	十二デニール可否を附せず
九半デニール不點十	九デニール不點廿	八半デニール不點三十
一ル不點五十		十三デニ

以下デニールの差を生ずる毎に否點甘

を増す

第四項 デニール罰

是は目的より二デニール半以上の差を生したるとき第三項否點の外更に左の罰點を付す

二デニール半罰點五	三デニール罰點十	以下半デニールを増す毎に五點を増す但罰點登記簿を製し検査役に保管せしめ本條に觸るものは自ら該帳簿を検査役より受取り現業係に罰點の登記を請ふものとす
-----------	----------	---

第五項 類

是はデニール検査の際検尺器貳百回の所にして類を檢しゾル類一個の點數を三となし其他の質類にあらざるもの一個を一點となし質類は十個を合せて一ヶ月分を合算し検査の回数にて除し平均一回の點數を得て否點となし

第六項 品位

と混同せずして夏秋蠶は夏秋蠶にて繰製し、夏秋蠶絲として賣捌くには決して差間なからべし、故に夏秋蠶は國家の害蟲なりなど云ふは極端の説なれども、春蠶を廢して夏秋蠶を養ふべしと唱ふるも亦極端の説と謂つべし。

黃繭種と白繭種との利害得失は、後ち更に詳しく述べる所あるべければ、今此處には吾人の注意に據り黃白何れの色澤にも隨意に變化せしめ得べき理を説かん、彼の白繭種中にも仔細に熟視すれば、色澤の純白のものあり、卵白のものあり、灰白のものあり、或は幾分が淡黃色を帶べるものあり、此の淡黃色を帶びたるものを撰別して飼育し、年々其の色の濃厚なるもののみを撰めば、遂に數年間の星霜を閱する時は黃繭種に變するに至る。又た黃繭種にありても其の色澤の淡きものを撰み、漸次前の如き手續を施せば終に白繭種を得るに至るべし。

黃繭を營むものは、大抵蠶兒の老熟するに至れば蠶肺黃色をあらはす、白繭種には青熟のものあり、赤熟のものあり、彼の土耳古產のパクダは紫色を帶ぶ。然れども此の赤熟と云ひ青熟と云ふも自由に變化せしむるを得るものにして、青熟中の蠶肺肥大にして老熟の際に其の幾分か赤色を帶ぶる繭形の大なるものを年々撰別し來れば、

遂に赤熟に變し、又赤熟中より之に反するものを擇出し行けば、終に青熟となる。茲に特に言ふべきは、小石丸と又昔なり。此二種は本來青熟の中巣、赤熟の小巣より撰み來りしものゝ如くにて、少しく繭形の大なるものを撰めば赤熟となり、小なるものを撰めば青熟となる。前に掲げたる繭種の系統圖に於て、信州地方より産出する小石丸は概ね青熟にして、奥州地方より出す又昔は青熟多きを以て之によりて其の範圍を設けたり。

第一節 撲別の第一要件

繭種を撰別するは飼育の容易なるものを撰むにあるか、織維の精細なるものを擇むにあるか、繭形の良好なるものを擇むにあるか、飼育の容易なる、織維の精細なる、繭形の良好なる皆其の撰別すべき箇條の一項目なりとは雖も、未だ以て要件とはなすに足らず。然らば其の要件は如何なる事ぞ、即ち日本繭絲の特色を發揚すること是なり。蓋し我國の蠶絲が他國産の繭絲に比して特色とすべきもの二あり。曰く、光澤の純白なること及び練減の寡きことはなり。抑々歐米諸國に於て衣服其の他の織物にして白地物の流行する時は絲價の如何に論なく皎々たる色澤を有する我日本繭絲に藉らざるべ

是は織製したる絲を日々検査し三等に区分し左の可點を付し一ヶ月分を合算し之を検査の同數にて除し平均一回の點數を以て付點す
一等可點四十、二等可點廿、三等付點せり

第七項 年數

是は入場後の年數を算し一年を可點二とし付點す

但十日以後の入場は翌年より起算するものとす

第八項 功勞

是は行狀の善惡業務の効否を考察し現業係及検査役の評議を以て五點より五十點までの可點を付す

製絲工女行狀心得の事

初めて入場の時は總取締検査役及検査補等を初め都て上たるものゝ教に従ひ溫柔方正を旨とし規則を踏行ひ不正の所業且つ不潔の行狀をなさずして能く勉強すへし昇級するに及びては下たるものには親

からず、伊佛兩國の黃繭種は染地となすには適すと雖も、淡色若くは白色などの織物にはよろしからず。故を以て我國にては益々此の特色を發揚し、假令商標を貼付せざるも絹絲の較々たるを見れば、一見日本繭絲たるを知り得らるゝに至らんとを期せざるべからず。即ち歐米諸國の白地絹織の原料は、我國の專有たらしめんとするにあり、是れ余輩の繭種を撰別するに就いて第一に希望する所にして、次は

夙に歐米機業家の間に稱揚せらるゝ我國繭絲の練減の寡きことにし、實際練減少なきは、同じ價格にても使用上得る所多きものなれば、益々此の好趣味を多數の機業者に覺らしむる工夫が最も肝要なり、以上の二者、余は種繭撰別の第一要件と爲す。

前列記せる一化蠶中にて、黃繭種の青白、及び金黃の如きは色澤宜しからざるのみならず、練減に於ても割合多ければ、先づ第一に之を排斥せざるべからず。白繭種中にても外國産のペクダは、繭形巨大なれば玩弄物としては或は珍しからんも、經濟上より見る時は絶て望なきに庶幾し。朝鮮種も好みて愛する程の價值なきも、先づ赤熟と青熟との掛合位のものと知るべし。支那は外國渡來種中の優物なれば、取りて改貢を加へば將來好望の品なるべし、(是に關して

切に教へ又能く之れを誘導すへし總て朋友には信義を以て交り不和の生せざる様致すべし扱て各業に在る時間は兩便の外

猥りに其席を離去するは勿論事業外の小

歌及び雜話をなす可からず業終れば場中

を清潔に掃除し繭絲等の屑類を廢物とな

さゝる様心懸くへし又織絲の者は毎日食

事前失念なく手を水剤に浸し又清水にて

之を叮嚀に洗ふべし若し之を忘却し浸さ

る事數度に乃はト繭の毒汁にて手に傷

をすべし後日大に困難する事あれは必ず失念す可らず食事の時は身體を方正にし

總て食物を粗末にす可らず又浴湯等も多

人數の事故雜話をなさず成へく早く済し當番人の困らざる様心掛け當番人も亦諸事に氣を付け不都合なき様致すへし髪結

ひの如きも氣を付け崩れし時は相互に結

第一等 支 那

第二等 兔 緩

第三等 又 昔

第四等 赤 熟

第五等 青 熟

第六等 小石丸

從來吾人の實驗に據れば、常に色澤の最上位を占むるものは青熟、

相慎み毎夜九時限り必ず接話を止め寝に付くべし夜業の節は教師の教を受け慎み習ふべき者なり

検査役心得の事

検査役は毎朝工女と同時に出場し工女着席すれば湯の温度を考へ不同なき様注意なく場中を巡査し工女の勤惰繭の煮加減繭絲の細太撫の多寡抄り様等總て工手の優劣に従ひ不適當なき様致すへし量出繭は失念なく記しをき毎日業終れば之を係

へ申出へし又新入の工女あれば明友に馴染む迄は別して親愛に世話なし繭絲業を教るにも短氣を出さず又自分の利發に誇らず親切に教授し部屋内にても善事を教へ愛を盡し不和を生せぬ様注意すべし

高山社の由來

群馬縣上野多野郡藤岡町は日本鐵道高崎線路の新町停車場より西へ入ると一里許の聚落にして戸數一千貳百大商豪賈あら

鬼縮等の類にして、支那種は之と併伸の間にあり、又昔、小石丸は之に次ぎ、赤熟は劣等なるものゝ如し、尤も小石丸、又昔の類も赤熟質のものなる時は、幾分かは赭味を帶ぶると雖も、其の純粹の赤熟より光澤讓る處ありしは聊か受取にくし、青熟の如き特に然り。
熟質のものなる時は、幾分かは赭味を帶ぶると雖も、其の純粹の赤熟質のものなる時は、幾分かは赭味を帶ぶると雖も、其の純粹の赤熟より光澤讓る處ありしは聊か受取にくし、青熟の如き特に然り。
絲に就て試験せるもの、下欄は第三回内國勧業博覽會に於て各府縣より出品せる繭に就て調査せしもの。

種類	歩合		級等	歩合		級等
	青熟	赤熟		青熟	赤熟	
又昔	二、九三八	二、八七六	五	一、九六	二、八三	二
鬼縮	二、七三六	二、六〇三	等四	二、〇六	三、〇二	三
支那	一、五八八	一、九三一	等二	二、〇二	二、四五	一
				二、五六	二、四五	等四
				一、九三	一、九三	等一
				二、五六	二、五六	等二
				一、九三	一、九三	等一

すと雖も無産の家なく無職の人あらずして町は縣内屈指の内に位し養蠶の業は日本全國第一流の名譽を占むるの地なり町の端々公園あり諏訪明神を祭りて舊ど藤岡神社といひしを近年改めて高山神社といふ今其由來を尋ねるに同郡高山村の人高山長五郎氏心を養蠶の業に用ゐ刻苦多年大に發明する所あり新法を創始して成効し卒するの後其遺法を受くる者之を推

開して其業益々盛に弟子全國四十餘の府縣に遍く北海道沖繩の遠地に至る迄高山氏の養蠶法を傳へて社員の數壹萬三千戸ありと聞く左れば其家族使用の人を併せば此遺法によりて貞蠶を育し佳繭を得る者幾萬の多きに至るを知らず一人の力を以て斯民を利し延いて社會を益すること此の如くに廣く其の教を傳へ其志を繼ぐ者綿々として絶えざるは眞に盛なりといふべし明治二十四年社員相計りて高山氏の爲に功德の豐碑を公園に建て且其靈を諏訪神に附祭し此に藤岡神社を更めて高

以上の成績に據りて之を觀れば、支那は常に第一位に居り、鬼縮、小石丸は較之れと肩を比すべく、青熟之に次ぎ、又昔、赤熟は最も減量の歩合多きものゝ如し。

右に掲載せし事實に由り之を評せば、鬼縮、支那は最も其の撰に適合したものゝ如し、又昔、青熟、小石丸之に次ぎ、赤熟は常に劣等の位置にあり、斯の如き大問題は容易に一二回の試験によりて斷言するは大早計の嫌われば、更に精細なる試験を經ざるべからず。

第二節 摆別の第一要件

繭種を撰別するに就て日本繭絲の特色を發揚することとの緊要なる、既に述べたり、是に次で必須なるは機業上の便益を計るにあり、彼の歐米諸國の機業家が我國の繭絲に就て苦情を鳴らし、改良を説くの箇條種々ありと雖も、多くは操作上に關する事にして、繭質に關する件は第一色澤の一様ならざること、第二織度の不同なること、第三絲縷の毛羽立つこと等なり。

色澤の一様ならざるは、繭其物の性質に關するよりは寧ろ繭種の混同するに據るものにして、繭種を一定にする時は此憂は免るべし、其他は操作上に關するのみ。又た色澤に關しては前既に説きたれは更に蛇足を添へず、織度の不同なるは操絲の技術の巧拙、繭絲の

山神社といふ世に大功ある者を祭るは古の道にして高山氏の斯の如く盛なるを見れば其社員が崇めて之を祀るも亦謂れなきに非ずイデヤ氏が如何なる経歴と辛苦によりて此偉功を收め得たる歎を記さん

區々なるに基くは勿論なれども、又繭絲の性質を論する時に言ひたるが如く、其の種類に關するものなれば、今西ヶ原蠶業試験場に於て行ひたる成績を掲げて參照せん

(一) 高山社とは高山長五郎氏の養蠶法を傳へ更に其進歩を講究試験する實業團體の名にして高山神社とは別なり藤岡町の内に本社を置く此社には蠶室あり事務所あり参考館あり貯蠶室あり農具室蠶具室あり又寄宿所ありて遠來の生徒を置く現社長は町田菊次郎氏副長を高山武十郎高橋茂太郎の二氏と爲す町田氏高橋氏は長五郎氏の門人にして高山氏は長五郎氏の子なり抑一農夫の身を以て此不朽の業を起したる高山長五郎氏とは如何の人と尋るに氏は天保元年四月を以て舊綠野郡(今は綠野多胡の二郡を合併して多野郡といふ)高山村に生る(今の美九里村の内字高山)名を重禮といひ長五郎と稱す十八

にして父の業を承け家を繼ぎしが此時より蠶業の改良は能く富を致すべしと確信し飼育を試みたるに上簇期に至りて白疆蠶病に罹り蠶兒悉く斃死して第一回は全く失敗に了れり之が爲めに多の資を失ひしが方法を更めて第二回の試験を行ひしも亦敗れしが其自信益々厚く思を凝し志を勵して三回四回の舉にかゝりしも一も成功せずして其損失甚しかりしかば四隣の嘲笑を受て流石堅忍強志の長五郎氏も頗る失望落膽の麪遇に陥りしが此に氏の氣を鼓し勇を回すの事こそ生じたれそは氏の第九藏氏が同郡日野村に別居する老父寅藏氏の隠宅に同居し父の命を受て蠶卵を其樓上の室に飼育したるに意外の好結果を得たる事なりき九藏氏此時僅かに十三歳隠宅の樓上に十三歳の少年が飼養せし者なれば其量も少く其注意も周ねからざりしを推して知らるゝに却て數年専心刻苦せる長五郎氏の養蠶に優れる良好の結果を得しこそ一奇なれ此一事は失敗

回 数	種類	青熟	赤熟	鬼縮	又昔	小石丸
第一百回	二、二五	二、七五	二、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	二、七五
第二百回	三、〇〇	三、〇〇	二、五〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇
第三百回	三、〇〇	三、五〇	二、七五	三、五〇	三、五〇	三、五〇
第四百回	二、五〇	三、二五	二、五〇	三、〇〇	二、五〇	二、五〇
第五百回	二、〇〇	三、〇〇	二、五〇	二、〇六	〇、三八	一、九四
第六百回	一、六二	二、二五	一、四六	一、四六	〇	一、九四
第七百回	一、〇五	一、五八	一、四三	一、四三	〇	一、九四
第八百回	〇	〇	二、二五	二、二五	〇	一、九四
平均	二、二三	二、六〇	二、六四	二、六四	〇	一、九四
細太の差	一、九五	二、〇七	一、二九	二、五七	二、〇〇	一、九四
等級	二等	一等	五等	三等	三等	一等
四等	二、二三	二、六〇	二、七七	二、〇〇	〇	一、九四
平均	一、九五	一、五八	一、二九	一、二九	〇	一、九四
細太の差	二等	一等	五等	三等	三等	一等
等級	二等	一等	五等	三等	三等	一等

但し等級は纖度の細太尤も寡きものを一等となし、順次等級を附せり、絲縷の毛羽立つことは、是れ類節に關するものにして、類節は織絲の際に於ける注意若くは其の器械等にも依り、又繭質の如何に

も關することは前既に陳べたり、今ま工業學校にて試験せる成績は左の如し、蓋し整理したる維絲(淺黃色)五十尺毎に就きて絲類の數を檢せしものなり、等級の順序は類節の寡きものを以て高位に置けり。

種類	第一回	第二回	第三回	第四回	第五回	平均	等級
小石丸	一七	一三	一五	一三	二〇	一五、六	二等
鬼縮	一五	一六	一一	一三	一九	一四、八	一等
青熟	一四	一六	一五	二四	四〇	二一、八	四等
赤熟	二二	一九	二五	三八	二四、六	五等	
又昔	一八	一八	二一	二二	三〇	二一、八	四等
支那種	二二	一九	二二	二三	一九	二一、〇	三等

因に云ふ、支那種にある絲類は形狀著しく大なりしと、此の他機業上に關する得失に就て、工業學校にて試験せる成績は左の如し。各種纖維の染料に於ける吸收力の如何を知らんがため、全く同一の操作を以て各纖維を鹽基性酸性「コンゴー」屬「アソザリソ」屬、植物性等の諸染料にて色染せしに、其の結果大同小異なりと雖も、試に其の濃厚度即ち吸收力の等級を附すれば左の如し。

を重ねて落膽喪氣せる長五郎氏に忽然として勇氣を回復せしめ養蠶の業決して棄つ可からず家屋の構造に適否の別あるべしとの考察を氏の胸中に生ぜしめぬ是ぞ後來氏が顯著の功を奏すべき一轉機にして失敗の闇黒より成功の疆界に入るべき道路を照らすの微光なりき

卷之三

	第一等	第二等	第三等	第四等	第五等	第六等	第七等
「マラカイトグリーン」							
(鹽基性)	赤	熱	鬼縮	支那種	又昔	小石丸	青白青熟
「ソリューブルー」(酸性)	青白	小石丸	鬼縮	支那種	又昔	赤熟青熟	
「ローダミン」(エオシン屬)赤	熱	小石丸	鬼縮	青熟	青白	又昔	
「クリサミン」(コンゴー屬)青	白	赤熟	又昔	鬼縮	小石丸	支那種	
「アリザリンレッド」	白	赤熟	又昔	鬼縮	小石丸	青熟	
(アリザリン屬)	小石丸	赤熟	鬼縮	又昔	青白	支那種	
「カテキュー・ブラウン」	青白	小石丸	又昔	鬼縮	赤熟	青熟	
(植物性)	青白	小石丸	又昔	鬼縮	赤熟	青熟	支那種

小弟九藏氏が父の隠宅に飼育せる蠶兒發育の結果良好なりしかば絶望に瀕したる長五郎氏猛然として勇氣を回復し翌年九藏氏を本宅に召還して助手となし飼育を試みたるに又もや前回の如く蠶兒白疆病に罹りて全部の失敗を取りしが更に思を構へ氣を鼓して其翌年飼育を試みしも亦成效せず是に於て沈思默考神佛に祈請して前途の成功を冀ひ只管其病因を推考して一種の疑問を胸中に生じたり自己の経験を小弟の飼育に較ぶるに熟練は我に在りて彼れにあらず注意の周き精神の固き一も彼れに劣るの點なきに彼れが父の隠

第一等	第二等	第三等	第四等	第五等	第六等	第七等
「マラカイトグリーン」	赤 熟	鬼 縮	支那種	又 昔	小石丸	青 白 青熟
「鹽基性」						
「ソリュートブルー」	〔酸性〕	青 白	小石丸	鬼 縮	支那種	又 昔 赤熟 青熟
「ローダミン」	〔エオシン屬〕	赤 熟	小石丸	鬼 縮	青熟	
〔植物性〕						
「クリサミン」	〔コンゴー屬〕	青 白	赤熟 又 昔	鬼 縮 小石丸	支那種 青熟	
「アリザリンレッドト」						
〔アリザリン屬〕						
「カテキュー・ブラウン」						
青 白	小石丸	又 昔	鬼 縮	赤熟 小石丸	支那種 青熟	
前記に據りて吸收力の強弱を平均するときは、第一等赤熟及小石丸	又 昔	鬼 縮	赤熟	青熟 小石丸	支那種 青熟	
第二等鬼縮及青白、第三等又昔、第四等支那種第五等青熟にして、						
就中青白の如きは「カテキュー・ブラウン」及び「フリュートブルブル						
」に對し、殊に其吸收力強く青熟、及び支那種は如何なる染料に						
於ても其吸收力最も弱きを知るべし。						
黒縞子織の試験。此處に機織上の試験を爲すに當り第一に黒縞子を						
こ し け ん	な					

黒縞子織の試験に於て、此處に機織上の試験を爲すに當り第一に黒縞子を撰擇せるは、諸織物中にて縞子は最も原絲の優劣を判別し易く、又黒色は光澤色合等の良否を區別するに便なるを以てなり。

織方の順序は、先づ各種の練糸と全く同一の操作を以て「ログート」

黒色に染め、油を施さず乾かし、蒸氣にて廿分間蒸して取出し、艶出器を用ひて光澤を附し、之を繰りて筒幅一尺三寸を七分して、小出丸(第一)、青熟(第二)、鬼縮(第三)、青熟(第四)、赤熟(第五)、

宅に飼育せるは成功して我の本宅に於けるは失敗し彼れ本宅に來りて我を助けたるに兩人共に失敗したるは何ぞやと斯く疑問を置きて之が解釋を求め殆ど寢食を忘るゝに至りしが之を思ひ之を思へば鬼神之を助けんとす鬼神の力に非ずして精氣の極なりと古人の言實に人を欺かざりけり此時長五郎氏の精神は神を感じるの

妙極に進みて一旦翻然として悟る所ある
者の如く忽然として得るある者に似たり
乃ち是の成敗は飼育の方法によらずして
飼育の場所によるべしと思ひ付きぬ先き
に父の隠宅に飼へる蠶貝の能く發育せし
は家屋の構造甚廣からず且樓下の爐常に
火を絶たざるが爲めに快温自から樓上に
達し又新築の家屋は能く光線を透徹して
陰濕の患なし之に反して本宅は村内第一
の巨屋にして其建築頗る古く空氣の流通
光線の透徹共に十分ならざるが爲めに床
下常に濕氣の迹を見る是れ彼れに成效し
て我に失敗せし原因に非る乎と此考察は

織上げたる黒縞子の光澤及び色合は、其の等級明瞭にして、支那種を第一とし、小石丸殆ど之に匹敵し、青白之に亞ぎ、鬼縮又之に次ぐ、青熟、赤熟之に亞ぎて而して又昔は最劣等なりき、而して此處に支那種に就き特異の現象は、織物の表面に斜紋を顯はせるど其の組織の緻密なるどに在り、是れ蓋し其の部分に於ける経糸の他の部に比し伸張せるに由るべしと雖も、其の原因は經糸の整理如何に在るか、將た伸度の差異に由るか、又他に理由あるかは容易に斷言する能はず、又昔其他に縦線の多く現るゝを見るも其の原由を明かにせず。

色縞子織の試験 縞子の淡色に於ける結果を試験せんが爲め、先づ各種の練絲を「ヒンメルアルト」にて淺黃色に染め、之れを青熟

成功以後幾十年を経て其方法全國に知られる。の今日より之れを見れば尋常のもの如しと雖其初めて此點に心付く迄の辛苦と後來成功の基礎となりたると考ふるに此時期は養蠶術進歩的一大段落と稱するも過評にあらざるべし斯くて此考案を實驗せんと欲したるか原來村落の慣習は都會の地と異にして舊家の家屋風あり特に先祖が土地と共に子孫に遺傳せし屋宇を未だ破損せざるに改築し又其構造を變ずるは子の道に缺くるものなりとの思想髮鬚として氏の胸懷に往來して之れが爲め頗る躊躇せしが忽ちに思ひ回へして先祖が此家屋を我に遺して蠶兒飼育の試験に失敗せしめ我父の新宅に成功の例を示して養蠶の功績を知らしめんとするに非る歎是れ祖先の意にあらざれば天の啓示なるべし我豈區々の情に纏はれて此機會を失ふ可けんやと遂に意を決して數世傳來の巨屋を賣却し光線の透徹空氣の流通に適すべしと自己の工夫せる家屋數棟

(第一)、鬼縮(第二)、青白(第三)、支那種(第四)、小石丸(第五)、又昔(第六)、赤熟(第七)、の順序に經絲を整理し、之を前の黒繩子の經絲に繋ぎ、然る後經絲と同一の緯絲を順次に打込み、其の打込み數一寸に附き左の如し。

青熟	一八二青	白	一八六小石丸	一七三赤熟	一八〇
鬼縮	一九三支那種		一八六又昔	一八二	

又終織まで(長二丈に附き)の經絲切斷數は左の如し

青熟	一一六等青	白	六四等小石丸	三二等赤熟	五三等
鬼縮	七五等支那種		一二等又昔	七五等	

織上の結果は小石丸色合最も濃厚にして、鬼縮之に次き、青白、青熟、赤熟、支那種、又昔順次之に次ぐ、光澤其他大差なし。次に前之經絲に淡紅色(「ローダシン」にて染む)緯絲各種(經絲と同種の絲を用ゆ)を打込みしに、色合及び光澤に於ては前と異なるなしと雖も、絲節一層明瞭を加へ、即ち小石丸及び支那種は其の數最も少く鬼絲、又昔、順次之に次き、青白、青熟、赤熟之に次ぎて最も多し、而して青白に於ける絲節は其の形小にして其數最も多かりし。

又た此繩子に於て縦線の多く現はるゝは蓋し經絲簇目及び絲の太さの不同に原因するものにして、緯絲の異りたるが爲めに一層判然せしむる。

を新築し兄弟力を戮せ満身の好望と勇氣を以て新試験の時期に入りたり今回こそは大に見るべきの好迹あらんと期したるに天意未だ成功を氏に許さりし平將に其心思を苦め其筋骨を勞して他日の大成功を氏に與んと期したるが爲乎抑更に一

回の困難を與て其忍耐を試ん爲乎又々前年の失敗を操返して莫大の損失を受け三

び失望の淵に沈淪せんとしたるが忽ち性

得の勇氣を復して謂らく飼育場は想像の如に新築せり試験は實地に年を積めり缺

く所は古來養蠶の理論を窺ざるに在りと

是より心を此一點に傾注し曉る所ありて更に飼育を試みしに大に其成績の見るべ

きありて多年の苦心を慰むるの端を哲

たるは文化元年の事なりき然れ共氏の心

尙ほ満足せずして之を世間に語らす是よ

り他人の經驗せる實迹を尋ねんと欲して

苟も此術に得るあるの人と聞けば遠きを厭はず遙く訪ひて其談話を聽き以て参考

の材料を蒐むるとに努めたり一日南甘樂

しなるべし。

機業上の便益に就いて工業學校試験成績の大要以上の如し。次いて必要なは繩絲上の關係にして、要は成るべく工費を減ずると、成るべく多量の生絲を得るにあり、此の二要件に與りて力あるものは解舒の良否、繩度の細太、絲量の多少なりとす。

解舒の良否は其の交渉するところ甚だ廣ろくして、繩質は固より上簇の如何、殺蛹、貯藏の方法、煮繩、求繩の加減等皆な之に影響あれば、特に繩質に就きてのみ容易く之を斷定し難けれども、之を實驗に徴せば、支那種は解舒最も滑らかなるものゝ如く、小石丸、又昔の類は之に次ぎ、青熟、鬼縮、赤熟の類は更に一步を譲るに似たり。

繩維の細太に就いては既に言へる所なれば、重ねて言はず、繩維の長短は解舒にして宜しからんには、長ければ長きほど工費を減すべし。

郡を過ぎり稀有の良繭を見て其主を尋ねるに同郡魚尾村岩崎竹松氏の飼へる者たるを知り氏に詣ぶに飼育の法を以てし同好の士として互ひに其實驗を談じ是より交際を厚くせり長五郎氏又古來の養蠶書を蒐めて之を熟讀研鑽したるが中に就て

馬場重久の養蠶手鑑上垣守國の養蠶秘錄
佐藤信淵の養蠶茶話吉田友直の養蠶須知
吉田榮秀の養蠶兒訓天野政徳の養蠶圖解
三才圖會の蠶部の如き其重なる者なりき

(三)

天才あれ共熱心なければ功業遂げがたく
熱心ありて精神透徹すれば尋常の瑣事も
發明の機會を生ずることあり錘の下垂して
動くは珍しからぬ事ながらガリレオの眼
に觸るれば時辰儀發明の基礎となり菓實
の樹枝を離れて地に墜つるは何人も日常
見る所なれ共一と度ニユートンの考察に
よりて引力發見の機會を生じぬ堵も高山
長五郎氏は多年の辛苦を積み經驗を累ね
人に問ひ書を繙きて養蠶法の改良に全身

を委ぬ夢寐語默蠶兒の事にあらざると無
かりしが偶々野蠶の桑樹に棲むを視て其
天氣陰晴により状を異にするを發見し大
に感ずる所あり大抵天晴れて氣清き晝間
は野蠶樹上に現はれて桑葉を喰ふ其狀極
めて快活なるも日傾きて氣冷へ濕潤の氣
を兆するに及びては漸く下りて樹陰に潜
む東風吹けば枝幹の西邊に移りて之を避け
け西風吹けば東に潜み其眼に就くや風雨
共に安全を保つべき樹下清潔の位置を撰
みて占居する等蠶兒の天性自然に其發生
々長の好位置を曉る者の如し長五郎氏是
を見て造花の妙用蠶兒の自覺人智の及ば
ざる所あるを覺り之に倣ひて飼育の法も
立つべしと思ひ嘗て其經驗する所と參互
斟酌して此に一種の養蠶法を創定す是れ
高山社派の祖述する清溫育の起原にして
嘉永六年以來幾十回の失敗を累ね十餘の
星霜を積み巨資を抛ち嘲笑を受けて漸く
成功の曉に達したるは明治元年の事なり
き現時養蠶の方法大抵三派あり天然育温

し。絲量の多寡は經濟上に關係あると實に夥多し、西ヶ原試驗場にて試験せる。乾燥せざる上繭百匁に對し生絲に繰製せし分量と他との割合を掲げて、筆を擱くべし。左の表中又昔、支那の二種を欠けり、其の等級は生絲量の多きを高位に置きたり。

種類	生絲	屑絲	蛹	消耗分
小石丸	二、九九一	二、三六六	八四、二二四	一、四二一
青熟	二、六九〇	二、一八三	八四、八四六	一、二八一
鬼縮	二、一四五	二、四二八	八五、〇八三	一、三四三四等
赤熟	三、五四〇	二、三四〇	八三、八三五	一、二八五一等

第五節 繭種一定の方法

繭種の良好なるを選擇せば之を一定する方法は、今まで困難なるとあらざるべし、即ち組合を設け、其の組合内に於て何々種の外飼育せざるといふ規約を立つるも宜しかるべく、又た伊太利の地主は小作養蠶せしむるが如く、我が生絲家も小作養蠶を爲し良好の蠶種を貸し與へ、結繭の際之を買取るも一方策なるべし。

第二章 繭の取扱

元來我國の養蠶家製絲家は共に繭に對して漏なるの傾きあるが、是れ實に損耗を釀すの一大原因にして宜しく注意を加ふべき事なり。繭の買入より順次撰繭、殺蛹、貯藏等實際の手續を述べべし。

第一節 繭の買入

夫れ繭は生絲の原料にして生絲は繭より紡き出すものなれば、繭にして宜しからざれば、如何に技術其の妙を得たる工女をして精巧其の繭を極めたる繰車上に之を纏はしむるも、生絲は尙ほ粗惡の品なるを免れず。故に良好の生絲を製造し永く本業の隆盛を保たんと欲せば、必ず原料を吟味し良好の繭を購なふべきなり。此の繭を購求するに當り、其の鑑定を下すは製絲家の最も熟練を要する術にして、一周年の損益此の一事によりて別るゝものなれば、決して忽にすべからず、若し此の鑑定を過まり巨額の貨幣を投入して下等の繭を買入るゝ等のことわれば、實に生絲の品質あしく價值の低廉なるに至るのみならず、絲量少く、多くの損耗を招く、爰に其の鑑定法の要項を擧げん。

暖育及び清温育にして高山氏は清温育法の創定者なり其法の概要は火力を藉りて温度を一定し空氣を疏通して淨潔ならしむ之を要するに室の構造を此目的に適合せしむるに在りと雖も其功用を遂ぐるは實地熟練の力に藉らざるを得ずして此法の創定以後年々に改良を加へ今日尙ほ氏の遺業を繼續して攻究鍛錬を怠らず益々進修の途に就くも遂に氏の創定せる方法の範圍外に出でず明治二年氏其自得の清温育法により多量の蠶兒を育したるに極めて能く發育し成繭巨大光澤鮮麗他の蠶兒に異なる者ありしかば嘗て嘲笑冷評したる者漸く氏の所説に歸依し遂に其法を受けんとするに至れり氏尙ほ其法の完備ならざるを恐れ初めは知己親姻に傳へて其實際を互に告知せんとを約したるに成績益々良好にして最早疑ふ可きに非るを見て自ら信ずる輩固に人も亦嘗々之を稱して遠近教示を乞ふ者門に溢る是に於て獨力の以て他の請に應ずる能はざるより

而して今日海外に多くの生絲を輸出して我國力を助たるは良好の蠶繭を得ると其一大原因たらばあらず嘉永六年は米國が我に貿易交通を求めたるの年にして

此の如く大軒相場を定め得べしと雖、上等の繭は絲に纏まつても品位

其の色の緋きは赤き生絲を出し、黒きは矢張り縞き色を現はすものなれば、成るべく其の色の皎くして光澤宜しく一定せるものを最も上とす。

二、形狀の大小 同じ種類にありても、形狀の大小に據りて纖維に細太あるものにして、是等は產地の氣候風土にも關係あるべけれども、概ね大形あれば纖維太く、小形なれば細し。

三、緊緩の佳否、繭の緊緩は堅きに過ぎず柔ならず豐軟として手當りの穩なるを宜しとす、木の皮の如く底こはきものは生絲の目方澤山なる様に見えても、却て量の少なきものなり

四、解舒の善惡 絲立は其の年の氣候蠶兒の扱ひ方にて違ひ、殺蛹の仕方にても差あるものなれども、概して手觸の宜しきものは絲のほごれも善し。

五、絲量の多少 絲目の多きと少きとは繭の大小及び厚きと薄とに據るべけれども、只管厚く堅きて強ち絲目多しと云ふべからず、緊緩の工合良く解舒の宜しきものは矢張繩目も多きものなり。

六、屑繭の多寡 養蠶家の持來るものは慨ね撰別を行ふと雖も、多少の屑繭あるを免れず、撰別方も一定せざるものなれば、其の屑繭の割合を見計るを肝要とす、例令へば一割の屑繭ありとすれば

七、上簇後の日數 上簇後の日數は例年の氣候なれば、七八日を過去りたるものは至極適當なれども、是より早きも絲立あしく、絲力弱く遅ければ遲きに從ひ蛹身化蛾の用意をなすものなれば、殺蛹の際俄に溫度高まれば亞爾加里性の液分を分泌し、其の液汁の繭に附着するに従ひ、腐蝕の氣味をなし解舒をして困難ならしむべし。

猶ほ此數項の外最も肝要中の肝要とすべきは、生絲相場の高低を考慮ふることはなり。例令へば百斤の相場六百五拾圓と見積り、假に製造貿用百貳拾圓を要すとすれば、殘餘の五百三拾圓は繭の直段にして、即ち金壹圓に付絲目三拾匁二分に當る割合なり、是に據り繭の相場を割出すは至りて簡便にして、極めて大切の事なり。今ま假に此生絲相場に準ひ繭の價格を立つれば

繭等級 一升の絲量 一石の原價

上等	拾二匁	三拾九圓七拾四錢
中等	拾匁	三拾圓貳拾錢
下等	九匁	二拾九圓八拾錢

此の如く大軒相場を定め得べしと雖、上等の繭は絲に纏まつても品位

(四)

清温法一と度創定せられ高山社の組織次で成りてより其成績顯著にして其式の傳授を講ふ者益々多く長五郎氏の名聲藉甚なると共に社運の隆興年に加はり養蠶改良社及び傳習所を便宜形勢の地に移すを必要とする迄に進歩したりければ明治十九年多野郡(舊綠野郡)藤岡町に新設するに決し翌年起工の設計図成り此に新期に入らんとするに際し不幸にも長五郎氏は二堅の犯す所となり荏苒癒へず氏自ら不起の症たるを覺り後事を揮畫し病革るに及嗣子武十郎弟九藏の二氏及び全社員を枕頭に召し托するに遺業の進歩を努めんとを以てし且副社長町田菊次郎氏を推して社長となし特に遺言して曰く蠶業を開擴して物産の増殖を計り斯民の幸福を進め斯國の繁榮を期せよ是れ我終生の願にして今之を同志の人々に囑すと十二月十日を以て長逝す年五十七此時氏の方を傳習して社員たりし者一道九縣

に跨がり其數一千十七戸ありき氏の斯業に致せる功績は此に止らず苟も養蠶に關して利益ある者は細大其注意を怠るなく卵催青器桑節及び輕便殺蛹器を創作し又新式の庖刀を作り繭品評會を開くと四回其居村に坐織製絲場を設立して製絲高山組といふ其意從來行はれたる粗製蠶造の生絲を改良し絲質を齊一にして販路を擴んとするに在り是米國直輸出製絲高山組の濫觴也長五郎氏の人となり淳良方正柔にして内剛に實踐を専て虚譽を希はず故に其功を累るに隨て次第に世に知れたるも生時一も恩典を受くるとなく唯共進會に賞牌及木杯を得たるのみ歿後一年即ち明治二十年時の農商務大臣黒田清隆より左の追賞を受たり
夙に意を養蠶の改良に傾け困苦多小途私費を投じ繭品評會を開て後進を誘導し尙ほ一社を設けて該業の改良及擴張を謀れり現昨其澤を蒙る者無慮數千人

高尙なれば時の相場より其の直段高く、加之ならず製造費も寡さ者なれども、下等のものは之に反して製造入費も高まり、其の上品質も宜からざれば從て價も低し。其の製造費用の此例は大抵上等百圓中等は百貳拾圓、下等百四拾圓位。要するものなれば、前に記したる鑑定の諸項と生絲の市價及び將來價格の見込をも照し考へ、買入をなすべし。佛國にては養蠶家が持來りたる繭を假令は百基なれば其の内所々の繭を攫み一基の目方を針り、繭撰別工女は其の一基の繭中より汚繭、同功繭等凡て下等繭を擇出し、上等のみを直に上等の繭工女をして其の繭を試験せしむ、之を繰上げたれば一基の生絲を得るには幾基の繭を要するやを算ふるなり。此法を「ラントマソ」試験と名く、即ち我國にても處によりては之に似寄りたり。古昔より行れたり、即ち年々最も早く養蠶家が採りたる繭を御祝儀相場と唱へ、製絲家競ふて普通の品より幾分か高價に購ひ、以て其の年の繭の摸様をト知せしむるが如き是なり、是等も亦須要の件なれば、一通り心得置くべきことにして、尙ほ佛蘭西等の如く緻密の試験を行ふは更に一層の便益あらん。

第二節 繭の撰別

養蠶家より買入れたる繭は撰別方も區々にして、又數百戸の養蠶家より買ひ集まるものなれば、其の種類を色々にして形狀も異なり、故に其の儘製絲を行ふときは繭の煮方も六かしく、絲の繰目も違ひ其の上生絲の光澤も前はず織度もムラあるべければ是非共懇切に撰別すべきなり。此時は製絲家の最忙はしく一刻千金にも換へ難きの際なれば、可及的早く繰廻をなすべく、從て工女も多く傭入れざるべからず、此多くの工女には不熟練の者も少からざれば、五人或は十人位の工女を一組となし、其の内の手慣れたる者一人を撰み検査役となし、工女の撰別せしものを改めしむべし、數年之内に從事し充分熟達して世話等の行届くものを検査長となし、更に検査役の改めたるものをお再檢せしむる順序を以てせば、其の間違至て少なからん、二番撰此撰別方は殺蛹後行ふ方法にして、形狀の宜しからざるもの、及び殺蛹を行ひ汚染の出たるもの、疵附繭死籠繭等を撰り出すなり。
三番撰三番撰は二番撰を行ひたる後施す方法にて、一層叮嚀に一

の多きに及ぶ其功大なり因て之を追賞す
越えて五年即ち明治廿五年賞勵局より追
賞せらる其文左の如し

亡長五郎夙に意を農桑に注ぎ力を蠶兒の飼育に竭し刻苦積年遂に一種の蠶法を創め名けて清温育といふ又蠶卵催青器桑節桑剪刀の製式及蠶種選擇桑樹栽培の諸法を改良し現に其益を受くる者無慮五千有餘人の多きに至れり養蠶改良高山社を創め推されて其社長となり者を賞し又嘗て新館を修築し又農業組合を起して工業を勧誘し貯蓄を獎勵する等洵に衆人の模範たりとす仍て爲追賞金五十圓を下賜候事

是に於て生前の功赫々として世に表顯せり而して氏の創定せる清温育法は其歿後志業を繼ぐ者によりて益々開擴せられ社員愈々増加し唯遺業を墜さるのみならず其名聲を海外に及ぼすに至りしは現任

粒毎に振り動し、無音繭、透し見て無音繭にあらざるも兩端薄黒き繭（蠶皮或は液汁の内側に着きたるもの）及び前に見残したる劣等繭を擇別するなり。

四番撰 四番撰とは貯藏室に送る時に行ふ纖維を區別する法にして最も緊要なるものなれども格別注意する人多からざる様なり。且此を行ふ人も唯た篩を以て繭の大小をふるひ分くるに止まるが如し。素より形狀の大小は絲纖の細太に關係すること多しと雖、あなたがちは是にのみ據るべからず。繭買入の心得にも記したる如く緊緩の工合、繭層の厚薄、又た養蠶飼育の結果にも係はり、其の上作の繭は形小く纖維の細き性質のものも幾分か太く、之れに反し、不作のものは大形なるも細くして絲力弱く、又た其の年の氣候も纖維に影響し、到底肉眼の克く辨し得べき所にあらざれば、監督者たる者豫め一粒繭の試験を爲し、其の標準を定めて精細の擇別をなすべし。然らざれば却て生絲織度の不揃を來し、爲めに容易ならざる損失を惹き起すことあり、決して等閑に附すべからず。

第二節 殺蛹法

我國にては元來殺蛹は養蠶家の職分の様に考ふれども、分業上の性質より云ふ時は養蠶家よりは寧ろ製絲家の行ふべき業務なるべし。何となれば養蠶家各自が收入したる繭を勝手に殺蛹せしものを、製絲家が買集め生絲を製造するとすれば、其の殺蛹法の異なるは暫く置き、同じ方法を以て殺したるものと雖も、温度及び時間等異なれば自ら煮加減も異なり、既に煮を過ぐるものもあれば、未だ生煮のことは、逆もなし得へからざれば、若し製絲家にして大なる殺蛹室を設け、多數の繭を一時に殺す時は、人手を要するも割合に寡少とも、養蠶家が各自に之を行ふとすれば、僅か一二石の繭を殺されとも、養蠶家に距たると遠き山里などにては、未だ賣拂はざるゝを要するを以て、國家經濟の上より觀るも甚だ不得策なり。されば養蠶家は悉く打拂ふて生繭にて賣拂ふ習慣となせば、寔に都合宜しけれども、製絲家に距たると遠き山里などにては、未だ賣拂はざる前に蛆害に罹り、若くは蛾の發生せるに至りて甚しき損失を釀せはんか。蠶業に從事する者各々其の心得なかるべからず。

加之養蠶家にして殺蛹の事を知らざれば、之に附け込み、利益を

五十一名洵に盛なりといふべし

生絲賣捌

生絲を賣捌くの手續は三種あり、即ち内地の織屋に直接に賣捌くあり、之を地遣又は地潰しなど云ふ、或は横濱、神戸にもあれども其數僅少。賣込問屋に依頼して外國より出張せる商館に賣捌くものと、日本の中屋が直接に外國に輸出して彼の地の機屋等に賣捌くものもあり、前者を濱賣と云ひ、後者を直輸と稱す。製絲家たるものに是等の手續を知らざれば營業上差支を生することあれば、次に序を遂て其の一般を説くべし。

地遣賣

内地の職物は未だ佛蘭西、亞米利加等の如く巧妙の域に達せるは極めて稀より、其の機屋に賣捌く生絲も從て良好の品質なるは稀にして、主に纖維の粗大なるもののみ、其取引の仕方は製絲家が生絲の

品質と時の相場とに據り、直接に機屋に賣捌くもあり、或は仲買人に賣渡し仲買人は機屋に賣込もあり、又問屋に賣捌き問屋は更に機屋に賣捌くもありて、手續一様ならずと雖も其の賣買に當り價格を高低せしむる所のものは即ち生絲の光澤絲質の良否、纖維の精粗等なりとす。古來機業者が各地の生絲に就て其用法を調べたるものあれば左に掲げて讀者の参考に供ふ

信州飯田糸 繻子、綾子、綿子、綾綢等に適す

同松本絲、大略飯田絲に同じと雖も經絲に適せず、横絲縫絲に宜し

上州絲 白地織に宜しく、又經絲に適す其の他金欄緞子繸子厚板によろし

武州八王子絲は西京西陣には白地織に用ひず、裏地、花色、紅絹等に染上げれば甚美色を呈す
奥州福島絲 納、錦、緞子、繸子、博多等經絲に適す

壘斷するの奸策に出づる製絲家なきやも計るべからざれば、兎に角一應は承知し置かざるべからず。而して養蠶家製絲家共に利益を得經濟上より見て良法と言ふべきは養蠶組合を設けて共同の殺蛹場を設け、其の術に老けたる人を傭ひ、各戸より其の收繭を持ち寄りて一手に之を殺し、其の品位の良否を鑑別して等級を分ち、其同販賣をなすの組織にありとす。或は技術者を傭ふの給料を懸念する人もあらんかなれども、製絲家は常に繭買入の爲に多數の人を諸方に遣し、幾多の費用を擲つものなれば、若し一箇所にて品位の一定せる繭を多量に購ふを得れば、是丈は直段を買ひ進みて宜しければ、實際其の費用を償ふて尙ほ餘りあるべし。
殺蛹法に種々あり、太陽に曝すあり、或は藥品を用ひて中毒若くは窒息せしむるあり、或は支那にて食鹽中に埋没して之を殺すもあり。されども太陽に曝して殺すの法は色澤變し、膠質固まり、絲ほぐれ悪しければ僅に養蠶の未開なる片田舎に其の痕を存するのみ、蠶業の盛なる地方には絶て之を觀るべからざるに至れり。藥品を用ゆるの法も或は危險の恐なき能はず、好し之れなしとするも經濟上許すや否やを思へば、頗る疑はしく、只だ學術上行ひ得ると云ふに過ぎず、決して之を實際に施すの價值あらざるなり。鹽殺法亦然らざれば徒法の譏を免れず。

今日貞法として實際に行はるゝは、蒸殺、蒸燥殺、燥殺の三種などす。試に其の得失を見れば蒸殺せしものは色澤良く繭の解舒滑なりと雖も、何分濕氣に侵され微害に罹り易ければ餘り貞法とは言ふべ目なり、又た如何に費用を要すること寡なきも、繭絲の爲に宜しからず、蒸燥殺は歐州近時の發明にして、蒸殺と燥殺との病とする所を矯めたれば、繭の解舒も平易にして微害に襲はることとも割合に寡きを以て、貞法として夙に賞讃せらるれども、何分本邦は濕氣多き土地にして、殊に繭は濕氣を吸收するに敏捷なる性質を有すれば尙ほ一層の濕氣を避くるの工夫は肝要ならん。多くの製造家に就て之を見るも微害を防ぐの保護行届かざる者多く、又た共進會品評會等に自慢顔して之品する繭すら、微の爲に落第するもの多き有る。或は言ふ者あり、燥殺は絲の強伸力を減し、剩へ膠質を固着し解舒を悪くするの恐ありと、されども其の度を過ぎざれば決して斯る憂なし。之を聞く、伊太利にては自國固有の金黃種は蒸殺とし、

羽州米澤絲 染地に用ひて美麗の光澤

あるも、薄色染には聊か適せざるに似たり

南部絲 絲質堅剛にして天鷲絨の經緯に適す、其の他龍紋、榜地等に宜し

甲州絲 は該國産の甲斐絹に好適せり

と云ふ 飛彈絲 羽二重、綸子、綾、紗、紺に宜し

曾代絲 羽二重、綸子等經絲に用ひて良好なり

高山絲 緯絲に用ひて宜し、又縫絲に適し、或は三味線絲に製すれば最も

佳し 越中牛首絲 純白にして光澤あり、白

又羽二重にも用ゆ 同 福光絲 純白にして光澤あり、白

地織の綸子、綾、紺等には最も妙なり

加州絲 細微なれども強力あるを以て

繪絹、紅絹、裏地等に用ゆ

江州絲 絲質強固にして純白なり濱縮

綸は從來此地の名產なり又綾、綸子、紺等に宜し

三母絲 紐子、綾等の經緯共に用ゆ、

丹後縮綸も此地の名品なり、又三味

線絲に適合す

土州佐川絲 最も上等なるものは稍綸子、綾、紺等に用ゆと雖も、染地ものに適せざるなり

横濱賣にも二様の手續あり、即ち荷主と稱する製絲家若くは生絲仲買人が直接に外國商館に持行く賣捌あり、又是等の人は問屋の手を経て取引するあり、其の直接受に商館に賣込むは永年信用を博したる人は格別なれども、否らざれば取引上種々面倒あれば問屋に委托する方却て好都合なりとす、初めて問屋に依頼する時は、問屋の信用、資產、熟練等を能く探り、又荷爲換金の融通、其の他賣捌上の約束を最極めて荷物を送り出すべし、總

日伊掛合種は蒸燥とし、日本種は燥殺となす。

思ふに製絲家若くは共同殺蛹所には、大仕掛けの殺蛹所なからべからず、その構造は適宜に任すべしと雖も、廣きに過ぐれば火力の廻り方不平均の恐あれば、先づ高さ八尺幅九尺長さ一丈二尺位とし、煉瓦を以て疊むか若は白聖の類を以て周圍を六七寸厚さの壁に塗り、

成るべく温度の放散を防ぐべし。而して一方を同じ土の厚さの廻し戸となし、繭架の送出し火の出入等に便にし、寒暖計は見易き所に据へ温度を試むべく、其の上方には小烟突様の氣孔を穿ち、瓣を設け、開閉を自由ならしむべし。若し之なれば温度の加減等に最も不便にして、人の出入にも熱氣の放散遅く、甚困難を感じるのみならず、繭を乾燥する際には水分の發散悪しきものなり。斯くて便宜の場所に見本繭を容る、抽斗を設け、殺蛹室内に入らずして外部より之を檢し得る仕掛けなし、中央に爐を穿ち、其の兩端に鐵軌を設け、之れに繭架を載せ、室外にて繭の詰換をなし得らるゝ裝置とし、繭架の下部には火氣の直接に繭の觸れざる様鐵板を掛け、火の消るを防ぐ爲に、外方より爐に向て直徑五寸許の空氣通孔を穿つを可とす。

伊勢の室山製絲場の殺蛹室の内部は、少しく之と異りて中央は炭火

の出入繭籠の持運する道三尺許を残し其の兩側に蠶棚様の棚を設け其の直下に深さ六七寸幅二尺長さ一丈一尺の爐を穿てり、斯くて繭架は都合十段六通となし、其の一方に木にて縁を造り、竹にて底を入れたる幅一尺五寸長さ三尺深さ二寸の繭籠を六十枚載せ得る装置となす、されども中段は火氣の廻り加減宜しからざれば、一段を除き兩棚にて百八枚の繭籠を差すを得、一枚の繭籠に三升七合許の繭を容るれば、一回には殆んど四石、其の殺蛹の時間は五時間を要すると思せば、一日中には十五六石を殺し得らるゝとなり。

尙ほ某養蠶家は、前記の大殺蛹室を折衷して小殺蛹器を築造せり、其の構造は高さ六尺幅は四尺四方の長方形の箱となし、上方に屋根形の勾配を附け、其の中央には矢張り小き開閉瓣ある氣抜を設け、寒暖計は脇方に据へ、其の下に見本繭の抽斗を付け、繭を出入する口は觀音扉とし、其の内部は火力の上昇する通路、即ち開隙を周圍に三寸許を残して繭差し、棚を附け、其の各架の距離は四寸五分とし、中央は火氣の廻り加減宜しからざる傾きあれば、少しく遠く六寸となせり、斯て上方より五尺は繭架にして、其の直下には五寸許を隔て繭棚と同寸方の鐵板を据へて、火氣の直接に繭に觸るゝを防ぐ裝置なるを以て、火氣の直上するや此鐵板に反射されて周圍に廻

て賣捌上の約束、或は金錢等に關する一切の事柄は、賣込問屋申合規則に依り取扱ものとす、左に之を掲ぐ

生絲賣込問屋申合規則

今般賣込問屋申合規則を定むる所以の者は横濱生絲賣込問屋の者地方の生絲荷主との間に於て取引所諸般の關係を明かにして以て便益を將來に圖り紛擾を未發に防ぎ縱令ひ葛藤を萬一に生ずることあるも其際互に相據る所ありて斯業をして益々盛大に至らしめんと欲するにあり因て内外の法律習慣を斟酌し紙尾署名して問屋熟議決定する所の條款如左

第一條此申合規則は明治十六年七月一日より實施すべし

第二條此申合規則は實施の日より三日間横濱地方新聞紙を以て廣告し且實施の日より各問屋店頭見易き所に常に掲示し若し此規則を變更増減することあるときは其都度本條の手續に依るべし

第三條前條の手續をなしたる後は荷主は

勿論何人たりとも生絲に對し問屋と取引をなす者は豫め此規則を承諾する者と見做すべし此規則に異議あるか又は其他の事情に依つて此規則に據らずして取引をなさんとするときは特に其旨を明記したる證書を取換はし置くべし

第四條凡て通信、掛合、報知等は相等の手續に依て本人若くは代理人に宛て電信、郵便、直談等其時の便宜に從ひなすべし但之をなすに依ては證據を存するを要す證據あるものは縱令途中に於て故障又は遲滯等の事あるも發信者は其義務を盡したるものと見做すべし若し之に反して荷物、品物、金錢及書狀等を其使丁、雇人等を用たるときは其途中故障等の事は總て差出人の責に歸すべし

第五條生絲賣込問屋の職分は荷主の依頼を受けて其生絲を賣捌き併せて荷主の爲め臨時之を抵當として相當の金錢を圖るに在り故に問屋に於て生絲到達の

世には往々殺蛹と乾燥とを混同するものあれども、否なり、先づ其の收繭當座線絲するものは殺蛹のみにてよろしと雖も、夏の土用過ぎより翌年までも貯藏し置くには、充分乾燥せざるべからず。之を乾燥するには殺蛹の序に直に行ひ、而して後貯藏する方よろしと雖も、何分此の時期は繁忙にて斯く手廻し行届かぬものなれば、先づ其の殺蛹終り燒氣の略ぼ去りたるものを凡そ三粒重とし、空氣の流通よき乾棚に撒布すべし。斯くて三番撲をなし一撲別の部を見し若し此規則を變更増減することあるときは其都度本條の手續に依るべし。殺蛹の時行ひし如く蒸籠に一粒並どし。乾燥室に送るべし。

第四節 貯藏法

然れども此の砌は繭の買入等にて撲別をなしがたきことあれば、二三十日の間乾架の上に置くも、毎日一回或は二回づゝ攪拌し乾燥に注意を怠らざれば差支なかるべし。尤も伊太利流とて一日に三四回攪拌する人もあると、攪拌多きに過ぐれば繭の上絲纏れ出で大に絲目を減するものなり。さて此永き時日曝し置くものとすれば、例令へ其の保護に撲目なきも、或は其の年柄により雨天續き滋氣多き時は、青黴襲入の恐あり、故に火入とて臨時乾燥することあり、此の時は蛹の水分減少し、唯外部に附着する濕氣を除くに止まれば、其の温度は華氏寒暖計百四十度位より騰すべからず、然して其の乾き度を超過せざる様心を用ひ、時間に係はらず全く蛹の水分盡き、次第又前の殺蛹の時行ひし手續を踏むべし。既に三番繭撲済み終り乾燥室に送りての手順は火入と異なることなく、温度も矢張り百四十度を認めれば四番撲をなし(撲別の部を見るべし)、一石入の満引厚紙袋若くは鐵葉罐等に容水、濕氣なき貯藏室に收むべし。

貯藏室は、空氣の流通せざる室より動搖の善き所は繭の保管上宜しき道理に似たれども、空氣中には多少の濕氣を含有し、之が繭面に觸るゝや必ず黴を招くの媒をなすものなれば、其の害を加ふる蓋し

際其都度特別の申込ある者の外は實際の有無を論せず總て其賣捌を依頼せられ併せて一時金錢を依頼せられたる者と見做すべし尤も其依頼に應すると否とは問屋其時の勝手に從ふべし

第六條荷主荷物を問屋に送り込んだる上は藏敷及相當の手數料其他從來の貸越高等總て之を拂ひ了りたるに非ざれば其荷物を取戻すとを得ず

第七條問屋に於て爲換附の荷物を引受んとするときは則ち其荷物と引換に荷爲

換金の元利を爲換方に支拂ふべき契約をなし即時に其爲換手形を受け取り置き後日荷主と決算をなすの際立換支拂金の證となすを得又之に依て爲換振出人即ち荷主に對し總て我爲換手形、約束手形條例、及此申合せ規則中に定むる所の權利を主張するを得べし

第八條爲換付きに非ざる荷物を問屋に送り込み問屋之に對して貸金をなすときは相當の證書を取り置くべし但し他の

少々にあらず。しかしながら濕氣を除くの手段を施すには莫大の費用を要し實際行はれ難し、故に成るべく濕氣の遠き土藏造の二階等を密閉し、鼠の侵さる様豫防し、之に貯ふるを良法とす。尤も一箇月に一回位は氣抜とて天氣晴朗の日を下し、窓戸を開くことあり實に製絲家は價格の高貴なるものを取扱ふものなれば、微々たるこども雖も、經濟の上に就ては決して油斷す可らず、一點の微忽數十斤の絲量を減ずるの例往々吾人の耳朶を刺擊す、從來蠶絲家の家を興し産を傾けしも此等の事柄重なる原因をなせるなり。

第五節 カツホ蟲の防除

環節は形大なるを常とす、軀驅の全面には小凹點あり、且褐色の短毛を生ず、其の雌雄の區別は陰具を見るにあらざれば容易に判斷することを得ず。而して其の舉動甚だ活潑にして常に蠶繭の香を聞き飛ひ來り、好て薄繭、死籠繭、潰繭に集まり、繭面若しくは繭を蝕破りて死繭死蛹等に產卵す、其の卵粒は長さ七厘許り、白色なるを以て繭面に附着するものは客易に見出すを得ず、其の產卵せしより數日を経過すれば仔蟲を生ず、仔蟲は當に薄繭死籠繭の内にありて、死繭、死蛹を食して生育し、若し之を喰ひ盡すときは良繭をも害するに至る、其の成長せしものは長け五分三厘餘幅一分許にして細長く、皮膚濃灰褐色にして長毛を生ず、老熟すれば蛹となり、更に再び羽蟲に化す。仔蟲の發生より老熟までの時期には多少の差異ありと雖も、大抵五六六十日にして、八月下旬より漸々蛹となり、一週間を経れば再び脱皮して成蟲となり、各期を経過するものにして其の蠶室内に入るは上簇後大抵六月下旬なりとす、云々。

第六節 防除法

森田眞氏の説によれば、一種の蘿芭を搾へ之に鯉鱈等の糟粕を包みて、害蟲を誘ひ寄せ集めて之を殺し、或は收繭後惡繭を除去し、或

證據に依て之を證明し得るときは證書なしと雖も本荷主に對し都て第十三條に定る所の權利を享有すべし

第九條生絲賣捌方を依頼するに二種あり其一を制限なき依頼とし其二を制限ある依頼とす其制限なき依頼とは賣捌相場時期方法等に付き荷主より一も制限を立ることなく各時の成行相場に従ひ總て問屋の見込に任せて其の賣却を依頼するを云ふ此場合に於ては其信任甚だ重きを以て問屋に於ても厚く注意して市場の景況を熟察し最も相當と見込む所の相場并に方法に依て賣捌きをなすものとす制限ある依頼とは全く前と相反し荷主より豫め賣捌き相場、時期、方法等を指示し来るを云ふ此場合に於ては荷主は問屋より其制限を應諾する旨を記載したる證書を受け取り置くべし若し此證書なきときは制限なき依頼と見做し前項の手續に依て賣捌をなすべし

但し無制限の依頼と雖も問屋に於ては荷主に對する厚意を以て電信、郵便等にて賣捌直段等を問合はすことあるべしと雖も之を以て無制限の依頼を有制限と見做すを得ず。

第十條問屋は爲替付荷物賣揚代銀を紙幣に切り換ふるは收入したる日より二週間とし荷主の報告を得て其切換をなすものとす若其期限を過るに於ても問屋は勝手に切換をなし爲換金又は立換金等の差引決算をなす者とす。

第十一條制限ある依頼と制限なき依頼とに係はらず生絲の相場下落し最初之を引受けたるときに比し其低當價格に不足を生ずることあるときは問屋は直に荷主に對し相當の差荷を請求するの權ありとす。

第十二條前條の場合に於て荷主より遞送すべき差金又は差荷等到達すべき日限後七日を経過するも猶ほ到着せざるか又は此際荷主自身代限に處分せられたる

ときは問屋は勝手に其生絲を賣却し本則に依て代金其他を處分すべし。

第十三條問屋は荷主に對し左の數項目の金額を請求する權並に其占有せる同荷主の生絲及其賣上代金を以て抵當とし他の諸債主に先立ちて差引をなすの特權あり但決算をなしたる後尙餘剩あれば荷主に還附し不足あれば即時荷主に請求するも又は之を以て本荷主に對する帳簿上の貸越となすも問屋の勝手に從ふべし。

一本荷爲換の元利支拂高又は本荷物に對する貸附金及立替金ども一同行子但し横濱生絲賣込問屋仲間に於て時々差定めたる割合一生絲賣捌口錢千分の十分为一定む明治十九年六月廿二日明治十九年六月廿二日左の一項を追加す

一屑物賣捌口錢

但慰斗絲真綿は賣揚代金百分の二生皮苧、出穀屑、蛹捻りは同百分の三一定め藏敷料を申受けざるものとす。

一郵便、電信、使丁料、並證券印紙

は蠶繭に害蟲を生したる時は之を容れたる籠を其の儘殺蛹場に入れ熱度を加へ、之を殺すべし。又佐々木博士が記せし豫防驅除の法は左の如し

一、薄繭死蠶ビシヨ繭等の不良繭は收藏するや否や直に繰縫に供するか若しくは充分に乾燥して別に之を貯置き良繭と共に之を同貯藏場に入れ置かざるを要する然る時は良繭にして蟲害を受くること歟なし。

二、害蟲の蠶繭貯藏室内に入込むものある時は成る可く採集めて之を殺すべし。

三、若し蠶繭に既に多く害蟲を生じ容易に之を探盡すことが能はざる時は前陳の如く蠶繭に熱度を加へ害蟲を殺すを良とす。

四、蠶繭貯藏室は蠶繭を容るゝに先ち丁寧に掃除し清潔に務め害蟲の嗜める不良繭の如きは可成く取除きて一も是に存せしめざるを良とす尙ほ害蟲を驅除せんには只蠶繭を搔き起して之を捕獲するのみならず蠶繭を盛りたる籠の隅々なども能く意を注きて害蟲の隅に潜み居るものをも捕へ撲殺すると必要なり。

第二章 繰縫法

第一節 繭の渡方

工女に繭を量り渡す事などは、敢て技術の巧拙なきやうなれども、決して軽々しく見るべからざるなり。第一繭の絲量を鑑別して捻造の大小を揃ふるものなれば、其の量の過不及なからんこと肝要なり。

しからず、且繰縫を行ふにも煩雜にて賣捌をなすにも多少の價値を低落せしむることあり、第二には工女の繰縫高を定むるものなれば不平の聲の工場内に漏れざる様、成るべく公平に迅速を貴ぶべきなり。

此處に當業者の注意を促がすべきは、生絲の品位を一定にすること是なり、我邦製絲家の僻として、新繭の時とは大に品質を異にし六月の三等絲は十二月の一等絲と相匹敵する如き傾きあり、花客の信

等 但専ら本荷主の爲に費やしたる者に限
る
一 従來差引貸越高及利

但本荷物に關係を有さざる者と雖も固く生絲賣捌の事に關して同荷主に對する貸越金たるときは別に貸金證書の有無に關らず本荷物若しくは其賣揚代價より其元利を引去るを得

第十四條問屋は自己の名前を以て其依頼を受けたる荷物を賣捌き又は之を抵當とし其金員を受取る等の權ありとす故に荷主に於て萬一直ちに買手より代價を受取らんとする如き舉動あるときは之を差留るを得

第十五條總て天災、火災其他抗拒し得べからざる盜難其他豫期し難き災難より生ずる荷物の損害は問屋其責めに任せ

第十六條問屋と荷主との間柄は専ら德義親切を旨とする者なるを以て平日取引の際或は本規則に定むる所の權利義務を譲ることあるも之が爲め他日本規則を適用するの妨と/or可からず

用を欠くこと缺からず。其の原因種々ありと雖も、就中其の季節に應じて繭を繰るの秩序を考へざるより出づ。例へば買入後直に良繭を製造し、下等繭を後廻になすことなく、後には粗末の品物のみなるが如し、故に成るべく下等繭は早繰となすべし。如何に上等繭にて殺蛹貯藏完全を極むるといふも時日を経過するに従ひ、以前の如き品位を保存するは少なし、況して劣等繭に於て尙ほ更なり。又た繭の種類に就麗観るべき糸絲を出だすも、後には粗末の品物のみなるが如し、故に成るべく下等繭は早繰となすべし。如何に上等繭にて殺蛹貯藏完全を極むるといふも時日を経過するに従ひ、以前の如き品位を保存するは少なし、況して劣等繭に於て尙ほ更なり。又た繭の種類に就するは少なし、況して劣等繭に於て尙ほ更なり。又た繭の種類に就するは少なし、況して劣等繭に於て尙ほ更なり。又た繭の種類に就するは少なし、況して劣等繭に於て尙ほ更なり。又た繭の種類に就するは少なし、況して劣等繭に於て尙ほ更なり。又た繭の種類に就するは少なし、況して劣等繭に於て尙ほ更なり。又た繭の種類に就するは少なし、況して劣等繭に於て尙ほ更なり。又た繭の種類に就するは少なし、況して劣等繭に於て専ら其の形態を保つものなれば、採りて利用せんと思はう之を溶解して織製せざるべからず。

第一節 繭の煮加減

膠質を溶解するの法二あり、即ち一は支那にて行ふ法にして繭を冷

第十七條此規則は唯取引上大脉に關する事項に付て之を設くる者なるに付此他諸般の手續は總て從來の習慣に從ふべき者とす
右の條々決定せし證として各爰に記名調印候也
又明治十四年議定せし別則あり

第一條生絲並に附屬品も荷請店より他店へ附替候節は本口錢の事

第二條同斷市中賣口錢は本口錢の事

第三條同斷店内に於て甲より乙へ賣買するは本口錢の事

又明治二十一年八月廿八日仲間協議上立替金日歩を左如く定む

一生絲荷爲替立換金日歩百圓ニ付金三錢
一同附屬品荷爲替立換金日歩百圓ニ付金三錢

斯の如く成文上の規律ありと雖も、實際從來の習慣によりて取扱ひて少しく其の模様を覺り得ればよし規則を見ざればとて商業上敢て不都合なきが如し、但し

水の中に浸し、一は廣く世界製絲業社會に(本邦に於ても)行はる方法にして、即ち湯にて之を煮るなり、其の煮加減は座縁蒸氣器械等によりて工合を異にすべし室山製絲場にて行ふ法は最初に煮釜の湯を沸し置き、検査役は兼て用意し置きたる繭籠より工女の技術の巧拙に據り、一合より三合まで其の量を斟酌し煮釜に入れ、上下左右金柄杓にて攪きませ、生繭は勿論上等の繭なれば乾燥したるものにても唯善く濕ひたる加減を度とし、枯れたる小便繭の類は二三分間煮て繩鍋に煮湯と共に汲み入るとなり。繩鍋にては八分目程水を盛り沸し置き、繭を容るれば緒立簾を以て偏煮のせざる様其の加減を取り膠質を柔ぐるなり。此の煮加減は極めて要用にして若し粗略に流れ煮方の不足なるものは繭の解斜宜しからざれば絲量を減じ、且ブツナキ類、輪類多く出て、頗る品質を害ふのみならず練減多くして常に内外需用者に擴斥せらる。又煮過ぐれば多くの眉絲を生じ、あらず。故に過不及共に甚だ好しからざるなり。

先づ繭の煮加減の適度は、胡麻煮と稱する點々水色繭面に現はれ出し頃を宜しとす、赤熟繭は繭層厚く膠質も多ければ、充分煮熟し殆んど繭面水色に變したる位を適度とす。此の煮加減を適當ならしむ

閑着の生じたる場合に於ては合引に立つるには制限を付せざる依頼あり、賣捌の時期相場方法筆に制限を立つるあり、又其一部のみ制限するあり、例せば何月何日までに賣るべしとか、何百疋ならでは賣るべからずとか、販賣の際には荷主の承諾を受くべしとかの類なり、斯る手續を履まんには豫め契約を取置かざるべからず、制限を付せざる依頼は寛に不安心にして、如何なる取扱をせられても無據様思はれども、問屋に於ても信用を重んし好意を以て荷主に對し、郵便若くは電信等にて意見を聞糺すべし、例へば電信にて六五〇に賣るやと案内すれば、荷主は之に答て六八〇イカウラヌタノムと返信あれば暫く見合すことあれども、問屋は賣却の際唯好意上問合をなせしのみにて、警へ賣捌見合の返信あるも、元制

るには、湯の溫度に注意するを必要とす、其の加減は、繅絲の季節繭の乾燥度合繭の種類等に因りて異なれば、豫め一定し難けれども下に掲ぐる表に據らば、大差なかるべし。

季	節	繭の品位及び乾燥加減	溫	度
六	月	上繭凡そ一升八十匁位のもの	百八十度	
七	八月	全凡そ一升五十匁より七十匁位のもの	百九十一度	
九月	前後	全充分乾燥し凡そ一升三十五匁位のもの	百七十度	
六	月	薄繭、死繭の未た殺蛹せざるもの	貳百度	
全		形狀の不完全のもの及片肉のもの	全	
全		小便繭と稱する茶褐色のもの	貳百度	
七	月	右繭の殺蛹を行ひたる後	貳百十二度	

前にも言へる如く總て屑繭は光陰の馳せ行くに従ひ、殊の外絲立悪しく屑絲の量を増し、次第に品位を傷ふものなれば、買入後撰別終らば、直に繅絲すべしと雖も、其の時の都合により一時に澤山の繭を繅製する能はず、殺蛹を行ふ場合あり、此の時に於ても早速繅絲に取扱り躊躇すべからず、兎に角製絲家たる者、絲量の多獲、品位の齊一で二個の觀念を常に脳裡より離すべからず、是れ信用を得利益を收むる一大秘傳なり。

殺蛹の溫度高きに過ぎて膠質を固着せしめしもの、或は小便繭の極めて乾燥せしもの、如きは、煮る前に當り濡氣を與へ水分を含ませ置くを良とす。其の法先づ蒸籠等の上に繭を並べ、其の上に琉球筵若くは白木綿の切を掩ひ、上より微温湯を注ぎ、一時間乃至一時間半位を過ぎて而して湯に煮るなり。其の際は能く金柄杓にて攪拌すべし、若し其の注意を怠り片煮え等の事あれば、絲緒切斷して繅絲に甚だ困難なるものなり。高橋信定氏が規定せし煮繭溫度の標準は左の如し

生 繭	華氏百五十度より百六十度迄	十分間乃至七二分間
殺蛹後日を経たるもの	同	
同二三ヶ月を経たるもの	同	百六十五度より百八十度迄
同四五ヶ月を経たるもの	同	百八十多度より百八十五度迄
同六七ヶ月を経たるもの	同	百八十五度より百九十度迄
	同	百九十度より百九十五度迄
	同	

繭の撰別を精くし煮加減を一樣ならしむべきことは、此處に言ふまでもなきことなれども、時としては異種類の繭の混合せしものなどを煮ることめり、之を不同煮なからしむるには、繭の色の變すること遲きものを特に湯中に叩き容るべし、元來繭の色は湯を含むに應じ淡灰色となるものにして、變色の遲きものは、必ず繭皮厚きか若

圓の資本ある時には、五百圓の商賣をなすを得ん。

荷物立換金の荷爲換に異なり所は、荷主が荷物を送り出す際に金の融通を爲さずして、横濱着の上にて相當の貸金をなすことあり、斯くする時は爲換歩は減すべし、故に有力ある製絲家は此法に據るものあり。

斯くて荷物横濱に集まれば、横濱の問屋にては外國商館に行き賣込方を談判し、又た時としては、商館よりも手代を以て

問屋に就き、其の景況を伺はしむるあり、賣買の相談整へは商館に生絲を持行く、

之を手合と云ふ○此の手合即ち賣買の約定には、敢て何等の書類も取換はさずと雖も間違の生すると殆んど稀なり○商館にては手合となりし荷物を倉に積込み、暫くすれば問屋立合の上之を檢閱す、之を拜見と云ふ、其の拜見の條項は、生絲の品質光澤又は纖維の細大は如何、精粗混交せざるや、或は注文に恰好なる品な

るやを一括毎に包み紙より取出して見閲

するなり、其際若し思はしからざる品など混しあれば勝手に取除く、之をペケと云ふ

既に肉眼的の検査、器械的の検査を終り愈其注文に適合すと認むれば、其の量目を改め取引済となる、此目方を量るを看貫と云ひ、看貫料とて生絲一捆につき金五拾錢仕拂の習慣あり。而して受くる者渡するもの相怪まさるなり、是れ我國人が未た商業上に経験薄き時贈與したる一種の賄賂にして、文明の商業上あるへからざるものなり。取引済とは英斤（我百二十四匁目を一斤とす）を知斤（即ち百六十目一斤）に換算し和斤百斤に就き、例之は七百弗なれば七百弗計算して其數量に應し代金を受るを云ふなり

茲に一つ注意すべき事あり、即ち横濱賣によらず直輸出によらず、我生絲賣買上に大なる影響を及ぼすものにして、爲換相場の高低是なり、何を以て爲換相場は

くは膠質強きもの、割合に乾燥せしもの等なれば、數度湯中に金柄杓を以て繭を煮るは兎も角も、座繩若くは炭火器械などにて時間を浪費せざらんが爲め多量に繭を煮る時は、何分一時に繩製するこ能はざるにより。煮繭を冷水に浸し置くを常とす。斯く冷水に浸せしもの、又は冷水を注ぎたるものと繩絲鍋に投入する時は、之に含有する冷水の爲繩絲湯の温度下降するに至れば、繭に入る前に當り二十度計り温度を高め置くべし。然らざれば水緒に甚不便なるのみならず頗る時間を消費すべし。

第二節 緒立箒の取扱并に湯加減

緒立箒の材料には種々あり、即ち舶來のブリュイエール、萱根或は蜀黍の穂を以て造りたるものと、又揚蘆木の葉を用ゆるものとあり、丸竹を細割して之を用るあり、藁の實子即ち穂先を揃て之を製するものあり、然れ共揚蘆木の葉附木等の如きものは、手繩若くは座繩なにては用ゐるものあれども、蒸氣器械には絶て使用するものあるを觀ず、而して此の絲緒を求め出す事などは、些細の事として深く念慮を止めざる人多けれども、是は大なる心得違にて、箒の種類、其得るものなり。

さて此の箒の種類中最も使用上宜しきを得たるものは彼のブリュイエール、萱の根は少しく剛に失し、時とすれば繭面を磨り破り絲量を減ずるの憂あり、實子箒は少しく水を含むと雖も剛からず柔ならず最も其工合宜しとす、其の取扱方は右の手の三本指を以て軽く撮み、静かに繭面を撫ること二分間許、緒の大抵八分通着いたと思ふ頃箒を搖り揚げ、左の手にて絲緒を抑へ鍋の端に寄せ、尙ほ其の殘餘を前同様の手續をなし、箒を捨て更に左の手に總緒を握み、凡そ一尺程振り揚げ左の手にて捲き附け、右の手にて之を二度に荒抄をなすべし。斯くて其の荒抄せしもの半分宛に分ち、再び叮嚀にすぐり、三足とて一粒の繭より數本の絲縷の纏れ立つ類のなき様になるまで抄るなり、其の手加減は成るべく低くを貴べども、承り悪きものなれば、鍋の頭より五寸位高きを宜しとす、高ければ高き程すぐりくづ出づ、されば抄り方も斯く手數を掛けず、最初一回に三足のなきまで抄れば極めて便利の様なれども、若し一顆にても口立惡

影響ありやと云ふに、外國商人にして生絲を買込む者其の取引に直接貨幣を以てせずして便利上爲換手形を用るを例となす。故に爲換相場の米何十弗と云ひ、英何志何片と云ひ、佛何法何十參と云ふも、皆手形面に記載ある日本銀貨か各外國の貨幣と交換し得る額面を云ふものにして、米國は我銀貨百圓を以てし、英國、佛國は各壹圓に就ての計算にして、之を稱して爲替相場とは云ふなり、其狀恰も市場の品物が時として騰貴し、時として下落するに異ならず、譬は日本銀貨百圓に付米貨七十五弗の相場に七十六弗となれば之を騰貴と云ひ、七十三弗となれば之を下落と云ふ、されば先づ爲換相場下落ふを以て外國商人の利益となり、騰貴せし時には夫丈餘分に支拂さるを得されは必竟外國商人の不利となる、故に日本商人とは常に其の損得相正反するものと知るべし

しきものあれば、之が爲めに多くの屑絲出て絲目減るものなり。此の求緒の際の湯加減は繅絲湯の温度よりも少しく高度なるを可す、例之は繅絲湯を百五十度とせば、之を百七十度位とすべし。斯く常に繅絲湯よりは二十度位高くすべしと心得置き、尙ほ其の繭の煮加減により少しく斟酌すべきなり。但し此際温度を高くすべき理由は、繅絲の時緒を失ひたる繭を其の儘湯中に容れ置くときは、煮え過る患あるを以て之を拾ひ揚げ置くものなれば、再び緒を求むる事には繭に含む所の湯は冷却し、之を湯中に入るれば其の量重き爲に沈みて容易に浮き上がらず、されば箒を繭面に觸ることを得ざれば、從て緒を求むることを得ざる道理なり。又た強て箒を湯中に入るれば甚だ扱ひ悪く、加之箒の繭に當る力強ければ屑絲を多量に生じ、絲量を減ずるに至るものなればなり。

附言、藁の實子箒を製造するには、稻藁を抄り實子のみとなし、懇ろに一本づゝ其の穂先を揃へ、五拾本より七拾本を以て一把となし、七八把を先の不同なき様束ねて一束となし、穂先より三寸許の所を麻苧の細繩にて固く結び、中心貳三分通歟し、繞七八分を結び目より切り落し、其の上に五六把の實子把を纏ひ、前の如く又切り落し、尙ほ其上に七八把を重ね、柄の部一箇所を強く結ぶ度どし、取換ふべきなり。

第四節 繅絲湯の溫度

び、其の目方拾五六匁柄の長さ一寸五分開き、徑七寸の長四寸五分に造るなり、此の穗先の粋の附たる痕蛭の吸口の如き部分は、使用するに従ひ減耗し、絲口立悪しく自然手荒くなるものなれば工女の巧拙によるべけれども、概ね十日間位絲量七百匁許を繕るを度どし、取換ふべきなり。

繅絲湯の溫度高きに過ぐる時は、膠質を減ずること夥しきものにして、纖維と纖維と抱合する力を減じ、絲柔軟となり伸度は割合に多くして手觸宜しからず、切斷多きを以て手數を費し屑絲を生ずるほど多し、而して色澤は白きも類節多く練繩も亦多し、共に好しからず。又偶には繭の煮方さへ充分なれば、反て繅絲湯の溫度は低きを良とすなど云ふ人あれども、甚だ面白からず、何となれば煮え過ぎなるに優ることなし。幾何の溫度は適良なるかは次の表に據るべし

季節　　繭の品位及び乾燥加減　　溫度

の商人は横濱の外國爲替相場が四參下りし爲めに、生絲一萬斤に對し貳千八百法安く買得る譯けなり

之を英吉利の商人とするも同理にして、其の日の英國渡の横濱爲替相場か三志四斤なれば、英國商人は、右七萬弗に對し英貨一萬一千六百六十六磅十三志四片を

は拂ふ割合なれども、若三志二片のとき

は英貨一萬千八百八十三磅六志八片にて、其の洋銀七萬弗を拂ふを得べし、故に

爲替相場か二片下りし爲めに、英國商人か五百八十三磅六志二片文けの減額を拂ふて七萬弗拂ふ割合となる、若之に反し三志六片なれば洋銀七萬弗は英貨一萬貳千貳百五十磅に當るか故に、三志四片の爲替相場に比すれば、英貨五百八十三磅六志八斤餘分に仕拂はされは七萬弗拂ふことならざるなり

之を生絲百斤の相場に比して述ぶれば、

佛國は横濱の爲替相場が三法二十四參なれば、生絲百斤に付洋銀七百弗の生絲を

にて買ふも、毫も佛國商人の勘定には差響くことなし、然れども若し爲替相場の四法廿四參に昇りしきは、七百弗の生絲を二千九百四十法にて買得る割合なるを以て、横濱の七百弗の生絲を七百六弗六十七仙にて買ふも、毫も佛國商人の勘定には差

佛貨貳千九百六十八法にて買得るも、若し四法廿四參に下れば七百弗の生絲を二千九百四十法にて買得る割合なるを以て、横濱の七百弗の生絲を七百六弗六十七仙にて買ふも、毫も佛國商人の勘定には差

第六月 上繭凡そ一升八拾匁位のも

薄繭死籠繭の未だ殺蛹せざる者

形狀不完全の者及び片肉の者

百三十度より

百四十五度

亞米利加商人に取りても又同一にて横濱爲替相場が八十二弗の時、横濱の生絲代金七百弗に米金五百七十四弗に當る、若し爲替相場が八十弗に下りし時は、洋銀七百弗は米金五百六十弗に相當するを以て、米金の十四弗丈けは高く買ふも、米人に取ては生絲を高く買ふことにならすして、爲替相場が八十二弗の時に洋銀七百弗にて買得るものなれば、八十弗に下りし時は洋銀七百十七弗五十參迄て買ふも、米國商人の拂出す金額には毫も差響くことなし、然れども若し爲替相場が八十四弗に上りし時は、洋銀七百弗の生絲は米金の五百八十八弗に當るを以て、洋銀六百八十三弗三十三參より高くは買得さるなり。是れ十四弗の爲替相場の時も

洋銀六百八十三弗三十三參は米金の五百七十四弗に相當するを以てなり

右の如く外國爲替相場の高低は、海外の生絲商及織物製造家が我國にて買入るゝ處の生絲の代金に對して、拂出すべき自

あやしむに足らざるなり、

其有様恰も先年我國の銀貸と紙幣と差ありし時と同一理なり、去る明治十三四年より十六七年に渡り、我國の生絲商は銀貸相場に十露盤をとり、銀貸か上りし時は其の上りたる割合に生絲を安く賣り、下りし時は其の下りし割合に生絲を高く買へりき、銀貸か一圓三十錢の時五百弗に買ひし生絲は、銀貸か一圓五十錢に具れば四百三十三弗三十三參に賣却したる生絲代金と同額の紙幣を得ると同し、故に外國爲替相場が上れば、海外の需用者即ち注文主は其の上りし割合丈餘分に自國の貨幣を拂はざる理なれば、其上りたる割合丈生絲か安くなければ買へぬ筈なり、又其の下るも其の下りたる丈即ち

状とボタン状との開き即ち距離は三寸五分より四寸を適度とす、餘り狭ければ太絲を縲ぐに兩方の繭互に混じ易く、廣方に過るも徒に鍋の大なるを要し、絲緒着け添ひ悪しく却て無益なるべし、緒を通すれば織度の細大に據りて適宜の大さを保つを要す、此の孔織度の割合より大なれば類取れ悪しく効能薄し、又た四五月間も使用すれば自然に磨れ、其の孔放大して是又作用乏しきに至る、其の都度々々に取換ふべし。

工女の絲縲に取掛るときは、必ず集緒器及び絲懸釣の垢を掃ひ湯を以て濡し、絲縲の切斷せざる様心得さすべし、又時としてはボタン状の絲通し、孔塵垢等の爲に閉ち塞ることあれば、世人多く魚骨或は鍵針等にて押し開くれども是等は折れ易く、折るれば其の先取難きものなれば、栗の刻械の如き取れ易きものか、銀針等の如き容易く折れざるものを以て掘りあぐべし。

第六節 絲縲の添足

織絲の技術中最も切要なるは織度の均一にして、織物を製造するに置くべし。其の織維の大小は需用者の好に據りて一定せずと雖も、當り之れが齊と不齊とは其の難月籠笛ならず、されば織屋の生絲織維の不崩に對し故障ある敢て其故なきにあらざれば、成るべく織太ければ是等を見計ひ酌量添足すべし。

佛國のロビーユ氏は絲縲の數の配合によりて絹絲を自由に圓くも扁平にもなし得らるゝを説けり。即ち三本の絲縲を合すれば二様の形狀をなし、四本の絲縲を合すれば二様の形をなし、六本を合すれば少しく扁圓形をなし、六本を合すれば圓く、五本を合すれば少しく扁圓形を合すれば圓形となると云へるは實際如何なる場合にも然るにあらず。假令同種の絹絲にても圓き處もあり、又圓からざる處もあれば到底確乎たる一の規則とはなすべからずと言へり。兎に角一考すべ

高く買入る道理なり。

外國爲換相場が下れば輸出商品の相場か

高くなるは社會に於ける自然の現象にして、他の商品又皆然り、獨り生絲相場の

みにあらざるなり。

我生絲商人が常に注意すべき爲替相場は、商人が振出す處の爲替券を銀行か買ふ處の相場なることは勿論なれども、此相場中尤も注意すべきは、信用相場の四ヶ月及六ヶ月渡にあり、如何となれば海外諸國の生絲商は主に信用保證狀を在日本の生絲買次商に渡し置き、其の買ふ處の生絲代金に對する爲替券は、皆其信用取引に對して振出さしめ、且其の爲替券の渡期限は十中の八九は、四ヶ月乃至六ヶ月渡しに振出か一般の慣習となり居るを以てなり、故に外國爲換相場が生絲相場に影響を及ぼす有様を視察せんには、四ヶ月及六ヶ月渡の信用相場を標準として算盤を取りて大差なかるべし。

我國の生絲商人中外國爲換相場を談する

者往々米國渡の何十何弗と云へる相場のみに心を奪はれ、毫も倫敦渡巴里渡の相場に掛念なきものあり、是等は未だ注意の薄きものと云ふべし。

米國渡の爲替相場も他の相場につきて上下するは勿論なれども、米國と我國との間のは爲替取引にて少ければ、單に米國渡の爲替相場にのみに依頼して掛引をなさんとするが如きは、聊か迂闊の誹を免れす。

米國の生絲商及織物製造家は、日本より買入れし處の生絲代金に對する爲替券を倫敦にて仕拂ふと一般的の習慣なり、故に横濱の生絲買次商も十中の八九は爲替券を直接に米國へ振出さざるなり。

元來米國は我國より買ふ處の商品賣る處の商品より多く、從て日本へ償還すべし金高請取るべき金高より超過するにより、日米間の直接爲替は其の取引上常に米國に利ならざるに引換て、英米間の爲換取引は貸借常によく相償ふの傾向ある

きの價值あり。今ま左に伊國に定めたる織添足の標準を掲げん。

一織絲の織度平均二デニールより三デニールのもの

織度 蘭數 初蘭數 末蘭數

備

十九	四	一織絲四縷の中一縷已に斷れ三縷になりたる處にて一縷を添足すべし。
十一	四	四縷共に断れされとも極めて細くなりたる時更に縷を添足すべし。
十二	四	五初めは四縷にして末絲になる時は別に極く細き末絲一縷を添足し五縷にすべし。
十三	五	一四縷になる處にて添足す。
十四	五	五極めて細くなりたるとき添足す。
十五	五	五初めは五縷末絲にて六縷にす。
十六	六	六極めて細くなりたるとき添足す。
十七	六	六極めて細くなりたる所にて添へ足す。
十八	七	七初めは三縷末絲にて四縷にす。
十九	八	八初めは五縷末絲にて六縷にす。
二十	九	九初めは五縷末絲にて六縷にす。
二十一	十	十初めは五縷末絲にて六縷にす。
二十二	十一	十一初めは五縷末絲にて六縷にす。
二十三	十二	十二初めは五縷末絲にて六縷にす。
二十四	十三	十三初めは五縷末絲にて六縷にす。
二十五	十四	十四初めは五縷末絲にて六縷にす。
二十六	十五	十五初めは五縷末絲にて六縷にす。
二十七	十六	十六初めは五縷末絲にて六縷にす。

一	織度	平均三デニールより三デニール半のもの
二	織度	一織絲の織度平均三デニール半より四デニールのもの
三	織度	一織絲の織度平均三デニール半より四デニールのもの
四	織度	一織絲の織度平均三デニール半より四デニールのもの
五	織度	一織絲の織度平均三デニール半より四デニールのもの
六	織度	一織絲の織度平均三デニール半より四デニールのもの
七	織度	一織絲の織度平均三デニール半より四デニールのもの
八	織度	一織絲の織度平均三デニール半より四デニールのもの
九	織度	一織絲の織度平均三デニール半より四デニールのもの
十	織度	一織絲の織度平均三デニール半より四デニールのもの
十一	織度	一織絲の織度平均三デニール半より四デニールのもの
十二	織度	一織絲の織度平均三デニール半より四デニールのもの
十三	織度	一織絲の織度平均三デニール半より四デニールのもの
十四	織度	一織絲の織度平均三デニール半より四デニールのもの
十五	織度	一織絲の織度平均三デニール半より四デニールのもの
十六	織度	一織絲の織度平均三デニール半より四デニールのもの
十七	織度	一織絲の織度平均三デニール半より四デニールのもの
十八	織度	一織絲の織度平均三デニール半より四デニールのもの
十九	織度	一織絲の織度平均三デニール半より四デニールのもの
二十	織度	一織絲の織度平均三デニール半より四デニールのもの
二十一	織度	一織絲の織度平均三デニール半より四デニールのもの
二十二	織度	一織絲の織度平均三デニール半より四デニールのもの
二十三	織度	一織絲の織度平均三デニール半より四デニールのもの
二十四	織度	一織絲の織度平均三デニール半より四デニールのもの
二十五	織度	一織絲の織度平均三デニール半より四デニールのもの
二十六	織度	一織絲の織度平均三デニール半より四デニールのもの
二十七	織度	一織絲の織度平均三デニール半より四デニールのもの

序に茲に記すべきことあり、方今有名の製絲家にありても絲織工女二人に就き、一人の新規工女を求緒に使用すること是なり、其の利益とする説を聞くに、百人織の製絲場なれば、唯求緒工女の數五十人を増したるのみにて、他に器械等を要することなく、百五十人分の製絲額を得へし、且つ新規の工女をして言はず語らすの間に織絲

により、自然米國は自國の貿易を支拂ふに英國を経て日本へ支拂ふ方甚だ得策なるを以て則ち斯る有様とはなり居るなり、蓋し英國倫敦は世界爲替取引の中心にして、東洋諸國へ振出す爲替券並に東洋諸國より歐洲諸國へ振出したる爲替券の賣買盛なるにより、日、英間の爲替取引上に好都合あるは、自然の情勢なり。業に斯の如くなるを以て我國の爲替相場中倫敦渡の爲替相場は、最も重要な相場にして、巴里渡米國渡等の爲替相場は、常に倫敦渡の爲替相場に牽制せられ居るを以て、我國の生絲商か最も注目すべきは倫敦渡の爲替相場にありと云ふ所以なり。

倫敦渡の爲替相場の上りし時は、生絲の需用供給上の關係より起るべき騰貴の原因となれば、爲替相場か昇りし割合丈けは生絲相場が下落すべく、又倫敦渡しの爲替相場が下りし時も、生絲の需用供給上の關係より起るべき生絲相場下落の原因となれば、爲替相場か下りし割合丈けは生絲相場か騰貴すべきは勿論のことなり、されば我生絲商は一方には生絲商況に充分に注意し、其の一方に於ては、始終爲替相場の高低に最も周密の監察を用ゐることを怠るべからず。

抑も直輸にも三種あり、其の一は各地荷主より運送し來りたる品物を横濱の問屋が買切り全く問屋一己の荷物として輸出するものにして、其の一は所謂依託販賣なり、問屋の買入れたる荷物は横濟賣と同しく、其の利害は已れ一身上に止まれば、其の時機を見計て勝手に賣却すべしと雖も、依託販賣なるものは一々其の直段等に就て荷主に照會せざるべからず、總て問屋に委任するもあり。

之を事實に就きて言はんに佛國輸出なれど横濱より積み送りたる荷物の税關に着するや、其監査を經て、生絲共同倉庫に

の法を練習せしむるの便ありと、一應道理あるに似たれども、前にも述へたるか如く其の求緒の巧拙に據り一升の繭に付絲量二三分の差違を生ずるは敢て珍らしからぬことなれば、織絲の方法を辨まひ居るものにあらされば、求緒も十全ならざるなり。されば本邦の如き貢錢の下廉なる所にては、人夫や器械の經濟より寧ろ高價の絲量に注意すること利益多かるへし、爾來開明の度を増し織絲求緒と各専門の業となり、老練なるもののみを使用するに至らば、此の如き憂は免るへしと雖も、各工女の成績等を調査する時には責任の歸する所明ならされば、或は紛糾を生ずるの恐なきを保たざるなり。

第七節 擬の作用

繭より織出せし纖維にては、到底實用に適せざるを以て數顆の繭の絲縷を一縷となし、所謂生絲に製造するものなれば若し其際擬を掛けざる時は、數條の纖維紛々として密着せず、取扱に不便なるのみならず實際使用に適せず。擬の掛方寡きものにありても絲纖圓から飛散すると速なれば、絲の乾燥早くして從て其の光澤も美はしく、且つ強力をも増し添ふるものなり。又擬の掛け方甚しく過度なる時

は、摩擦の爲め絲力を減するの憂あり、又繭質によりて切斷多く、織製しかたきものあり。

此擬を掛くるに共擬とケンチルとの二式あり、共擬は佛蘭西人シャンボン氏の發明せし法なれば之をシャンボン式とも云ひ、ケンチルは一にダーブル式と云ふ、共擬は佛國に最も多く行れ、ケンチルは伊國に尤多く行る。今ま此兩式の利害のある所を述べんに、共擬の利とする所は二口織なるを以て兩方より絲縷相接し、少しも逆擬となれば小毛を生ずるの憂なく、且つ其の纖維は圓く緊着するを以て強力を増し又不練の工女緒の附け過をなす場合などには、兩縷其の平均を保たざるを以て遂に一方切斷するなり、故に知らず識らずの間に纖維の不同を防ぐの便あり。加るにケンチルに比して擬の數を數倍の多きを掛くることを得るを以て、其の光澤も宜し。概して之を評すれば、共擬は最上品位の生絲を製造するを得、其の害をする所は、一方の絲切斷すれば擬の所に於て兩縷相合し、一條となり絲縷に至るを以て、更に其の織り上げたる絲を二條に區別するまで多少の絲を織り戻さるを得ざれば、從て夫れ丈眉絲を生するなり又其擬は二口織なるを以て生絲の製造高に限あり。

ケンチル式の利とする所は、工女の技術の熟否に據り隨意に其の口

預け入れ、其の内より見本のみを引取り生絲検査所に持ち行き、織度の検査を請ひ、検査済の上交付せらるゝ所の織度の細大を記せる證書を見本に付し、仲買或は機屋等に送りて賣買の談判をなし、其の談判整へは荷主は其の絲荷を預所即ち共同倉庫より検査所に送り其の重量の検定を請ふ。其の法は前に少しく述たる如く一箇毎に量目を改め、更に其の一箇中より數斤の見本を抜き取り、乾燥器に容れ、其の水分を乾燥せしめて眞の量目を秤り、之を買主に渡すものにして、其の他煉加減及伸力強力、等の検査は荷主の請求に依り施行するものにして、其検査の手數料は賣買兩者の負擔するものとす、此検査は法律等にて定めたるものにあらざれば、或は之に據らざるものあり、然れども現時は此手續を履ざるもの殆んどなきに至れり。而して代價支拂の期限は、取引済みより百日目を通常とす。其期限内に支拂ふときには、年六分の割合

數を一口縷或は二口三口若くは四口と増減斟酌し得るの便利あり、又一口の絲縷切斷するも他は息むことなく縷製しつゝ其の切れ絲を繫ぐを得るなり、從て共撫の如く其の切斷の際に一方の無疵の絲縷も切斷し、繼類を生し、且つ絲屑をいたすこと少なし。次に其の害とする所を擧くれば、一條を上下に相接せしめ、逆撫となるを以て多少絲力の消耗を來たすのみならず、絲織偏圓をなす、且つ撫數を多くするを得ず。故に到底共撫の如く良好なる生絲を得べからずと雖も、經濟上多少の利益あり、

第八節 絡交の作用

リチャード・ノン氏の言に據るに、絡交の完全なる生絲なれば百に對し〇、一二五許の耗減を生するに止まり、一工女にして一日十六封乃至十八封、乃ち我一貫九百二十匁より二貫二百六十匁の生絲を繰返し得ると雖も、日本より輸送する生絲の中には百分の四に當る輕減を生したるものありて、是等の生絲に至りては一工女一日僅に四封乃至五封、即ち我四百八十匁乃至六百匁位を揚返しするに止れり故に絡交の良き絲と惡しき絲とは、機屋に取りて少くも百に對し七分二厘五毛方餘計の失費を要すべしと、今ま氏が表示せし生絲を百分に改算し、其の絡交の整だるものと否らざるものとにより、揚返費用と減耗費額とを對照すれば左の如くなりとす。

米國に向て輸出するものも大畧前に異なりたることなしと雖も、代價等の支拂に於て聊か其の趣を異にするものあり。即ち米國にては現金賣と延賣とあり、現金賣は品物を引渡して直に代金を支拂ふものあれども、是れ信用の乏しき買物の時のみ行はるゝものにして、先づ多くは十日の後代金を受取るを通常とす、されば取引済後代金支拂まで十日の間は賣主に於て帳簿上の信用貸をなすなり、而して現金賣は甚た稀にして大抵延賣のみなり、現金賣は延賣に比すれば其の直段は六ヶ月の利子或は其餘も下廉なり、然れども時として資本の乏しき機屋に一箇若

減耗費用	八	拾	八	錢	合計	拾	壹	圓	四	拾	錢
楊返費用	八	拾	三	錢	六	拾	壹	圓	四	拾	錢
多	少	少	五	拾	壹	圓	七	拾	八	錢	六

絡交の効能は尙ほ之に止らず、簾に巻き取る際其の面積を廣ぐるを以て水分の蒸發早く、從て色澤を損することなし。絡交を整ふるには完全なり絡交器即ち手振を設けざるべからず、手振に連振と名々振との二種あり、連振は只一個の手振にて數十箇の船をとるものなれば頗る輕便にして、且つ其の製作料も廉價なれども何分破損し易く、修繕を加ふる度毎に數多の工女をして空しく手を挿せしむるが如きと寡とせず、又木製などの不完全の器械は云ふり減り等生じ。多少廻轉の遲速を來し、又工女の技倆優劣によりて廻轉の遲速を生ずるものなれば、從て絡交の宜しからざるもの生ずる也、故に揚返簾若くは直繩器械は必ず名々振の絡交器を用ひざ

くは二箇位賣るときは高直なるものあり、其延賣を爲す際には賣主より品物代金拂渡しの約束手形を渡し、其手形支拂期日に満たざる内に金錢入用の事あれば、之を銀行若くは其筋の商人に割引を行なれば手形振出人の身代の善惡に係らず、其の裏書人確なれば大抵年六朱位の金利にて買受く、商人に賣るときは其裏書人の如何に據らず唯手形振出人の身上のみによりて割引するものなれば、一定せず信用のある人なれば一ヶ月五六朱位にして、其の薄きに従ひ掛も一割二分位までを極度となす、何となれば商人は銀行の如く手形振出人が正金拂渡の期日に當り、引替をなす能はざる節は裏書人に對して金子の調達を催促するの權理あれども、相互間の賣買なれば裏書人の責任は後日消滅すべし。

尙ほ直輸出の手續に就ては、左に横濱生絲合名會社が施行せるところを記して、

讀者の参考を望む。

直輸荷物取扱の事

第一、直輸荷物本社へ到着したるときは地元送狀に照し不都合なきものは直ちに荷主に向て着荷案内狀を發送し米、佛御差圖先へ輸送すべき順序に着手するものとす

且地元送り狀用紙は本社に調製致しあれば御申越次第送呈すべし

第二、本社には生絲試驗器械一式を具備し精細検査の上海外市場に於て賣捌上尤も適切なる様仕譯致し詳細なる品評并に斤量原價等を明記したる賣先き手札(インボイス)を製し荷物に添へ支店に送達すべし支店は之に依て賣捌方に從事するものとす

右の試驗に依り得たる明細書并に(インボイス)の寫しは本社より直に各出荷主へ送附し其参考に供すべし

第三、前項の如く本社に於て精密なる試

さる爲めに加ふるものなれば、總の中程二ヶ處五通ばかりに編むべし、其の方絲の材料は水淺黃色の絹絲、若くは木綿絲を可とす。

絲の造る方に鐵砲造、折返造、島田造、提造、捻線造等種々あるが、捻造を以て最上とす。其の他の造方は見覺宜しからざるのみならず、絲質を損傷し易ければ、遠方に運搬するに適せず、假令絲揚返へせば、其の末の緒を初の緒と共に直に見易きやう、一ト處に五重位に總の周圍に廻はして繫き止むべし。力絲は、絲総の紊亂せぬ可らず、若し否らずして連振にするか、絡交正確なるも粹の迴轉多少の差を生じ、爲に一二總不正のものを出し、不幸にして取引の際之を慧眼の外商に看破せらるゝことなれば、其の絡交の不正を口實とし強て若干の直段を引下る等の例往々耳にする所なり、小籠なれば連振にても差支なしと雖も、同じく名々振の利あるに若らず。何となれば名々振なれば建設の費用も多く掛り、至りて混雜の様に見ゆれども損傷すること寡く、好し損傷するも一箇に止まれば工女を休ましむる煩なく、其の利益盡し少々にあらざるなり。

第四章 束裝及苟造法

生絲は海外千里に輸出する者にして、而かも價格の貴き品なれば、成るべく運送する途中にて絲質を損せず、且つ賣物なれば外觀の見苦しからず、機業家は再繰を行ふに當り不便ならざるやう、適宜の束裝を施し堅牢の荷造を爲さるべからず。

絲総の緒留は、揚返へしの際に初めの緒を柱に結び置き、一ト總を

絲総の緒留は、揚返へしの際に初めの緒を柱に結び置き、一ト總を揚返へせば、其の末の緒を初の緒と共に直に見易きやう、一ト處に五重位に總の周圍に廻はして繫き止むべし。力絲は、絲総の紊亂せぬ可らず、若し否らずして連振にするか、絡交正確なるも粹の迴轉多少の差を生じ、爲に一二總不正のものを出し、不幸にして取引の際之を慧眼の外商に看破せらるゝことなれば、其の絡交の不正を口實とし強て若干の直段を引下る等の例往々耳にする所なり、小籠なれば連振にても差支なしと雖も、同じく名々振の利あるに若らず。何となれば名々振なれば建設の費用も多く掛り、至りて混雜の様に見ゆれども損傷すること寡く、好し損傷するも一箇に止まれば工女を休ましむる煩なく、其の利益盡し少々にあらざるなり。

驗を爲すに付き該試験時間の猶豫を見

込み出船豫定期日に切迫せざる様御出
荷あらんことを要す

第四、荷造り方は洋壹俵大凡英百五拾斤
(和九貫目入一梱)を目途とし等級に從

ひ販賣上の便利を旨とし荷造り直しを
致すべし

直輸荷物に對する爲換金の

事

第五、直輸荷物に對して相當の荷爲換を
附すべし其取組方は時價に準じて荷物
の價格を定め之に輸出諸入費を加へ其
金高の凡八割を以て荷爲換高と定む

第六、右荷爲換金の内より輸出諸入費(地
爲換ある分は其の金額及び利子と引去
り)を差引き残金は勘定書と共に御送
附致すべし輸出費用の概畧左の如し

米、佛兩國生絲輸出費用

輸出稅 正和百斤に付金三拾
三圓六拾二錢五厘
荷造積込費壹俵に付金二圓

米國 正掛英百斤に付米貨
荷物一口に付米金二
五錢
米國領事
弗五十仙

運賃 皆掛英百斤に付米貨
荷物一口に付米金二
五錢
米國領事
弗五十仙

檢印料

海
上
保
險
料

紐育に於て保險を附す
故賣上の上にて收納

五錢

第七、荷爲換金は參着四ヶ月又は六ヶ月

拂の海外爲替相場にて外國貨幣に換算

し之を支店に通知す而して該荷物賣捌
の上右爲換金は直に支店に於て差引る
のとす

第八、海外爲替相場は時々高低するもの
なれば本社に於ても充分注意の上可成

御便利なる時取極むべし而して相場取
極の上は直に通知書を發すべし

第九、荷爲換金に對しては其都度證書の
御差入れを要すれども斯くては遠隔の
地方不便も甚なからざれば豫め下に掲
けたる書式に準じ記名調印の上依頼證
を送らるべし

依頼證の書式

印紙 依頼證

當社者より米國紐育府又は佛國里昂府へ
生絲或は附屬品の直輸出販賣御委托申候

括造をなすには、其の織度の齊一なるものを。一括とすべきは勿論

品位の良き絲と悪しきとを混合して一括となさる様能く心掛け
し、一括中に一括たりとも貞からざるもの混するときは、慧眼の

外商之を口實とし、善き絲にても擯斥する等の事あり。又た其の造
り方に由りても大に外觀善惡の如何、絲質を損する是否とに關係あ
れは東裝中注意すべき一要項とす、造方の順序は初に生絲の品位を

鑑別し、大抵一括六百匁位を目的とし、捻の大小に從て五本或は六
本つゝの捻を上下兩端に黃銅の串を貫き、能く長短なき様に揃へ、

長き箱形の器械に五通り即ち二十五本或は三十本を重ね入れ、其の
工合を直して串を抜き、然る後絲占器械に載せ、固く占め、水淺黃

色の縫絲を以て強く三箇所程結ふべし。

斯くて結び終らば、生絲を包紙に包むなり、その包紙の毛羽立ものは
は生絲に附着し、類の様に見ゆれば雁皮の如き毛羽のなき紙にて下
包をなし、其の上を厚紙にて他套を製し包み掩ふか、又は青色の厚
き西洋紙を以て括を巻き、其の表面に各製絲所の商標を貼付するな

り、是等の包紙は量目に各々不同なき様心得べし、何となれば、佛
國其の他の市場にては賣渡の際生絲検査所に於て乾燥検査の際秤量
り、是等の包紙は量目に各々不同なき様心得べし、何となれば、佛

生絲の括造終れば之を荷造し、生絲問屋に送る、儲て生絲を容る、
荷箱は厚さ六分板にて充分乾燥し、蟲附等なきものを撰み其の内側
を滑かに削り絲括を損せざる様注意し、益を占め、濕氣の侵さぬ様
目張をなし、其の上に生絲の名稱番號品位及び製造者の名前等を記
るし、繩を以て下占をな志、其の上を琉球筵或は藁蓆等にて包み。
大繩を以て固く結ぶべし。元來我邦の生絲荷造は甚た不完全にして

途中にて毀損し、或は取扱不注意の爲め蟲害等潜入するを以て、
横濱の問屋にて荷を造り換へ輸出するとは云へども、必竟是等は原
因となり、歐米各國より蟲喰ひ絲あり、挾苦情を言ふ者は屢々聞
く所なり、兎に角高貴の品を取扱ふものは諸事に心を用ひ、損傷せ
ざる様心掛べきことなり。

嘗て農商務省にては之に關し横濱市場に吏員を派して精密に之を調
査せしめ、左の注意を與へられたれば、茲に掲げて當業者の参考に
供へん。

間左の條々御依頼申候

一荷爲換金は荷物の時價に準じ相當の

金額貴社の名義を以て適宜の銀行へ

御取組被下度候

一右荷爲換金に對する借用證書直に差

入可致筈の處便宜の爲請取證を以て

右荷爲換證と御見做し可被下候

一右荷爲換金の内より輸出諸入費（地

爲換を附けたる時は其元利共）を引

去り殘金は計算書を添へ御送附被下

度候

一右荷爲換金は海外市場に於て荷物賣

捌の上外國貨幣にて御仕拂可申候間

參着四ヶ月又は六ヶ月拂の海外爲換

相場を以て外國貨幣に御切り換へ被

下度尙其爲換相場取極め方は貴社の

御見込に一任致候

一相場下落等の爲め荷爲換金に不足を

生するの恐れ有之候節は貴社の御差

圖次第何時に入金可致候

一海外市場に於て荷物賣捌の上右荷爲

換金元利及び賣捌諸費用引去り殘金

は御渡し被下度若し又不足相立候は

其不足金額は直に入金可致候

一賣捌方は御支店擔當人に於て其當時

の成行に隨ひ適宜に御賣捌可被下候

但本文の如く御委任に及候得共商

況の變化に依りては特に依頼書を

發し販賣方の御注意を乞可申候

一荷物中計らずも疵絲又は格別の粗品

相現れ直引押合有之候節は御支店擔

當人に於て適宜御取計可被下候

此依頼證は該社に調製しあれば申越次

第何時ても送呈すると云ふ

荷物賣捌方之事

第十、米、佛市場に於ける賣捌方は大概

延賣なるを以て（米國は凡三十日以上

六ヶ月佛國は一百日）代金の回収遲延せざるを得す故に當社に於ては買入よ

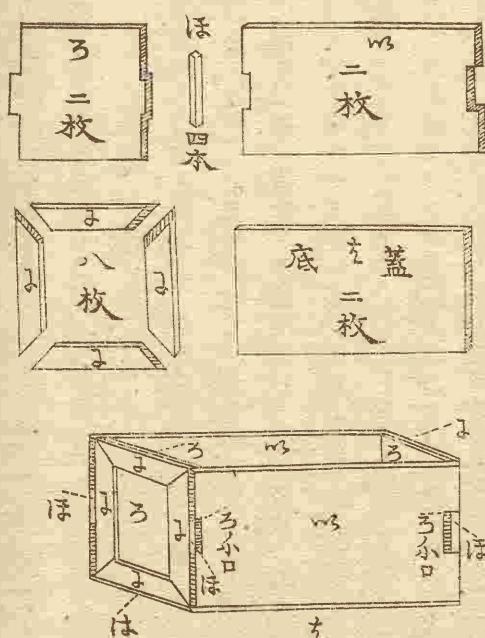
一、生絲箱の用材は蟲附等なきものにして十分乾燥したるもの

要す。但しその厚は六分板にて足れり、

番號品位及び製造者の名前等を記すへき箇所、即ち圖面ろの部のみを削りて他は削るに及ばざるなり。

箱板切り方の圖

生絲箱を造り上なる圖



- 三、生絲を箱詰に爲すには、絲括の直接に箱板に當らざる様その箱に應したる大さの濾紙、または布風呂敷（洗濯したるもの）を要す）を敷き、詰了りたる後四方を折返して上部を覆ひ、而して蓋を打つべし、若くは箱の内部を紙にて貼り其上に濾紙を塗り、絲括と箱板と運動搖の際摩擦するも、傷害を生絲に與へざる様爲すも亦可なり
- 四、生絲製造者は熨斗絲其他の屑物には、務めて蛹の附着せざる様注意すべし
- 五、生絲賣込問屋は、荷受庫入の際屑物と生絲は其倉庫を異にして、充分隔離するは、勿論就中外商館より積戻したる荷物の如きは自然荷造を亂るゝを常とするを以て厚く注意を加ふべきなり。
- 六、外商館に於けるの注意は、入荷の際常に屑物と生絲とを判然隔離して別倉に收め置き、輸出荷造の際蟲害等の検査を十分に施行するを要するなり
- 七、蟲害ありと認たる倉庫は荷物を悉皆採出して窓戸を密閉し左の薰蒸を行ひ、二十四時間を経て開放し充分新鮮の空氣を通し能く掃除して死蟲を去り臭氣全くなきに及びて使用すべし、其法は二間四方の倉庫に硫黃大約三百匁に木炭末大約十匁を和し二三の

り受取りたる手形を割引し代金の回収を速なはしむべし

第十一、前條手形を割引するの利子は、紐育にては凡年六朱乃至八九朱より一割

以上に昇ることあり然れども生絲買取人即ち手形振出人の信用厚薄如何に隨ひ生絲の直段に高下の相違を立るは紐育市場の習慣なれば支店擔當人は細かに注意を加へ其利子の差等に依り賣價を抑揚し相當の賣捌方に盡力するものとす

第十二、里昂府に於ては右割引の利子年六朱にして荷物賣却の上は必ず三ヶ月間年六朱の割合にて割引し代金を送附するものとす

第十三、買人破産の爲め萬一損を生し又は天災に依り不慮の損失に罹る事ありといへども本社に於て其責に任すべし

第十四、海外市場に於て荷物賣捌の上は直に其報告を送り来るを以て本社にてし

は之を寫し取り該荷主に通報し併せて當時の市況をも書載すべし

第十五、佛米支店に於て賣上代金を請取りたる時は下に掲ぐる賣捌諸費用荷爲換元金及其利子の過不足等を差引き勘定書と共に其賣上殘金を當時の爲換相場にて本社に於ては迅速荷主へ送附するものとす

第十六、荷物積出しより賣上金回收迄の時日は荷物の賣先き模様に依り一定し難けれども假りに荷物は先方着後直に賣約するものとし其賣上金を割引するときは米國は凡そ三ヶ月佛國は凡そ四ヶ月の時日を要するものなり

米國賣捌費用之事

從價費 賣上高の五分

內譯 本社賣捌手數料 三分

從量費 賣先破產保険料 壹分五厘
海上保險料 五厘
藏數、藏入費、車馬費 英一斤に付米
火災保険等小雜費 金三仙

佛國賣捌費用之事

火鉢に分配して之に煤炭を點じ徐かに焚燒すべし、但し硫黃と木炭末の分量は倉庫の大小に應じて増減すべし

第五章 製絲家注意の諸件

第一節 製絲場の位置

我國に製絲工場の起つたる最初は何等の經驗智識なき輩が歐羅巴流の器械さへ建築せば精良の生絲を製出するを得るが如く考へ、從て巨利を博するを得べしとなし水質の適するや否やも吟味せず、繭を買集むるの便宜工女を雇入るゝの難易等は毫も意に介する所なく無暗に其の工場を建設し、之れが爲に生絲の光澤を損し徒らに原料の不良に歸し、或は原料購買に多數の費用を要し、若くは工女に高貴の賃金を拂ひ、其の結果甚だ面白からざる苦がき経験を嘗めたることあり。將來製絲事業に從はんと欲する者よろしく前者の失敗に鑑み、注意する處ろなかるべからず、左に其の要項を列舉すべし。

一、水質及び水便を撰むこと、水質の生絲に大關係あるは既に述べた
二、燃料の廉價なる地を擇むこと目今之勢にては、我國至る所燃料豊かにして格別の差異なき様子なれども、爾來益々世の開明に趣向、且つ製絲業は多量の水を使用するものなれば、水利の宜しき地を撰むことに心を用ひざる可らず、若し水に乏く遠隔の地より購入するが如きことあれば、少からぬ運搬費用を要し價格高まり
三、繭を購入するに便宜の地を撰むこと、文明の餘澤により今は運輸の道次第に開けて繭を購入し運搬の難きを打擧つ憂は薄らきたれども、從來は其の地產繭の不足なるにも係らず、不相當の製絲場を新設し原料に乏を告げ、山河隔絶せる遠方より繭を購入し其の運搬の入費等の爲に絲相場と繭直段とを較ふれば、反て繭直段は絲相場より高きか如き奇觀を呈せしとあり、今日此の如きことあるまじき様思はれども、產繭の豊なる地を撰むことは經濟上頗る利あり、而して運輸の滑なる地は特り繭のみならず、諸般の運賃を廉らしめ、從て製產費用を減するものなれば、工場建築地をトする際には輕忽に付すべからず。

四、衛生に適する地を觀ること 水田若くは卑濕の地或は陰鬱の場所に製絲場を建設する時は、爲に健康を害し織工中疾病を患者者多く、充分の勞働を得されば傭者も被傭者も互に不利益也、尙之に加

本社賣捌手數料及賣先保險料

賣上高の三分
賣上高の一厘

仲次口錢

火災保險料

倉敷倉入用細太及び乾

濕檢查電信及び郵稅等

但本文費用の外手形割引利子及荷爲

換金立替利子の如き費用を要する事

ありといへども延賣期限の長短又は

利子等の差違に依り之を豫定する事

を得す又其他買人の望に依り別段の

場合に於て海外にて検査を成したる

時には特に其費用を要する事あり

米國送荷計算書

一生絲

五俵

此正味和斤五百斤（皆掛英百三十）七百

五十弗替見積り

此原價金三千七百五十圓

外に輸出諸入費

金百十八圓拾二錢

輸出稅

和百斤に付金二十三

圓六十二錢五厘

運賃

皆掛英百斤に付米八

弗半

米國領事檢印料

現今は頭書の通りな

れども鳥替相場の高

低に準じて米國領事

に於て之を定む

金四圓三十七錢

一俵に付金二圓

合計金三千九百八十二圓四拾九錢

此八掛爲換金三千百八十五圓

（參着六ヶ月拂爲替
相場米貨六十一弗
此米貨一千九百四十
二弗八十五仙）

一金三千百八十五圓 替換金前記の通

金二百三十二圓四十九錢

輸出諸入費

前記の通

差引殘金二千九百五十二圓五十一錢

（右の爲換殘金は荷主へ相渡すもの
のこす）

米國送荷賣上計算書

一生絲

五俵

正味英六百六十六斤六六

三弗九十
仙換

此賣上代米貨二千五百九十九弗九十
七仙

るに濕地なれば生絲の乾燥惡しきを以て、其の解舒宜しからざるのみならず、色澤までも害ふに至るの不利益あり、尙ほ此他物價の廉なる地、人氣の善き場所等を撰むの必要あるべし、益し物價高ければ諸般の費用嵩まるを以て、從て製產費を貴からしむ、又た人氣善からざる地は、或は其の人が宏大なる事業を起し大利益を得るを羨望し、其の極姫妬心を生し水路に汚物を混するとか、或は道路に障害物を置く等種々の悪戯を試むるものなきにしもあらざれば、些細の事に似たれども是等一片の注意も亦無益にあらざるべし。

第二節 建築上の注意

製絲場を建築するには之に應して繭貯藏庫、事務所、揚返場等種々の附屬物を要するものにして其の構造の良否は頗る操作上に影響し惹て斯業上の消長にも關係あれば、決して等閑に附すべからざるなり、今其の大要を言はん。
一事務所は現業係、取締役等の日々出勤して事務を處理し、加るに工男工女を指揮し、能く其の仕事に従ふや否や、或は品行の如何等を視察する都合宜しき様、成るべく諸工場に接近し、巡檢等に便

宜の良き處を撰むべし

二繭取扱ひ場は織絲場の西或は東に高燥にして空氣の流通善く太陽の光線透射宜しき所を見立て、二階或は三階造に窓の開閉自由なる様南北に建築すべし。

三繭貯藏法は永年營業の財本たる繭を貯藏し置く所なれば、充分之が保護に適する様少しも濕氣を襲はしめず、徽の害に感せざるを旨とし、最高燥の地を見立て、土藏造の一階等になすべし。

四織絲場は多量の水を取扱ひ從て莫大の蒸發氣を製造する場所なれば、高燥の土地を撰定すること勿論なれども、亦其の構造も棟梁を高くし、専ら生絲の乾燥を務むべし、近來佛國にては湯氣器、拔械を發明、し冬期に至り湯氣の夥しき時には織絲釜の傍に之を据江州に建設せる住友製絲場は此の器械を備へあり。

五揚返場は織絲場と異なりて少しく濕地を宜とす、何となれば小粹乾燥に過ぐる時は絲縷切斷多くして手數を煩し、絲量を減するの恐あり、故に西風北風或は夕陽等を避くるは勿論、織絲場の東或は北方にして、少しく土中に埋り込み、棟梁を低くし光線の工合を善くすべし、然して大粹中に揚返したる紡絲は、乾燥を要すれば其

一米貨百二十九弗九十九仙

賣上高の五分

一米貨二十弗

英壹斤に付三仙

倉敷火災保險車貨及

び倉庫諸掛り

差引正味賣上金米貨二千四百四十九弗

九十八仙

米貨一千九百四十二弗八十五仙

内

差引殘米貨五百〇七弗十三仙

橫濱參着爲換相場五

十八弗半

此銀貨八百六十六圓八十九錢

(右の賣上殘金は荷主へ相渡すも)

佛國送荷計算書

一生絲 五俵

此正味和斤五百斤(皆掛英七百三十一斤)七

百五十弗換見積り

此原價金三千七百五十弗

外に輸出諸入費

の傍に溫度管を設くべし、併し餘り空氣流通の烈しきは宜ろしか
らす。
六生絲検査場 等の如き生絲を取扱ふ所は、總て清淨にして乾燥し
濕氣なき所を撰むべし、何となれば生絲は繭と同しく濕分を嫌ふ
こと甚しきものなれはなり、若し生絲を粗末に取扱ひ濕氣に感す
るの如何を顧れば、兩三年の月日を経る時には悉く強彈力を失ひ、
切斷絶え間なく、織物に製造し難きものなれば、注意すべし
七係員奇宿所 は切斷事の緩急に應し、不慮の災害に臨むべき都合
好き様事務所に近寄せて建築す可し。

八蒸漬罐は繰絲場の北便利の宜しき處に構造すべし、堵て其の蒸漬
罐及び蒸漬器械、其の他烟突の据付等は最も地行を堅固にする要す、何となれば地行不完全なるときは、機關及び機械動搖し破損
する事あり。
九工女部屋 は繰絲場の北方へ東西に建築し、工女の健康に適する
様空氣の流通に注意し、又繰絲場に出勤するの便利宜しき様廊下
を設け工場まで接續せしむべし。
十賄場及食堂入浴場 等は便宜の土地に設くべきなり。
十二殺蛹場 も繭取扱場の近傍に建築すへし。

金百十八圓十二錢

輸出稅

和百斤に付金二十三

圓六十二錢五厘

金五十二圓九十錢

運 貨

皆掛英百十二斤に付

銀貨七圓九十五錢

荷造積込費及印紙等

一俵に付金二圓

海上保險料

海上保險料保険高金

四千二百圓

百圓に付七十五錢

小計金二百十一圓五十二錢

此佛貨九千九百

合計金三千九百六十一圓五十二錢

此八掛 爲換金三千百六十九圓

(參着四ヶ月拂爲替相場)

佛貨三法十五

此佛貨九千九百

八十二法三十五

八十二法三十五

一金三千百六十九圓

(右の爲替殘金は荷主へ相渡すも)

内

金二百十一圓五十二錢

輸出諸入費前記の通

差引殘金二千九百五十七圓四十八錢

(右の爲替殘金は荷主へ相渡すも)

佛國送荷賣上計算書

一生絲 五俵

元日和五百斤

賣目佛二百九十五基

四十五法換

此佛貨一萬三千二百七十五法

内

一佛貨六十六法三十五

仲次口錢
賣上高の五匣

一佛貨百九十九法十

割引料
三ヶ月間年六朱

一佛貨三百九十八法二十五

賣上高の千分の一
販售手數及賣先保險
倉敷及陸上費乾濕費用電信及小雜費
賣上高の三分

一佛貨十三法二十五

火災保險料
賣上高の千分の一
倉敷及陸上費乾濕費用電信及小雜費
賣上高の三分

一佛貨七十五法

小計佛貨七百五十二法九十五

差引正味賣上金佛貨一萬二千五百二十

三法〇五

内

三完全なる掛燃器を用て、適當の燃をかけ、其の絲織を圓からしめ且つ能く光澤を保ちて、絲力をして強からしむるを務むべし。

四簾の構造は簾角の厚からす且つ稍圓形なるを良とす。簾角尖るか且つ絲総の上下兩層紊亂し、反て取扱上宜しからざるもの

若くは廣ければ、絲総固着し再繰の際困難なるを以て、機業者の甚嫌ふ所となる、然れども又少しくも簾角なきも捻絲の時捻り悪く

且つ絲総の上下兩層紊亂し、反て取扱上宜しからざるもの

のなり。故に揚返簾なれば簾角を六角乃至八角とし、厚を二分、

其の長を一尺六寸五分、周圍一メートル半即ち五尺許となすを良

とす。而して簾止は螺旋、栓、苧繩等あれども實用上苧繩に若く

ものなし。

五車輪の如き磨擦の酷しきものは、鐵製宜しらかす。何となれば鐵製なれば磨滅多く、其の鐵粉冥々の中に生絲に附着し、害をなす

使用上便利あれば、鐵製なるを宜しとす。

六齒車の如き磨擦の酷しきものは、鐵製宜しらかす。何となれば鐵製なれば磨滅多く、其の鐵粉冥々の中に生絲に附着し、害をなすものなり。彼の販路の滑ならざる爲め永く生絲を貯藏し、後市況の活潑につれ絲庫を開き見れば、弗々絲の切斷あるを認むるは、是れ鐵粉酸化せしに基く者なり、故に木製なるを宜しとす。

七器械の文は成るべく高ければ生絲の乾燥宜しけども、妙齡の工

一佛貨九千九百十九法九十五
右は元爲換高佛貨九千九百八十五法三五の内より之に對する利子割戻(へ九月日間二十
二朱牛の割)佛貨六十二法四十を差引たる
正味爲換仕拂高

横濱參着爲替相場三
法〇六換

差引殘佛貨二千六百〇三法十

此銀貨八百五十圓六十八錢

女自由に働き得る裝置とし、絲の通温する銅より簾までの距離は世には往々建設の費用を吝みて徒に器械の輕便などを唱へ粗造のものを築造する人あれども、器械の堅牢ならざるものは回轉を速にするも無駄廻多く、却て其の速度を減し、或は搖動する爲めに絲縷の切れる事多く、絲量も減し、且つ時々器械損傷し、織車軋輪の聲は工匠斧錠の音に變ずるに至る、是等は諺に所謂一文客みの百知らずの類なり。

第四節 製絲釜の構造

製絲釜には其種類頗る多く陶器あり、銅鐵、青銅、炮臘燒等あれども、蒸氣機械なれば陶器を最上とし、次に炮臘燒を宜しとす、然れども座繩は炭火等にて煮沸するものなれば、炮臘燒は陶器に比すれば、煮立方速なり、其の他鐵、銅、青銅等は鐵氣、綠青等生じ生絲の光澤を害ふものなり、其の寸法も工女の技倆によりて斟酌するを要す、先づ練釜なれば上等工女は五升入位を宜しとし、中等工女は四升五合、下等工女は四升位となすべし、小ければ水量少く澤山の繩を容るゝときは湯濁りて生繩の艶を損し、大なれば水量少

く、澤山の繭を煮得るの便あれども、煮る時間を多く費し、其の上護謨質を溶散して矢張り生絲の光を失ひ、且つ絲量、強力等も減するの憂あり。

煮鍋、水鉢、湯捨鉢、蛹壺等は大小の爲に故障を生ずることなきも、諸立工女を使ふときは、煮鍋は縄鍋と同様の大きさを要す、然らざれば二升五合入位にて足る者とす。其の湯を沸すに機械製なれば湯沸しパイプを鍋の中に入れ、其の管の四面に細孔を穿ち、蒸發して湯の沸く様に仕掛けたるもの多けれども、近來は銅管の蒸瀧孔を廢し陶器の端より底に至るまで同じく陶器を以て管を造り付け、小孔を開けて蒸瀧をして蒸發となすの装置とし、繭を軟和に煮ることを發明せり、鍋の底より三分許上りたる處には陶器板に二分五厘位の孔を穿ちたものを載せ、沈み繭の蒸發氣の細孔を閉さる豫防をなす方宣ろし。

第五節 製絲瀧罐の事

製絲器械の運轉は水力に借り或は人力を用ゆる所ありと雖も、工銀の貴き所は到底人力を待つべからず、水力は水便の宜しき場所なれば之れを資するを得るも、否らざれば必ず蒸瀧力に依頼せざるべからず、特に其の湯を沸すには蒸瀧力に藉らざれば不可なり。されば瀧罐の構造等を知るは緊要のことなりと雖も、そは全く一の専門學にして一小冊子の説き盡すべきにもあらざれば、此處には取扱ひの大要のみを述べし。

汽罐は可成堅牢にして觸火面積廣く、湯の早く沸くを貞とす。而して五十人繰位なれば溶水石數六七石にして、其の馬力も亦六七馬力あるを要す、百人繰なれば溶水石數は十二石以上十五石位とし、馬力は是も十二馬力乃至十五馬力なるを要せん、併し製絲用の蒸汽罐は馬力を要するよりは寧ろ蒸汽を必用とする者なれど、其の割合を言ふには何石入れと言ふは適當なるべし、而して運轉器械の方に用ゆるものは、其の器械なく構造完

全に運轉圓滑に輕易ならば、百人繰ならば二三馬力を要するに過ぎず。

抑も器械運轉せず煮釜の水沸騰せざれば業を始むること能はざれば、火夫は工女よりも二三時間も早く起き、火を焚きつくべし、而して始めは火力を弱くし、漸次瀧罐の暖るに従て火勢を強むべし。此の瀧罐なるものは取扱悪しければ、往々破裂して甚しき損害を來たすのみならず、非常の惨状を招く、火夫の任も亦輕からざるなり。即ち毎朝火を焚きはじむる前に汽罐中の水の有無を檢し、是より製絲釜に通ふ管等を悉く查閱すべし、又た夕刻製絲の業終れば汽罐に水を容れ、火爐及び風門等を掃除して翌日の準備を欠くべからず、而して汽罐の燃料は、薪木なれば十五六日毎に火爐を一度づゝ掃除して、烟筒は六ヶ月毎に煤拂をなし、石炭を焚く時は三日若しは四日毎に一回づゝ掃除し、烟筒は毎日一度づゝ爲すべし。又火夫は常に火を焚くの傍ら諸器械に油を注入することに怠るべからず、尙ほ中村氏が記したる製絲汽罐の取扱ひを掲ぐれば、能く熟讀あるべし。

い 罐体
ほ 焚火口の扉
ろ 汽室(スチームベース)
は 焚口
に 吸氣口
ほ 焚火口の扉
へ 側水管(グラスウォートルゲーブ)
と 漏汽嘴(フウスコツク)
ち 檢汽器(スチームメートル)
り 安全瓣(セーフチーヴアルヴ)

わ 泥孔(スラッシュホール)
れ カラン
か 嘴筒
よ 嘴筒の真
た 貯水器
ね よを上下せしむる器

ぬ汽笛(ファイトル)
る蒸汽元のバイア

第六節 製絲汽罐取扱心得

な元車に接する調車及調革
ら罐体を包む煉瓦

一 檢水管は一日中屢々吹出しを行ひ、グラスへの通路を清潔にすべし。

二 安全瓣は少なくも一日に一度は検査すべし、安全瓣の重きに過ぐるか又は其働きの自由ならざる時は、最も恐るべき災を來す者とす。

三 汽壓針は之と連絡するコツクは汽罐と通路を塞けば、空氣の通路を開く仕掛けになし、之に由て時々開塞して指針を零度に下らしめ、又昇らしめて其の十分に働きを爲すや否やを驗するを良とす。

四 排出管のコツクは汽罐掃除の節取外し、検査して且つこれを取附けるときは決して水の漏れざる様注意すべし。

五 注水瓣も汽罐掃除の節取外しして検査し、且つまた之を取附たる時は決して水の漏れざる様に注意すべし。

六 鎔銓は汽罐掃除の節検査し、之に附着する水垢等あらば能く搔落すべし、然らざれば危急の際その働きをなさること往々あり、鎔銓とは通汽罐に螺附したる、真鍮筒に挿入したる錫製の圓錐形なり、若し罐の水減して將さに通火罐に達せんとするときは、錫先づ鎔解し水及び蒸氣を吹き出さしめ、火を消し、以て汽罐の破裂を防ぐ。

七 可成石炭を節儉せん爲め汽罐内外を清潔にすべし、若し水量多きときは火量を薄くし、火床上全面にて燃焼せしむべし、爐の兩邊にて交番に燃燒せしむる時は、火煙の通路を防ぎ易し。

八 急に蒸氣を起すは罐の爲めに宜しからず、成るべく徐にすべし。且檢水管に水頭の現はれざる内には決して點火すべからず、壓力大なる時は決して罐を空虚になすべからず、必ず汽罐並に煉瓦壁等の冷却を待ちて、水を放出せしむべし。毎月一度は必ず汽罐を掃除すべし、但用水不潔なるときは、再度これを行ふべし、又毎月一度通火管を掃除し、鐵板の接際または孔の覆等の所より漏出し、又は潤出等あれば之を止むべし、殊に直接に火に當る諸部分漏罐不用に屬することなり。此時若し罐内の水を全く明け出し、之を乾かしむること出来難ければ、寧ろ十分罐に水を満し、此中に洗濯曹達の少量を投入し置くべし。

九 水面餘り下り過るときは直ちに火を搔き出すの規則とす、然れども其の時若し水量多き時は、或は鐵板既に赤熱し居る時濕れたる炭滓、または手近にある土にて火を覆ひ、且つダンバを塞くべし。此時器械運轉中なれば、又送水ポンプにて水を罐に入し居るも、別に此等を止むるに及はず、併し此時休止中なれば、新に運轉又は送水を始むべからず、且つ又全く火消へ赤熱したる板の全く冷るまでは、蒸氣の吹出を行ふべからず。

大橋乙羽君編 第一和洋禮式

六郵拾金一正
錢稅錢貳冊價
頁五二一菊洋
餘十百冊判裝

藤本藤蔭君編

博文館編輯局編

第二版第拾茶湯と生花

參第拾實用料理法

岸上質軒君編

第三版第拾家政案內

九家政案內

第四版第拾衣服曲獨稽古

九衣服曲獨稽古

第五版第拾裁縫と編物

八裁縫と編物

第六版第拾博文館編輯局編

七博文館編輯局編

八博文館編輯局編

九博文館編輯局編

第十博文館編輯局編

十一博文館編輯局編

十二博文館編輯局編

十三博文館編輯局編

十四博文館編輯局編

十五博文館編輯局編

十六博文館編輯局編

十七博文館編輯局編

十八博文館編輯局編

十九博文館編輯局編

二十博文館編輯局編

二十一博文館編輯局編

二十二博文館編輯局編

二十三博文館編輯局編

二十四博文館編輯局編

二十五博文館編輯局編

二十六博文館編輯局編

二十七博文館編輯局編

二十八博文館編輯局編

二十九博文館編輯局編

三十博文館編輯局編

三十一博文館編輯局編

三十二博文館編輯局編

三十三博文館編輯局編

三十四博文館編輯局編

三十五博文館編輯局編

三十六博文館編輯局編

三十七博文館編輯局編

三十八博文館編輯局編

三十九博文館編輯局編

四十博文館編輯局編

四十一博文館編輯局編

四十二博文館編輯局編

四十三博文館編輯局編

四十四博文館編輯局編

四十五博文館編輯局編

四十六博文館編輯局編

四十七博文館編輯局編

四十八博文館編輯局編

四十九博文館編輯局編

五十博文館編輯局編

五十一博文館編輯局編

五十二博文館編輯局編

五十三博文館編輯局編

五十四博文館編輯局編

五十五博文館編輯局編

五十六博文館編輯局編

五十七博文館編輯局編

五十八博文館編輯局編

五十九博文館編輯局編

六十博文館編輯局編

六十一博文館編輯局編

六十二博文館編輯局編

六十三博文館編輯局編

六十四博文館編輯局編

六十五博文館編輯局編

六十六博文館編輯局編

六十七博文館編輯局編

六十八博文館編輯局編

六十九博文館編輯局編

七十博文館編輯局編

七十一博文館編輯局編

七十二博文館編輯局編

七十三博文館編輯局編

七十四博文館編輯局編

七十五博文館編輯局編

七十六博文館編輯局編

七十七博文館編輯局編

七十八博文館編輯局編

七十九博文館編輯局編

八十博文館編輯局編

八十一博文館編輯局編

八十二博文館編輯局編

八十三博文館編輯局編

八十四博文館編輯局編

八十五博文館編輯局編

八十六博文館編輯局編

八十七博文館編輯局編

八十八博文館編輯局編

八十九博文館編輯局編

九十博文館編輯局編

九十一博文館編輯局編

九十二博文館編輯局編

九十三博文館編輯局編

九十四博文館編輯局編

九十五博文館編輯局編

九十六博文館編輯局編

九十七博文館編輯局編

九十八博文館編輯局編

九十九博文館編輯局編

一百博文館編輯局編

一百零一博文館編輯局編

一百零二博文館編輯局編

一百零三博文館編輯局編

一百零四博文館編輯局編

一百零五博文館編輯局編

一百零六博文館編輯局編

一百零七博文館編輯局編

一百零八博文館編輯局編

一百零九博文館編輯局編

一百一〇博文館編輯局編

一百一一博文館編輯局編

一百一〇博文館編輯局編

一百一三博文館編輯局編

一百一四博文館編輯局編

一百一五博文館編輯局編

一百一六博文館編輯局編

一百一七博文館編輯局編

一百一八博文館編輯局編

一百一九博文館編輯局編

一百二十博文館編輯局編

一百二十一博文館編輯局編

一百二十二博文館編輯局編

一百二十三博文館編輯局編

一百二十四博文館編輯局編

一百二十五博文館編輯局編

一百二十六博文館編輯局編

一百二十七博文館編輯局編

一百二十八博文館編輯局編

一百二十九博文館編輯局編

一百三十博文館編輯局編

一百三十一博文館編輯局編

一百三十二博文館編輯局編

一百三十三博文館編輯局編

一百三十四博文館編輯局編

一百三十五博文館編輯局編

一百三十六博文館編輯局編

一百三十七博文館編輯局編

一百三十八博文館編輯局編

一百三十九博文館編輯局編

一百四十博文館編輯局編

一百四十一博文館編輯局編

一百四十二博文館編輯局編

一百四十三博文館編輯局編

一百四十四博文館編輯局編

一百四十五博文館編輯局編

一百四十六博文館編輯局編

一百四十七博文館編輯局編

一百四十八博文館編輯局編

一百四十九博文館編輯局編

一百五十博文館編輯局編

一百五十一博文館編輯局編

一百五十二博文館編輯局編

一百五十三博文館編輯局編

一百五十四博文館編輯局編

一百五十五博文館編輯局編

一百五十六博文館編輯局編

一百五十七博文館編輯局編

一百五十八博文館編輯局編

一百五十九博文館編輯局編

一百六十博文館編輯局編

一百六十一博文館編輯局編

一百六十二博文館編輯局編

一百六十三博文館編輯局編

一百六十四博文館編輯局編

一百六十五博文館編輯局編

一百六十六博文館編輯局編

一百六十七博文館編輯局編

一百六十八博文館編輯局編

一百六十九博文館編輯局編

一百七十博文館編輯局編

一百七十一博文館編輯局編

一百七十二博文館編輯局編

一百七十三博文館編輯局編

一百七十四博文館編輯局編

一百七十五博文館編輯局編

一百七十六博文館編輯局編

一百七十七博文館編輯局編

一百七十八博文館編輯局編

一百七十九博文館編輯局編

一百八十博文館編輯局編

一百八十一博文館編輯局編

一百八十二博文館編輯局編

一百八十三博文館編輯局編

一百八十四博文館編輯局編

一百八十五博文館編輯局編

一百八十六博文館編輯局編

一百八十七博文館編輯局編

一百八十八博文館編輯局編

一百八十九博文館編輯局編

一百九十博文館編輯局編

一百九十一博文館編輯局編

一百九十二博文館編輯局編

一百九十三博文館編輯局編

一百九十四博文館編輯局編

一百九十五博文館編輯局編

一百九十六博文館編輯局編

一百九十七博文館編輯局編

一百九十八博文館編輯局編

一百九十九博文館編輯局編

二〇〇博文館編輯局編

二〇一博文館編輯局編

二〇二博文館編輯局編

二〇三博文館編輯局編

二〇四博文館編輯局編

二〇五博文館編輯局編

二〇六博文館編輯局編

二〇七博文館編輯局編

二〇八博文館編輯局編

二〇九博文館編輯局編

二一〇博文館編輯局編

二一一博文館編輯局編

二一二博文館編輯局編

二一二博文館編輯局編

二一三博文館編輯局編

二一四博文館編輯局編

二一五博文館編輯局編

二一六博文館編輯局編

二一七博文館編輯局編

二一八博文館編輯局編

二一九博文館編輯局編

二二〇博文館編輯局編

二二一博文館編輯局編

二二二博文館編輯局編

二二三博文館編輯局編

二二四博文館編輯局編

日用百科全書

六郵拾金一正
錢稅錢貳冊價
頁五二一菊洋
餘十百冊判裝

編八廿第一	編七廿第二	編六廿第三	編五廿第四	編參廿第五	編貳廿第六	編壹廿第七	編拾貳第八	編九拾第九	編拾八第十	編七拾第十一	編六拾第十二	編五拾第十三
工 業 大 意	畫 法 自 在	致 富 要 訣	日常行爲法則	化粧品製造法	書 法 自 在	作 業 大 意	森 一 兵 君 編	平 田 純 一 郎 君 編	岸 上 質 軒 君 編	柳 井 絅 齋 君 編	聲 曲 自 在	博 文 館 編 輯 局 編

歌舞聲曲は、たゞに咽喉の發達を善くして、臍脇を整ふに止まらず、無限の趣味快樂あり、語るもの共に娯むべし。今や優美高尚にして、兼て有益なる遊戲漸く時勢に歡迎せらるんとす。斯道に篤志の士、本書に由らば師を求むるの苦を要せずして得る所多からん。

本書は本欄を『詩の學問』と『詩の作法』とに二大別し、前者に於ては詩の定義、起原、變遷、分類等を詳叙し、後者に於ては近體古體の平仄式及作法を項を分ちて詳説す。其の他作詩裏話、詩韻一班詩、詩格一班等の目を設けて詩に關する一切の事項を網羅す。

世に文法語格を教ふるの書は、汗牛充棟も啻ならず雖も、作文の大本骨法に關する心得となるべき事ごとも難録したるもの少なし、是れ豈一大欠點に非らずや、本書は専ら普通文を作るの知識を教へんか爲めに、比較研究の方を用ひ、要誤大法を説述して細大餘蘊なきなり。

商人普通の知識を最も平易流暢に説き示し、坐して文明的商戦場の冥土官を涵養訓練するの方法は、收めて本書の中にある。著者は高等商業學校の教科目に則り、具さに各科目を説き明かし、且つ總ての商業用文書は盡く實物を集めて一も漏さず、附錄として之を添へたり。

本書は、圍碁の原始、將棋の起原を始めとして、順次、沿革、新古の定跡より、批評註釋、圖解、其他巨細靡遺して剩す所なく、加ふるに鼈頭に於て趣味ある事項を摘録したり、且つ附するに陸陸物稽古を以てしたるが故に、興味津然紛々たる在來の書を其選を異にせり。

本書は、和歌の起原、沿革變遷より始めて、和歌の種類、和歌の心得、文法大意、假字遣、枕辭、和歌書方、屏風貼方、歌會、作例等に至る迄、各部門を分ちて、詳細に演述したり。されば眞に歌詠んとする者の爲には、こよなき良書と云ふべし。

編八廿第一	編七廿第二	編六廿第三	編五廿第四	編參廿第五	編貳廿第六	編壹廿第七	編拾貳第八	編九拾第九	編拾八第十	編七拾第十一	編六拾第十二	編五拾第十三
工 業 大 意	畫 法 自 在	致 富 要 訣	日常行爲法則	化粧品製造法	書 法 自 在	作 業 大 意	森 一 兵 君 編	平 田 純 一 郎 君 編	岸 上 質 軒 君 編	柳 井 絅 齋 君 編	聲 曲 自 在	博 文 館 編 輯 局 編

本書は、和歌の起原、沿革變遷より始めて、和歌の種類、和歌の心得、文法大意、假字遣、枕辭、和歌書方、屏風貼方、歌會、作例等に至る迄、各部門を分ちて、詳細に演述したり。されば眞に歌詠んとする者の爲には、こよなき良書と云ふべし。

本書は、六藝の一なり以て姓名を記するに足る者は、英雄拙を敵ふの大言のみ、此書今書法の變、詳述して漏らさず以て各軸諸道の要に至り指授講解せざるなし世の書を學ぶに志あるもの、先づ之に因りて大意を了し、而して後法帖に臨せば、以て縱横變化の妙を盡すべし、

天地は廣し、宇宙は大なり、豈に秘術奇法の驚き且つ怪しむべきもの之れなからんや、今此奇妙々幻妙不思議の法術を、一々學理に照して解釋し、算錄して秘術傳法と名づく讀者若し之を繙ひは神法魔術仙授を待たずして自ら悟るとを得ん。

人間の此世に處する其日常の行爲に就て、壹一定の法則の之を律するなからんや、丸尾法學士本編を説述して極めて詳密、讀者自ら整然たる約束は讀者以て坐右の銘さすなべし、

陶朱猗頓の富、蓋し甚富を致すば原あり、ロスチャイルド、カアンダービルト富亦豈に其原無らんや、此編之れが源を説いて極めて詳密、讀者を指導して正に富の門に入らしむ、苟も巨富を致さんとする者請ふ一本を購ふて其秘訣を知り玉へ。

本書は電氣、機械、造家、造船、鐵道、土木、礦業、造兵、應用、化學、採鑄冶金等の各科に付き、各專門學士の擔當を分ち毎科精密なる圖書を挿入したもの、凡そ世の工業に志ある者は、何人もみな一本を備ふべきものなり。

日用百科全書

六郵拾金一正價
錢稅錢貳冊
頁餘五百二十
冊菊洋判裝

書全科百用日

六郵拾金一正
錢稅錢貳冊價

冊拾五部全

頁五二一菊洋
餘十百冊判裝

博館發行農業類書

肥農栽培植物產業製造
農學士木下義道君著農學士楠巖君著
農學士思田鐵彌君著農學博士稻垣時敬君著
農學士奧田貞衛君著農學博士本多靜六君著
農學士佐々木祐太郎君著農學士高見長恒君著
農學士井上正賀君著農學博士稻垣乙丙君著
農學博士稻垣乙丙君著農學博士稻垣乙丙君著
農學博士稻垣乙丙君著農學博士稻垣乙丙君著

農學士木下義道君著全壹冊上製五拾錢郵稅拾
農學士楠巖君著全壹冊上製五拾錢郵稅拾
農學士思田鐵彌君著全壹冊上製五拾錢郵稅拾
農學博士稻垣時敬君著全壹冊上製五拾錢郵稅拾
農學士奧田貞衛君著全壹冊上製五拾錢郵稅拾
農學博士本多靜六君著全壹冊上製五拾錢郵稅拾
農學士佐々木祐太郎君著全壹冊上製五拾錢郵稅拾
農學士高見長恒君著全壹冊上製五拾錢郵稅拾
農學士井上正賀君著全壹冊上製五拾錢郵稅拾
農學博士稻垣乙丙君著全壹冊上製五拾錢郵稅拾
農學博士稻垣乙丙君著全壹冊上製五拾錢郵稅拾
農學博士稻垣乙丙君著全壹冊金六拾錢郵稅六錢
農學博士稻垣乙丙君著全三冊金廿五錢郵稅拾錢

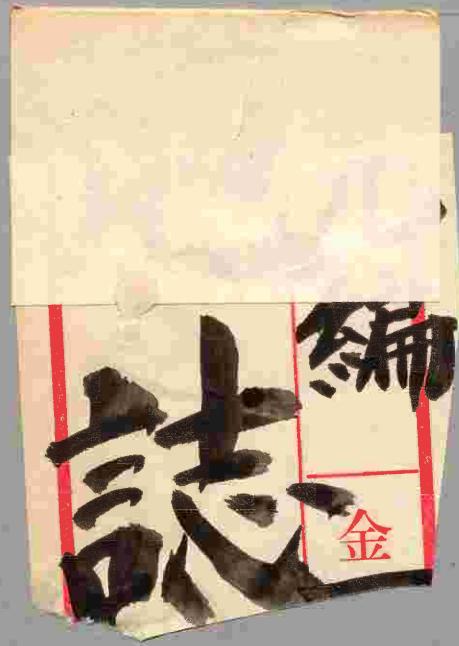
様

横山源之助編

金

二百

養殖虫と製菓





群馬県立図書館



0495850-0